明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十一年二月二十七日

○国会 第百七十一回 衆議院会議録 第十一号（一）

平成二十一年二月二十七日（金曜日）

平成二十一年二月二十七日
午後三時　本会議

○本日の会議に付した案件

平成二十一年度一般会計予算
平成二十一年度特別会計予算
平成二十一年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後三時二分開議

○議長（河野洋平君）　これより会議を開きます。

○谷公一君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算、平成二十一年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成二十一年度一般会計予算
平成二十一年度特別会計予算
平成二十一年度政府関係機関予算

○議長（河野洋平君）　平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算、平成二十一年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長衛藤征士郎君。

平成二十一年度一般会計予算及び同報告書
平成二十一年度特別会計予算及び同報告書
平成二十一年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号（二）に掲載〕

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君　ただいま議題となりました平成二十一年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月十九日本委員会に付託され、二月二日財務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌三日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、いわゆる地方公聴会、公聴会、分科会、参考人質疑を行うなど、慎重に審査を重ね、本日、締めくくり質疑の後、採決をいたしたものであります。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成二十一年度一般会計予算の規模は八十八兆五千四百八十億円であり、前年度当初予算に対して六・六％の増加となっております。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は五十一兆七千三百十億円であり、前年度当初予算に対して九・四％の増加となっております。

歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を七兆九千四百六十億円上回る三十三兆二千九百四十億円で、公債依存度は三七・六％となっております。

特別会計予算については、二十一の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百六十九兆四千二百四十九億円となっております。

政府関係機関予算については、三機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十五兆八千六百三十二億円で、前年度当初計画に対して一四・四％の増加となっております。

審査においては、財政・金融政策、経済・景気対策、社会保障政策、雇用問題、外交・国際関係、公務員制度改革、麻生内閣の方針など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、本日質疑を終局いたしましたところ、日本共産党から、平成二十一年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、笠井亮君から趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して鈴木恒夫君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、民主党・無所属クラブを代表して細野豪志君から政府原案及び動議に反対の意見が、公明党を代表して池坊保子君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、日本共産党を代表して笠井亮君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して阿部知子君から政府原案及び動議に反対の意見が、それぞれ述べられました。

引き続き採決を行いました結果、動議は否決され、平成二十一年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。逢坂誠二君。

〔逢坂誠二君登壇〕

○逢坂誠二君　逢坂誠二でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました平成二十一年度政府関係予算三案に対し、反対の立場から討論をいたします。（拍手）

まず、冒頭に申し上げたいことがございます。

それは、本日の衆議院予算委員会でございますけれども、私どもは、まだまだ議論すべき点がある、まだまだこれは審議をしっかりしなければならない、そう主張しておりましたけれども、委員長の職権により最終的に質疑が終局した、まことに残念であり、このことに対して強く抗議を申し上げます。

さて、具体的な内容に入ってまいりますが、二〇〇八年十月から十二月期の我が国の実質ＧＤＰは、年率マイナス一二・七％、歴史的なマイナス成長を記録しました。このマイナスの成長は、アメリカ発の経済危機に起因するものでありますが、当のアメリカはマイナス三・八％、ユーロ圏でもマイナス五・七％であり、日本よりもはるかに景気後退の度合いは低いものとなっておりますす。

日本がこれほどに深い痛手を負った原因の一つは、日本が外需頼みの経済を転換できずに来たことであります。

自民党政権は、この数年間の緩やかな景気回復が構造改革の成果であると喧伝してきましたが、結局、欧米のバブルに依存したもの、その景気回復であったことが、このたびくしくも証明されたわけであります。

日本が深手を負ったもう一つの原因は、政府・自民党のトップに立っている人たちの危機意識が余りにも乏しいことにあります。

最初に危機が起きたときに、与謝野大臣は、日本経済にとってハチが刺した程度のショックにすぎないと発言されました。そして、昨日やっと、私ども民主党の鈴木克昌議員の指摘によって、見通しの甘さを認められたようでありますけれども、余りにも認識がずれていると言わざるを得ません。

麻生総理に至っては、本年二月になっても、百年に一度の危機と繰り返し発言をしながら、日本経済は、大変だ大変だと言う割には、ほかの先進国と比べ、そんなに大変じゃないと発言、危機意識が完全に欠如していることを露呈しました。就任当初、景気の麻生などと自称されていましたが、信じられないほどの経済音痴であることが示されたわけであります。そのため、経済対策も、ツーリトル・ツーレートかつ的外れなメニューしか示せていないのであります。

本予算案について言えば、二〇〇九年度の実質経済成長率について、日本銀行がマイナス二％、ＩＭＦがマイナス二・六％と予測する中で、予算の前提をゼロ成長と、危機感ゼロの予測に基づいて編成を行ったこと一つをとってみても、経済対策たり得ないことが明白であります。そんなお粗末な予算案であるがゆえ、審議中にもかかわらず、補正予算編成が既に既定路線化する始末であります。

本予算案の問題点は、前提となる経済成長の見通しの甘さ、それにとどまりません。危機的な経済情勢に対応するため今求められているのは、霞が関の既得権益を打破して、予算構造を根本から転換し、大胆な資源配分を行うことであります。しかしながら、本予算案は、従来の予算構造の域を一歩も出ることができておりません。

まず、道路特定財源制度についてであります。

道路中心の資源配分は時代おくれであるという国民の声に押され、福田前総理の時代に、税制抜本改革時に廃止をし、二十一年度から一般財源化、暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取り組み、地方の道路の整備の必要性、国、地方の厳しい財政状況を踏まえて検討と公約したはずであります。

しかし、麻生総理は、道路族の圧力に屈したのか、道路予算の歳出構造にはほとんど手をつけることができませんでした。多くの国民は、環境や福祉に使うことのできる財源になると期待をしていたはずであります。しかし、総理は、その期待にこたえることもなく、一般財源化を果たしたと強弁をしております。暫定税率に至っては、検討すらせず、道路族の圧力の前に屈し、福田前総理の公約を事実上破棄したのであります。

基礎年金の国庫負担二分の一の引き上げについても同様であります。

平成十六年度の年金改正法で、政府・自民党は、所要の安定財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいずれかの年度に基礎年金国庫負担を二分の一に引き上げると約束したはずであります。

しかし、指導力のない麻生総理に税制の抜本改革などできるわけもなく、財政投融資特別会計の埋蔵金で当座をしのぐこととし、法律に定めた約束をほごにしたわけであります。

このように、公約を破棄し、資源配分の転換を全くなし遂げられなかった予算案に、経済対策として効果が期待できないことは自明であります。

また、公約を破ったことで国民の信頼をも失う結果を招いたことは、当然の帰結であります。国民の信頼が得られない政権に、予算構造の転換などなし遂げられようがありません。

しかも、麻生総理は、たび重なる発言のぶれによって、国民の信頼をさらに失ってきました。数ある発言のぶれの中でも決定的だったと思われるのは、郵政民営化についてであります。

二月五日の予算委員会で、二〇〇五年当時のことについて、麻生総理はこう言っています。「最後までサインをしなかったためにもめました。私だけサインしなかったから。」「内閣の一員としてという話が出ましたので、私としては最終的にサインをした」と答弁しておきながら、週がかわっ

た二月九日の委員会では、総務大臣になって「二年の間に、自分なりに勉強させていただいて、最終的に民営化には賛成をしました。」と百八十度違う答弁をし、国会の混乱を招くと同時に、国民を驚愕させました。

そして、郵政民営化の見直しに言及しながら、前回衆議院選挙で郵政民営化を争点に掲げて獲得した三分の二の議席を使おうとする姿勢について、小泉元総理からも批判を浴び、自民党内すら掌握できていないことが白日のもとにさらされたのであります。

さらに、中川前財務大臣がG7終了後の記者会見にろれつが回らない酩酊状態で出席し、全世界に醜態をさらし、日本の威信を大きく傷つけた事件での対応により、麻生総理の指導力の欠如のみならず、危機管理能力の欠如も明白となりました。

当初、続投を指示したものの、明くる日の予算委員会直前になって予算案衆議院通過後の辞任を了承、ところが、野党のみならず与党からも批判が噴出したことで、結局は即刻辞任するという迷走を見せました。

麻生総理に従わないのは与党議員にとどまりません。その象徴は、官僚が天下りを繰り返す、わたりをめぐる一件であります。

我が党の反対で再就職等監視委員会がスタートできなかったことにより、実は、わたりは全面禁止となったはずであります。しかし、昨年末、麻生総理は、堂々と法律に違反をして、わたりを認める政令を閣議決定しました。これは政令を作成した霞が関のクーデターであり、麻生総理が霞が関を全くコントロールできていない姿が公となりました。

民主党の政令廃止要求に対し、麻生総理は、廃止しないとの答弁を繰り返しましたが、政令廃止は当然との世論に押され、わたりと天下りをことしいっぱいで廃止する政令をつくることにしたいと予算委員会で答弁されました。

しかし、皆さん、これで本当にわたりや天下りはなくなるのでありましょうか。そんなことはありません。

民主党は、予算委員会で、ＯＢ間で天下り団体の指定席を引き継ぐ、天下りとわたりを行う裏ルートの存在を再三指摘してきました。この裏ルートこそが天下りとわたりの本丸である可能性が高いと思われますが、麻生総理は調査すら後ろ向きな答弁に終始してきました。このような弱腰姿勢では、天下りやわたりの根絶などできるはずもなく、一部の高級官僚は高笑いをしていることでありましょう。

さて、皆さん、コロンビア大学のジェラルド・カーティス教授は、ＮＨＫの番組の中でこんなことを言っております。政治家の武器と言えるのは言葉なんですというふうに言っております。政治家の武器と言えるのは言葉なんですと言っているわけであります。一方、与謝野大臣は、麻生総理の言葉に関しては落第点をつけざるを得ないと発言をされております。つまり、麻生総理は政治家としての武器を失った、すなわち政治家としての資質を失った、そう言わざるを得ないのではないでしょうか。

また、本日の予算委員会で、私が、麻生総理に、なぜ新聞を読まないのですかとお伺いいたしました。総理から新聞を読まない理由についてる述べられたわけでありますけれども、皆さん、一国のトップリーダーが新聞を読まないことを公言する、こんな驚きの事実はあってよいのでしょうか。

私は、ぜひ総理に申し上げたい。せめて、本日二月二十七日付の朝日新聞の社説を読んでいただきたい。きょう二月二十七日付の朝日新聞の社説を読めば、総理がこれからおとりになるべき道、その明確なプログラムが書かれておりますので、ぜひともお読みいただきたい。そのことを御進言申し上げます。

党内をコントロールできない、霞が関もコントロールできない、そして何よりも国民の八割が支持をしていないという歴史的な不支持率を記録している麻生総理が組んだ予算には、何も期待ができません。麻生総理は、国民の最大の関心事は景気対策と繰り返しおっしゃいますけれども、国民の信頼を失った総理には、その力はありません。今や解散・総選挙が最大の景気対策であることを指摘し、私の反対討論を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　小島敏男君。

〔小島敏男君登壇〕

○小島敏男君　自由民主党の小島敏男です。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となっております平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算、平成二十一年度政府関係機関予算、以上三案に対しまして、賛成の討論を行いたいと思います。（拍手）

まず初めに、今反対討論をした逢坂議員の話を聞いていて、本当に憤りを感じました。私も予算委員会の理事をしていますけれども、今回の予算委員会というのは、一昨年の予算委員会よりも超えた審議時間を持っています。ですから、十分な審議をしたと私は理解をしているんですけれども、その中身というのは、麻生総理を攻撃したり、または中川大臣を攻撃したり、そういう問題ばかりなんですよ。

それで、今の話がありましたけれども、きょうの予算委員会で話し合った、新聞をなぜ読まないか。麻生総理は読まないと言ったでしょう、さっき。そんなことはないんですよ。麻生総理の答弁というのは、私は、ちゃんと記事があって、書いた人の名前が書いてあるやつは読みますと言っているんですよ。今の話じゃ、全然新聞を読まないということを言っているんですけれども、そんなことはありません。ただ単に、自民党を攻撃するためのそういう反対討論。

日本の代表として行くのは、麻生総理以外にはないわけですから、そうでしょう。オバマ大統領に会いに行ったのも、まさか民主党の代表が行くわけにいかないでしょう。そうでしょう。ロシアのメドベージェフと話し合うのだって、やはり麻生総理でしょう。

国民が誇りと自信を持って日本の国のトップと

して認めているわけですから、それを国会の場であれだけけなすということは、私には到底理解ができません。反対をするならば、もう少し品格のいい反対をしてください。

私は、それに対して、本論に入りたいと思います。

昨年の九月のリーマン・ショックに端を発した国際金融市場の混乱は、かつてないほどの危機となって我が国を襲っています。国内総生産の大幅な悪化、日経平均株価のバブル後最安値更新、大企業による相次ぐ大規模な人員整理の発表、実施など、景気は悪化の一途をたどり、雇用不安が増大しています。（発言する者あり）民主党で言っている人、反対討論を我々は静かに聞いていたよ。何ですか。三日月さん、何言っているんですか。

こうした情勢に対応するため、麻生総理は、第一次補正、第二次補正、二十一年度予算と、合わせて総額七十五兆円規模の経済対策を発表しております。このうち、財政面の措置だけでＧＤＰ比で計算すると約二％、これは欧米諸国の経済対策に引けをとらない水準になっており、麻生総理の掲げる大胆、果敢な経済対策に日本経済の未来が託されていると言っても過言ではありません。

しかし、残念ながら、現在の国会は急激な経済の悪化に即応できているとは言えません。特に参議院では、生活が第一をうたう民主党などの野党が、国民を不況から救うのではなく、政府・与党を困らせ、自分たちへの支持を得ようと政局を第一の国会運営を行い、二次補正関連の財源確保法が送付から何と一カ月半たった今でも議決されず、都道府県や市町村を初め、特に国民生活に重大な影響を与えています。

日本を危機から救うための処方せんが示されているのに実施されない、国民にとってこれ以上の不幸はありません。国民の多くが、暮らしへの不安とスピード感のない政治に対する不満を胸に抱えながら日々の生活を送っていることを、私たち政治家は改めて胸に刻み込まなければなりません。賛成、反対があることは当然ですが、結論を出さないのは政治の怠慢であります。無党派の増加は、国民の政治への絶望のあらわれではないでしょうか。与野党の枠を超え、政治に携わる者がひとしく自省すべきことではないでしょうか。

以下、本予算に賛成する主な理由を申し述べます。

まず、本予算には、国民生活と日本経済を守るための大胆な施策が盛り込まれております。

具体的には、非正規労働者の方々への雇用保険給付の適用範囲拡大などの雇用対策、ドクターヘリの配備地域拡大などの医師確保・救急医療対策、出産育児一時金を四万円引き上げることなどが挙げられております。

また、地方経済と地方の雇用を守るため地方交付税を一兆円増額したほか、一兆円の経済緊急対応予備費を創設しております。

行政の無駄や非効率を放置したまま次世代に負担を先送りするだけでは、国民の皆様の信頼を得ることができません。本予算案が、自民党の無駄撲滅ＰＴの指摘等も踏まえながら、無駄削減を図っていることは高く評価できます。

また、戦後五十年以上続いた道路特定財源についても、長年の懸案であった一般財源化へ向け、第一歩を踏み出しております。

さらに、財政規律の確保と社会保障の安心強化に向けた政府の意思が強く示されている点も賛成の理由の一つでございます。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し述べました。

百年に一度と言われている今回の同時不況は、この先どのような展開になるのか、専門家の意見も分かれています。

麻生総理は、あらゆる手を打って大胆にスピードを持って景気が回復するよう、命がけで頑張ると発言をしております。

このように歴史に残る大きな節目に、国の方向性を議論する場である国政に皆さんとともに参加できることは、国民から選ばれた者として大変大きな責任を感じています。

本年一月五日から国会が召集されたのも、一日も早く予算を成立させ、冷え切った実体経済を動かし、国民の期待にこたえるようにするためでございます。

野党の要求する審議時間、先ほどお話ししましたように、十分に配慮し、ようやく麻生総理の掲げる経済対策の中核をなす本予算案を採決するときがやってまいりました。もはや一刻の猶予も残されておりません。一日も早い成立を強く期待し、賛成討論といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君　私は、日本共産党を代表して、二〇〇九年度総予算三案に反対の討論を行います。（拍手）

来年度予算に求められていることは何でしょうか。

厳しい雇用情勢や日本経済の急速な落ち込みの中で、国民の暮らしと経済はますます深刻の度を増しております。安定した雇用と失業者の救済、社会保障、中小企業、教育の拡充、農業の再生を図るなど、内需を拡大する経済に本腰を入れて踏み出すことこそ必要なのであります。

ところが、本予算案は、第一に、経済悪化を緊急に食いとめ、暮らしと内需回復に役立つ方策がありません。第二に、米軍再編と自衛隊の海外派兵体制づくりを本格的に進めるものであり、第三に、大企業、大資産家のための減税を一層拡大するものであります。

まさに、国民の悲鳴にはこたえず、アメリカ言いなり、大企業の利益優先にしがみついた予算であり、到底認めることはできません。

しかも、昨日、河村官房長官が、今年度第二次補正予算関連法案の成立後に、来年度の補正予算を含む追加経済対策の策定を指示すると述べました。

これは、本予算案では景気対策はできない欠陥予算であることを自認するものであり、このまま押し通すことは許されないのであります。だからこそ、我が党は、景気悪化に歯どめをかけ、内需主導の経済に踏み出すことを中心とした抜本的組

み替え動議を提案いたしました。この方向こそ今必要だと強く主張するものであります。

ことしの予算審議の焦点となった雇用問題で、我が党は、大企業による相次ぐ派遣切り、解雇の実態を告発するとともに、三つの提案をしてきました。

第一に、派遣切り、期間工切りによって職を失ったすべての人々に、住居、生活、再就職の支援を行うこと、第二に、これ以上の大量解雇の被害者を出さないために、大企業への本腰を入れた監督指導を行うこと、第三に、二度とこうした政治災害を起こさせないための労働者派遣法の抜本改正であります。

内部留保の活用で大企業に雇用を守る社会的責任を果たさせよとの我が党の質問に、政府も、経営者団体等々を通じて要請を強くしたいと答弁しました。違法な派遣契約については直接雇用に改めさせる指導を徹底するとも答弁しました。しかし、その実行は全く不十分であり、大企業の横暴は放置されたままなのであります。

経営の危機にある中小企業の問題でも、我が党は、大企業による下請いじめを防止するためのあらゆる実効ある手だてを講じること、中小企業の仕事起こしを支援すること、メガバンクによる貸し渋り、貸しはがしをやめさせることを提起しました。しかし、下請法に基づく取り締まりも、仕事起こしの施策も、メガバンクへの監督指導も全く不十分であります。

審議の中で、麻生総理は郵政民営化を見直すと述べ、鳩山総務大臣も三位一体の改革の失敗に言及するなど、構造改革路線を反省するかのような発言が繰り返されました。しかし、実際には、その路線は撤回せず、骨太方針二〇〇六に基づく社会保障費抑制政策は維持し、年金からの保険料天引きが丸一年となった後期高齢者医療制度の見直しも手をつけていません。

その一方で、極めて明確に打ち出されたのが消費税増税方針であります。所得税法改正案の附則に、消費税増税法案を二〇一一年度までに成立させる方針を明記したのであります。そして、麻生総理と与謝野大臣が二〇一〇年の国会に法案を提出すると明言したことは、極めて重大と言わなければなりません。社会保障のための財源などといって庶民に大増税を押しつけることは、言語道断であります。

さらに、予算審議中に訪米した麻生総理が、日米首脳会談において、日米同盟の強化で合意しました。その路線のもとで、新たな日米協定が結ばれ、沖縄・辺野古沖への米軍新基地の建設を進め、米国領土内のグアムでの米軍基地建設にまで日本国民の税金をつぎ込もうとしています。断じて認められません。

今や、麻生政治に対する国民の不満と怒りの声は高まり、内閣不支持率は八割にも上っているのであります。麻生内閣に政権を担う資格なしと言わねばなりません。このことを厳しく指摘し、速やかに総選挙で国民の信を問うことを強く求めて、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　江田康幸君。

〔江田康幸君登壇〕

○江田康幸君　公明党の江田康幸でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算、そして平成二十一年度政府関係機関予算、以上三案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

我が国経済及び世界経済は、今、大きな試練に立たされております。昨年秋以降の金融危機はなおおさまりを見せておらず、さらに、実体経済も猛烈な勢いで悪化をしておるわけでございます。昨年十―十二月期のＧＤＰが年率マイナス一二・七％となるなど、その規模、スピードはこれまでにないものであり、また、株価も低迷を続けております。

国会に議席を有する私たちに求められるのは、今まさに、百年に一度という経済の非常事態であるとの認識に立ち、この難局に立ち向かっていく覚悟なのであります。

私たち政府・与党は、昨年秋の金融危機の勃発以降、累次にわたって経済対策を取りまとめ、必要な対策を適切に打ってまいりました。これらの対策を合わせると、財政面で十二兆円、金融面で六十三兆円、合計七十五兆円に上ります。

これら一連の対策に盛り込まれた施策は、可能なものは実行に移しつつありますが、経済対策の効果をより実効性のあるものとしていくためには、さきに成立している平成二十年度第一次補正予算、第二次補正予算とあわせて、本議題となっている平成二十一年度本予算の年度内成立を図り、四月一日より、切れ目なく執行していくことが重要であります。

そうした観点から、本日このように予算案が衆議院で採決されることの意義は極めて大きく、この点に関しては、国民の負託を受けた国会としての役割、責務を果たし得るものではないかと考えます。

しかしながら、他方、参議院においては、いまだ第二次補正予算関連法案のうち、財源の裏打ちとなる財政投融資特会繰り入れ特例法案の採決がなされていないことは、まことに遺憾であります。

一月二十七日の補正予算成立から一体何日が経過したのか。実に一カ月もの時間が過ぎてしまっているのであります。そのために、家計への支援である定額給付金も実行できない、高速道路料金の引き下げもできない、子育て応援手当や妊産婦健診の拡充など子育て支援策もできない、そして、地域における雇用対策もすべて進まないのであります。

何も手が打てなければ、経済はさらに深刻化していきかねません。特に、参議院の第一党である民主党の姿勢は、国民生活を犠牲にして、ただただ政局第一と批判されても仕方がない極めて無責任きわまりないものであるということを、この際、改めて強く指摘をしておきたいと思います。

以下、本予算案に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成する第一の理由は、世界的な金融危機、経済危機の中にあって、国民生活を守るための施策を大胆に実行するための重要な予算であるということであります。

雇用対策では、第二次補正予算と連動し、切れ目なく対策を講じるため、例えば、雇用保険の非正規雇用者への適用範囲の拡大や保険料の引き下

げ、雇用調整助成金による雇用維持の取り組み支援、さらには、雇用創出を図る観点から、地域雇用創出推進費五千億円を含めた地方交付税一兆円の増額等々、最大限の措置を講じております。

緊急の対策を要する医師確保・救急医療対策についても、地域の救急医療機関への支援拡充やドクターヘリの配備拡大などに努めております。

また、本年一月から三十八万円に引き上げられた出産育児一時金を十月からは四十二万円に拡充することとしており、第二次補正予算における妊産婦健診の十四回無料化とあわせて出産育児支援を大きく拡充したことは、高く評価するものであります。

また、住宅用太陽光発電の導入補助金として新たに二百億円を計上し、約十三万五千世帯への設備導入費用を支援します。

そのほか、奨学金の拡充、防災対策の拡充など、国民生活を守るための施策への重点化が図られており、国民生活の安全、安心に欠かすことのできない予算なのであります。

賛成する第二の理由は、厳しい経済状況を突破し、日本経済を守り、さらには、将来に向けた成長につながる施策に対しての予算を重点化している点でございます。

まず重要なのは、地域の力、地域の持つ底力の発揮であります。

地方交付税の増額に加え、地域のインフラ等を図るための地域活力基盤創造交付金九千四百億円を創設、さらに食料自給率向上に向けた支援策の拡充など、重点的に配分されております。

成長力の強化も欠かせない課題であります。

基礎研究や最先端の研究開発支援の充実、革新的太陽光発電など世界をリードする環境エネルギー技術の研究開発支援の拡充など、将来を見据えた施策への重点化が図られております。

経済危機に対応するため、金融面においても、中小企業金融支援の拡充や金融機能強化法による政府保証枠の確保など万全な措置を講じるとともに、税制面でも、過去最大規模の住宅ローン減税、環境に優しい自動車への自動車重量税・取得税の大幅減税、中小企業等の軽減税率の引き下げ、欠損金の繰り戻し還付の復活など、一兆円規模の減税を講じることとしており、財政面での措置と相まって、景気経済に大きな効果を発揮するものと考えます。

賛成する第三の理由は、厳しい経済状況の中で、歳出改革、徹底した無駄の排除に取り組むとともに、財政投融資特別会計の金利変動準備金の活用など、財政健全化にも十分に配慮したものとなっている点であります。

本予算案では、例えば、公益法人向け支出の約四割削減や防衛関係費における約二千八百億円のコスト縮減などを図るとともに、公務員のタクシー代や広報経費などの三割以上の削減を初め、とかく批判があった行政の無駄遣いに徹底してメスを入れます。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

今、大事なことは、政局争いでもなければパフォーマンスでもありません。国民の生活を守り、そして、今そこにある危機を乗り越えるためのスピード感ある決断、そして実行なのであります。

最後に、公明党は、これからも日本を取り巻く困難な状況の打開に全力を挙げて取り組んでいく決意である、そのことを申し上げ、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　阿部知子君。

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君　社会民主党の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、二〇〇九年度政府予算三案に反対する立場から討論を行います。（拍手）

まず、予算の責任者である中川前財務・金融大臣の国際的醜態と審議途中での辞任、国民に心から語る言葉を持たない麻生首相のぶれ続きの答弁、加えて、かんぽの宿問題に象徴される民営化、改革利権の疑惑も、いまだその全容は解明されておりません。審議はまだまだ不十分であり、本日採決をすること自体に反対です。

さて、麻生内閣が生活経済防衛予算と位置づけている二〇〇九年度予算は、過去最大の予算規模に膨らんでいます。しかし、進行する地球温暖化に加えて、未曾有の金融、経済、雇用の危機を前に、大きな時代の転換点として、まず国民の安心、安全を確保し、日本の将来、子供たちの未来を切り開くための予算とはほど遠いものです。

以下、具体的に反対の理由を申し上げます。

第一の理由は、年金を初めとする社会保障の空洞化に何ら対処せぬままに、消費税増税に道を開く予算であることです。

非正規雇用に対しての企業の社会的責任を問わず、不足する社会保障財源を消費税に置きかえるのは、余りに不公平かつ不公正です。

第二の理由は、既に破綻した社会保障費の自然増二千二百億円の抑制目標が今もって継続されていることです。

国民の批判の高い後期高齢者医療制度は廃止されず、医療や介護の崩壊を食いとめるための処方せんも全くありません。雇用調整助成金の拡充などが織り込まれてはいますが、派遣切りの悲鳴がこだまする中、急速に悪化している雇用対策としては全く不十分です。

第三の理由は、道路特定財源の一般財源化が骨抜きに終わってしまったことです。

新設される一兆円規模の地域活力基盤創造交付金は、福田前首相が打ち出した生活者財源でもなく、麻生首相が明言した地方が自由に使える資金でもなくなってしまっています。

第四の理由は、米軍絡みの予算が大幅にふやされていることです。

在日米軍再編関係経費は六百八十九億円と、〇八年度当初の三・六倍になっています。今後、米軍再編が本格化する中で、米軍関連の負担が膨大なものに膨れ上がる可能性があります。

第五の理由は、一兆円の経済緊急対応予備費です。

支出には原則事後の国会承認が必要とはいえ、予備費の増加は、予算支出での政府の裁量拡大にもつながりかねません。何よりも、総選挙直前の

最後のばらまきの原資になりかねないと思います。

そのほか、九年連続マイナスの農林水産業予算、借金頼みの地方財政等々多くの問題が含まれており、自公政権によるつじつま合わせの予算はもう限界です。

以上、二〇〇九年度政府予算三案に反対する理由を申し述べました。

最後に、今、政治に求められていることは、エネルギー政策を大胆に転換し、金融、外交、環境面で、アジアを初めとする全世界との国際協調と連帯を進めることです。また、貧困が拡大する中、子供たちそのものを支援する福祉や農業、医療、教育、環境分野を中心とする、いのちとみどりの公共投資、ヒューマン・ニューディールを進め、国民生活再建、内需主導型の経済構造を確立していくべきと考えます。

なお、共産党提出の撤回のうえ編成替えを求めるの動議については、残念ながら、十分に検討する時間的余裕もなく、現段階で反対せざるを得ないことを表明し、私の反対討論を終わります。

（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　平成二十一年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（河野洋平君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（河野洋平君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百六十六

可とする者（白票）　三百三十三

否とする者（青票）　百三十三

○議長（河野洋平君）　右の結果、平成二十一年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成二十一年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　安次富　修君
安倍　晋三君　阿部　俊子君
逢沢　一郎君　愛知　和男君
赤池　誠章君　赤城　徳彦君
赤澤　亮正君　秋葉　賢也君
麻生　太郎君　甘利　明君
新井　悦二君　井澤　京子君
井上　喜一君　井上　信治君
井脇ノブ子君　伊藤　公介君
伊藤信太郎君　伊藤　忠彦君
伊藤　達也君　伊吹　文明君
飯島　夕雁君　石崎　岳君
石田　真敏君　石破　茂君
石原　伸晃君　石原　宏高君
稲田　朋美君　稲葉　大和君
猪口　邦子君　今井　宏君
今津　寛君　今村　雅弘君
岩永　峯一君　岩屋　毅君
宇野　治君　上野賢一郎君
浮島　敏男君　臼井日出男君
江崎　鐵磨君　江崎洋一郎君
江渡　聡徳君　江藤　拓君
衛藤征士郎君　遠藤　武彦君
遠藤　利明君　遠藤　宣彦君
小川　友一君　小此木八郎君
小里　泰弘君　小野　次郎君
小野　晋也君　小野寺五典君
小渕　優子君　尾身　幸次君
越智　隆雄君　近江屋信広君
大島　理森君　大塚　高司君
大塚　拓君　大野　松茂君
大野　功統君　大村　秀章君
太田　誠一君　岡下　信子君
岡部　英明君　岡本　芳郎君
奥野　信亮君　加藤　勝信君
加藤　紘一君　嘉数　知賢君
海部　俊樹君　鍵田忠兵衛君
梶山　弘志君　金子　一義君
金子　恭之君　亀井善太郎君
亀岡　偉民君　鴨下　一郎君
川崎　二郎君　川条　志嘉君
河井　克行君　河村　建夫君
瓦　力君　木原　誠二君
木原　稔君　木村　太郎君
木村　隆秀君　木村　勉君
木村　義雄君　岸田　文雄君
北川　知克君　北村　茂男君
北村　誠吾君　久間　章生君
倉田　雅年君　小泉純一郎君
小池百合子君　小坂　憲次君
小島　敏男君　小杉　隆君
木挽　司君　後藤　茂之君
古賀　誠君　後藤田正純君
河野　太郎君　高村　正彦君
河本　三郎君　近藤　基彦君
近藤三津枝君　佐藤　剛男君
佐田玄一郎君　佐藤ゆかり君
佐藤　勉君　斉藤斗志二君
佐藤　錬君　坂本　剛二君
坂井　学君　桜井　郁三君
坂本　哲志君　笹川　堯君
櫻田　義孝君　清水清一朗君
清水鴻一郎君　塩谷　立君
塩崎　恭久君　実川　幸夫君
七条　明君　柴山　昌彦君
篠田　陽介君　下村　博文君
島村　宜伸君　金子善次郎君
金子　恭之君　上川　陽子君
亀井善太郎君　亀岡　偉民君
鴨下　一郎君　川崎　二郎君
川条　志嘉君　河井　克行君
河村　建夫君　瓦　力君
木原　誠二君　木原　稔君
木村　太郎君　木村　隆秀君
木村　勉君　木村　義雄君
岸田　文雄君　北川　知克君
北村　茂男君　北村　誠吾君
久間　章生君　倉田　雅年君
小泉純一郎君　小池百合子君
小坂　憲次君　小島　敏男君
小杉　隆君　木挽　司君
後藤　茂之君　後藤田正純君
河野　太郎君　高村　正彦君
河本　三郎君　近藤　基彦君
近藤三津枝君　佐藤　剛男君
佐田玄一郎君　佐藤ゆかり君
佐藤　勉君　斉藤斗志二君
佐藤　錬君　坂本　剛二君
坂井　学君　桜井　郁三君
坂本　哲志君　笹川　堯君
櫻田　義孝君　清水清一朗君
清水鴻一郎君　塩谷　立君
塩崎　恭久君　実川　幸夫君
七条　明君　柴山　昌彦君
篠田　陽介君　下村　博文君
島村　宜伸君

新藤　義孝君　　菅　義偉君
菅原　一秀君　　杉浦　正健君
杉田　元司君　　杉村　太蔵君
鈴木　馨祐君　　鈴木　俊一君
鈴木　淳司君　　鈴木　恒夫君
関　芳弘君　　薗浦健太郎君
園田　博之君　　田中　和徳君
田中　良生君　　田野瀬良太郎君
田村　憲久君　　平　将明君
高市　早苗君　　髙木　毅君
髙鳥　修一君　　竹下　亘君
竹本　直一君　　武田　良太君
武部　勤君　　棚橋　泰文君
谷　公一君　　谷垣　禎一君
谷川　弥一君　　谷畑　孝君
谷本　龍哉君　　玉沢徳一郎君
中馬　弘毅君　　津島　雄二君
土屋　品子君　　土屋　正忠君
寺田　稔君　　とかしきなおみ君
戸井田とおる君　　渡海紀三朗君
土井　亨君　　土井　真樹君
徳田　毅君　　冨岡　勉君
中川　秀直君　　中川　泰宏君
中谷　元君　　中根　一幸君
中野　清君　　中野　正志君
中森ふくよ君　　中山　太郎君
中山　成彬君　　中山　泰秀君
仲村　正治君　　永岡　桂子君
長崎幸太郎君　　長島　忠美君
長勢　甚遠君　　並木　正芳君

二階　俊博君　　丹羽　秀樹君
丹羽　雄哉君　　西川　京子君
西川　公也君　　西野あきら君
西村　明宏君　　西村　康稔君
西銘恒三郎君　　西本　勝子君
額賀福志郎君　　根本　匠君
野田　聖子君　　野田　毅君
葉梨　康弘君　　萩生田光一君
萩山　教嚴君　　萩原　誠司君
橋本　岳君　　馳　浩君
鳩山　邦夫君　　浜田　靖一君
早川　忠孝君　　林　潤君
林　幹雄君　　林田　彪君
原田　憲治君　　原田　令嗣君
原田　義昭君　　平井たくや君
平口　洋君　　平沢　勝栄君
平田　耕一君　　広津　素子君
深谷　隆司君　　福井　照君
福岡　資麿君　　福田　峰之君
藤井　勇治君　　藤田　幹雄君
藤野真紀子君　　二田　孝治君
船田　元君　　古川　禎久君
古屋　圭司君　　保利　耕輔君
細田　博之君　　堀内　光雄君
馬渡　龍治君　　牧原　秀樹君
増原　義剛君　　町村　信孝君
松島みどり君　　松浪健四郎君
松浪　健太君　　松野　博一君
松本　純君　　松本　文明君
松本　洋平君　　三ッ林隆志君

三ッ矢憲生君　　三原　朝彦君
御法川信英君　　水野　賢一君
宮腰　光寛君　　宮澤　洋一君
宮路　和明君　　宮下　一郎君
武藤　容治君　　村上誠一郎君
村田　吉隆君　　望月　義夫君
茂木　敏充君　　盛山　正仁君
森　英介君　　森　喜朗君
森山　裕君　　森山　眞弓君
やまぎわ大志郎君　　矢野　隆司君
谷津　義男君　　安井潤一郎君
保岡　興治君　　柳澤　伯夫君
柳本　卓治君　　山内　康一君
山口　俊一君　　山口　泰明君
山崎　拓君　　山中　燁子君
山本　明彦君　　山本　公一君
山本　幸三君　　山本　拓君
山本ともひろ君　　山本　有二君
与謝野　馨君　　吉田六左エ門君
吉野　正芳君　　若宮　健嗣君
渡辺　具能君　　渡辺　博道君
渡部　篤君　　赤羽　一嘉君
赤松　正雄君　　井上　義久君
伊藤　渉君　　池坊　保子君
石井　啓一君　　石田　祝稔君
上田　勇君　　漆原　良夫君
江田　康幸君　　遠藤　乙彦君
大口　善徳君　　太田　昭宏君
神崎　武法君　　北側　一雄君
佐藤　茂樹君　　斉藤　鉄夫君

否とする議員の氏名

安住　淳君　　赤松　広隆君
池田　元久君　　石川　知裕君
石関　貴史君　　泉　健太君
市村浩一郎君　　岩國　哲人君
内山　晃君　　枝野　幸男君
小川　淳也君　　小沢　一郎君
小沢　鋭仁君　　大串　博志君
大島　敦君　　大畠　章宏君
太田　和美君　　逢坂　誠二君
岡田　克也君　　岡本　充功君
奥村　展三君　　加藤　公一君
金田　誠一君　　川内　博史君
川端　達夫君　　河村たかし君
菅　直人君　　吉良　州司君
黄川田　徹君　　菊田真紀子君
北神　圭朗君　　楠田　大蔵君
玄葉光一郎君　　小平　忠正君
小宮山泰子君　　小宮山洋子君
古賀　一成君　　後藤　斎君
郡　和子君　　近藤　昭一君
坂口　力君　　田端　正広君
高木美智代君　　高木　陽介君
谷口　和史君　　谷口　隆義君
富田　茂之君　　西　博義君
東　順治君　　福島　豊君
冬柴　鐵三君　　古屋　範子君
桝屋　敬悟君　　丸谷　佳織君
中村喜四郎君　　西村　真悟君
平沼　赳夫君

近藤　洋介君　佐々木隆博君　山口　壯君　山田　正彦君
笹木　竜三君　階　猛君　山井　和則君　山内　道義君
篠原　孝君　下条　みつ君　横光　克彦君　柚木　道義君
神風　英男君　末松　義規君　吉田　泉君　横山　北斗君
鈴木　克昌君　仙谷　由人君　和田　隆志君　笠　浩史君
園田　康博君　田島　一成君　渡辺　周君　鷲尾英一郎君
田嶋　要君　田名部匡代君　赤嶺　政賢君　渡部　恒三君
田村　謙治君　高井　美穂君　笠井　亮君　石井　郁子君
高木　義明君　高山　智司君　佐々木憲昭君　穀田　恵二君
武正　公一君　津村　啓介君　塩川　鉄也君　志位　和夫君
筒井　信隆君　寺田　学君　吉井　英勝君　高橋千鶴子君
土肥　隆一君　中井　洽君　菅野　哲雄君　阿部　知子君
中川　正春君　仲野　博子君　辻元　清美君　重野　安正君
長島　昭久君　長妻　昭君　日森　文尋君　照屋　寛徳君
長安　豊君　西村智奈美君　江田　憲司君　保坂　展人君
野田　佳彦君　羽田　孜君　前田　雄吉君　滝　実君
鉢呂　吉雄君　鳩山由紀夫君　渡辺　喜美君　横路　孝弘君
原口　一博君　伴野　豊君
平岡　秀夫君　平野　博文君
福田　昭夫君　藤井　裕久君
藤村　修君　古川　元久君
古本伸一郎君　細川　律夫君
細野　豪志君　馬淵　澄夫君
前原　誠司君　牧　義夫君
松木　謙公君　松野　頼久君
松原　仁君　松本　大輔君
松本　剛明君　松本　龍君
三日月大造君　三谷　光男君
三井　辨雄君　村井　宗明君
森本　哲生君　山岡　賢次君

○谷公一君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤松正雄君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔赤松正雄君登壇〕

○赤松正雄君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る個人住民税の税率軽減措置の延長、環境への負荷の少ない新車の取得に係る自動車取得税の税率軽減措置の創設、軽油引取税、自動車取得税等の一般財源化等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算する等平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として地域雇用創出推進費を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行い、また、公営企業の廃止等に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるための地方債の発行を認め、市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため地方特例交付金を拡充し、あわせて、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改める等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月二十四日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十六日及び本日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田中和徳君。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び同報告書

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔田中和徳君登壇〕

○田中和徳君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案は、平成二十一年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例措置を定めるとともに、平成二十一年度及び二十二年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、予算で定めるところにより、財投特会から一般会計へ繰り入れる臨時の特例措置を定めるものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅ローン減税制度の適用期限の延長、拡充を図るとともに、土地の譲渡益の特別控除制度の創設等を行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十二日当委員会に付託され、十六日中川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入りました。二十六日には参考人から意見を聴取し、本日麻生内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論の後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　麻生　太郎君
総務大臣　鳩山　邦夫君
法務大臣　森　英介君
外務大臣　中曽根弘文君
財務大臣　与謝野　馨君
文部科学大臣　塩谷　立君
厚生労働大臣　舛添　要一君
農林水産大臣　石破　茂君
経済産業大臣　二階　俊博君
国土交通大臣　金子　一義君
環境大臣　斉藤　鉄夫君
防衛大臣　浜田　靖一君
国務大臣　甘利　明君
国務大臣　小渕　優子君
国務大臣　河村　建夫君
国務大臣　佐藤　勉君
国務大臣　野田　聖子君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る二十三日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第八九号

平成二十一年二月二十三日

内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

私は、平成二十一年二月二十三日（月）午後八時三十分羽田空港発、二月二十五日（水）午後十時五分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

（要求書受領）

一、去る二十日、内閣から、人事官に千野境子君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、総合科学技術会議議員に青木玲子君を任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、再就職等監視委員会委員長に奥田志郎君を、同委員に石井妙子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君及び森田朗君を任命したいので、国家公務員法第百六条の八第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、公正取引委員会委員に濵田道代君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、預金保険機構監事に飯田小夜子君を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に石島辰太郎君、勝又英子君及び安田喜憲君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、白石小百合君及び前田雅英君を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

（議決通知）

一、去る二十日、本院は、人事官に千野境子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、総合科学技術会議議員に青木玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、再就職等監視委員会委員長に奥田志郎君を、同委員に石井妙子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君及び森田朗君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、公正取引委員会委員に濵田道代君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、預金保険機構監事に飯田小夜子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に石島辰太郎君、勝又英子君及び安田喜憲君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、白石小百合君及び前田雅英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

（理事補欠選任）

一、去る二十日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　玉沢徳一郎君（理事大野松茂君去る十九日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

土屋　正忠君　　馬渡　龍治君
萩原　誠司君　　北村　茂男君
逢坂　誠二君　　松野　頼久君
北村　茂男君　　萩原　誠司君
馬渡　龍治君　　土屋　正忠君
松野　頼久君　　逢坂　誠二君

財務金融委員

辞任

とかしきなおみ君　　安井潤一郎君
松本　洋平君　　松本　文明君
宮下　一郎君　　徳田　毅君
山本　有二君　　西本　勝子君
徳田　毅君　　杉田　元司君
松本　文明君　　長島　忠美君
長島　忠美君　　平　将明君
杉田　元司君　　宮下　一郎君
平　将明君　　松本　洋平君
西本　勝子君　　山本　有二君
安井潤一郎君　　とかしきなおみ君

予算委員

辞任

井上　喜一君　　石原　宏高君
伊藤　公介君　　矢野　隆司君
岩永　峯一君　　赤池　誠章君
臼井日出男君　　清水清一朗君
尾身　幸次君　　木村　太郎君
大野　功統君　　杉田　元司君
木村　隆秀君　　片山さつき君
斉藤斗志二君　　小里　泰弘君
杉浦　正健君　　とかしきなおみ君
園田　博之君　　萩原　誠司君
中馬　弘毅君　　盛山　正仁君
野田　毅君　　広津　素子君
深谷　隆司君　　安井潤一郎君
逢坂　誠二君　　大畠　章宏君
中川　正春君　　高山　智司君
馬淵　澄夫君　　鈴木　克昌君
前原　誠司君　　高木　義明君
池坊　保子君　　赤羽　一嘉君
江田　康幸君　　田端　正広君
笠井　亮君　　吉井　英勝君
杉田　元司君　　武藤　容治君
吉田六左エ門君　　福田　峰之君
仙谷　由人君　　山井　和則君
筒井　信隆君　　三日月大造君
細野　豪志君　　高井　美穂君
吉井　英勝君　　赤嶺　政賢君
片山さつき君　　中野　清君
高木　義明君　　内山　晃君
高山　智司君　　中川　正春君
渡部　恒三君　　岡本　充功君

赤嶺　政賢君　阿部　知子君　糸川　正晃君　仲村　正治君　川内　博史君　赤池　誠章君　石原　宏高君　小里　泰弘君　木村　太郎君　清水清一朗君　土屋　正忠君　とかしきなおみ君　中野　清君　萩原　誠司君　広津　素子君　福田　峰之君　武藤　容治君　盛山　正仁君　矢野　隆司君　安井潤一郎君　内山　晃君　大串　博志君　大畠　章宏君　岡本　充功君　古本伸一郎君　三日月大造君

高橋千鶴子君　保坂　展人君　下地　幹郎君　鈴木　宗男君　岩永　峯一君　井上　喜一君　斉藤斗志二君　尾身　幸次君　臼井日出男君　仲村　正治君　杉浦　正健君　木村　隆秀君　園田　博之君　野田　毅君　吉田六左ェ門君　大野　功統君　中馬　弘毅君　伊藤　公介君　深谷　隆司君　前原　誠司君　馬淵　澄夫君　逢坂　誠二君　渡部　恒三君　細野　豪志君　筒井　信隆君

村井　宗明君　吉田　泉君　赤羽　一嘉君　田端　正広君　塩川　鉄也君　笠井　亮君　阿部　知子君　糸川　正晃君　鈴木　宗男君　小野寺五典君　斉藤斗志二君　菅原　一秀君　園田　博之君　葉梨　康弘君　三原　朝彦君　古田六左ェ門君　渡辺　博道君　逢坂　誠二君　細野　豪志君　江田　康幸君　笠井　亮君　阿部　知子君　糸川　正晃君　吉田六左ェ門君　谷垣　禎一君　若宮　健嗣君　とかしきなおみ君　鈴木　馨祐君　谷垣　禎一君　萩原　誠司君　とかしきなおみ君　安井潤一郎君　牧原　秀樹君　三原　朝彦君　吉田六左ェ門君　園田　博之君　葉梨　康弘君　菅原　一秀君

川内　博史君　仙谷　由人君　池坊　保子君　江田　康幸君　笠井　亮君　盛山　正仁君　渡辺　博道君　谷垣　禎一君　井脇ノブ子君　猪口　邦子君　盛山　正仁君　松本　大輔君　田村　謙治君　福島　豊君　高橋千鶴子君　保坂　展人君　下地　幹郎君　長島　忠美君　萩原　誠司君　とかしきなおみ君　安井潤一郎君　牧原　秀樹君　三原　朝彦君　吉田六左ェ門君　園田　博之君　葉梨　康弘君　菅原　一秀君

議院運営委員

辞任

あかま二郎君　佐々木憲昭君　保坂　展人君　浮島　敏男君　あかま二郎君　佐々木憲昭君　日森　文尋君　保坂　展人君　下地　幹郎君

補欠

浮島　敏男君　穀田　恵二君　日森　文尋君　保坂　展人君　糸川　正晃君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

臼井日出男君　小池百合子君　斉藤斗志二君　坂本　剛二君　下村　博文君　菅原　一秀君　中馬　弘毅君　葉梨　康弘君　吉田六左ェ門君　細野　豪志君

補欠

北村　茂男君　猪口　邦子君　馬渡　龍治君　藤野真紀子君　岡部　英明君　安井潤一郎君　清水清一朗君　矢野　隆司君　赤澤　亮正君　松本　剛明君

前原　誠司君　笠井　亮君　阿部　知子君　辻元　清美君　石井　郁子君　笠井　亮君　辻元　清美君　田名部匡代君　吉井　英勝君　辻元　清美君　高鳥　修一君　原田　憲治君　浮島　敏男君　亀岡　偉民君　大塚　高司君　石井　郁子君　坂井　学君　小池百合子君　坂本　剛二君　葉梨　康弘君　下村　博文君　斉藤斗志二君　臼井日出男君　中馬　弘毅君　吉田六左ェ門君　菅原　一秀君　前原　誠司君　細野　豪志君　笠井　亮君　阿部　知子君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

今井　宏君　萩原　誠司君　平口　洋君　渡部　篤君

補欠

小野　次郎君　長島　忠美君　西本　勝子君　亀岡　偉民君

逢坂　誠二君
長島　忠美君
小野　次郎君
亀岡　偉民君
永岡　桂子君
西本　勝子君
松野　頼久君

財務金融委員
辞任
宮下　一郎君
山本　有二君
小沢　鋭仁君
北神　圭朗君
西本　勝子君
武藤　容治君
菊田真紀子君

予算委員
辞任
石田　真敏君
臼井日出男君
木村　隆秀君
下村　博文君
菅原　一秀君
園田　博之君
深谷　隆司君
吉田六左エ門君
仙谷　由人君
笠井　亮君
近江屋信広君
丹羽　秀樹君

松野　頼久君
永岡　桂子君
今井　宏君
渡部　篤君
萩原　誠司君
平口　洋君
逢坂　誠二君

補欠
武藤　容治君
西本　勝子君
北神　圭朗君
菊田真紀子君
山本　有二君
宮下　一郎君
小沢　鋭仁君

補欠
近江屋信広君
藤野真紀子君
とかしきなおみ君
丹羽　秀樹君
福岡　資麿君
藤井　勇治君
若宮　健嗣君
長島　忠美君
三谷　光男君
穀田　恵二君
広津　素子君
笠井　亮君
鈴木　宗男君
土井　真樹君

藤井　勇治君
藤野真紀子君
三谷　光男君
赤池　誠章君
とかしきなおみ君
長島　忠美君
広津　素子君
石田　真敏君
福岡　資麿君
盛山　正仁君
園田　博之君
若宮　健嗣君
仙谷　由人君
臼井日出男君
穀田　恵二君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
石田　真敏君
木村　隆秀君
下村　博文君
菅原　一秀君
園田　博之君
深谷　隆司君
渡辺　博道君
仙谷　由人君
前原　誠司君
笠井　亮君
阿部　知子君
糸川　正晃君
近江屋信広君

補欠
平　将明君
藤野真紀子君
福岡　資麿君
木原　誠二君
近江屋信広君
山内　康一君
武藤　容治君
泉　健太君
田村　謙治君
佐々木憲昭君
菅野　哲雄君

山内　康一君
盛山　正仁君
西村智奈美君
下村　博文君
木村　隆秀君
吉田六左エ門君
石田　真敏君
菅原　一秀君
臼井日出男君
園田　博之君
深谷　隆司君
仙谷　由人君
笠井　亮君
安井潤一郎君

木原　誠二君
平　将明君
山内　康一君
泉　健太君
田村　謙治君
佐々木憲昭君
塩川　鉄也君
照屋　寛徳君
上野賢一郎君
若宮　健嗣君
篠原　孝君
照屋　寛徳君
広津　素子君
土井　真樹君
園田　康博君
永岡　桂子君
石田　真敏君
永岡　桂子君
高井　美穂君
園田　博之君
下村　博文君
福岡　資麿君
藤野真紀子君
武藤　容治君
渡辺　博道君
安井潤一郎君
菅原　一秀君
深谷　隆司君
仙谷　由人君
前原　誠司君
笠井　亮君
阿部　知子君
糸川　正晃君
鈴木　宗男君
高井　美穂君
前原　誠司君
塩川　鉄也君
篠原　孝君
若宮　健嗣君
吉田六左エ門君
菅野　哲雄君
佐々木憲昭君
田村　謙治君
泉　健太君
上野賢一郎君
若宮　健嗣君
三谷　光男君
西村智奈美君
赤池　誠章君
とかしきなおみ君
長島　忠美君
平口　洋君
逢坂　誠二君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任
萩原　誠司君
逢坂　誠二君
新井　悦二君
河村たかし君

補欠
新井　悦二君
河村たかし君
萩原　誠司君
逢坂　誠二君

財務金融委員
辞任
鈴木　馨祐君
とかしきなおみ君
山本　有二君
土屋　正忠君
西本　勝子君
武藤　容治君

補欠
武藤　容治君
土屋　正忠君
西本　勝子君
とかしきなおみ君
山本　有二君
鈴木　馨祐君

予算委員
辞任
小野寺五典君
大野　功統君
木村　隆秀君
笠井　亮君
阿部　知子君
赤嶺　政賢君
照屋　寛徳君
亀井　久興君
飯島　夕雁君
赤池　誠章君
浮島　敏男君
大塚　高司君

補欠
山本ともひろ君
安次富　修君
赤池　誠章君
浮島　敏男君
大塚　高司君
池坊　保子君
田端　正広君
小宮山泰子君
中川　正春君
渡部　恒三君
深谷　隆司君
吉田六左エ門君
大島　敦君
菊田真紀子君
石川　知裕君
照屋　寛徳君
安次富　修君
石川　知裕君
保坂　展人君
大野　功統君
吉田六左エ門君
杉浦　正健君
木村　隆秀君

鍵田忠兵衛君　深谷　隆司君
山本ともひろ君　小野寺五典君
菊田真紀子君　大島　敦君
小宮山泰子君　渡部　恒三君
松本　大輔君　中川　正春君
田端　正広君　池坊　保子君
赤嶺　政賢君　笠井　亮君
保坂　展人君　阿部　知子君
亀井　久興君　糸川　正晃君

議院運営委員
辞任　補欠
佐々木憲昭君　穀田　恵二君
穀田　恵二君　佐々木憲昭君

（議案提出）

一、去る二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特定肝炎対策緊急措置法案（藤村修君外六名提出）

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

農地法等の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一二号）　総務委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定肝炎対策緊急措置法案（藤村修君外六名提出）

（予備的調査報告書写し受領）

一、去る二十五日、予算委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

決算及び平成二十一年度予算に関する予備的調査（中川正春君外百十二名提出、平成二十年衆予調第六号）についての報告書

一、去る二十五日、決算行政監視委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査（長妻昭君外百十一名提出、平成二十年衆予調第七号）についての報告書（第一次）

（質問書提出）

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十一年一月の日韓首脳会談等における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家公務員の退職管理に関する第三回質問主意書（岡本充功君提出）

介護人材確保対策に関する質問主意書（山井和則君提出）

政府代表に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

前財務大臣のバチカン市国内における行状並びに同行者の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
積丹岳における山岳遭難事故に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ロシアおよびカザフスタン等と日本との間の二国間原子力協力協定の交渉に関する質問主意書（保坂展人君提出）
諫早湾干拓農地における農業用水に関する質問主意書（大串博志君提出）
小泉純一郎元首相によるロシア訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
日米外相会談における在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る取り決めに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）
保育制度に関する質問主意書（山井和則君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員赤嶺政賢君提出有明海漁業と干拓地農業の共存・有明海再生に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出高齢者の犯罪に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出日本郵政によるかんぽの宿一括売却の是非等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人子弟らによる投石事件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十一年二月十日提出
質問第一一一号

有明海漁業と干拓地農業の共存・有明海再生に関する質問主意書

提出者　赤嶺　政賢

有明海漁業と干拓地農業の共存・有明海再生に関する質問主意書

有明海漁業と干拓地における営農を真に両立させ、国営諫早湾干拓事業によって、「死の海」と化す危機に瀕している、「宝の海」有明海を再生させるために可及的速やかに潮受堤防の南北の排水門を開門することは喫緊の課題である。

しかるに、有明海異変の原因を不明のままに終わらせたい農林水産省は、何としても潮受堤防の排水門を開門させまいと様々な口実を挙げているが、その一つとして、開門した場合、潮受堤防の防災機能が発揮できなくなる旨、主張している。

従って、ここでは防災問題について以下質問したい。

一　農林水産省は潮受堤防の南北の排水門を常時開門した場合、潮受堤防の防災機能が十分に発揮できなくなると考えているようであるが、ここでいう潮受堤防の防災機能の中身を具体的に明らかにされたい。

二　農林水産省は、おそらく、潮受堤防の排水門を常時開門すると調整池の水位を標高マイナス一メートルに保つことが不可能になるため、①諫早市街地の河川洪水防止効果に支障をきたす、②諫早湾周辺低平地（背後地）の常時の自然排水ができなくなるとともに、洪水時の湛水被害も防止することができなくなる、③海水が入るため潮受堤防内側にガタ土が堆積して周辺地域からの排水の支障となり、ちょっとした雨でも一帯が水浸しとなるので、以前のように人力でガタ土を排除しなければならなくなると考えていると思われるが、上記以外に、常時開門により発揮できなくなる防災機能はあるのか。あるとすれば具体的に明らかにされたい。

三　農林水産省は、潮受堤防の排水門を常時開門すると、上記①に挙げたように、諫早市街地の河川洪水防止効果に支障をきたすと主張するが、調整池の水位を標高マイナス一メートルとなるように管理することにより、本明川河口から三、五キロメートル以上上流の諫早市街地における洪水対策としても機能すると考える根拠と理由を明らかにされたい。

四　諫早市役所が発行した『諫早水害誌』では、「河口潮位を色々に変えてQ＝一四五〇㎥／ｓｅｃを使用し、不等流計算により洪水面を追跡したところ、いずれの場合も大体二キロメートル付近で一定の水位に収斂することが分った」とされている。つまり、本明川河口が満潮でも干潮でも、河口から二キロメートルさかのぼると、洪水の水位は潮位と無関係になるという計算結果が出ているが、農林水産省は、この『諫早水害誌』の記述についてはどのように考えているのか。この計算結果等が正しくないと考えるのであれば、その具体的な根拠と理由を明らかにされたい。

五　国土交通省は、調整池のマイナス一メートル管理には諫早市街地の河川洪水防止効果があると考えているのか。効果があるというのであれば、具体的根拠と理由を明らかにされたい。

また、効果がないというのであれば、諫早市街地の河川洪水を防止するためには何が必要であると考えているのか明らかにされたい。

六　農林水産省は、潮受堤防の排水門を常時開門すると、上記②に挙げたように、諫早湾周辺低平地（背後地）の常時の自然排水ができなくなると考えていると思われるが、そのように考える根拠と理由を明らかにされたい。

常時、つまり降雨が日常的なもの程度であれば、農作物の湛水被害もないはずであるから、これを急いで排水する必要はないと考えられる。常時（平常時）においても背後地のための調整池のマイナス一メートル管理をしなければならないとする具体的根拠と理由を明らかにされたい。

七　農林水産省は、潮受堤防の排水門を常時開門すると、上記②に挙げたように、諫早湾周辺低平地（背後地）の洪水時の湛水被害も防止することができなくなると主張するが、潮受堤防の閉め切り後も、諫早湾周辺低平地においては以下のような湛水被害が発生している。

具体的には、一九九七年五月（浸水面積は一五七ヘクタール）、同年六月（九八ヘクタール）、同年七月（一二〇〇ヘクタール）、同年八月（五六〇ヘクタール）、同年一一月（一一三ヘクタール）、一九九九年六月（五〇ヘクタール）、同年七月（四三五ヘクタール）、同年八月（二二ヘクタール）、同年九月（一一五九ヘクタール）、同年九月（七三ヘクタール）、二〇〇一年七月（一一三一ヘクタール）、二〇〇四年五月（四一ヘクタール）、二〇〇五年九月（六ヘクタール）、二〇〇六年四月（一〇四ヘクタール）、同年六月（五九九ヘクタール）、同年八月（一ヘクタール）、二〇〇七年七月（二五〇ヘクタール）という状況である。

農林水産省は、この事実について把握しているのか。

八　潮受堤防の閉め切り前の一九八二年から一九九六年の一五年間の湛水被害は七回であったにもかかわらず、潮受堤防の閉め切り後の一九九七年と一九九九年には各々五回の湛水被害が発生し、実に一一年間に一七回の湛水被害が発生している。

農林水産省は、潮受堤防閉め切り後に、これだけの湛水被害が生じたのは何が原因であると考えているのか。

九　諫早湾周辺低平地（背後地）において、現在、排水機場はどのくらい設置されているのか。各排水機場が設置された時期、場所（設置箇所）、排水能力について明らかにされたい。

十　現在のように、調整池のマイナス一メートルを管理する場合、農林水産省は、常時（平常時）には、背後地の排水のために全く排水ポンプは必要ないと考えているのか。もし、その場合でも排水ポンプは必要であるとすれば、どの程度のポンプ容量の排水ポンプが必要であると考えているのか、具体的な根拠を示して答えられたい。

十一　潮受堤防の排水門を常時開門した場合、農林水産省は、常時排水のために、どの程度のポンプ容量の排水ポンプが新たに必要になると考えているのか、具体的な根拠を示して答えられたい。

十二　現在のように、調整池のマイナス一メートル管理をする場合、農林水産省は、非常時（諫早大水害級の降雨量を前提とした場合）の背後地の湛水被害を防止するために、今後、背後地に排水機場を設置する予定はあるのか。あるとすれば、どの場所（設置箇所）に、どのくらいの排水能力を備えた排水機場を何台くらい設置する予定であるのか、また、どのような根拠に基づいて、そのような算定をしたのか具体的に明らかにされたい。

十三　潮受堤防の排水門を常時開門した場合、農林水産省は、非常時（諫早大水害級の降雨量を前提とした場合）における背後地の湛水被害を防止するために、どの程度のポンプ容量の排水ポンプが新たに必要になると考えているのか。普段、調整池のマイナス一メートル管理をする場合（十二項の場合）と比較して、排水ポンプ容量を増やさなければならないと考えているのか。そのように考えているのであれば、その具体的な根拠を示して答えられたい。

十四　潮受堤防閉め切り前の一五年間には七回だった湛水被害が、潮受堤防閉め切り後には、一一年間に一七回も湛水被害が発生したことからすると、潮受堤防の存在（開門したとしても南北排水門からしか排水できない）が、背後地の常時排水不良対策としてはマイナスに作用したとも考えられる。最近こそ湛水被害は少なくなったが、それは排水路の整備や排水ポンプの増設の効果であると考えられることから、結局、潮受堤防の存在を前提とした背後地の湛水被害対策としては、豪雨が調整池に流れ込んでいて、かつ、満潮に向かって海側の潮位が調整池よりも高くなると予想される場合は閉門するなど開門操作をしつつ、排水機場を増設して強制排水するほかないのではないか、つまり、前述したような一定の例外的場合以外は、潮受堤防を常時開門しても何ら支障はないと考えられるがどうか。

このような考えに対して、農林水産省の見解を伺いたい。この考えに異論があるとすれば、その根拠を明確に示して答えられたい。

十五　農林水産省は、潮受堤防を常時開門すると、上記③に挙げたように、潮受堤防内側にガタ土が堆積して周辺地域からの排水の支障になると主張するが、佐賀県を始めとして全国どこでも行なわれているように、定期的に重機によって排除すれば容易に解決すると考える。このような考えに対して、農林水産省の見解を伺いたい。この考えに異論があるとすれば、具体的な根拠を明確に示して答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一一号
平成二十一年二月二十日
内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出有明海漁業と干拓地農業の共存・有明海再生に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出有明海漁業と干拓地農業の共存・有明海再生に関する質問に対する答弁書

一について

潮受堤防の防災機能については、主に、台風等による高潮を遮断すること、潮汐（せき）の影響に関係なく調整池の水位を一定に管理し、大雨時の

調整池への排水を速やかに行うことにより、洪水被害の軽減を図ること及び調整池を淡水化することによって背後低平地にある潮遊池等への塩水の進入を防止し、潮風による背後低平地にある農地に対する塩害が抑制されることであると考えている。

二について

一についてでお答えしたとおり、潮受堤防の防災機能については、御指摘の項目以外には、調整池を淡水化することによって背後低平地にある潮遊池等への塩水の進入を防止し、潮風による背後低平地にある農地に対する塩害が抑制されることがあると考えている。

三について

諫早湾の一部を潮受堤防で締め切り高潮を防止するとともに、調整池の水位を標高マイナス一メートルとなるように管理して、潮汐の直接的な影響を受けることなく河川、排水路等から調整池への排水が速やかに行われることにより、大雨時でも洪水被害の軽減が図られるなど、諫早市街地の一部を含む諫早湾周辺地域では、これまでに防災効果が発揮されているところである。

四について

御指摘の「諫早水害誌」の記述については、その計算の根拠となる前提条件が明らかでないことから、お答えすることは困難である。

五について

三についてでお答えしたとおり、潮受堤防を締め切ることにより諫早市街地の一部を含む諫早湾周辺地域に対する防災効果は既に発揮されているところであるが、国土交通省としては、農林水産大臣が決定した調整池の管理水位を基に、平成十七年三月に本明川水系河川整備計画を策定し、これに基づき河川改修の実施、洪水調節施設の建設により、一級河川本明川水系本明川の治水対策を進めているところである。

六について

潮受堤防の排水門を常時開門すれば、調整池の水位が外海の潮位に連動し、調整池への排水が制限されることとなる。

また、潮汐の影響に関係なく調整池への排水が速やかに行われるようにするためには、三についてでお答えしたとおり、調整池の水位を標高マイナス一メートルとなるように管理する必要があると考えている。

七について

御指摘の湛水状況については、平成十八年八月のデータ以外について、長崎県からの聞き取りにより把握している。

八について

昭和五十七年から平成八年までの十五年間に湛水が生じた際、農業関連被害総額が三億円程度以上であったことが七回あったと承知している。

一方、潮受堤防締切り後の平成九年以降は十七回の湛水を確認しているが、農業関連被害総額が同程度以上であったことは三回であると承知している。

また、潮受堤防締切り前の昭和五十七年七月二十三日の日最大一時間降水量九十九ミリメートルの豪雨の際には、農地崩壊が百ヘクタール、床上浸水被害が九百三十戸に及んだが、締切り後、これに匹敵する日最大一時間降水量百一ミリメートルを記録した平成十一年七月二十三日の豪雨の際は、床上浸水被害は大幅に減少し、低平地の水田で一時的に湛水したものの、同日中に湛水が解消しており、このことからも、潮受堤防の締切りにより、湛水の程度は確実に軽減されていると考えている。

九について

現時点における諫早湾周辺地域のすべての排水機場の設置状況は把握しておらず、お答えすることは困難である。

十について

一についてでお答えしたとおり、潮受堤防締切りにより、潮汐の影響に関係なく調整池の水位を一定に管理することが可能となり調整池への排水が速やかに行われるようになるものと承知しているが、水田の汎用化等の観点から、更なる排水改良の強化のため、ポンプの設置を行うこともあるものと考えている。

十一について

平成十五年度に農林水産省九州農政局諫早湾干拓事務所が一定の条件下で検討した結果によれば、潮受堤防の排水門を常時開門するとすれば、吐出量が毎秒〇・一三立方メートルから二・七〇立方メートルまでのポンプが背後低平地の十四地域に合計十五台、吐出量の合計で毎秒十一・五四立方メートル分が必要となるとされている。

十二について

八についてでお答えしたとおり、潮受堤防締切りによる防災効果は既に発揮されていると考えており、現時点では、防災目的で排水機場を設置する予定はない。

十三について

平成十五年度に農林水産省九州農政局諫早湾干拓事務所が一定の条件下で検討した結果によれば、潮受堤防の排水門を常時開門するとすれば、十一についてでお答えした十五台のポンプに加えて、吐出量が毎秒〇・九〇立方メートルから五・八八立方メートルまでのポンプが背後低平地の十四地域に合計三十四台、吐出量の合計で毎秒百四十四・一四立方メートル分が必要となるとされている。

十四について

八についてでお答えしたとおり、潮受堤防締切りによる防災効果は既に発揮されていると考えており、潮受堤防の排水門を常時開門するとすれば、このような効果が失われると考えている。

十五について

潮受堤防の排水門の常時開門については、既に発揮されている防災効果の維持の観点からも、ガタ土の堆積による排水不良の防止の観点からも、適当ではないと考えている。

平成二十一年二月十日提出
質問第一一二号

高齢者の犯罪に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

高齢者の犯罪に関する質問主意書

日本は、他の先進国が経験した事のないスピードで高齢社会を迎えている。「団塊の世代」が六十五歳に達する二〇一二年には、高齢者人口は、三千万人を超す見込みだと言われている。そのような高齢社会にあって、刑法犯で検挙される高齢者が増え、高齢受刑者の割合も増えている。年金、介護、医療、福祉の貧困が高齢者を犯罪に走らせているとの指摘もある。長寿県沖縄の動向も心配である。

以下、質問する。

一　二〇〇六年、二〇〇七年、二〇〇八年に刑法犯で検挙された六十五歳以上の高齢者は全国で何名か、うち沖縄県は何名か、各年毎に明らかにした上で、この様な状況に対する政府の見解を示されたい。

二　一九八八年と二〇〇七年を比較して、高齢者の刑法犯が高齢者人口に占める全国と沖縄県の割合はどのように変化したのか、具体的な割合比を明らかにした上で、この様な変化が生じた理由について政府の見解を示されたい。

三　二〇〇七年の高齢者による刑法犯の中で、全国と沖縄県別に、多い順に犯罪行為の別を明らかにし、また、高齢者刑法犯の男女別にその犯罪傾向を明らかにした上で、沖縄県における高齢者刑法犯の特徴について、どのように認識しているか、政府の見解を示されたい。

四　二〇〇六年、二〇〇七年、二〇〇八年の受刑者全体に占める六十五歳以上の高齢受刑者の割合はいくらか、また、同年のドイツ、イギリス、アメリカの高齢受刑者の割合はいくらかを示した上で、諸外国に比べ、我が国の高齢受刑者の特徴について、どのように認識しているか、政府の見解を示されたい。

五　政府は、高齢者の刑法犯の増加、高齢受刑者の割合増加の原因をどのように分析しているのか、また、その対策をどのように講ずるつもりか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一二号

平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出高齢者の犯罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出高齢者の犯罪に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年及び平成十九年に刑法犯で検挙された高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下同じ。）の人員数は、それぞれ全国で四万六千六百三十七人及び四万八千五百九十七人、沖縄県で三百五人及び二百七十九人である。平成二十年に刑法犯で検挙された高齢者の人員数については、現時点で未集計であり、お答えできない。

平成十八年及び平成十九年を比較した場合、全国については四・二パーセント増加し、沖縄県については八・五パーセント減少しているが、近年、刑法犯で検挙された高齢者の人員数は全国及び沖縄県のいずれにおいても増加傾向にあるものと認識している。

二について

昭和六十三年の全国における高齢者の犯罪者率（人口十万人当たりの刑法犯で検挙された人員数をいう。以下同じ。）は七十一・七人であり、同年の沖縄県における高齢者の犯罪者率は算出することができないが、平成元年及び平成十九年の全国における高齢者の犯罪者率はそれぞれ四十六・三人及び百七十六・九人、沖縄県における高齢者の犯罪者率はそれぞれ二十六・二人及び百二十・三人である。

最近における高齢者の犯罪者率の増加の理由については、個々の高齢者が置かれている社会的状況等が様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

三について

平成十九年における高齢者による刑法犯について罪種別にみると、全国では窃盗が最も多く、次いで占有離脱物横領が多くなっており、これを男女別にみても同様である。沖縄県では窃盗が最も多く、次いで暴行が多くなっているが、男性では窃盗が最も多く、次いで暴行及び傷害が多いのに対し、女性では窃盗が最も多く、次いで詐欺が多い。

沖縄県においても、全国と同様、窃盗で検挙された人員数が全体の六割以上を占めているものと認識している。

四について

六十五歳以上の在所受刑者に関する統計はないが、平成十八年及び平成十九年の六十歳以上の在所受刑者が二十歳以上の在所受刑者に占める割合は、それぞれ十二・三パーセント及び十三・四パーセントであり、平成二十年については、現時点で未集計であり、お答えできない。

また、法務省で把握している限りでは、平成十八年における六十歳以上の在所受刑者が二十一歳以上の在所受刑者に占める割合は、ドイツが三・〇パーセント、イギリスが三・二パーセントとなっており、アメリカについては、五十五歳以上の在所受刑者が二十歳以上の在所受刑者に占める割合は、五・四パーセントとなっている。これらの国々と比較して、我が国の高齢受刑者の割合は高いものと認識している。

五について

高齢者の刑法犯の増加及び高齢受刑者の割合の上昇の背景については、その一つとして高齢者の人口増加があるものと考えられるが、具体的な原因については、個々の高齢者が置かれている社会的状況等が様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

政府としては、個別的な事情を踏まえた適切な事件への対応、防犯ボランティア活動への高齢者の参加促進、刑事施設における高齢受刑者への社会福祉制度等に関する指導、自立が困難で身寄りのない高齢受刑者が出所後直ちに保健医療や福祉に関するサービスを受けることができるようにするための在所中からの計画的な調整等に努めてまいりたいと考えている。

平成二十一年二月十日提出
質問第一一三号

日本郵政によるかんぽの宿一括売却の是非等に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

日本郵政によるかんぽの宿一括売却の是非等に関する質問主意書

昨年十二月、日本郵政が赤字事業売却の一環として、同社が所有するかんぽの宿を株式会社オリックスグループのオリックス不動産に百九億円で売却することを発表したが、鳩山邦夫総務大臣は、政府の総合規制改革会議の責任者であった宮内義彦氏がオリックスの最高経営責任者であることに触れ、「オリックスは立派な会社だが、譲渡に国民が納得するか。出来レースと受け取られかねない。率直にまずいと思う」として、かんぽの宿売却の前提条件である、日本郵政の会社分割に対する総務大臣の認可を出すことに慎重な態度を示していた。その結果、本年二月、日本郵政はオリックス不動産へのかんぽの宿一括売却を白紙に戻すことを決めた。右を踏まえ、質問する。

一　昨年十二月、日本郵政がかんぽの宿をオリックス不動産に一括売却すると発表する以前に、総務省はそのことを知っていたか。

二　かんぽの宿の入札過程について、日本郵政がオリックス不動産と入札を争っていたホテルマネージメントインターナショナル（ＨＭＩ）の入札金額を自ら再計算する等、不透明性が種々指摘されているが、右に対する総務省の見解如何。

三　日本郵政は何を根拠にＨＭＩの入札提示額を六十一億円と推定したのか、総務省として把握しているか。

四　そもそも日本郵政がかんぽの宿を一括売却しようとしたことにつき、総務省としてどの様な見解を有しているか。

五　現在日本郵政は、弁護士や会計士、不動産鑑定士による第三者委員会を設立し、新たな資産売却のルールを決めることを検討していると承知するが、右の検討に、総務省としてどの様な関与をする考えでいるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一三号
平成二十一年二月二十日
内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本郵政によるかんぽの宿一括売却の是非等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日本郵政によるかんぽの宿一括売却の是非等に関する質問に対する答弁書

一について

日本郵政株式会社（以下「会社」という。）が、オリックス不動産株式会社に旧簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百一条の加入者福祉施設（以下「かんぽの宿」という。）を一括売却することを決定したという事実については、平成二十年十二月二十二日に会社より情報提供があった。

二について

かんぽの宿の入札過程については、総務大臣より、会社に対して、本年二月四日に日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十五条第一項の規定に基づく報告を求めたところ、同月十六日に会社からの報告があったので、現在、これを受け、その内容を精査しているところである。

三について

御指摘のホテルマネージメントインターナショナル株式会社の入札額を含め、二について述べた会社からの報告について、現在、その内容を精査しているところである。

四について

会社によるかんぽの宿の一括売却については、現在、二について述べた会社からの報告について精査を行っているところであり、まず、その内容を明らかにする必要があると考えている。

五について

会社は、本年二月十六日に、弁護士、会計士及び不動産鑑定士からなる検討委員会の設置を発表したところであり、総務省としては、当該委員会の検討内容等について、会社から報告を求めていくこととしている。

平成二十一年二月十日提出
質問第一一四号

北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問主意書

北方領土に居住するロシア系住民へ支援物資を届けるべく、本年一月二十七日に根室港を出港した支援物資船（以下、「支援物資船」という。）が、国後島到着後、ロシア側から出入国カードの提出を求められ、同月二十八日、「支援物資船」は国後島への上陸を断念し、根室港に引き返すという事態が発生した。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第七一号）を踏まえ、再質問する。

一　今回「支援物資船」が国後島への上陸を断念し、支援事業が行えないという事態が発生したが、その経緯につき外務省は「前回答弁書」で「外務省としては、ロシア側に対し、昨年末、本年度の人道支援物資供与事業の実施に関して通報し、ロシア側から異存ない旨の回答を平成二十一年一月二十三日に得ていた。しかし、同日、ロシア側から、今次人道支援物資供与事業のための北方四島訪問に際しては、『出入国カード』の提出が必要である旨のロシア連邦政府としての立場が初めて表明されたものである。」と説明している。右答弁にある「昨年末」とはいつか、その具体的な日にちを明らかにされたい。

二　一の答弁にある、本年度の人道支援物資供与事業（以下、「事業」という。）の実施について、外務省が通報したロシア側の担当部局はどこか明らかにされたい。

三　一の答弁には、本年一月二十三日のうちに「事業」実施に異存ない旨の回答と、「事業」実施に際して出入国カードの提出を要求する旨の連

絡の二つがなされたとのことであるが、右の回答と連絡が外務省になされた時刻、方法並びにそれぞれを受けた外務省の部局につき、全て明らかにされたい。

四　一の答弁で外務省は、「事業」実施の通報を昨年末にしていたとのことであるが、その回答がなされたのは本年一月二十三日である。その間の約一ヶ月間、ロシア側から、外務省からの「事業」実施の通報に対し、何の回答、連絡もなされていなかったのか。

五　昨年十月二十日、ビザなし交流で日本を訪問していたロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表のウラジーミル・ノソフ氏が根室市で記者会見（以下、「記者会見」という。）した際に、我が国国民がビザなし交流で北方四島を訪問する際、来年度からロシアの出入国カードへの記入が必要になる旨述べる等、ロシア政府部内で出入国カードの提出を求める動きについては昨年十月のうちに見られており、今回の事態が発生することは、「記者会見」からも十分に予見できたのではないか。外務省の見解如何。

六　「記者会見」がなされた昨年十月から、外務省として出入国カードに関してロシア政府側と十分な協議をしてきたか。出入国カード提出は我が国として受け入れられない等、我が国の立場をきちんと説明し、理解を得る努力をしてきたか。昨年の政府答弁書（内閣衆質一七〇第一五八号、三五七号）では「御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、これまでにロシア連邦政府から外務省に対して求められておらず、外務省として御指摘の発言についてコメントする立場にはない。」、「御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、平成二十年十二月十七日現在までにロシア連邦政府から求められておらず、外務省として御指摘の発言についてコメントする立場にはない。」と、ロシア政府から正式な申し入れがなされていないと、あたかも事態を静観するかのような答弁がなされている。「前回答弁書」では「外務省としては必要な措置を講じていたが、ロシア側が立場を変えたため、やむを得ず今次訪問における人道支援物資供与の中止を決定したものである。」と、外務省としてあくまできちんとした対応をとってきた旨の答弁がなされているが、「記者会見」の直後より、外務省として実際にどの様な対応をとってきたのか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

七　本年一月二十九日付の朝日新聞に、ノソフ氏が同紙の取材に答えた記事が掲載されており、右記事によると、二〇〇二年の連邦法改正により、出入国カードの記入が義務化され、ロシア内務省の移民局が同国の外務省に、連邦法の違反を厳しく指摘する警告がなされていたとノソフ氏は語っている。更にノソフ氏は、ロシア内務省移民局と同国外務省の間で、ビザなし交流の例外扱いは二〇〇八年までとする合意がなされていたと述べているとのことである。前回質問主意書で、右のビザなし交流における出入国カードの取り扱いを巡るロシア政府部内の一連の動きを外務省は把握していたかと問うたところ、「前回答弁書」では「ロシア側は、平成二十一年一月二十三日に至るまでは内部調整に努めていたと承知しているが、御指摘のようなロシア連邦政府内部の動きについて外務省としてコメントする立場にない。」との答弁がなされている。外務省として、出入国カード及びビザなし交流における同カードの例外扱い等を巡るロシア政府部内の一連の動きを正確に把握していたのか。

八　七で、正確に把握していたのなら、本年一月二十三日、同日中にロシア政府より相反する回答が寄せられ、「事業」を中止せざるを得なくなるという事態が発生することは避けられたものと考えるが、外務省の見解如何。

九　七で、正確に把握していなかったのなら、それはなぜか。外務省の情報収集能力が低下していることを表すのか。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一四号
平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省から在日本国ロシア連邦大使館に対し、昨年十二月二十五日に本年度の人道支援物資供与事業の実施に関して通報し、本年一月二十三日に、在日本国ロシア連邦大使館から外務省に対し、異存ない旨の回答が口上書をもってなされた。また、同日、ロシア連邦外務省から在ロシア連邦日本国大使館に対し、今次人道支援物資供与事業のための北方四島訪問に際しては、「出入国カード」の提出が必要である旨の通報が口頭でなされた。同口上書の受領及び「出入国カード」の提出が必要である旨の通報の具体的な時間については、詳細な記録が残されていないことから、お答えすることは困難である。

四から六までについて

昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間、在ロシア連邦日本国大使館からロシア連邦外務省に対し、本年度の人道支援物資供与事業に関する内部調整の状況を確認したところ、調整中である旨の回答があった。また、御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、本年一月二十三日に至るまでロシア連邦政府から求められていなかったところであるが、いずれにせよ、我が国からロシア側に対し、従来どおり、双方の法的立場を害さない形で今次人道支援物資供与事業を実施できるよう申し入れていた。

七から九までについて

先の答弁書（平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第七一号）五及び六についてでお答えしたとおりである。

平成二十一年二月十日提出
質問第一一五号

二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第八〇号）を踏まえ、再質問する。

一　過去に島根県による「竹島の日」を記念する式典（以下、「式典」という。）が行われているが、前回質問主意書で、政府は島根県側より「式典」の案内、招待を受けてきたかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて、確定的にかつ網羅的にお答えすることは困難であるが、政府部内で確認した範囲では、平成十八年、平成十九年及び平成二十年の御指摘の式典について、外務大臣、農林水産大臣、水産庁長官及び外務省アジア大洋州局長に対して案内がなされており、これらの案内に対しては、国会会期中であったこともあり、欠席する旨回答している。」との答弁がなされている。平成十八年から二十年までの「式典」に、右答弁にある外務大臣、農林水産大臣、水産庁長官及び外務省アジア大洋州局長が欠席してきたのは、皆全て国会会期中であることが理由か。または、欠席の理由はそれぞれの人物、年度ごとに異なるか。詳細に説明されたい。

二　「式典」を欠席する理由が「国会会期中である」というのは、具体的にどの様な意味か。国会会期中であることがなぜ「式典」欠席の理由となり得るのか説明されたい。

三　「式典」に対して、政府としてこれまで一の大臣または政府職員の名前で祝電等のメッセージを送っているか。

四　毎年二月七日の「北方領土の日」に、日本各地で北方領土返還要求運動大会が行われ、東京都においても、毎年北方領土返還要求大会が開催されている。右の大会が開催される時期は、国会会期中であると承知するが、それにも関わらず右大会には内閣総理大臣や外務大臣、内閣府沖縄北方担当大臣が出席している理由は何か。

五　本年も二月二十二日、島根県主催で「竹島の日」の記念式典が行われると承知するが、前回質問主意書で、本年の式典の案内、招待を政府は受けているか、受けているのなら、政府部内の誰あてに案内、招待がなされたのか、本年の記念式典には政府としてどの様な関与、協力をする考えでいるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて、確定的にかつ網羅的にお答えすることは困難であるが、政府部内で確認した範囲では、御指摘の式典について、外務大臣、農林水産大臣、水産庁長官及び外務省アジア大洋州局長に対して案内がなされており、これらの案内についてはしかるべく回答する考えである。」との答弁がなされているが、政府として、本年の記念式典にも国会会期中を理由に欠席する考えでいるか。

六　我が国が抱える領土問題は北方領土と竹島に係る問題の二つであるが、それぞれの記念式典に対し、どちらも毎年国会会期中に開催されているのにも関わらず、前者の記念式典に対しては大臣等が出席し、後者に対しては国会会期中を理由に欠席するというのは、政府の対応として矛盾しているのではないか。どちらの式典にも然るべき大臣または政府職員が出席することで、国民世論の喚起等、我が国が抱える領土問題解決に向けた下地が出来てゆくのではないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一五号
平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十一年二月十日内閣衆質一七一第八〇号）三から五までについてでお答えしたとおりであり、これ以上の詳細について明らかにすることは、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を来すおそれ等があることから、差し控えたい。

三について

政府部内で確認した範囲では、御指摘の者がお尋ねのような祝電等を島根県に対して送ったとの記録は確認できなかった。

四及び六について

先の答弁書（平成二十年十月三日内閣衆質一七〇第四号）八についてでお答えしたとおりである。

五について

御指摘の者への案内に対しては、欠席する旨回答している。

平成二十一年二月十二日提出
質問第一一六号

米軍人子弟らによる投石事件に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

米軍人子弟らによる投石事件に関する質問主意書

二〇〇九年二月五日午後四時四十五分頃、米軍キャンプ瑞慶覧に近接する沖縄県北谷町字玉上の民家に同基地内の米軍人子弟らが投石を繰り返し、民家の窓ガラスを割るという器物損壊事件が発生した。民家の居住者によると、米軍人子弟らによる投石は、約十年前から繰り返されており、民家居住者に対し多大な物損及び精神的被害を与えている。

報道によると、去る二月十日、米軍キャンプ瑞慶覧内に居住する米海兵隊員とその子弟らが被害を受けた民家居住者を訪ね、犯行を認めた上で謝

罪したという。しかし、今回の事件は犯行を認め、謝罪したことで一件落着とはならない。民家居住者に対する物損被害の補償、慰謝料の支払い、同種事件の再発防止策の確立が緊急に講じられる必要がある。

以下、質問する。

一　被害民家の居住者は、約十年前から続く投石による器物損壊事件について、過去幾度となく沖縄警察署に被害届を提出している。この間、被害届提出に対して、沖縄警察署はどのような捜査を尽くしてきたのか、政府の認識を明らかにされたい。

二　二〇〇九年二月五日発生の当該器物損壊事件については、犯人の米軍人子弟らがその父親と共に被害者宅を訪れ、犯行を認めた上で謝罪した。この段階における沖縄警察署の捜査の進捗状況を明らかにされたい。また、犯人らが名乗り出て謝罪したのは、当該事件発生当時、犯人らを写真撮影し、被害届と共に動かぬ証拠として提供した被害者の物証が決め手となったものと思われる。政府は、当該事件に関する沖縄警察署と米捜査機関との連携捜査の進捗状況を明らかにされたい。

三　被害者が受けた物損被害、及び約十年に及ぶ投石事件に対する慰謝料、並びに投石防止のための植樹やトタン製のひさし設置費用等、全ての損害賠償と再発防止に係る費用負担を行うよう、防衛省を通じて米海兵隊司令部に対し強く申し入れるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　投石防止のために民家に近接する基地フェンスを高くすること、投石禁止の看板設置、民間敷地内の無断通行禁止措置等、防衛省を通じて米海兵隊司令部に緊急に申し入れるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一六号

平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人子弟らによる投石事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人子弟らによる投石事件に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県警察によれば、平成十一年一月一日から本年二月十八日までの間において、同月五日に発生した御指摘の被害を除き、御指摘の居住者から被害届を受理したことはないが、一般論として言えば、投石に係るものを含め、被害届を受理した場合には、被害が発生した場所で実況見分を行い、関係者から事情聴取を行うなど、所要の捜査を行うこととしているとのことである。

二について

沖縄県警察によれば、御指摘の謝罪が行われた本年二月十日までに、沖縄警察署において、被害届の受理、実況見分、証拠品の押収等を行ったとのことである。

また、沖縄県警察によれば、沖縄警察署が在沖縄米海兵隊の憲兵隊に対して捜査への協力を要請し、同憲兵隊が沖縄警察署に対して米軍の施設及び区域における捜査状況を連絡するなど、沖縄警察署と同憲兵隊とが緊密に連携して捜査等を行っているとのことである。

三及び四について

政府としては、米側に対し、本年二月五日に発生した御指摘の被害に対する補償が適切に行われるよう努めること、在日米軍の構成員又は軍属の家族に対する教育を徹底すること及び実効性のある再発防止策を講ずることについて申し入れたところである。

また、御指摘の居住者が受けたその他の被害については、その事実関係が明らかになった時点で、対応を検討してまいりたいと考えている。

平成二十一年二月十二日提出

質問第一一七号

日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問主意書

財団法人日本漢字能力検定協会（以下、「漢検協会」という。）が漢字能力検定試験を通じて多額の利益を上げているとし、本年二月九日、文部科学省は「漢検協会」に立ち入り調査を実施した。「漢検協会」については、各種報道により、利益の一部が大久保昇理事長一族の墓と同一区画にある「漢検協会」の供養塔の建設に充てられる等、「漢検協会」の活動と関係がなく、公益性もない事業が行われていることが指摘されている。右を踏まえ、質問する。

一　文科省は自身の所管法人である「漢検協会」に対し、日頃どの様な指導監督を行っているか説明されたい。

二　文科省として、毎年度における「漢検協会」の収支状況を把握していたか。

三　本年二月九日、文科省は「漢検協会」に立ち入り調査を実施したが、「漢検協会」が財団法人、公益法人として適切な範囲を超える利益を得て、またその利益が、先に挙げた様に大久保理事長らによって私的に使われているという事態を、今般の立ち入り調査の以前に把握していたか。

四　今般明らかになった様に、「漢検協会」が財団法人、公益法人として適切な範囲を超える利益を得て、その一部が私的に使われていたことは、文科省の指導監督が不十分だったことを表すのではないか。文科省の見解如何。

五　今般明らかになった「漢検協会」の不祥事について、文科省としてどの様な対応をとる考えでいるのか説明されたい。

六　「漢検協会」がその年一年の世相をイメージする漢字一字を日本全国より公募し、その中で最も応募数の多かった漢字一字をその年の世相を

表す漢字として選定し、京都府京都市東山区の清水寺の貫主の毛筆によって毎年十二月十二日の「漢字の日」に発表することが行われているが、右の清水寺貫主に対し、「漢検協会」から報酬が支払われているかどうか、文科省は把握しているか。

七　文科省を退職した職員が「漢検協会」に天下っている事実はあるか。あるのなら、過去十年間、「漢検協会」に天下った文科省職員の年ごとの人数並びに退職時の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一七号
平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省においては、財団法人日本漢字能力検定協会（以下「協会」という。）に対し、毎年度事業報告等を受けるとともに、平成十六年以後、四回にわたり立入検査を実施するなど、指導監督を行っているところである。

二について

文部科学省としては、協会から毎年度収支決算書の提出を受け、必要に応じ報告を求めるなどして、協会の毎事業年度の収支状況の把握に努めているところである。

三から五までについて

文部科学省としては、平成十五年度及び平成十六年度の協会の決算において多額の利益が生じていたため、平成十七年及び平成十八年に漢字検定試験の検定料を引き下げるよう協会を指導したところ、協会においては、これを受け、平成十九年に検定料を一部引き下げたが、平成十九年度の協会の決算においても、なお多額の利益が生じたため、平成二十年にも再度検定料の引下げ等の措置を検討するよう指導したところであり、今後も引き続き指導することとしている。

また、協会による支出については、その一部について見直しを指導するなどしてきたが、結果として実態把握に不十分な点があったと考えている。

文部科学省としては、御指摘の協会の不祥事については、本年二月に実施した立入検査等を踏まえ、現在、事実関係を精査しているところであり、今後法令等に照らし厳正に対処してまいりたい。

六について

文部科学省としては、協会の発表する「今年の漢字」の揮毫（ごう）に対しては、報酬が支払われているものと承知している。

七について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人の情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないことから、お尋ねのすべてにお答えすることは困難であるが、文部科学省（旧文部省を含む。）の職員で平成十一年八月十六日から平成十三年八月十五日までの間に課長相当職以上で退職したものの再就職状況については「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成十一年四月二十七日中央省庁等改革推進本部決定）を受け、また、文部科学省の職員で平成十三年八月十六日から平成二十年八月十五日までの間に企画官相当職以上で退職したものの再就職状況については「公務員制度改革大綱」（平成十三年十二月二十五日閣議決定）に基づき、それぞれ既に公表しているところであり、このように公表されている範囲において調べた限りでは、これらの職員のうち協会に再就職したものは存在しない。

平成二十一年二月十二日提出
質問第一一八号

日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問主意書

一　平成十九年十月九日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第六五号）に「文部科学省としては、財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十七条、文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年総理府・文部省令第四号）等に基づき、定期的に事業報告書、収支決算書等の資料の提出を受けるとともに、必要に応じ報告を求め、これらを踏まえて必要な指導監督を行っているところである。」とある様に、財団法人日本相撲協会（以下、「相撲協会」という。）は文部科学省の所管法人であり、文科省の指導監督の下に置かれている。また「相撲協会」は公益法人の一つでもあり、税制上の優遇を受ける代わりに必要以上の利益を出してはならないこととされていると承知するが、文科省として、「相撲協会」の毎年度の収支状況を正確に把握しているか。

二　相撲場所におけるお茶屋やおみやげの仕組み等、「相撲協会」の運営のあり方は、公益法人として必要以上の利益を出すものとはなっていないか。文科省の見解如何。

三　時津風部屋での力士暴行死亡事件や現役力士による大麻事件等、一昨年来「相撲協会」を巡る不祥事が相次いでいるが、右は文科省の指導監督が不十分であることを表しているのではないか。

四　二で触れた「相撲協会」の運営のあり方や三で挙げた不祥事等につき、文科省として、今後「相撲協会」に対する指導監督体制を強化する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一八号
平成二十一年二月二十日
内閣総理大臣　麻生　太郎
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）から毎事業年度収支決算書の提出を受け、必要に応じ報告を求めるなどして、協会の毎事業年度の収支状況の正確な把握に努めているところである。

二について

協会の収支決算書によると、平成十九事業年度の事業活動の収益は、事業活動収入の約五パーセント（五億八千四百二十三万六千九百十二円）となっており、文部科学省としては、現時点において、協会の事業活動により必要以上の収益が生じているとは認識していない。

三及び四について

文部科学省としては、御指摘の不祥事を受けて、協会に対して、再発防止策を策定するとともに具体的な取組を進めるよう適宜指導を行ってきたところであり、公益法人として適正な業務運営が行われるよう引き続き必要な指導監督を行ってまいりたい。

平成二十一年二月十二日提出
質問第一一九号

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第七六号）を踏まえ、再度質問する。

一　財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会（以下、「財政審」という。）の本年一月十五日の会合において、昨年十月三十日に麻生太郎内閣総理大臣が新経済総合対策の一環として発表した、総額二兆円に上る定額給付金制度につき、委員から「正すべきは正すべきだ。このようなものが次々出てきたら国家財政は成り立たなくなる」「本当に役立つものに振り向ける方がいい」等の批判が相次ぎ、また西室泰三会長からは「給付金で予算審議が空転すると、経済への影響が大きい。二兆円はしっかりした議論を与野党でやってもらうことが必要ではないか」と、今や約七割が同制度の実施に反対している国民の意見をまさに代弁したとも言うべき批判、意見が出されたことにつき、中川昭一財務大臣、麻生総理大臣の見解をそれぞれ問うたところ、「前回答弁書」では「本年一月十五日に開催された財審においては、平成二十年度一般会計補正予算（第二号）及び平成二十一年度予算、国会提出法案等について事務局からの説明及び自由討議が行われ、この中で定額給付金について様々な意見が出されたことは承知しているが、これらは委員としての自由な意見表明であると考えている。」との答弁がなされている。右答弁は、先の「財政審」会合において出された定額給付金制度に係る意見は、あくまで「財政審」委員が自由に表明した意見、つまり私見に過ぎず、政府として取り合うには値しないということか。麻生総理大臣、中川大臣の見解如何。

二　「前回答弁書」では「定額給付金は、家計への緊急支援であり、あわせて、消費を増やす経済効果を有するものとして実施するものであり、既に、定額給付金の給付時期にあわせ、地域で様々な取組が計画されるなど、定額給付金の給付に対する国民の期待は高まっていると考えている。」との答弁がなされているが、右答弁にある、定額給付金の給付時期にあわせた地域における様々な取組にはどの様なものがあるか、政府として把握しているものを示されたい。

三　二の答弁には「定額給付金の給付に対する国民の期待は高まっている」とあるが、政府が右の様に考える具体的な根拠は何か。明確に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一一九号
平成二十一年二月二十日
内閣総理大臣　麻生　太郎
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

財政制度等審議会（以下「財審」という。）は、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第七条の規定に基づき、国の予算、決算及び会計の制度等の重要事項に関し、財務大臣に意見を述べることができることとされており、財審としての意見は、建議という形で取りまとめられている。

平成二十一年一月十五日に開催された財審における御指摘の定額給付金についての意見は、先の答弁書（平成二十一年二月十日内閣衆質一七一第七六号）二についてでお答えしたとおり、平成二十年度一般会計補正予算（第二号）及び平成二十一年度予算、国会提出法案等について事務局からの説明及び自由討議が行われた際に出された、委員としての自由な意見表明であると考えている。

二及び三について

総務省が平成二十一年一月二十九日現在で取りまとめた「定額給付金に関する地域の取組状況」の調査結果では、定額給付金の給付時期に

合わせて、商工関係団体等による購入額に一定額を上乗せした商品券の発行を予定している市町村（特別区を含む。以下同じ。）が百二十九団体、商店街等による消費拡大のためのセールを予定している市町村が八団体、寄附を募り他の施策に活用する取組を予定している市町村が二団体となっている。総務省としては、このような地域における取組状況などから、定額給付金に対する国民の期待が高まっていると考えているところである。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員西村真悟君提出北朝鮮拉致被害者が国内で死亡したとみなされている事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による日本アセアンセンター事務総長の再公募に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費や定数削減等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出かんぽの宿売却に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出中川財務大臣の記者会見に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出平成二十八年夏季五輪招致に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員平野博文君提出厚生年金記録の不適正処理に伴う医療保険等への影響に関する質問に対する答弁書

平成二十一年二月十三日提出
質問第一二〇号

北朝鮮拉致被害者が国内で死亡したとみなされている事態に関する質問主意書

提出者　西村　真悟

北朝鮮拉致被害者が国内で死亡したとみなされている事態に関する質問主意書

政府認定の拉致被害者である増元るみ子氏と市川修一氏（以下、同人等という。）は、昭和五十三年八月十二日、鹿児島県日置市（当時、吹上町）吹上浜から北朝鮮工作員によって拉致されたものである。同人等は民法三十条及び三十一条により失踪宣告を受け既に死亡したものとみなされているが、政府は同人等を含む拉致被害者全員の即時帰国を北朝鮮に求めているのである。

そこで、同人等の右の如き生死に関わる問題に関して、北朝鮮に対して同人等の帰国を求める政府は如何に考えているかを明らかにして、その対策を講じることは、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　政府は同人等が死亡しているものとして帰国を求めているのか。それとも、生存を前提にして帰国を求めておられるのか。

二　政府は、同人等の生存を前提にして帰国を求めているとして、

1　同人等が死亡しているとみなされたままならば、政府の同人等の生存を前提にした帰国実現の方針と矛盾するとは思われないのか。

2　さらに、同人等が死亡しているとみなされたままならば、そもそも政府の北朝鮮に対する同人等の生存を前提とした帰国の要求は、その前提を失い要求自体失当であると思われるが、政府はこれからも今まで通り、同人等が死亡したとみなされていることを放置したまま同人等の帰国を求め続ける方針なのか、明らかにされたい。

三　政府は政府認定の有無を問わず北朝鮮に拉致された全被害者の帰国を北朝鮮に求めているのであるが、同人等のように既に国内で失踪宣告により死亡したものとみなされている場合においては、政府の帰国要求と被害者の生死に関わる重要な事項に関して矛盾が生じているといわざるを得ない。

よって当職は、失踪宣告取り消し請求が現在裁判所に継続しているか否かに関わらず、拉致被害者の帰国を北朝鮮に要求している政府自らが、その失踪宣告取り消しの特別措置を講じるべきであると考えるが、政府は如何なる方針を考えておられるのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二〇号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員西村真悟君提出北朝鮮拉致被害者が国内で死亡したとみなされている事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西村真悟君提出北朝鮮拉致被害者が国内で死亡したとみなされている事態に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、これまでもすべての拉致被害者が生存していることを前提として、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を求めてきているところであり、その方針に変わりはない。

失踪宣告制度は、不在者の生死不明の状態が長期間継続した場合に、法律関係の不確定な状態を一定の時点で打ち切って確定させるための制度である。民法（明治二十九年法律第八十九号）上、このような観点から失踪宣告がなされていることと、事実の問題として、政府がすべての拉致被害者が生存していることを前提としていることとは矛盾するものではない。

三について

お尋ねの点については、現在係属中の増元るみ子氏及び市川修一氏の失踪宣告取消の裁判にもかかわるものであり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年二月十三日提出
質問第一二一号

外務省による日本アセアンセンター事務総長の再公募に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省による日本アセアンセンター事務総長の再公募に関する質問主意書

本年二月十一日の新聞報道によると、外務省は日本アセアンセンターの事務総長候補に、既に公募で選んだ同省ＯＢを充てる方針を撤回し、同省ＨＰで再公募を始めたとされている。右を踏まえ、以下質問する。

一　外務省が日本アセアンセンターに拠出している資金額は毎年いくらか、またそれは同センターの収入の何割を占めているか、一九八一年の設立から二〇〇八年に至るまで全て明らかにされたい。

二　日本アセアンセンターの六名の歴代事務総長は全て外務省ＯＢであったとのことであるが、右の歴代事務総長の同省退職時の官職を全て明らかにされたい。

三　事務総長のポスト以外に、外務省を退職した同省職員が日本アセアンセンターに天下っている事実はあるか。あるのなら、同センターが設立されてから二〇〇八年に至るまで、毎年何名の同省職員が同センターに天下っていたのか、全て明らかにされたい。

四　日本アセアンセンターの六名の歴代事務総長が全て外務省ＯＢで占められてきたのはなぜか。右は、同センターが事実上同省職員の天下り先となっていたことの現れであると考えるが、同省の見解如何。

五　今回外務省が日本アセアンセンターの事務総長の公募を再度行うこととしたのはなぜか。右は、同センターが同省職員の天下り先になっているという批判を受けたことが理由か。

六　新聞報道によると、今回外務省が日本アセアンセンターの事務総長の再公募を行う前に行われた公募に対し七名の応募者があり、同センター選考委員によりその内元駐フィリピン日本国大使が選ばれたとのことであるが、最初の公募の際、なぜ元大使が選ばれたのか、その理由を明らかにされたい。

七　六の七名のうち、元大使以外に外務省ＯＢはいたか。

八　六の選考委員は、どの様な人物によって構成されているか。

九　六の選考委員に対して報酬は支払われているか。

十　日本アセアンセンターは、我が国の国益にどの様な貢献をしているか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二一号
平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による日本アセアンセンター事務総長の再公募に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による日本アセアンセンター事務総長の再公募に関する質問に対する答弁書

一について

年度別の外務省の東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（以下「日本アセアンセンター」という。）への拠出額及び日本アセアンセンターへの各国の拠出金の合計に占める割合は、昭和五十六年度が一億三千三百九十万五千円及び二十八・四パーセント、昭和五十七年度が一億六千三百九万九千円及び二十八・五パーセント、昭和五十八年度が一億六千三百九万九千円及び二十六・三パーセント、昭和五十九年度が一億七千百六十三万九千円及び二十六・〇パーセント、昭和六十年度が一億八千二十万六千円及び二十六・四パーセント、昭和六十一年度が一億八千二十万六千円及び二十七・〇パーセント、昭和六十二年度が三億六千八百六十四万二千円及び四十三・一パーセント、昭和六十三年度が三億九千六百八十八万六千円及び四十一・四パーセント、平成元年度が四億二千二百九十九万三千円及び四十・九パーセント、平成二年度が四億二千三百二十九万八千円及び四十・三パーセント、平成三年度が四億二千八百二十九万八千円及び三十九・七パーセント、平成四年度が四億四千二百四十六万八千円及び三十九・八パーセント、平成五年度が四億六千二百五十七万八千円及び三十九・五パーセント、平成六年度が四億六千八百四十五万八千円及び四十・六パーセント、平成七年度が五億二千五百九十万二千円及び四十一・九パーセント、平成八年度が四億七千九百四十三万二千円及び四十一・九パーセント、平成九年度が四億七千九百四十三万二千円及び四十二・一パーセント、平成十年度が四億六千六百二万三千円及び四十一・六パーセント、平成十一年度が四億六千六百二万三千円及び四十二・八パーセント、平成十二年度が五億六千九百三十二万四千円及び四十八・九パーセント、平成十三年度が五億二千八百四十万二千円及び四十八・四パーセント、平成十四年度が五億二千八百四十万二千円及び四十九・八パーセント、平成十五年度が五億三千二百二十万四千円及び五十・二パーセント、平成十六年度が四億三千八百四十一万四千円及び四十五・八パーセント、平成十七年度が四億二千二十五万七千円及び四十六・〇パーセント、平成十八年度が三億五千六百十八万九千円及び四十一・八パーセント、平成十九年度が三億四千七百二十一万九千円及び四十三・〇パーセント、平成二十年度が三億五千百十九万六千円及び四十二・七パーセントである。なお、外

務省の日本アセアンセンターへの拠出額の日本アセアンセンターへの各国の拠出金の合計に占める割合は、日本アセアンセンターからの情報によるものである。

二について

日本アセアンセンターの歴代事務総長が外務省を退職した時の官職は、初代がナイジェリア国駐箚特命全権大使、第二代が在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使、第三代がポルトガル国駐箚特命全権大使、第四代がスウェーデン国駐箚特命全権大使、第五代及び第六代がタイ国駐箚特命全権大使である。

三について

外務省が現時点において把握している限り、外務省を退職し、日本アセアンセンターに再就職した者で事務総長以外のポストに就いた者はいない。

四について

御指摘の事務総長は、日本アセアンセンターの加盟国が日本アセアンセンター事務局に通報した候補者の中から、加盟国の代表からなる理事会が決定することにより、選出される。従来、日本政府が適任であると判断し、日本アセアンセンターに通報した候補者が、理事会における決定を経て事務総長に選出されてきたが、今般、平成二十年五月の国会審議における指摘を踏まえ、日本政府から通報する候補者は公募手続により選出することとした。

五から七までについて

政府としては、選考委員会の推薦に基づき、次期事務総長候補者を日本アセアンセンター事務局に通報したところである。それ以上の公募手続の途中経過の詳細についてお答えすることは、事柄の性質上、差し控えたい。

八について

平成二十年十月末から開始された公募手続において、選考委員は東南アジア諸国連合（以下「ＡＳＥＡＮ」という。）との関係が深い日本人有識者及び経済関係者並びに在京ＡＳＥＡＮ外交団関係者が務めた。

九について

選考委員のうち、日本人有識者及び経済関係者に対しては謝礼としてそれぞれ三万円を支払った。

十について

日本アセアンセンターは、昭和五十二年の福田赳夫内閣総理大臣（当時）とＡＳＥＡＮ首脳との合意に基づき設立された。以来、日本アセアンセンターは、貿易、投資及び観光の面でＡＳＥＡＮとの協力を具体的に促進する国際機関として活動を積み重ねてきており、我が国とＡＳＥＡＮの協力関係の強化に大いに貢献している。

平成二十一年二月十三日提出

質　問　第　一　二　二　号

国会議員の歳費や定数削減等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

国会議員の歳費や定数削減等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

前回質問主意書で、本年二月二日の参議院本会議において、麻生太郎内閣総理大臣が国会議員の歳費や定数削減に関し、「政治家が先頭に立って改革に取り組むことは重要だ。（総裁として）自民党で検討してほしいと表明した」と述べたことにつき、右答弁は、国会議員の歳費や定数削減の実現に向け、自由民主党総裁であるとともに、国の予算を司る内閣の長としての麻生総理の意欲を示したものと理解して良いか等と問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一七一第八四号）では「政府としては、国会議員の歳費や定数の削減等については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。」との答弁がなされている。国会議員の歳費や定数の削減等、立法府に関わる諸問題については国会で議論がなされるべきであることは当方も百も承知である。当方は、立法府における最大政党かつ最大与党である自由民主党の総裁であるとともに、議員歳費等立法府に係るものも含め、国の全ての予算を司る内閣の長である麻生総理が、自身が国会で答弁した通りの取組をするか否かを問うているのである。麻生総理におかれては、当方の質問の趣旨を十分に踏まえ、答弁されることを要請した上で、以下再質問する。

一　麻生総理が右の国会答弁をしたということは、国会議員の歳費や定数削減の実現に向け、自由民主党総裁であるとともに、国の予算を司る内閣の長としての麻生総理の意欲を示したものか。または、「前回答弁書」で「政府としては、国会議員の歳費や定数の削減等については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。」との答弁がなされているということは、自民党総裁であるとともに、国の予算を司る内閣の長でありながら、また、右の国会答弁をしておきながら、麻生総理として国会議員の歳費や定数の削減等に向け、実際には何ら積極的に取り組む意志を有していないということか。明確な答弁を求める。

二　現在国会議員一人当たり、月百三十万一千円の歳費が支給される。他に、月百万円の文書通信交通滞在費や六十五万円の立法事務費、年間約六百三十五万円の賞与やＪＲ、航空券の無料クーポン券、更には公設秘書の給与を含めると、国会議員一人当たり、月約五百七十三万円、年約七千五百万円の経費がかかっている計算になると承知する。現在我が国が、麻生総理が「百年に一度」と形容するほどの大変な不況に見舞われ、国民一人一人が苦しい思いを強いられている今、国会議員としても、歳費や各種手当の減額を自ら積極的に受け入れるべきであると考えるが、自民党総裁として、また、国の予算を司る内閣の長として、麻生総理は国会答弁の通り、国会議員の歳費削減に向け、リーダーシップを発揮する考えはあるのか再度質問する。

三　国会議員の定数削減について、具体的な削減数等、現在麻生総理はどの様な具体案を有しているか再度質問する。

四　文書通信交通滞在費と立法事務費は、それぞれ使途の報告や精算が義務づけられておらず、北海道や沖縄県選出の国会議員も東京都選出の国会議員も一律で支給される、いわば渡しきりの手当である。右についても、国民への情報開示、情報の透明性確保を図る観点から、使途の報告や精算を義務づける、または、国会議員それぞれの選出地域や実際に要する費用に応じた支給額にする等の改革をすべきであると考えるが、自民党総裁として、また、国の予算を司る内閣の長として、右の手当の改革についても、リーダーシップを発揮する考えはあるか。麻生総理の見解を再度問う。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二二号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費や定数削減等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費や定数削減等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

麻生太郎内閣総理大臣は、御指摘の参議院本会議において、国会議員の歳費や定数の削減については、国会議員の地位や議会政治の根幹にかかわる問題でもあることから、各党各会派で十分に御議論いただくべきものであると考えている旨を答弁したところであるが、その趣旨は、先の答弁書（平成二十一年二月十三日内閣衆質一七一第八四号）一から四までについてでお答えしたことと同じである。

平成二十一年二月十三日提出
質問第一二三号

本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問主意書

一　本年二月十八日、麻生太郎内閣総理大臣はサハリンを訪問する予定でいると承知するが、今次の麻生総理によるサハリン訪問はどの様な経緯で決定されたのか説明されたい。

二　今次のサハリン訪問において、麻生総理はどの様な式典等に出席する予定でいるのか説明されたい。

三　今次のサハリン訪問に当たり、麻生総理がサハリン2の稼働開始式典の招待を受けていることは承知しているが、それとは別に、メドベージェフ大統領と会談を行う日程は組まれているか。

四　本年二月十二日付の産経新聞一面に、「首相、十八日サハリン訪問　露帰属を容認？　実利優先主義に危惧も」と題する記事（以下、「産経記事」という。）が掲載されている。その中に「麻生首相は資源開発への協力関係の構築を通じて北方領土問題の進展を図るためにサハリン訪問を決断したが、帰属未確定のサハリンへの首相訪問は、日本の間違った外交姿勢を伝える場にもなりかねないと危惧する声があがっている。」、「こうした複雑な事情を抱えるサハリンだが、『帰属の決まっていないサハリンを首相が訪れることで、ロシアや日本国民に誤ったメッセージを送ることになりかねない』という外務省内の懸念を押し切る形で、首相は訪問を決断した。」と書かれた箇所があるが、政府、特に外務省内において、今次の麻生総理によるサハリン訪問が、我が国の間違った外交姿勢を伝え、ロシアや我が国の国民に誤ったメッセージを送ることになるとする意見があるのか。確認を求める。

五　「産経記事」に「二十六（一九五一）年のサンフランシスコ講和条約で日本はすべての権利や請求権などを放棄した。とはいえ、旧ソ連が講和条約に不参加だったため、日本政府は北方四島を除く千島列島と南樺太の国際法上の帰属は『今も決まっていない』という立場だ。」とあるが、右は外務省の見解と合致するか。

六　「産経記事」にある様に、今次の麻生総理によるサハリン訪問に外務省として懸念を有しているか。

七　サハリン、特に南樺太については、二〇〇五年十一月四日の政府答弁書（内閣衆質一六三第三九号）で「我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。）に基づき、千島列島及び我が国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等（以下「南樺太」という。）に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、千島列島及び南樺太は、我が国の領土ではない。」との答弁がなされている様に、少なくとも我が国の領土ではなく、また我が国として同地域の領有権を主張しているものでもない。六で、「産経記事」にある様に、今次の麻生総理によるサハリン訪問に、外務省として懸念を有しているのなら、なぜ外務省がその様な懸念を抱くのかを説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二三号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出本年二月十八日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問に対する答弁書

一について

本年一月二十四日に行われた麻生内閣総理大臣とメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領との間の電話会談において、メドヴェージェフ大統

領から、サハリンで行われるＬＮＧプラントの稼働を記念する式典に麻生内閣総理大臣を招待したい、式典の際には、別途、麻生内閣総理大臣との間で二国間のすべての問題について話し合いたいとの申出があり、今般、麻生内閣総理大臣がこれを受け入れたものである。

二及び三について

麻生内閣総理大臣は、メドヴェージェフ大統領との間で首脳会談を行ったほか、サハリンⅡプロジェクトのＬＮＧプラント稼働式典等に出席した。

四、六及び七について

御指摘のような懸念や意見が外務省内にあるとは承知していない。

五について

政府としては、我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。）に基づき、千島列島及び我が国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したが、サンフランシスコ平和条約は、これらの地域の最終的な帰属について規定しておらず、その最終的な帰属は未定であるとの立場である。

平成二十一年二月十六日提出
質問第一二四号

かんぽの宿売却に関する質問主意書

提出者　岡本　充功

かんぽの宿売却に関する質問主意書

かんぽの宿売却に関しオリックス不動産への一括譲渡契約については不透明との指摘がある。結果として国民の郵政民営化事業全体の不信感へとつながっていると考える。

従って、次の事項について政府に対し質問する。

一　今回入札対象となった各施設の簿価を問う。答弁は施設ごとにされたい。またこの簿価算定を行った者はいずれの者であり、その者にはオリックス関連企業から増資の引き受け等の金銭関係や、役員就任もしくは雇用関係があったのか否か答弁を求める。政府の郵政民営化承継財産評価委員会委員に奥田かつ枝氏が就任していた事実関係、また調査部会の委員にも就任していた事実関係如何。また奥田氏はオリックスキャピタルが出資する株式会社アースアプレザイルの設立に関与し役員就任していたとの報道があるが事実関係如何。加えて奥田氏の委員としての役割、またかんぽの宿等の譲渡物件の資産評価における役割如何。

二　一括譲渡を行うと決めた理由如何。また市況の悪いこの時点での売却をすすめた理由如何。どういう機関でのどういった議論を経て、一括譲渡という契約形態とまだ法の定める売却期間が残る中この時期の売却が決まったのか、国の関与の有無を明確にした上で答弁を求める。この時点で売却をすることで市況回復時に売却するよりいかほどの収益につながると計算したのかその根拠も含め金額で回答されたい。平均稼働率は七十パーセントと報道されているが事実関係如何。宿泊や入浴等の利用価格の設定を高くして黒字にすることを考えなかったのか問う。考えなかったのならばその理由如何。かんぽの宿の赤字幅は近年縮小しており、今後さらに赤字幅を圧縮して売却すればより高値が期待できたと考えるが見解を問う。

三　各施設の平成十八年度及び十九年度の収支如何。その内訳として建物及び関連設備の減価償却費を明確にした上で貸借対照表に記載される項目の状況についてそれぞれの施設ごとに具体的数値を明示して説明されたい。また今回の入札で「ゆうぽうと世田谷レクセンター」を除外した理由如何。並びに「ゆうぽうと世田谷レクセンター」の資産価値と平成十八、十九年度の収支、貸借対照表上の項目についても同様に説明されたい。

四　最終入札参加者がオリックス不動産一社になったことを隠蔽した理由如何。また隠蔽の責任はいずれの者にあるのか答弁を求める。今回の不透明な入札の責任により西川社長の退任を求めるのか答弁を求める。求めないのであればその理由を問う。

五　今般一括譲渡の白紙撤回が決められたが、これに関してオリックス不動産並びにメリルリンチ日本証券に対して違約金等も含めいくらの費用がかかったのか内訳も含めた金額で回答を求める。そもそもメリルリンチ日本証券に対する手数料並びに成功報酬とはどのような性格のものであるのか答弁を求める。また報酬が落札価格の一・四パーセントもしくは最低保証報酬が六億円との報道もあるが事実関係とその根拠につき答弁を求める。

六　国及び国がその株式を五十パーセント以上保有する営利法人及び国家公務員が再就職したと国が認知している公益法人、非営利法人、独立行政法人が所有していた資産で平成十六年から平成二十年末までの間に売却された資産について問う。各年毎の売却された施設のうち簿価の上位十位までとその売却（譲渡）価格について明らかにされたい。また簿価と売却（譲渡）価格とのかい離について問う。このかい離について金額が大きい上位十位までと簿価を売却（譲渡）価格で除した数値の大きいものと小さい施設それぞれ十位までをその施設名と金額並びに数値を含め明らかにされたい。

七　かんぽの宿の譲渡契約の内容について問う。入札に際してオリックス不動産に対して提示された契約条項と他者に対して提示された契約条項との間で事業継続と雇用維持の期間について差異があったとの報道がある。事実関係如何。事実であったとするならば差異があった理由如何。その他の入札に関する契約条項について提示した事業者によって差異があったか否かにつき答弁を求める。また他の国及び国がその株式を五十パーセント以上保有する営利法人及び国家公務員が再就職したと国が認知している公益法人、非営利法人、独立行政法人が所有していた資産の売却（譲渡）に関する入札に際し、入札事業者間でその条件を変えた事例があるのか具体例を示した上で回答を求める。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二四号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出かんぽの宿売却に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出かんぽの宿売却に関する質問に対する答弁書

一について

日本郵政株式会社（以下「会社」という。）によると、平成二十年九月末の簿価は、かんぽの宿小樽は約千五百万円、かんぽの宿十勝川は約千万円、かんぽの宿一関は約五千七百万円、かんぽの宿横手は約二千六百万円、かんぽの宿松島は約五千万円、かんぽの宿郡山は約六千八百万円、かんぽの宿いわきは約二億五千九百万円、かんぽの宿大洗は約一億二千万円、かんぽの宿潮来は約千百万円、かんぽの宿塩原は約五千八百万円、かんぽの宿栃木喜連川温泉は約一億八千三百万円、かんぽの宿草津は約八千万円、かんぽの宿磯部は約二千五百万円、かんぽの宿寄居は約二億八千百万円、かんぽの宿鴨川は約八千八百万円、かんぽの宿旭は約五億四千万円、かんぽの宿勝浦は約一億三千四百万円、かんぽの宿青梅は約六億二千四百万円、かんぽの宿箱根は約三千万円、かんぽの宿石和は約八千八百万円、かんぽの宿柏崎は約五千八百万円、かんぽの宿諏訪は約三千三百万円、かんぽの宿熱海は約二億六千二百万円、かんぽの宿修善寺は約三千万円、かんぽの宿伊豆高原は約七千三百万円、かんぽの宿富山は約二千万円、かんぽの宿福井は約二千二百万円、かんぽの宿焼津は約九千九百万円、かんぽの宿浜名湖三ヶ日は約四千九百万円、かんぽの宿三ヶ根は約五百万円、かんぽの宿知多美浜は約一億千七百万円、かんぽの宿恵那は約五千四百万円、かんぽの宿岐阜羽島は約三千万円、かんぽの宿鳥羽は約千四百万円、かんぽの宿彦根は約一億四千四百万円、かんぽの宿舞鶴は約二千万円、かんぽの宿富田林は約一億六千万円、かんぽの宿大和平群は約一億二百万円、かんぽの宿奈良は約三億五千三百万円、かんぽの宿白浜は約三千二百万円、かんぽの宿紀伊田辺は約一億三百万円、かんぽの宿有馬は約四億四千万円、かんぽの宿赤穂は約三億七千三百万円、かんぽの宿淡路島は約六千六百万円、かんぽの宿皆生は約六千七百万円、かんぽの宿美作湯郷は約千百万円、かんぽの宿竹原は約三千百万円、かんぽの宿光は約一億二百万円、かんぽの宿湯田は約八千八百万円、かんぽの宿観音寺は約六千六百万円、かんぽの宿坂出は約四千八百万円、かんぽの宿徳島は約八千八百万円、かんぽの宿道後は約三千六百万円、かんぽの宿伊野は約三千万円、かんぽの宿北九州は約一億六千四百万円、かんぽの宿柳川は約一億五千九百万円、かんぽの宿島原は約一億七千四百万円、かんぽの宿別府は約九千九百万円、かんぽの宿山鹿は約二千八百万円、かんぽの宿阿蘇は約一億千万円、かんぽの宿日南は約八千四百万円、那覇レクセンターは約一億六千二百万円、かんぽの郷白山尾口は約五千四百万円、かんぽの郷庄原は約二億八千八百万円、かんぽの郷宇佐は約六千八百万円、ラフレさいたまは約十五億五千八百万円、東村山住宅は約一億千八百万円、小平住宅は約一億四千九百万円、町田住宅は約一億三千三百万円、府中住宅は約一億五千六百万円、所沢住宅は約一億五千五百万円、宮前平住宅は約二億七千七百万円、大倉山住宅は約九億三千六百万円、武蔵境住宅は約十億五千五百万円、五反田住宅は約二億二千七百万円とのことである。

簿価算定を行ったのは会社の社員であり、お尋ねの「オリックス関連企業から増資の引き受け等の金銭関係や、役員就任もしくは雇用関係があったのか否か」については、会社からはそうした事実はないと聞いている。

奥田かつ枝氏は、郵政民営化承継財産評価委員会及びその調査部会の委員として、日本郵政公社から承継する資産及び負債の評価基準及び評価方法等に関する調査審議を行ったと承知している。なお、奥田氏と株式会社アースアプレイザルとの関係については、承知していない。

二について

会社によると、旧簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百一条の加入者福祉施設（以下「かんぽの宿」という。）を、その従業員を含めた事業体として一括譲渡することにより、売れ残る施設が発生することなく、十分な雇用の確保が図られるとともに、全施設のネットワーク性が維持されることにより、事業価値の最大化が図られると考えたとのことである。

また、この時期の売却については、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）附則第二条第一項の規定により、平成二十四年九月三十日までの間に、かんぽの宿を譲渡又は廃止することとされており、これを確実に履行する必要があることに加え、譲渡又は廃止に関する従業員の不安を解消し、勤労意欲を維持するためにも、早期に雇用の継続を確定させる必要があると考えたこと等から、会社の経営会議において、売却を決定したとのことである。

全国の七十施設を一括で譲渡する決定に、総務省は関与していない。

お尋ねの「この時点で売却をすることで市況回復時に売却するよりいかほどの収益につながると計算したのか」については、「市況回復時」の意味するところが必ずしも明らかではないので、お答えすることは困難である。

会社によると、平成十九年度のかんぽの宿の平均稼働率は、七十・七パーセントとのことである。

また、経営改善の観点から、宿泊利用単価の引上げは必要であり、利用者離れに十分配慮しつつ、同単価の引上げを図っているところと聞いている。

かんぽの宿については、今後の経営改善が、譲渡価格に反映される可能性はあると考えている。

三について

会社によると、各施設の平成十八年度及び平成十九年度の収益、費用及び減価償却費については、次のとおりとのことである。

平成十八年度の収益、費用及び減価償却費

かんぽの宿小樽　約二億五千百万円　約三億四千万円　約一千万円

かんぽの宿十勝川　約二億二千三百万円　約三億千百万円　約千百万円

かんぽの宿一関　約五億二千万円　約五億六千五百万円　約五千百万円

かんぽの宿横手　約三億三百万円　約三億五千六百万円　約千二百万円

かんぽの宿松島　約五億千七百万円　約五億五千八百万円　約四千万円

かんぽの宿郡山　約三億三千八百万円　約三億七千五百万円　約千七百万円

かんぽの宿いわき　約六億四千二百万円　約六億三千九百万円　約五千四百万円

かんぽの宿大洗　約五億四千三百万円　約五億千八百万円　約千四百万円

かんぽの宿潮来　約四億六千九百万円　約四億八千万円　約千五百万円

かんぽの宿塩原　約三億三千三百万円　約三億六千四百万円　約千四百万円

かんぽの宿栃木喜連川温泉　約六億四千七百万円　約六億六千九百万円　約四千万円

かんぽの宿草津　約三億八千七百万円　約四億千九百万円　約千九百万円

かんぽの宿磯部　約三億六千八百万円　約三億七千二百万円　約九百万円

かんぽの宿寄居　約五億四千百万円　約四億八千三百万円　約千八百万円

かんぽの宿鴨川　約四億四千七百万円　約四億八千二百万円　約二千五百万円

かんぽの宿旭　約八億二千三百万円　約八億四千五百万円　約一億七百万円

かんぽの宿勝浦　約四億七千五百万円　約四億六千九百万円　約千百万円

かんぽの宿青梅　約六億四千六百万円　約五億七千七百万円　約三千万円

かんぽの宿箱根　約三億八百万円　約三億三千六百万円　約一千万円

かんぽの宿石和　約四億七千五百万円　約四億八千万円　約千五百万円

かんぽの宿柏崎　約四百万円　約四千三百万円　約百万円

かんぽの宿諏訪　約三億六千百万円　約三億九千九百万円　約千八百万円

かんぽの宿熱海　約九億四千万円　約九億五千六百万円　約八千七百万円

かんぽの宿修善寺　約二億九千百万円　約三億三千万円　約千九百万円

かんぽの宿伊豆高原　約五億三千七百万円　約五億六千六百万円　約千八百万円

かんぽの宿富山　約三億六千六百万円　約四億五千百万円　約五千四百万円

かんぽの宿山代　約三億三千七百万円　約三億六千七百万円　約六百万円

かんぽの宿福井　約三億五千八百万円　約四億八百万円　約二千四百万円

かんぽの宿焼津　約四億六千六百万円　約四億九千百万円　約二千三百万円

かんぽの宿浜名湖三ヶ日　約四億五千六百万円　約四億七千四百万円　約二千二百万円

かんぽの宿三ヶ根　約三億九百万円　約三億三千百万円　約千百万円

かんぽの宿知多美浜　約四億二千九百万円　約四億四千百万円　約千九百万円

かんぽの宿恵那　約六億六千二百万円　約七億千二百万円　約七千九百万円

かんぽの宿岐阜羽島　約四億六千六百万円　約四億九千七百万円　約二千万円

かんぽの宿鳥羽　約五億三千九百万円　約五億五千八百万円　約二千三百万円

かんぽの宿熊野　約二億四千二百万円　約二億九千三百万円　約七百万円

かんぽの宿彦根　約五億七千九百万円　約五億二千九百万円　約二千万円

かんぽの宿舞鶴　約三百万円　約四千万円　約四百万円

かんぽの宿富田林　約五億六千七百万円　約五億三千万円　約千百万円

かんぽの宿大和平群　約四億三千六百万円　約四億六千九百万円　約二千八百万円

かんぽの宿奈良　約四億八千五百万円　約四億八千万円　約千四百万円

かんぽの宿白浜　約三億千五百万円　約三億五千六百万円　約千四百万円

かんぽの宿紀伊田辺　約四億九千万円　約五億千二百万円　約四千二百万円

かんぽの宿有馬　約八億五千百万円　約七億六千八百万円　約三千万円

かんぽの宿赤穂　約七億二千五百万円　約七億六百万円　約八千二百万円

かんぽの宿淡路島　約四億三千万円　約四億五千八百万円　約二千二百万円

かんぽの宿皆生　約三億五千万円　約三億九千百万円　約千百万円

かんぽの宿美作湯郷　約二億八千四百万円　約三億千七百万円　約一千万円

かんぽの宿竹原　約四億五千百万円　約四億九千四百万円　約三千二百万円

かんぽの宿光　約四億千五百万円　約四億三千九百万円　約二千八百万円

かんぽの宿湯田　約三億九千五百万円　約四億千九百万円　約千七百万円

かんぽの宿観音寺　約三億五千八百万円　約三億九千百万円　約千三百万円

かんぽの宿坂出　約三億六千四百万円　約三億八千万円　約七百万円

かんぽの宿徳島　約四億八百万円　約四億千九百万円　約千六百万円

かんぽの宿道後　約三億千八百万円　約三億七千二百万円　約九百万円

かんぽの宿伊野　約四億千三百万円　約四億二千九百万円　約千六百万円

かんぽの宿北九州　約五億五千三百万円　約五億八千八百万円　約四千九百万円

かんぽの宿柳川　約四億四千百万円　約四億六千五百万円　約三千百万円

かんぽの宿島原　約三百万円　約四千七百万円　約五百万円
かんぽの宿別府　約三億九千九百万円　約四億四千五百万円　約六百万円
かんぽの宿日田　約五億四千五百万円　約六億四千五百万円　約九千四百万円
かんぽの宿山鹿　約三億二千八百万円　約三億四千三百万円　約七百万円
かんぽの宿日南　約三億六千七百万円　約五億二千八百万円　約一億二千二百万円
かんぽの宿那覇レクセンター　約三億三千万円　約四億七千二百万円　約七千万円
かんぽの郷酒田　約三億九千百万円　約四億四千三百万円　約七千百万円
かんぽの郷白山尾口　約四億九千六百万円　約五億七千六百万円　約五千二百万円
かんぽの郷庄原　約九億六千六百万円　約九億七千四百万円　約五千七百万円
かんぽの郷宇佐　約三億五千五百万円　約四億円　約二千四百万円
ラフレさいたま　約二十二億七千六百万円　約二十七億七千六百万円　約四億二千三百万円
平成十九年度の収益、費用及び減価償却費
かんぽの宿小樽　約二億二千万円　約三億四千四百万円　約五百万円
かんぽの宿十勝川　約二億二百万円　約二億九千六百万円　約五百万円
かんぽの宿一関　約五億千四百万円　約五億三千六百万円　約九百万円

かんぽの宿横手　約二億円　約三億六千万円　約六百万円
かんぽの宿松島　約四億八千七百万円　約四億九千六百万円　約七百万円
かんぽの宿郡山　約三億千二百万円　約三億五千八百万円　約九百万円
かんぽの宿いわき　約五億九千六百万円　約五億九千六百万円　約二千六百万円
かんぽの宿大洗　約五億六千七百万円　約五億六千万円　約千二百万円
かんぽの宿潮来　約四億五千九百万円　約四億六千四百万円　約五百万円
かんぽの宿塩原　約二億七千六百万円　約三億三千四百万円　約千四百万円
かんぽの宿栃木喜連川温泉　約六億千九百万円　約六億四千六百万円　約二千二百万円
かんぽの宿草津　約三億七千百万円　約四億五千百万円　約三百万円
かんぽの宿磯部　約三億五千六百万円　約三億六千九百万円　約五百万円
かんぽの宿寄居　約五億九百万円　約四億六千八百万円　約千六百万円
かんぽの宿鴨川　約四億三千万円　約四億三千七百万円　約五百万円
かんぽの宿旭　約八億六百万円　約七億六千二百万円　約四千二百万円
かんぽの宿勝浦　約三億八千五百万円　約四億千九百万円　約千二百万円
かんぽの宿青梅　約六億四千百万円　約六億四百万円　約二千九百万円

かんぽの宿箱根　約二億八千八百万円　約三億九百万円　約六百万円
かんぽの宿石和　約五億二千八百万円　約五億三千八百万円　約八百万円
かんぽの宿柏崎　零円　約七百万円　約四万五千円
かんぽの宿諏訪　約三億五千四百万円　約三億七千八百万円　約五百万円
かんぽの宿熱海　約九億三千九百万円　約九億三千九百万円　約三千六百万円
かんぽの宿修善寺　約二億六千七百万円　約三億五百万円　約五百万円
かんぽの宿伊豆高原　約四億九千七百万円　約五億三千六百万円　約七百万円
かんぽの宿富山　約三億千九百万円　約三億七千二百万円　約四百万円
かんぽの宿山代　約二億八千六百万円　約三億五千四百万円　約二百万円
かんぽの宿福井　約三億三千八百万円　約三億七千四百万円　約七百万円
かんぽの宿焼津　約四億三千二百万円　約四億六千九百万円　約二百万円
かんぽの宿浜名湖三ヶ日　約四億四千八百万円　約四億四千九百万円　約八百万円
かんぽの宿三ヶ根　約二億七千百万円　約三億八百万円　約五百万円
かんぽの宿知多美浜　約四億九百万円　約四億二千百万円　約八百万円
かんぽの宿恵那　約六億二千八百万円　約六億三千八百万円　約千七百万円

かんぽの宿岐阜羽島　約四億三千七百万円　約四億六千百万円　約七百万円
かんぽの宿鳥羽　約五億三千七百万円　約五億二千七百万円　約七百万円
かんぽの宿熊野　約二億二千五百万円　約二億八千三百万円　約四百万円
かんぽの宿彦根　約五億六千五百万円　約五億千三百万円　約三百万円
かんぽの宿舞鶴　零円　約三百万円　約千円
かんぽの宿富田林　約五億五千四百万円　約五億千八百万円　約百万円
かんぽの宿大和平群　約四億二千五百万円　約四億三千四百万円　約二百万円
かんぽの宿奈良　約四億二千二百万円　約四億四千百万円　約四百万円
かんぽの宿白浜　約三億四百万円　約三億四千五百万円　約二百万円
かんぽの宿紀伊田辺　約四億七千七百万円　約四億八千七百万円　約四百万円
かんぽの宿有馬　約九億三千四百万円　約八億八百万円　約千八百万円
かんぽの宿赤穂　約七億三千万円　約六億七千万円　約三千六百万円
かんぽの宿淡路島　約四億千百万円　約四億二千二百万円　約八百万円
かんぽの宿皆生　約三億三千四百万円　約三億八千二百万円　約五百万円
かんぽの宿美作湯郷　約二億八千四百万円　約三億六百万円　約百万円
かんぽの宿竹原　約四億五千五百万円　約四億六千百万円　約三百万円

かんぽの宿光　約三億九千九百万円　約四億千三百万円　約八百万円
かんぽの宿湯田　約四億百万円　約四億千八百万円　約四百万円
かんぽの宿観音寺　約三億三千九百万円　約三億六千三百万円　約七百万円
かんぽの宿坂出　約三億六千七百万円　約三億八千百万円　約四百万円
かんぽの宿徳島　約四億四百万円　約四億千百万円　約九百万円
かんぽの宿道後　約三億千五百万円　約三億七千百万円　約四百万円
かんぽの宿伊野　約三億九千六百万円　約四億二千五百万円　約五百万円
かんぽの宿北九州　約六億二百万円　約六億二百万円　約千九百万円
かんぽの宿柳川　約四億二千三百万円　約四億三千六百万円　約七百万円
かんぽの宿島原　零円　約九百万円　約三十三万四千円
かんぽの宿別府　約三億八千四百万円　約四億二千六百万円　約五百万円
かんぽの宿日田　約五億四千百万円　約五億五千四百万円　約千八百万円
かんぽの宿山鹿　約二億九千二百万円　約三億四千百万円　約五百万円
かんぽの宿阿蘇　約五億千二百万円　約五億三千六百万円　約千九百万円
かんぽの宿日南　約三億七千九百万円　約四億三千五百万円　約四千万円
かんぽの宿那覇レクセンター　約三億三千四百万円　約四億五千八百万円　約三千九百万円
かんぽの郷酒田　約三億九千三百万円　約四億二千八百万円　約三百万円
かんぽの郷白山尾口　約五億七百万円　約五億三千四百万円　約六百万円
かんぽの郷庄原　約九億三千三百万円　約九億八百万円　約二千三百万円
かんぽの郷宇佐　約三億五千四百万円　約三億八千万円　約千二百万円

ラフレさいたま　約二十一億九千四百万円　約二十四億五千二百万円　約一億八千百万円

なお、これらの施設ごとの貸借対照表は作成していないと聞いている。

会社によると、ゆうぽうと世田谷レクセンターは、屋内外のスポーツ設備を中心とする施設であり、宿泊を中心とする他のかんぽの宿と施設の特徴が異なり、事業価値に直結するネットワーク性との関連が低いため、高い評価ができないとの考えが最終入札に参加した二社より示され、会社としてはそれを踏まえ、同センターを譲渡対象から除外することとしたとのことである。

会社によると、同センターの平成二十年九月末の簿価は約六十二億円であり、収益、費用及び減価償却費は、それぞれ、平成十八年度が約四億四千四百万円、約四億八千五百万円及び約三千七百万円、平成十九年度が約四億五千八百万円、約四億八千八百万円及び約三千万円とのことである。また、同センターについて、貸借対照表は作成していないと聞いている。

四について

会社によると、最終入札に参加したのは、オリックス不動産株式会社とホテルマネージメントインターナショナル株式会社の二社であり、両社から提出された提案書の内容を検討した結果、ゆうぽうと世田谷レクセンターを譲渡対象から除外すること及びその他の施設の譲渡価格を引き上げることについて両社に申入れを行ったところ、ホテルマネージメントインターナショナル株式会社からは譲渡価格の引上げはできない旨の回答があり、オリックス不動産株式会社からは譲渡価格を引き上げた上で再提示があったとのことである。

西川善文日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長については、経営者として、今回の件についての経緯を解明し、説明責任を果たしてもらいたいと考えており、現時点で、退任を求める考えはない。

五について

会社によると、オリックス不動産株式会社に対しては、違約金は発生しておらず、費用はかかっていないとのことである。

メリルリンチ日本証券株式会社については、かんぽの宿の売却に関するアドバイザーとしての業務を委託しており、その委託手数料として、月額千万円の月額手数料及び成功報酬が支払われることとされていたとのことである。成功報酬は、契約期間中又は契約終了後六か月以内に取引が実行された場合、取引完了と同時に、売却価格の一・四パーセントに相当する額（当該額が六億円を下回る場合には六億円）から、先に支払われた月額手数料を差し引いた額を支払うこととされていたとのことである。月額手数料は、十二か月分として計一億二千万円が支払われたが、成功報酬については、平成二十一年二月十六日に売却を取りやめたことから、これを支払う予定はないと聞いている。また、このほか、メリルリンチ日本証券株式会社に対しては、資料作成に係る印刷費等の実費として、約二千百万円が支払われたとのことである。

六について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

七について

会社によると、かんぽの宿の譲渡契約の主な内容は、会社が、平成二十一年四月一日に会社分割を行い、分割により新設された株式会社の株式数を千株とし、一株当たり千八十八万六千円でオリックス不動産株式会社に譲渡するというものであるとのことである。

また、入札に際して、オリックス不動産株式会社に提示された契約条項案と他社に対して提示された契約条項案との間で差異があったという事実はないとのことである。

お尋ねの「国及び国がその株式を五十パーセント以上保有する営利法人及び国家公務員が再就職したと国が認知している公益法人、非営利法人、独立行政法人が所有していた資産の売却

（譲渡）に関する入札」に関して、国については、お尋ねのような事例は、限られた期間で調査した限りでは見当たらなかったが、その他の法人については、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

平成二十一年二月十六日提出
質問第一二五号

中川財務大臣の記者会見に関する質問主意書

提出者　岡本　充功

中川財務大臣の記者会見に関する質問主意書

平成二十一年二月十四日にローマで開催された先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議閉幕後の記者会見（以下「記者会見」という。）の席上中川昭一財務大臣の答弁並びに風貌には異変を感じさせるものがあった。日本国を代表しての記者会見であり、他国のメディアを通じて世界各国に配信されることにより、日本の信用失墜を引き起こしかねない重大な問題をもつと考える。

一　記者会見での姿態には不適切なまた不自然な答弁及び対応があったと認識しているか見解を問う。会議中についても同様の不適切・不自然な答弁及び対応があったのか回答を求める。

二　記者会見時の呂律不良と不自然な応答について問う。従前の中川財務大臣の国会答弁と比べ呂律不良があったと考えるがその原因如何。内服薬の副作用もしくはなんらかの病気の発作であったのか、また疲労、時差ボケなどの体調不良によるものであったのか否か明確に答弁を求める。また中川財務大臣は記者会見前日もしくは当日に飲酒していたのか回答を求める。飲酒していた場合、何時から何時までどのような種類の酒をどのくらいの量飲酒していたのか詳細な答弁を求める。

三　記者会見で中川財務大臣は「アジア開発銀行に十億ドルの支援を約束した」と発言しているが事実関係如何。また日銀の政策金利についても事実と異なる発言をしているが事実関係如何。また政策金利が「非常に低い状況になっていらっしゃる」と尊敬語での答弁となっているが何に対して敬意を表しているのか文意を問う。

四　飲酒が原因であるならばその処分如何。またそれ以外の原因であるならば今後の再発防止策についての取り組みにつき答弁を求める。薬の副作用が原因とするなら薬の名称とその服用方法について明らかにされたい。同様の症状となると自動車の運転もままならないと考えられ緊急に告知する必要があると考えるからであるが政府の見解を問う。またその薬に対する副作用報告は行ったのか答弁を求める。病気に起因するとするなら医師の診察を会見を中止してでも受けなかった理由を問う。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二五号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出中川財務大臣の記者会見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出中川財務大臣の記者会見に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の七か国財務相・中央銀行総裁会議（以下「会議」という。）終了後の記者会見（以下「記者会見」という。）において、中川前財務大臣の受け答えに不正確又は不明瞭と指摘される点があったことは認識している。

会議において同様の発言があったとは認識していない。

二について

記者会見における中川前財務大臣の受け答えに不正確又は不明瞭と指摘される点があったのは、中川前財務大臣の説明等によれば、薬を通常の量を超えて服用したことや時差等の影響により体調が優れなかったことによるものと認められる。

なお、中川前財務大臣の会議前後の飲酒は、平成二十一年二月十三日は、会議の夕食会においてワインを一、二杯、深夜にジントニックを数杯飲んだことが認められる。また、翌十四日の会議やホテルにおける昼食時においては、ワインのグラスに口を付ける程度であったものと認められる。

三について

お尋ねの記者会見におけるアジア開発銀行についての発言は、途上国の貿易金融を円滑化するため、アジア開発銀行等と協力しながら、国際協力銀行を通じ十億ドル程度の資金支援を行うという趣旨で述べたものである。

お尋ねの政策金利についての発言は、日本銀行が政策金利を非常に低い水準まで引き下げているという趣旨で述べたものであり、また、日本銀行を代表する白川日本銀行総裁が同席されていたことから敬意を表したものである。

四について

二についてで述べたとおり、記者会見における受け答えに不正確又は不明瞭と指摘される点があったのは、中川前財務大臣の説明等によれば、薬を通常の量を超えて服用したことや時差等の影響により体調が優れなかったことによるものと認められる。政府としては、国際会議に出張する閣僚、政府職員は、自らの健康管理に十分努めることが重要と認識している。

平成二十一年二月十六日提出
質問第一二六号

平成二十八年夏季五輪招致に関する質問主意書

提出者　岡本　充功

平成二十八年夏季五輪招致に関する質問主意書

平成二十八年夏季五輪招致に関連して、平成二十一年一月二十六日に内閣官房長官は平成二十八年夏季五輪が東京で開催され、運営で赤字が出た場合は政府で補てんするとして財政保証することを表明したと報道されている。また平成二十一年

二月十二日に東京招致委員会が国際五輪委員会に提出した開催計画を記した立候補ファイルには国の財政保証が明記されていると報道されている。この財政保証の考え方につき質問する。

一　政府は平成二十八年夏季五輪を東京で開催するにあたり発生する赤字につき全額政府で保証するのか否かを明らかにされたい。また政府は国の財政保証が明記された文章を東京招致委員会に提出したのか問う。また国が財政保証をした文章が国際五輪委員会にすでに提出されたと政府は理解しているのか見解を問う。

二　財政保証の性格について問う。保証金額の上限如何。負担金額を東京都とどのように按分することになっているのか按分計算の方法如何。

三　財政保証するのであればその根拠如何。日本国憲法八十五条の求める国会の議決はあると考えているのか見解如何。また憲法八十五条の求める国会の議決なしで国が債務を負担することは可能なのか政府の見解如何。先に債務負担を決めてから国会の議決を求めるという方法は憲法の求める手続きとは異なると考えるが見解如何。

四　これまでの国際的なイベントで国が財政保証をした事例があるのか。あるならばそのイベント名を明らかにされたい。またどのような基準で国の財政保証を与えるのかその基準如何。その基準に照らし、平成二十年夏季五輪の大阪招致では財政保証を与えず、平成二十八年夏季五輪の東京招致には与えた理由如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二六号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出平成二十八年夏季五輪招致に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出平成二十八年夏季五輪招致に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十八年オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）が東京都で開催された場合にどのような損失が発生するか、また、当該損失について東京都が開催都市としての財務上の責任をどのように履行するかが明らかではない現時点において、政府として当該損失に関して具体的にどのような措置を講ずるかについてお答えすることは困難である。

また、政府としては、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会（以下「組織委員会」という。）が設置され、組織委員会に損失が発生した場合の対策に関する文書を国際オリンピック委員会あてに発出したところであるが、当該文書は、東京都によるオリンピックの招請に当たって、政府としての政治的な意思の表明として発出されたものである。

当該文書については、本年二月四日に東京都に交付されたところであり、東京都を経由して東京オリンピック・パラリンピック招致委員会により、同月十二日に国際オリンピック委員会に提出されたものと聞いている。

三について

一及び二についてで述べた国際オリンピック委員会あての文書は、政府としての政治的な意思の表明として発出されたものであり、当該文書の発出によって国が債務を負担するものではなく、国会の議決に基づく必要はないものと考えている。

四について

一及び二についてで述べた国際オリンピック委員会あての文書の発出は、東京都から依頼があったこと、東京都でのオリンピック開催がスポーツ振興の観点から有益であること等を総合的に勘案して行ったものであるが、御指摘の「これまでの国際的なイベント」について、政府として当該文書と同様の文書を発出した事例は確認できず、このような文書を発出するか否かの基準を一概に示すことは困難である。

平成二十一年二月十六日提出
質問第一二七号

パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する質問主意書

昨年十二月八日の報道によると、パキスタンで「核開発の父」と呼ばれている科学者アブドゥル・カディール・カーン博士が共同通信の取材に対して、一九八四年までに我が国を訪問し核開発に重要な部品を我が国の企業にいくつか注文していた旨答え、カーン氏が核製造に必要な部品を我が国で調達していたことが明らかになっている。そのことについて質した質問主意書に対する政府答弁書（内閣衆質一七〇第三四九号）で政府は、「御指摘の報道については承知しているが、現時点では、その報道内容の事実関係について確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。」と答弁しているが、本年二月十六日付の新聞報道（以下、「報道」という。）によると、一九七〇年代以降、リングマグネット等の核開発に必要な特殊磁石等の資機材が複数の日本企業からカーン氏に対して大量に販売されていたことが同氏本人の証言によりわかったとのことである。右を踏まえ、質問する。

一　「報道」の内容を政府は承知しているか。

二　カーン氏が我が国の企業より核開発に必要な物資を調達していたことにつき、政府は「政府答弁書」で「御指摘の報道については承知しているが、現時点では、その報道内容の事実関係について確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。」と答弁しているが、「政府答弁書」が閣議決定された昨年十二月二十四日以降、政府として、右の事実関係を確認すべく、何らかの調査（以下、「調査」という。）を行ってきたか。

三　二で、行ってきたのなら、「調査」の実施を担当した政府部署並びに責任者の官職氏名、その具体的方法、対象等、「調査」の詳細を明らかにされたい。

四　二で、行っていないのなら、その理由を明らかにされたい。

五　「報道」では、カーン氏が核資機材を調達していた日本企業として、ウェスターン・トレーディング社、日本電子、日立精機の名が挙げられている。「報道」によると、右の三企業のうち現在も存続している日本電子の広報部は、「取引に際しては法律にのっとった対応をしていた」と、一九八〇年代後半に電子顕微鏡一台をカーン氏に販売した事実を認めているが、政府として、これら三企業によるカーン氏への核資機材販売について把握しているか。

六　「報道」にある内容は、世界で唯一の被爆国である我が国が、結果としてパキスタンの核開発並びにパキスタンによる他国への核拡散に協力したことを示すものであると考えるが、いかがか。また、右は当時の政府の監視体制が十分でなかったことを示しているのではないか。政府の見解如何。

七　「報道」にあるカーン氏の事例の様に、意図的ではないにせよ、結果として我が国が他国の核開発並びに核拡散に協力してしまうことが今後起きない様、政府としてどの様な対応策をとる考えでいるのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二七号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する質問に対する答弁書

一及び五から七までについて

御指摘の報道については承知しているが、現時点では、その報道内容の事実関係について確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づき、輸出管理を確実に実施してまいりたい。

二から四までについて

一般に、核の拡散動向等に関しては、政府として、平素より情報収集等を行っているが、その個別具体的な内容について明らかにすることは、事柄の性質上、差し控えたい。

平成二十一年二月十六日提出
質問第一二八号

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第八七号）を踏まえ、再質問する。

一　「前回答弁書」では、「お尋ねの移転は、平成十九年三月三十日に実施しており、お尋ねの建物に係る賃料は発生しない。」との答弁がなされ、在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）の新建物への移転が既に完了し、新建物には賃料がかかっていないことが明らかにされている。その一方で、二〇〇六年十二月十九日の政府答弁書（内閣衆質一六五第二三四号）でその合計賃料が月額約九百五十六万円であるとされている「大使館」の旧建物と大使公邸については、「前回答弁書」で「現在、外務省がロシア連邦政府と協議中であり、現時点でお答えすることは困難である。」との答弁がなされ、その取り扱いについてのロシア政府との協議（以下、「協議」という。）が未だ完了していないことが明らかにされているが、「協議」はいつから始まっているのか明らかにされたい。

二　「協議」が未だ完了していないのはなぜか。

三　在ロシア日本国特命全権大使は、現在どの建物を大使公邸として使用し、居住しているのか、またそこの賃料は月額いくらか明らかにされたい。

四　「大使館」の新建物への移転が完了し、「協議」が完了していない今も、「大使館」の旧建物と大使公邸の、月額約九百五十六万円に上る賃料は支払われ続けているのか。「前回答弁書」では「先の答弁書（平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一二二号）五についてでお答えしたとおりである。」と、何ら明確な答弁がなされていない。「大使館」の旧建物と大使公邸の取り扱いを巡り、「協議」が行われていることは既に承知しているところ、右二つの賃料を外務省が支払っているのか否かにつき、明確に答弁されたい。

五　四の答弁にある様に、外務省は「大使館」の運営について「外務省としては、大使館の移転に関し、予算を適正に執行していると考えている。」と、無駄はないとしているが、外務省がその様に認識している根拠は何か。四で、「大使館」が新建物へ移転した後も、旧建物と大使公邸の月額約九百五十六万円の賃料が未だに支払われているのなら、大変な税金の無駄遣いであると考える。また、未だに「協議」が続けられている現状を鑑みても、「大使館」の運営に無駄がないとはとても言えないものと考えるが、外務省の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二八号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

・〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

在ロシア日本国大使館の旧事務所及び大使公邸の取扱いについては、平成十九年三月三十日に予定されていた在ロシア日本国大使館の移転以前より先方と協議してきており、現在も鋭意協議している。協議は、旧事務所の一部建物及び大使公邸の取扱いなどもあり、完了していないが、協議内容についてこれ以上明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。

三及び四について

お尋ねについては、従来からの大使公邸を使用している。

また、お尋ねの在ロシア日本国大使館の旧事務所の建物及び大使公邸に係る賃借料については支払を行っているが、先の答弁書（平成十九年四月六日内閣衆質一六六第一四七号）二及び三についてでお答えしたとおり、賃借料は一体契約となっており、不可分であるため、大使公邸のみの賃借料を個別に示すことは不可能である。

五について

先の答弁書（平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一二二号）五についてでお答えしたとおりである。

平成二十一年二月十六日提出
質問第一二九号

大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第八三号）を踏まえ、再質問する。

一　本年二月二日、日本相撲協会は両国国技館で理事会を開き、大麻取締法違反で逮捕、送検された尾車部屋十両力士の若麒麟真一氏（本名鈴川真一）につき、退職金が支払われる解雇処分とすることを決めた。右につき、前回質問主意書で、昨年の一連の大麻事件が起きた後、日本相撲協会の主務官庁である文部科学省として、同協会にどの様な指導をしてきたのかと問うたところ、「前回答弁書」では「文部科学省としては、昨年の力士による大麻所持事件等を受け、協会に対し、協会の理事及び監事に外部有識者を登用すること、協会として組織的に大麻所持事件等の再発防止に取り組むこと等を指導してきたところである。」との答弁がなされているが、若麒麟の事例に見られる様に、本年もまた大麻事件が起きてしまったことは、結果として文科省の同協会に対する指導が十分ではなかったことを示しているのではないか。文科省の見解如何。

二　前回質問主意書で、今次の若麒麟の大麻事件に対する日本相撲協会の処分内容及び若麒麟を退職金の支払われない除名処分とすることを「かわいそう」とした武蔵川理事長はじめ同協会の認識は、一般的な社会通念に照らして妥当か、また、国民の理解を得られるものかと問うたところ、「前回答弁書」では「文部科学省としては、協会の力士等に対する個別具体的な処分の内容については、協会において適切に判断すべきであると考えている。」との答弁がなされているが、右は、今次の若麒麟による大麻事件に対する同協会の処分について、文科省として特別何の意見も伝えず、指導監督する考えがないということか。

三　若麒麟への処分内容が発表された本年二月二日、塩谷立文部科学大臣は「度重なる不祥事の中、処分内容は軽すぎるとの印象を受ける」旨のコメントを出しており、また本年二月五日の衆議院予算委員会においても塩谷大臣は「今の鈴木委員の御意見を重く受けとめて、私どもとしましても、今まで相撲協会に対して指導監督を行う立場に立っておりますので、今回の不祥事等、昨年来いろいろありまして、再発防止のためにしっかりと指導をしているところでございますが、今回、引き続きこういうことが起こったということはまことに残念でございます。昨年は外部役員の登用などをして相撲協会運営の適正化を進めてまいったときでありますので、特にそういう観点から、今回の処分もちょっと軽過ぎだろう、また、いろいろとそういうことも含めて今後国民の期待にこたえるよう、国技としての相撲協会として指導をしてまいりたいと思っております。」と答弁しているが、二で、今次の若麒麟の大麻事件に対する日本相撲協会の処分について何の意見も伝えず、指導監督をする考えがないというのなら、それは右の塩谷大臣のコメント並びに衆議院予算委員会での答弁の内容と矛盾するのではないか。

四　塩谷大臣として、今次の若麒麟の大麻事件に対する日本相撲協会の処分について、同協会に何らかの意見を伝え、指導監督をするべきであると考えるが、塩谷大臣はそうする考えがあるか。

五　当方は、日本相撲協会の主務官庁であり、同協会を指導監督する立場にある文科省の、同協会が若麒麟に下した処分内容に対する見解を問うているのである。文科省として、今次の若麒麟の大麻事件発生を受けても、同協会に何の意見も伝えず、指導監督をする考えもないのなら、同様の不祥事が再発することは防げず、何より我が国の国技相撲、更には文科省に対する支持、理解も失われてゆくのではないか。相撲は我が国の文化、歴史を代表する国技であり、より厳しい対応が必要であると考えるが、塩谷大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二九号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、昨年の力士による大麻所持事件等を受け、財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）に対し必要な指導を行ってきたと考えているところであるが、協会において再発防止策に取り組んでいる最中に、再び力士による大麻所持事件が起きたことは誠に遺憾であり、協会においてこのことを厳しく受け止め、改めて再発防止策に徹底して取り組むよう指導しているところである。

二から五までについて

御指摘の塩谷文部科学大臣の本年二月三日の記者会見での発言及び同月五日の衆議院予算委員会での答弁は、昨年に引き続き、力士による大麻所持事件が起きたことを協会において厳しく受け止め、再発防止策に徹底して取り組むよう指導する必要があるとの趣旨のものである。

文部科学省としては、先の答弁書（平成二十一年二月十三日内閣衆質一七一第八三号）四から六までについてでお答えしたとおり、協会の力士等に対する個別具体的な処分の内容については、協会において適切に判断すべきであると考えているが、協会に対しては、再発防止策に徹底して取り組むよう改めて指導しているところである。

平成二十一年二月十六日提出
質問第一三〇号

厚生年金記録の不適正処理に伴う医療保険等への影響に関する質問主意書

提出者　平野　博文

厚生年金記録の不適正処理に伴う医療保険等への影響に関する質問主意書

厚生年金からの偽装脱退や、標準報酬月額の遡及変更などの不適正処理が行われた場合、医療保険においても、並行して脱退等の不適正な処理が行われている可能性が高いと思われる。一方、厚生年金からの偽装脱退にあたり、政府管掌健康保険からの脱退処理と隠ぺいのためのレセプト抜き取り等が行われた事案も判明している。

従って、次の事項について質問する。

一　「厚生年金記録の不適正処理」の対象となった方々のうち、特に政府管掌健康保険の加入者であった方々については、保険の加入状況、保険料等について、原則として何らかの問題が発生していると考えられるが、この点につきどう考えるか。

二　年金記録の不適正な遡及訂正処理の可能性があるとされているいわゆる三条件に該当する記録のうち、加入者が同時期に政府管掌健康保険の被保険者であった件数は、各条件につきそれぞれ何件か。同じく、三条件すべてに該当する記録六万九千件については何件か。

三　厚生年金記録の不適正処理に伴う政府管掌健康保険の不適正処理につき、これまでの調査により誤りが具体的に判明している件数は何件あるか。

四　政府管掌健康保険の不適正処理が行われた場合、本来徴収されるべき保険料が徴収されない事態が生じているはずであるが、その金額はどの程度に上るか。

五　厚生年金からの偽装脱退の隠ぺいのため、社会保険事務所が政府管掌健康保険の診療報酬を肩代わりした上、レセプトを抜き取るなどの隠ぺい工作が行われた事実が判明しているが、現時点までの調査で、そのような事案は何件あるか。

六　右隠ぺい工作により、肩代わりした診療報酬の金額はどれだけか。

七　政府は、平成二十一年度より、厚生年金受給者全員に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付するなどの調査をするとしているが、これに伴い、医療保険の加入状況がどうなっていたか、あわせて調査する考えはないか。

八　政府管掌健康保険の不適正処理につき、国が被った保険料未徴収分などの損害について、刑事上の責任追及、行政上の懲戒処分、及び民事上の求償・損害賠償請求など、歴代社会保険庁長官、職員、悪意の事業主など関係者への責任追及についてどのように考えるか。

九　不当な脱退や未適用事業所の放置などにより、社会保険から国民健康保険への切り替えを余儀なくされた方々には、本来支払うべき保険料額（被用者負担分）を超える負担を強いられた方が少なからず存在するはずである。この点、これらの方々が超過負担した金額については、国の責任において、当然返還すべきと考えるがどうか。

また、その中には一義的には時効にかかる事案があると思われるが、年金給付については、時効を適用しない措置がとられたところでもあり、国は時効を主張すべきではなく、金額の多寡にかかわらず損害額を計算してその全額を返還すべきと考えるがどうか。

十　医療保険と同様、介護保険についても厚生年金記録の不適正処理の影響が及ぶ可能性がある。この点、医療保険についての右各質問に準じ、介護保険への影響につきお答えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一三〇号
平成二十一年二月二十四日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員平野博文君提出厚生年金記録の不適正処理に伴う医療保険等への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平野博文君提出厚生年金記録の不適正処理に伴う医療保険等への影響に関する質問に対する答弁書

一及び三から六までについて

御指摘の「厚生年金記録の不適正処理」が何を指すか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、社会保険庁においてこれまで実施した調査においては、御指摘のような「隠ぺいのためのレセプト抜き取り等が行われた事案」があったことは確認されておらず、厚生年金保険に係る標準報酬月額又は被保険者資格喪失日の記録を過去にさかのぼって訂正する処理が事実に反して行われた可能性がある事案（以下「遡及訂正処理事案」という。）について調査を行っていく中で、必要に応じ、御指摘のような事案があったかどうかについても、事実関係の確認を行うこととしている。

二について

お尋ねの件数については、把握していない。

七について

社会保険庁としては、遡及訂正処理事案について調査を行っていく中で、医療保険の加入状況等についても調査を行う必要があると考えられる事案については、加入状況等の確認を行うこととしている。

八について

政府管掌健康保険に係る不適正な処理が確認された場合には、具体的な事例に即して適切に対処したいと考えている。

九について

御指摘のような事案が判明した場合には、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、保険者である市町村及び特別区において国民健康保険の保険料の還付を行うこととなるものであり、国として時効を主張する立場にはない。また、そもそも、健康保険法（大正十一年法律第七十号）上、事業主は被保険者の資格取得の届出等を行う義務を負っており、事業主の責に帰すべき場合もあると考える。

なお、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十六条第二項においては、普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものの時効による消滅については、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされている。また、国としては、健康保険法の規定に基づき、本来納付すべき政府管掌健康保険の保険料の納付を求めることとなる。

十について

この答弁書においてこれまでお答えしてきたことについては、介護保険の第二号被保険者についても当てはまるものであると考える。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治三十五年三月三十一日 種郵便物認可

官報（号外）

官報 号外 平成二十一年十一月二十七日

第百七十一回国会 衆議院会議録 第十一号 (11)

〔本号(1)参照〕

平成二十一年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成二十一年一月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

平成21年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　平成21年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ88,548,001,321千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成21年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成21年度において公債を発行することができる限度額は、7,579,000,000千円とする。

2　「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、25,715,000,000千円とする。

3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成20年9月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4　第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、地域再生推進費、防災政策費（地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金に限る。）、沖縄政策費（沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業調査諸費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰

		入、沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、船舶建造費、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、地域振興費（地域間交流施設整備事業費補助金に限る。）、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費、ユビキタスネットワーク整備費（地域情報通信基盤整備推進交付金に限る。）、情報通信格差是正事業費
	消防庁	消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、生涯学習振興費（放送大学学園施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費、スポーツ振興施設費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存事業費（史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、施設費国立高度専門医療センター特別会計へ繰入、独立行政法人国立病院機構施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、児童福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費、水道施設整備事業調査諸費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、食の安全・消費者の信頼確保対策費（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、国産農畜産物競争力強化対策費（国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金及び国

		産農畜産物競争力強化対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、環境保全型農業生産対策費（環境保全型農業生産対策整備費補助金に限る。）、担い手育成・確保対策費（担い手育成・確保対策整備費補助金に限る。）、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、農業経営支援対策費（農業経営支援対策整備費補助金に限る。）、海岸事業費、農業生産基盤整備・保全事業費、農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農村振興費（農村振興対策整備費補助金及び都市農村交流等施設整備交付金に限る。）、農村整備事業費、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、バイオマス利用等対策費（バイオマス利用対策整備交付金に限る。）、海岸事業調査諸費、農業生産基盤整備・保全事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	北海道農政事務所	北海道農政事務所施設費
	林野庁	林野庁施設費、治山事業費、治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備事業費（森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、森林居住環境整備事業費補助、水源林造成等事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興施設整備交付金に限る。）、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、治
	水産庁	山事業調査諸費、森林整備事業調査諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費、山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入 水産庁施設費、船舶建造費、水産業振興費（水産業振興事業施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人水産大学校施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策施設整備交付金に限る。）、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、地域経済活性化対策費（地域企業立地促進等共用施設整備費補助金に限る。）、工業用水道事業費、工業用水道事業調査諸費
	経済産業局	経済産業局施設費
	中小企業庁	経営革新・創業促進費（中小商業活力向上施設整備費補助金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、鉄道駅移動円滑化施設整備事業費、海岸環境整備事業費、水資源開発事業費、都市公園事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、急傾斜地崩壊対策等事業費、災害対策等緊急事業推進費、治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、海岸事業費、独立行政法人航空大学校施設整備費、鉄道安全対策事業費、総合的物流体系整備推進費（港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、港湾事業費、港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹

官　報（号外）

		線整備事業費、空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、都市・地域づくり推進費（集落活性化推進事業費補助金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助及びまちづくり交付金に限る。）、地域活力基盤整備事業費、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、独立行政法人海技教育機構施設整備費、地域自立・活性化事業費、国土・景観形成事業推進調整費、離島振興費（離島振興特別事業費補助金、奄美群島産業振興等補助金及び小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定開発事業推進調査費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、独立行政法人電子航法研究所施設整備費、官庁営繕費、水資源開発事業調査諸費、急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費、海岸事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、都市公園事業調査諸費、下水道事業調査諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	都市公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市地域環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境調査研修所施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成21年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成21年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　4,074,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　26,400
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成21年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　63,010
「漁業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成21年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「地域再生法」第20条第２項の規定による金額の限度	平成21年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　243,600

2　「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の3の規定により平成21年度において国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、123,600,000千円とする。

3　「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第4項の規定により平成21年度においてアジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、176,006,158千円とする。

4　「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定により平成21年度において米州開発銀行に設けられる多数国間の基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、1,257,721千円とする。

5　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の規定により平成21年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、6,375,300千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成21年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（仮称）の施行により、地方公営企業等金融機構が地方公共団体金融機構になるまでの間は、第27号左欄の「地方公共団体金融機構」とあるのは「地方公営企業等金融機構」と、「地方公共団体金融機構債券」とあるのは「地方公営企業等金融機構債券」と、中欄の「「地方公共団体金融機構法」」とあるのは「「地方公営企業等金融機構法」附則第16条第1項」とそれぞれ読み替えるものとする。

債務	根拠規定	金額の限度
1　株式会社日本政策金融公庫		
イ　次に掲げる社債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務		
(1)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額755,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額450,000,000千円及び(3)に掲げる社債にあっては発行限度額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに係る業務に関するもの	同　項	
(3)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ニに係る業務に関するもの	同　項	
ロ　国際協力銀行業務社債のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が370,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	
2　預金保険機構		
次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務		
(1)　「預金保険法」に係る業務（(2)に掲げるものを除く。）に関するもの	「預金保険法」第42条の2	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　危機対応業務に関するもの	「預金保険法」第126条第2項	
(3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの	「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項	
(4)　金融機能強化業務に関するもの	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	

3　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
4　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」第７条の32	元本金額340,000,000千円及びその利息に相当する金額
5　株式会社地域力再生機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域力再生機構法」（仮称）	額面総額及び元本金額の合計額1,600,000,000千円並びにその利息に相当する金額
6　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額92,922,601千円及びその利息に相当する金額
7　独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る債務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条	元本金額3,254,000千円及びその利息に相当する金額
8　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額53,000,000千円並びにその利息に相当する金額
9　独立行政法人空港周辺整備機構 空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第31条	額面総額及び元本金額の合計額80,000千円並びにその利息に相当する金額
10　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額1,104,800,000千円並びにその利息に相当する金額
11　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第９条	元本金額13,000,000千円及びその利息に相当する金額
12　独立行政法人都市再生機構 都市再生債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人都市再生機構法」附則第12条第９項	額面総額及び元本金額の合計額140,000,000千円並びにその利息に相当する金額
13　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額1,816,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　独立行政法人住宅金融支援機構 住宅金融支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人住宅金融支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額200,000,000千円並びにその利息に相当する金額
15　「保険業法」第265条の９第２項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第２項第１号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の２	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額

16　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」第９条第１項	額面総額15,500,000千円及びその利息に相当する金額
17　日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」第12条	元本金額43,200,000千円及びその利息に相当する金額
18　東日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額36,500,000千円及びその利息に相当する金額
19　首都高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額12,200,000千円及びその利息に相当する金額
20　中日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額57,900,000千円及びその利息に相当する金額
21　西日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額36,400,000千円及びその利息に相当する金額
22　阪神高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額3,500,000千円及びその利息に相当する金額
23　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項	額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額（ロに係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した金額を額面総額とみなす）
ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	同　項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が130,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額（ただし、ロに係る債務130,000,000千円については、130,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる）
24　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第９条及び附則第16条第３項	額面総額及び元本金額の合計額97,084,000千円並びにその利息に相当する金額
25　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額14,600,000千円及びその利息に相当する金額

26　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務		
(1)　老人保健関係業務に関するもの	「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）附則第38条において、なおその効力を有することとされた「老人保健法」第73条	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額130,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額130,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額180,000,000千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額320,000,000千円、(5)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額410,000,000千円並びに(6)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額400,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　退職者医療関係業務に関するもの	「国民健康保険法」附則第19条	
(3)　介護保険関係業務に関するもの	「介護保険法」第169条	
(4)　高齢者医療制度関係業務((5)に掲げるものを除く。)に関するもの	「高齢者の医療の確保に関する法律」第148条	
(5)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの	同　条	
(6)　病床転換助成交付金を交付する業務に関するもの	「高齢者の医療の確保に関する法律」附則第11条	
27　地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」（仮称）	額面総額820,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第1号、第9号から第14号までの各号、第16号から第25号までの各号若しくは第27号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額を増額することができる。

3　第1項第1号から第3号までの各号、第5号、第8号から第10号までの各号、第12号から第14号までの各号、第16号及び第18号から第27号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	民間資金活用等経済政策推進費、地方元気再生推進調査費、地域再生推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部特別振興対策事業費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄振興総合調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄開発事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業調査諸費

財　務　省	財　務　本　省	公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、南極地域観測船建造費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、災害対策等緊急事業推進費、広域ブロック自立施策等推進調査費、国土・景観形成事業推進調整費、奄美群島園芸振興費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定開発事業推進調査費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、北海道農業生産基盤整備・保全事業調査諸費
環　境　省	環　境　本　省	地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費
防　衛　省	防　衛　本　省	防衛施設安定運用関連諸費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所　管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内　閣　府	内閣本府（沖縄開発事業費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業生産基盤整備・保全事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備・保全事業工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（都市公園事業費）と地方整備局（都市公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道開発事業費、北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市地域環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所　管	組　織	移用することができる項
１　内　閣　府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費の各項の間
２　農林水産省	農林水産本省 地方農政局	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 海岸事業工事諸費と農業生産基盤整備・保全事業工事諸費
	林　野　庁	山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入の各項の間

	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ロ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ハ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市地域環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
4　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費
5　防衛省	防衛本省	施設整備費と防衛施設安定運用関連諸費

第３表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（経済緊急対応予備費の使用）

第15条　「甲号歳入歳出予算」に計上した経済緊急対応予備費は、次に掲げる経費及び第７条に掲げる経費以外には使用しないものとする。

所管	組織	項
財務省	財務本省	政策金融費
厚生労働省	厚生労働本省	生活衛生対策費（株式会社日本政策金融公庫補給金に限る。）、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入、失業保険給付費船員保険特別会計へ繰入、若年者等職業能力開発支援費（職員旅費、庁費、職業能力開発支援事業委託費及び労働条件研究調査等委託費に限る。）、障害者等職業能力開発支援費、母子家庭等対策費（母子家庭等対策費補助金及び母子寡婦福祉貸付金に限る。）、生活保護費（生活保護費等負担金に限る。）、地域福祉推進費（セーフティネット支援対策等事業費補助金に限る。）
	都道府県労働局	職業紹介事業等実施費、高齢者等雇用安定・促進費
農林水産省	林野庁	森林整備事業費（独立行政法人森林総合研究所出資金に限る。）
経済産業省	中小企業庁	中小企業事業環境整備費（資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金、株式会社日本政策金融公庫補助金、株式会社日本政策金融公庫補給金及び株式会社日本政策金融公庫出資金に限る。）、経営安定・取引適正化費
国土交通省	国土交通本省	住宅対策諸費（独立行政法人都市再生機構出資金及び独立行政法人住宅金融支援機構出資金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費（独立行政法人都市再生機構出資金に限る。）

（俸給予算等の制限）

第16条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第17条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金日本郵政共済組合負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、医療保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険老人保健医療費拠出金負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金に限る。）、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入（基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)
国会	雑収入			1,681,765
		国有財産利用収入		1,661,595
			国有財産貸付収入	1,655,605
			国有財産使用収入	5,954
			利子収入	36
		諸収入		20,170
			弁償及返納金	4,510
			物品売払収入	7,399
			雑入	8,261
裁判所	雑収入			23,371,753
		国有財産利用収入		916,279
			国有財産貸付収入	906,239
			国有財産使用収入	10,040
		納付金		62,540
			法科大学院設置者納付金	62,540
		諸収入		22,392,934
			許可及手数料	1,377,658
			懲罰及没収金	92,767
			弁償及返納金	95,567
			物品売払収入	54,797
			雑入	20,772,145
会計検査院	雑収入			26,071
		国有財産利用収入		23,011
			国有財産貸付収入	22,966

			国有財産使用収入	45	
		諸収入		3,060	
			弁償及返納金	1,765	
			物品売払収入	494	
			雑入	801	
内閣	雑収入			1,202,044	
		国有財産利用収入		30,534	
			国有財産貸付収入	28,690	
			国有財産使用収入	1,844	
		諸収入		1,171,510	
			許可及手数料	191	
			弁償及返納金	1,145,368	
			物品売払収入	700	
			雑入	25,251	
内閣府	官業益金及官業収入			46,530	
		官業収入		46,530	
			病院収入	46,530	
	政府資産整理収入			331,378	
		国有財産処分収入		331,378	
			国有財産売払収入	331,378	
	雑収入			12,620,180	
		国有財産利用収入		944,343	
			国有財産貸付収入	917,178	
			国有財産使用収入	25,853	
			利子収入	1,312	
		納付金		11,111,300	
			雑納付金	11,111,300	

		諸収入		564,537	
			特別会計受入金	142,535	
			許可及手数料	29	
			弁償及返納金	236,582	
			物品売払収入	93,311	
			雑入	92,080	
			計	12,998,088	
総務省	雑収入			70,834,903	
		国有財産利用収入		183,898	
			国有財産貸付収入	183,701	
			利子収入	197	
		納付金		522	
			雑納付金	522	
		諸収入		70,650,483	
			許可及手数料	340,379	
			弁償及返納金	816,276	
			物品売払収入	186	
			電波利用料収入	68,554,553	
			雑入	939,089	
法務省	雑収入			81,773,121	
		国有財産利用収入		664,243	
			国有財産貸付収入	664,069	
			利子収入	174	
		諸収入		81,108,878	
			許可及手数料	5,522	
			懲罰及没収金	70,476,636	
			弁償及返納金	1,174,824	
			物品売払収入	86,409	

外務省	雑収入		矯正官署作業収入	5,591,711
			雑入	3,773,776
		国有財産利用収入		8,544,142
				785,066
			国有財産貸付収入	759,185
			国有財産使用収入	100
			利子収入	25,781
		諸収入		7,759,076
			許可及手数料	4,283,618
			弁償及返納金	3,346,159
			物品売払収入	62,891
			雑入	66,408
財務省	租税及印紙収入			46,103,000,000
		租税		45,118,000,000
			所得税	15,572,000,000
			法人税	10,544,000,000
			相続税	1,522,000,000
			消費税	10,130,000,000
			酒税	1,420,000,000
			たばこ税	843,000,000
			揮発油税	2,628,000,000
			石油ガス税	13,000,000
			航空機燃料税	83,000,000
			石油石炭税	510,000,000
			電源開発促進税	351,000,000
			自動車重量税	646,000,000
			関税	846,000,000
			とん税	10,000,000

官報（号外）

		印紙収入		985,000,000	
			印紙収入	985,000,000	
	政府資産整理収入			253,324,277	
		国有財産処分収入		191,214,786	
			国有財産売払収入	191,214,786	
		回収金等収入		62,109,491	
			特別会計整理収入	37,158,496	
			政府出資回収金収入	24,950,995	
	雑収入			7,658,385,277	
		国有財産利用収入		48,122,144	
			国有財産貸付収入	35,945,373	
			国有財産使用収入	34	
			利子収入	6,938,966	
			配当金収入	5,237,771	
		納付金		717,335,918	
			日本銀行納付金	669,400,000	
			独立行政法人造幣局納付金	17,429,774	
			雑納付金	30,506,144	
		諸収入		6,892,927,215	
			特別会計受入金	6,729,761,393	
			許可及手数料	3,875,915	
			受託調査試験及役務収入	10,974,640	
			懲罰及没収金	235,864	
			弁償及返納金	1,691,125	
			物品売払収入	39,576	
			文官恩給費特別会計等負担金	3,229,797	
			貨幣回収準備資金受入	49,528,545	
			雑入	93,590,360	

	公債金			33,294,000,000	
		公債金		33,294,000,000	
			公債金	7,579,000,000	
			特例公債金	25,715,000,000	
			計	87,308,709,554	
文部科学省	雑収入			15,314,409	
		国有財産利用収入		606,480	
			国有財産貸付収入	575,067	
			国有財産使用収入	31,413	
		納付金		6,073,025	
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	5,025,000	
			雑納付金	1,048,025	
		諸収入		8,634,904	
			許可及手数料	15,722	
			弁償及返納金	5,016,271	
			物品売払収入	12,882	
			雑入	3,590,029	
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,345,259	
		官業収入		1,345,259	
			病院収入	1,329,109	
			診療所収入	16,150	
	政府資産整理収入			2,318,146	
		回収金等収入		2,318,146	
			貸付金等回収金収入	2,318,146	
	雑収入			329,113,479	
		国有財産利用収入		442,524	
			国有財産貸付収入	441,136	

官　報（号外）

			国有財産使用収入	642	
			利子収入	746	
		諸収入		328,670,955	
			特別会計受入金	157,026,770	
			授業料及入学検定料	142,146	
			許可及手数料	22,672	
			受託調査試験及役務収入	218,073	
			弁償及返納金	166,379,998	
			物品売払収入	2,458,674	
			雑入	2,422,622	
			計	332,776,884	
農林水産省	雑収入			479,045,024	
		国有財産利用収入		694,180	
			国有財産貸付収入	694,080	
			国有財産使用収入	100	
		納付金		257,859,780	
			日本中央競馬会納付金	257,809,000	
			雑納付金	50,780	
		諸収入		220,491,064	
			特別会計受入金	26,303,190	
			公共事業費負担金	163,773,146	
			許可及手数料	13,303	
			受託調査試験及役務収入	1,447,103	
			懲罰及没収金	18,728	
			弁償及返納金	26,251,416	
			物品売払収入	153,515	
			雑入	2,530,663	

経済産業省	政府資産整理収入			4,789,831	
		回収金等収入		4,789,831	
			特別会計整理収入	335	
			貸付金等回収金収入	4,789,496	
	雑収入			104,315,470	
		国有財産利用収入		155,643	
			国有財産貸付収入	151,497	
			国有財産使用収入	4,146	
		納付金		48,246,156	
			特定アルコール譲渡者納付金	12,609,600	
			雑納付金	35,636,556	
		諸収入		55,913,671	
			特別会計受入金	50,015,250	
			許可及手数料	10,055	
			弁償及返納金	2,390,938	
			物品売払収入	27,093	
			雑入	3,470,335	
			計	109,105,301	
国土交通省	政府資産整理収入			1,591,142	
		国有財産処分収入		188,651	
			国有財産売払収入	188,651	
		回収金等収入		1,402,491	
			貸付金等回収金収入	1,402,491	
	雑収入			43,775,638	
		国有財産利用収入		3,043,571	
			国有財産貸付収入	834,898	
			国有財産使用収入	2,208,637	
			利子収入	36	

官報(号外)

		諸収入		40,732,067	
			特別会計受入金	3,352,357	
			公共事業費負担金	20,132,657	
			許可及手数料	20,350	
			受託調査試験及役務収入	126,542	
			懲罰及没収金	26,387	
			弁償及返納金	13,687,226	
			物品売払収入	134,025	
			雑入	3,252,523	
			計	45,366,780	
環境省	雑収入			7,889,688	
		国有財産利用収入		671,150	
			国有財産貸付収入	458,074	
			国有財産使用収入	213,076	
		納付金		5,646,186	
			雑納付金	5,646,186	
		諸収入		1,572,352	
			許可及手数料	55	
			弁償及返納金	1,561,161	
			雑入	11,136	
防衛省	官業益金及官業収入			14,673,080	
		官業収入		14,673,080	
			病院収入	14,673,080	
	政府資産整理収入			621,991	
		国有財産処分収入		180,580	
			国有財産売払収入	180,580	
		回収金等収入		441,411	
			貸付金等回収金収入	267,914	
			事故補償費返還金	173,497	

	雑収入			34,066,723	
		国有財産利用収入		11,150,270	
			国有財産貸付収入	11,144,503	
			国有財産使用収入	4,816	
			利子収入	951	
		諸収入		22,916,453	
			授業料及入学検定料	4,457	
			許可及手数料	51	
			受託調査試験及役務収入	15,991	
			弁償及返納金	19,013,633	
			物品売払収入	1,702,585	
			雑入	2,179,736	
			計	49,361,794	
歳入総計				88,548,001,321	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	324,000	
		宮廷費	6,099,597	
		皇族費	280,905	
		計	6,704,502	
国会	衆議院	衆議院	64,996,522	
		衆議院施設費	3,498,980	
		衆議院予備経費	7,000	
		計	68,502,502	
	参議院	参議院	38,453,018	
		参議院施設費	2,375,844	

官報（号外）

		参議院予備経費	5,000
		計	40,833,862
	国立国会図書館	国立国会図書館	19,885,078
		国立国会図書館施設費	1,699,134
		計	21,584,212
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	130,765
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	117,944
	国会所管合計		131,169,285
裁判所	裁判所	最高裁判所	85,285,703
		下級裁判所	203,470,775
		検察審査費	340,933
		裁判費	20,903,633
		裁判所施設費	14,723,663
		裁判所予備経費	8,000
		計	324,732,707
会計検査院	会計検査院	会計検査院	17,244,324
		会計検査院施設費	157,119
		計	17,401,443
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	19,256,690
		内閣官房施設費	1,250,864
		情報収集衛星業務費	63,362,282
		情報収集衛星施設費	860,856
		安全保障会議	379,653
		計	85,110,345
	内閣法制局	内閣法制局	1,097,123
	人事院	人事院	11,066,790
	内閣所管合計		97,274,258
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	24,739,919
		内閣本府施設費	1,811,273

		公文書館関連政策費	91,324	
		独立行政法人国立公文書館運営費	2,074,334	
		政府広報費	9,051,485	
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	13,922,298	
		経済財政政策費	744,602	
		民間資金活用等経済政策推進費	350,000	
		地域活性化政策費	147,814	
		地方元気再生推進調査費	3,750,000	
		地域再生推進費	144,608,000	
		科学技術政策費	568,739	
		防災政策費	4,181,883	
		災害対策総合推進調整費	248,000	
		沖縄政策費	6,067,197	
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	32,613	
		沖縄北部特別振興対策事業費	5,000,000	
		大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	260,000	
		沖縄特別振興対策調整費	2,260,000	
		沖縄特別振興対策事業費	2,740,000	
		沖縄振興総合調査費	170,000	
		沖縄教育振興事業費	9,888,000	
		沖縄保健衛生諸費	238,343	
		沖縄保健衛生施設整備費	1,057,623	
		沖縄農業振興費	2,977,816	
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構運営費	5,717,985	
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費	5,510,645	

官　報（号外）

		沖縄開発事業費	75,827,177	
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	5,000,000	
		沖縄特定開発事業推進調査費	70,000	
		共生社会政策費	3,068,785	
		栄典行政費	2,913,119	
		男女共同参画社会形成促進費	336,665	
		国民生活政策費	391,347	
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,201,746	
		食品安全政策費	422,753	
		原子力安全確保政策費	760,460	
		公益法人制度改革推進費	98,171	
		経済社会総合研究所	3,068,875	
		迎賓施設運営費	853,411	
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業調査諸費	63,339	
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	10,000	
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	36,000	
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	9,612,000	
		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	74,069,000	
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	21,055,126	
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,592,026	
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	3,243,000	
		計	454,902,893	

	北方対策本部	北方対策本部	388,223
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	648,379
		計	1,036,602
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	739,063
	日本学術会議	日本学術会議	1,229,528
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	1,026,533
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,685,307
		沖縄海岸事業調査諸費	3,900
		沖縄治水事業工事諸費	1,790,000
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,485,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	980,848
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	135,000
		沖縄都市公園事業工事諸費	207,431
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	720,403
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	4,750
		計	11,012,639
	宮内庁	宮内庁	10,980,430
	公正取引委員会	公正取引委員会	8,446,227
	警察庁	警察庁共通費	89,138,049
		警察庁施設費	15,485,532
		生活安全警察費	248,839
		刑事警察費	1,463,884
		組織犯罪対策費	93,041
		交通警察費	22,646,453
		警備警察費	12,257,559

			皇宮警察本部	8,434,427
			船舶建造費	507,189
			犯罪被害給付費	3,161,310
			情報技術犯罪対策費	214,459
			科学警察研究所	2,134,267
			警察活動基盤整備費	111,467,679
			計	267,252,688
		金融庁	金融庁共通費	18,733,865
			金融機能安定確保費	917,430
			投資者等保護費	2,003,463
			金融機能円滑化推進費	12,344
			計	21,667,102
		消費者庁	消費者庁共通費	3,787,515
			消費者政策費	1,813,841
			計	5,601,356
		内閣府所管合計		783,895,061
	総務省	総務本省	総務本省共通費	39,835,286
			総務本省施設費	214,083
			人事管理推進費	265,160
			行政管理実施費	137,059
			行政評価等実施費	142,763
			地方行政制度整備費	5,816,877
			地域振興費	837,866
			地方財政制度整備費	69,071
			地方交付税交付金	16,111,283,000
			地方特例交付金	462,011,000
			地方税制度整備費	47,579
			選挙制度等整備費	73,571,415

		電子政府・電子自治体推進費	10,912,690
		情報通信技術研究開発推進費	9,511,415
		独立行政法人情報通信研究機構運営費	34,200,000
		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	60,348
		情報通信技術高度利活用推進費	7,096,272
		ユビキタスネットワーク整備費	11,612,074
		情報通信格差是正事業費	2,240,000
		情報通信技術利用環境整備費	1,215,332
		電波利用料財源電波監視等実施費	63,529,508
		情報通信国際戦略推進費	3,623,613
		郵政行政推進費	439,176
		一般戦災死没者追悼等事業費	380,152
		独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費	698,107
		恩給費	747,029,134
		統計調査費	27,434,348
		独立行政法人統計センター運営費	10,350,034
		政党助成費	32,102,927
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,940,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,600,000
		計	17,689,206,289
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	18,013,753
		行政評価等実施費	632,136
		計	18,645,889

官報（号外）

	総合通信局	総合通信局共通費	9,197,916
		ユビキタスネットワーク整備等推進費	83,601
		電波利用料財源電波監視等実施費	5,025,045
		計	14,306,562
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	575,376
	消防庁	消防庁共通費	2,140,798
		消防防災体制等整備費	11,059,575
		計	13,200,373
	総務省所管合計		17,735,934,489
法務省	法務本省	法務本省共通費	103,740,569
		基本法制整備費	122,498
		司法制度改革推進費	16,580,832
		日本司法支援センター運営費	10,406,716
		検察企画調整費	44,133
		矯正企画調整費	58,858
		更生保護企画調整推進費	285,562
		債権管理回収業審査監督費	9,283
		人権擁護推進費	2,081,017
		訟務費	1,938,253
		出入国管理企画調整推進費	5,531,647
		法務省施設費	26,459,485
		法務行政情報化推進費	1,398,711
		登記事務費登記特別会計へ繰入	68,444,544
		計	237,102,108
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,868,764
		法務調査研究費	43,209

		国際協力推進費	183,830
		計	2,095,803
	検察庁	検察官署共通費	97,723,019
		検察費	6,084,859
		検察運営費	2,962,995
		計	106,770,873
	矯正官署	矯正官署共通費	160,839,994
		矯正管理業務費	4,246,801
		矯正収容費	52,133,544
		矯正施設民間開放推進費	14,601,622
		計	231,821,961
	更生保護官署	更生保護官署共通費	11,381,231
		更生保護活動費	11,682,887
		計	23,064,118
	法務局	法務局共通費	14,259,626
		国籍等事務処理費	1,219,435
		人権擁護活動費	1,501,238
		計	16,980,299
	地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	22,409,893
		出入国管理業務費	16,983,246
		計	39,393,139
	公安審査委員会	公安審査委員会	68,118
	公安調査庁	公安調査庁共通費	12,274,210
		破壊的団体等調査費	2,576,624
		計	14,850,834
	法務省所管合計		672,147,253
外務省	外務本省	外務本省共通費	48,122,682
		外務本省施設費	785,673

官報（号外）

		地域別外交費	3,738,153
		分野別外交費	2,782,080
		広報文化交流及報道対策費	2,932,739
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,568,641
		領事政策費	13,077,038
		経済協力費	169,987,576
		独立行政法人国際協力機構運営費	155,849,886
		国際分担金其他諸費	133,127,409
		計	542,971,877
	在外公館	在外公館共通費	116,185,823
		在外公館施設費	4,605,358
		地域別外交費	593,191
		分野別外交費	150,814
		広報文化交流及報道対策費	981,321
		領事政策費	3,487,301
		経済協力費	990,812
		計	126,994,620
	外務省所管合計		669,966,497
財務省	財務本省	財務本省共通費	101,483,106
		財務本省施設費	136,417
		財政健全化推進費	10,127,178
		税制企画立案費	247,271
		資産債務管理費	2,116,891
		公務員宿舎取得費特定国有財産整備特別会計へ繰入	3,942,605
		公務員宿舎施設費	12,155,102
		国債費	20,243,730,520

		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	16,311,418
		関税制度等企画立案費	1,591,902
		経済協力費	153,752,601
		政策金融費	65,704,984
		国家公務員共済組合連合会等助成費	65,798,353
		経済緊急対応予備費	1,000,000,000
		予備費	350,000,000
		計	22,027,098,348
	財務局	財務局共通費	47,498,006
		財務局施設費	141,441
		財務局業務費	16,954,430
		計	64,593,877
	税関	税関共通費	64,788,226
		税関施設費	166,166
		税関業務費	30,958,439
		船舶建造費	262,157
		計	96,174,988
	国税庁	国税庁共通費	591,651,131
		国税庁施設費	3,369,653
		税務業務費	119,055,134
		国税不服審判所	5,238,863
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,141,569
		計	720,456,350
	財務省所管合計		22,908,323,563
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	113,797,986
		文部科学本省施設費	83,190

官　報（号外）

		生涯学習振興費	31,019,982	
		独立行政法人国立科学博物館運営費	3,120,450	
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	629,835	
		初等中等教育等振興費	116,524,503	
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	10,137,978	
		独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	228,928	
		独立行政法人教員研修センター運営費	1,381,470	
		独立行政法人教員研修センター施設整備費	191,892	
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,260,463	
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	47,508	
		義務教育費国庫負担金	1,648,250,000	
		高等教育振興費	70,717,697	
		独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	1,857,591	
		独立行政法人大学入試センター運営費	254,048	
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	66,982,390	
		独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	481,969	
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,095,370	
		育英事業費	130,899,306	
		私立学校振興費	538,943,228	
		科学技術・学術政策推進費	27,259,727	
		科学技術振興調整費	36,340,000	

放射能調査研究費	1,220,958
原子力安全対策費	3,627,972
研究振興費	238,010,597
国立大学法人施設整備費	47,224,215
国立大学法人船舶建造費	1,561,374
国立大学法人運営費	1,169,519,950
独立行政法人日本学術振興会運営費	28,672,449
研究開発推進費	89,912,855
独立行政法人科学技術振興機構運営費	106,657,062
南極地域観測事業費	5,736,000
南極地域観測船建造費	9,954,000
独立行政法人海洋研究開発機構運営費	38,560,498
独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	229,502
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	220,000
独立行政法人物質・材料研究機構運営費	15,048,647
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	278,000
原子力試験研究費	330,000
独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	11,711,697
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	63,971
電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	144,500,000
独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	61,258,500

官　報（号外）

		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	5,813,237
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	139,703,018
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,242,113
		独立行政法人理化学研究所運営費	59,189,500
		独立行政法人理化学研究所施設整備費	7,016,553
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	8,229,612
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	121,000
		スポーツ振興費	8,118,103
		スポーツ振興施設費	1,704,343
		公立文教施設整備費	105,676,750
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	6,026,285
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	778,355
		文化振興費	791,000
		国際交流・協力推進費	31,051,818
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	18,281,504
		計	5,174,546,949
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	4,016,679
		科学技術政策研究所	926,694
		日本学士院	615,522
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655
		計	5,566,550

	文化庁	文化庁共通費	2,653,789
		文化振興費	15,028,391
		日本芸術院	487,306
		独立行政法人国立美術館運営費	5,773,106
		独立行政法人国立美術館施設整備費	6,903,371
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	10,984,875
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	900,320
		文化財保存事業費	41,666,386
		文化財保存施設整備費	1,114,645
		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,367,412
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	3,674,153
		国際文化交流推進費	2,707,794
		文化振興基盤整備費	767,763
		独立行政法人国立国語研究所運営費	509,601
		計	101,538,912
	文部科学省所管合計		5,281,652,411
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	90,166,319
		厚生労働本省施設費	829,532
		医療提供体制確保対策費	4,241,033
		医療従事者等確保対策費	6,310,461
		医療従事者資質向上対策費	20,089,355
		医療情報化等推進費	1,057,978
		医療安全確保推進費	609,367
		経営費等国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	41,496,546

			施設費国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	4,757,407	
			独立行政法人国立病院機構運営費	45,972,086	
			独立行政法人国立病院機構施設整備費	3,217,203	
			感染症対策費	24,913,387	
			特定疾患等対策費	30,465,595	
			移植医療推進費	2,300,209	
			原爆被爆者等援護対策費	154,000,973	
			医薬品承認審査等推進費	688,034	
			医薬品安全対策等推進費	3,209,826	
			医薬品適正使用推進費	248,840	
			血液製剤対策費	1,237,563	
			重要医薬品供給確保対策費	7,453,185	
			医薬品等研究開発推進費	1,852,346	
			医療提供体制基盤整備費	47,069,440	
			独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	569,739	
			医療保険給付諸費	7,786,436,428	
			健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	17,857,346	
			医療費適正化推進費	48,781,836	
			疾病保険給付費等船員保険特別会計へ繰入	2,275,258	
			地域保健対策費	2,175,616	
			保健衛生施設整備費	735,000	
			健康増進対策費	17,072,583	
			健康危機管理推進費	271,979	
			食品等安全確保対策費	2,042,926	
			水道安全対策費	100,813	

		水道施設整備費	66,541,000	
		麻薬・覚せい剤等対策費	1,266,718	
		化学物質安全対策費	526,042	
		生活衛生対策費	2,055,645	
		労働条件確保・改善対策費	682,384	
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	798,708	
		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	401,069	
		職務上年金給付費船員保険特別会計へ繰入	9,543	
		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	1,908	
		仕事生活調和推進費	859,538	
		独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	3,269,842	
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	463,335	
		独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	75,005	
		高齢者等雇用安定・促進費	23,080,389	
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	160,174,500	
		失業保険給付費船員保険特別会計へ繰入	156,986	
		業務取扱費船員保険特別会計へ繰入	564,892	
		職業能力開発強化費	3,365,683	
		若年者等職業能力開発支援費	3,601,693	
		障害者等職業能力開発支援費	6,079,945	
		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	872,768	
		男女均等雇用対策費	131,030	

		地域子育て支援対策費	38,827,712	
		保育所運営費	340,127,696	
		児童手当年金特別会計へ繰入	252,300,130	
		児童虐待等防止対策費	84,467,793	
		母子保健衛生対策費	19,111,910	
		母子家庭等対策費	169,318,583	
		児童福祉施設整備費	5,033,000	
		生活保護費	2,096,888,342	
		地域福祉推進費	21,734,769	
		災害救助等諸費	721,500	
		社会福祉諸費	41,925,251	
		遺族及留守家族等援護費	37,292,538	
		戦没者慰霊事業費	1,039,483	
		中国残留邦人等支援事業費	1,965,498	
		恩給進達等実施費	290,201	
		障害保健福祉費	972,783,844	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	2,382,156	
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	9,958,786	
		社会福祉施設整備費	11,448,000	
		独立行政法人福祉医療機構運営費	4,137,523	
		公的年金制度運営諸費	211,400	
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	9,859,269,465	
		企業年金等普及促進費	2,609,928	
		高齢者日常生活支援等推進費	74,553,358	
		介護保険制度運営推進費	2,019,367,281	

		業務取扱費年金特別会計へ繰入	178,577,667
		国際機関活動推進費	16,312,108
		国際協力費	929,390
		厚生労働科学研究費	48,398,979
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	788,990
		独立行政法人医薬基盤研究所運営費	11,152,191
		独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	261,858
		水道施設整備事業調査諸費	3,000
		計	24,969,675,162
	検疫所	検疫所共通費	6,571,642
		検疫業務等実施費	686,644
		輸入食品検査業務実施費	2,593,827
		計	9,852,113
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	19,956,984
		国立ハンセン病療養所施設費	5,634,478
		国立ハンセン病療養所運営費	11,334,639
		計	36,926,101
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	8,052,048
		厚生労働本省試験研究所施設費	3,562,324
		血清等製造及検定費	546,646
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	4,147,582
		計	16,308,600
	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,656,511
		国立更生援護機関施設費	231,135

官　報（号外）

		国立児童自立支援施設運営費	170,507
		国立更生援護所運営費	2,184,807
		計	9,242,960
	地方厚生局	地方厚生局共通費	14,454,520
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,130,697
		医師等国家試験実施費	250,550
		麻薬・覚せい剤等対策費	568,070
		医療観察等実施費	146,733
		計	16,550,570
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	88,982,770
		都道府県労働局施設費	688,624
		労働条件確保・改善対策費	588,310
		仕事生活調和推進費	58,519
		個別労働紛争対策費	178,880
		職業紹介事業等実施費	212,083
		高齢者等雇用安定・促進費	5,715,204
		男女均等雇用対策費	127,940
		計	96,552,330
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,338,632
		労使関係等安定形成促進費	399,256
		計	1,737,888
	厚生労働省所管合計		25,156,845,724
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	86,904,499
		農林水産本省施設費	1,208,790
		食品産業競争力強化対策費	2,574,528
		主要食糧需給安定対策費	176,617
		主要食糧需給安定対策費食料安定供給特別会計へ繰入	114,000,000

		食の安全・消費者の信頼確保対策費	12,098,171	
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	7,543,799	
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	134,002	
		食育推進事業費	4,468,208	
		国産農畜産物競争力強化対策費	239,391,247	
		牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費	77,338,149	
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,221,543	
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,841,739	
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	144,068	
		独立行政法人種苗管理センター運営費	2,939,444	
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費	183,331	
		独立行政法人家畜改良センター運営費	8,160,368	
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	344,638	
		環境保全型農業生産対策費	2,170,673	
		担い手育成・確保対策費	37,264,738	
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	93,380,343	
		農業・食品産業強化対策費	22,688,267	
		農業経営支援対策費	172,091,236	
		共済掛金国庫負担金等農業共済再保険特別会計へ繰入	54,368,350	
		独立行政法人農業者年金基金運営費	3,790,975	

		農地等整備・保全推進費	37,966,806
		海岸事業費	5,925,758
		農業生産基盤整備・保全事業費	290,636,551
		農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	43,070,000
		農村振興費	55,509,574
		農村整備事業費	62,811,648
		株式会社日本政策金融公庫助成費	35,966,657
		農山漁村活性化対策費	37,715,106
		バイオマス利用等対策費	15,653,626
		牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策費	1,661,851
		農業等国際協力推進費	9,931,252
		農林水産物・食品輸出促進対策費	2,023,181
		農林水産統計調査費	11,882,324
		農林水産政策研究所	1,005,597
		風水害等対策費	100,000
		受託工事費及換地清算金	1,929,416
		海岸事業調査諸費	4,900
		農業生産基盤整備・保全事業調査諸費	1,356,359
		農業施設災害復旧事業費	7,693,224
		農業施設災害関連事業費	461,584
		計	1,570,733,137
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	14,412,764
		農林水産本省検査指導所施設費	682,984
		計	15,095,748

	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,876,523
		農林水産技術会議施設費	265,294
		農林水産業研究開発費	21,817,213
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	46,305,990
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	1,361,650
		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	7,209,873
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	175,296
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,154,751
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	79,679
		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,755,819
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	84,351
		計	87,086,439
	地方農政局	地方農政局	78,923,428
		地方農政局施設費	786,466
		海岸事業工事諸費	345,342
		農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	17,656,442
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	6,780
		計	97,718,458
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	3,686,313
		北海道農政事務所施設費	23,989
		計	3,710,302
	林野庁	林野庁共通費	5,474,307
		林野庁施設費	65,427

		森林整備・保全費	12,181,526
		独立行政法人農林漁業信用基金出資	1,100,000
		森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入	52,118,601
		治山事業費	51,793,594
		治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	34,067,000
		森林整備事業費	76,043,030
		森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	76,947,000
		林業・木材産業等振興対策費	13,216,078
		森林整備・林業等振興対策費	13,222,122
		独立行政法人森林総合研究所運営費	10,124,137
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	257,893
		治山事業調査諸費	12,406
		森林整備事業調査諸費	12,970
		山林施設災害復旧事業費	3,550,718
		山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入	1,691,282
		山林施設災害関連事業費	4,699,826
		山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入	32,174
		計	356,610,091
	水産庁	水産庁共通費	7,574,003
		水産庁施設費	66,944
		水産物安定供給対策費	23,175,555
		船舶建造費	456,381
		水産業振興費	27,457,180

		保険料国庫負担金等漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入	15,534,774
		独立行政法人水産大学校運営費	2,042,138
		独立行政法人水産大学校施設整備費	327,092
		海岸事業費	7,424,160
		水産基盤整備費	58,111,552
		水産業強化対策費	7,674,167
		国際漁業協力推進費	912,154
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	16,655,005
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	1,738,204
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	1,782,868
		海岸事業調査諸費	6,840
		水産基盤整備事業工事諸費	63,448
		漁港施設災害復旧事業費	1,108,448
		漁港施設災害関連事業費	3,000
		計	172,113,913
	農林水産省所管合計		2,303,068,088
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	42,687,437
		経済産業本省施設費	1,996,571
		産業人材育成費	3,400,000
		技術革新促進・環境整備費	7,308,188
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	63,305,991
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	3,090,000
		知的財産保護費	372,357

官　報（号外）

		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	18,846	
		工業標準・知的基盤整備費	2,550,684	
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,392,044	
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	57,143	
		新事業創出促進対策費	72,920	
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,576,948	
		情報技術利活用促進費	9,107,784	
		流通・物流基盤整備費	140,606	
		情報セキュリティ対策推進費	1,971,018	
		消費者行政推進費	915,367	
		経済産業統計調査費	2,799,496	
		通商政策推進費	4,115,122	
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	23,318,898	
		貿易投資促進費	3,034,631	
		再保険費貿易再保険特別会計へ繰入	2,400,000	
		経済協力費	16,593,815	
		貿易管理費	462,545	
		ものづくり産業振興費	10,037,936	
		情報産業強化費	7,063,721	
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	4,842,223	
		サービス産業強化費	2,034,114	
		コンテンツ産業強化費	1,874,468	
		化学物質管理推進費	1,147,973	
		まちづくり推進費	402,278	

		地域経済活性化対策費	7,793,707
		工業用水道事業費	2,827,774
		温暖化対策費	5,353,550
		資源循環推進費	570,705
		環境経営・競争力強化費	1,171,026
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	47,206,096
		工業用水道事業調査諸費	1,226
		計	291,015,208
	経済産業局	経済産業局共通費	15,389,964
		経済産業局施設費	198,243
		経済産業統計調査費	116,702
		地域経済活性化対策費	194,766
		計	15,899,675
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	3,793,364
		鉱物資源安定供給確保費	1,592,537
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,984,150
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	403,200,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	185,000,000
		計	597,570,051
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院共通費	4,019,402
		産業保安費	5,414,906
		計	9,434,308
	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,373,237
		情報技術利活用促進費	812,581

		中小企業事業環境整備費	24,296,110
		経営革新・創業促進費	46,712,070
		経営安定・取引適正化費	1,053,232
		まちづくり推進費	5,864,977
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	21,303,112
		計	102,415,319
	経済産業省所管合計		1,016,334,561
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	126,233,848
		国土交通本省施設費	54,613
		住宅対策事業費	174,917,000
		住宅対策諸費	318,884,000
		住宅市場整備推進費	5,898,948
		総合的バリアフリー推進費	5,209,859
		鉄道駅移動円滑化施設整備事業費	1,200,000
		海洋環境対策費	97,477
		海岸環境整備事業費	881,500
		道路環境等対策費	1,940,912
		水資源対策費	253,562
		水資源開発事業費	17,293,000
		緑地環境対策費	128,306
		都市公園事業費	55,478,768
		水環境対策費	632,806
		都市水環境整備事業費	50,647,000
		下水道事業費	416,151,000
		地球温暖化防止等対策費	1,817,847
		災害情報整備推進費	7,968
		住宅・市街地防災対策費	57,354

		市街地防災事業費	2,745,000
		住宅防災事業費	111,625,000
		都市公園防災事業費	25,625,000
		下水道防災事業費	136,676,000
		水害・土砂災害対策費	328,573
		河川管理施設整備費	137,137
		急傾斜地崩壊対策等事業費	26,348,000
		災害対策等緊急事業推進費	15,000,000
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	650,448,583
		北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	93,410,000
		離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,813,000
		海岸事業費	37,869,192
		公共交通等安全対策費	1,965,827
		独立行政法人航空大学校運営費	2,660,248
		独立行政法人航空大学校施設整備費	99,405
		鉄道安全対策事業費	1,591,000
		道路交通安全対策費	357,272
		総合的物流体系整備推進費	9,840,485
		港湾事業費	2,622,000
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	158,248,003
		北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	16,722,000
		離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	16,558,000
		景観形成推進費	1,024,854

官　報（号　外）

		整備新幹線建設推進高度化等事業費	3,400,000	
		整備新幹線整備事業費	70,600,000	
		空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	57,634,314	
		北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	3,457,000	
		離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	614,000	
		航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	69,372,686	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,686,000	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	737,000	
		都市・地域づくり推進費	2,379,768	
		都市再生・地域再生整備事業費	288,545,000	
		地域活力基盤整備事業費	940,000,000	
		鉄道網整備推進費	3,207,885	
		鉄道網整備事業費	33,409,000	
		地域公共交通維持・活性化推進費	16,867,883	
		都市・地域交通整備事業費	2,360,000	
		道路交通円滑化推進費	15,630,527	
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,355,740,000	
		北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	190,122,000	
		離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	19,176,000	
		社会資本整備・管理効率化推進費	851,914	

		不動産市場整備等推進費	6,039,819	
		建設市場整備推進費	1,156,288	
		国土交通統計調査費	442,845	
		国土調査費	15,943,274	
		自動車運送業市場環境整備推進費	17,623	
		海事産業市場整備等推進費	293,452	
		独立行政法人航海訓練所運営費	6,283,401	
		独立行政法人海技教育機構運営費	2,752,809	
		独立行政法人海技教育機構施設整備費	71,089	
		国土形成推進費	2,511,055	
		広域ブロック自立施策等推進調査費	580,000	
		地域自立・活性化事業費	30,000,000	
		国土・景観形成事業推進調整費	40,000,000	
		地理空間情報整備・活用推進費	2,318,876	
		離島振興費	1,989,900	
		奄美群島園芸振興費	85,220	
		離島振興事業費	50,410,000	
		北海道総合開発推進費	738,359	
		北海道開発事業費	180,232,092	
		北海道特定開発事業推進調査費	200,000	
		北海道特定特別総合開発事業推進費	2,580,000	
		北海道特定地域連携事業推進費	10,000,000	
		技術研究開発推進費	2,731,331	

		独立行政法人土木研究所運営費	9,329,836	
		独立行政法人土木研究所施設整備費	564,542	
		独立行政法人建築研究所運営費	2,010,811	
		独立行政法人建築研究所施設整備費	84,749	
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	609,882	
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費	899,946	
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	100,000	
		独立行政法人海上技術安全研究所運営費	2,946,847	
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	600,985	
		独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,337,224	
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	326,208	
		独立行政法人電子航法研究所運営費	1,618,083	
		独立行政法人電子航法研究所施設整備費	125,274	
		情報化推進費	2,739,546	
		国際協力費	643,213	
		官庁施設保全等推進費	126,875	
		官庁営繕費	22,524,579	
		水資源開発事業調査諸費	6,000	
		急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費	15,790	
		海岸事業調査諸費	82,208	
		都市開発事業調査諸費	38,000	

		住宅建設事業調査諸費	131,000
		都市公園事業調査諸費	49,000
		下水道事業調査諸費	123,000
		北海道農業生産基盤整備・保全事業調査諸費	22,124
		河川等災害復旧事業費	43,483,258
		河川等災害関連事業費	9,556,666
		河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,139,342
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	850,400
		北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	15,677,348
		北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	5,649,000
		離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	6,944,000
		離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	312,000
		計	6,061,336,493
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	2,960,242
		国土技術政策総合研究所施設費	73,340
		技術研究開発推進費	750,144
		計	3,783,726
	国土地理院	国土地理院共通費	5,860,694
		国土地理院施設費	145,076
		災害情報整備推進費	860,288
		地理空間情報整備・活用等推進費	2,859,453

		技術研究開発推進費	160,199
		計	9,885,710
	海難審判所	海難審判所共通費	918,885
		海難審判費	42,074
		計	960,959
	地方整備局	地方整備局共通費	31,027,951
		地方整備推進費	668,554
		都市公園事業工事諸費	2,192,232
		道路災害復旧事業工事諸費	17,798
		計	33,906,535
	北海道開発局	北海道開発局共通費	9,079,220
		北海道開発局施設費	322,828
		北海道開発行政推進費	228,415
		北海道治水海岸事業工事諸費	11,669,000
		北海道道路整備事業工事諸費	22,012,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	4,811,000
		北海道都市地域環境整備事業工事諸費	2,013,000
		北海道都市公園事業工事諸費	142,000
		北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	9,957,436
		北海道水産基盤整備事業工事諸費	1,446,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	27,966
		計	61,708,865
	地方運輸局	地方運輸局共通費	21,416,832
		地方運輸行政推進費	1,652,371
		計	23,069,203

	地方航空局	地方航空局共通費	1,844,860
		地方航空行政推進費	31,163
		計	1,876,023
	観光庁	観光庁共通費	1,080,389
		観光振興費	4,115,865
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,998,869
		計	7,195,123
	気象庁	気象官署共通費	37,231,655
		気象官署施設費	321,285
		観測予報等業務費	23,377,716
		気象研究所	2,061,997
		独立行政法人気象研究所運営費	802,458
		計	63,795,111
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,190,391
	海上保安庁	海上保安官署共通費	99,238,253
		海上保安官署施設費	867,595
		船舶交通安全及海上治安対策費	52,651,909
		船舶建造費	24,443,256
		航路標識整備事業費	4,636,348
		航路標識整備事業工事諸費	584,652
		計	182,422,013
	国土交通省所管合計		6,452,130,152
環境省	環境本省	環境本省共通費	10,144,308
		地球温暖化対策推進費	3,509,060
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	36,500,000
		地球環境保全費	3,238,371

		大気・水・土壌環境等保全費	4,204,988
		廃棄物・リサイクル対策推進費	7,811,839
		廃棄物処理施設整備費	73,146,000
		生物多様性保全等推進費	3,352,567
		環境保全施設整備費	330,553
		自然公園等事業費	10,502,310
		化学物質対策推進費	2,401,826
		環境保健対策推進費	14,720,320
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	9,841,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	1,312,684
		環境政策基盤整備費	9,626,346
		環境調査研修所	1,217,704
		環境調査研修所施設費	266,802
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	2,113,736
		独立行政法人国立環境研究所運営費	9,292,205
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	533,880
		地球環境保全等試験研究費	954,775
		環境研究総合推進費	5,115,000
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	62,599
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	6,000
		自然公園等事業工事諸費	545,690
		計	210,750,563
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	3,831,012
		地方環境事務所施設費	46,270

		地方環境対策費	1,658,458
		計	5,535,740
	環境省所管合計		216,286,303
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	924,826,082
		自衛官給与費	1,383,641,677
		武器車両等整備費	932,448,671
		航空機整備費	440,307,023
		艦船整備費	99,562,375
		平成17年度潜水艦建造費	14,426,012
		平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費	43,958,720
		平成18年度潜水艦建造費	9,886,387
		平成19年度甲型警備艦建造費	16,670,936
		平成19年度潜水艦建造費	20,375,057
		平成20年度甲型警備艦建造費	2,317,688
		平成20年度潜水艦建造費	3,450,606
		平成21年度甲型警備艦建造費	228,956
		施設整備費	124,087,193
		人材確保育成費	96,866,686
		研究開発費	119,754,066
		防衛施設安定運用関連諸費	256,800,689
		在日米軍等駐留関連諸費	261,759,821
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,656,578
		計	4,755,025,223
	地方防衛局	地方防衛局	19,109,801
	防衛省所管合計		4,774,135,024
歳出総計			88,548,001,321

官　報（号　外）

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成17年度潜水艦建造費								
		既定	58,736,435	3,938,305	1,505,658	22,747,925	16,118,334	14,426,213	—	
		改定	58,736,234	3,938,305	1,505,658	22,747,925	16,118,334	14,426,012	—	平成17年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	97,570,498	—	226,764	1,405,235	26,566,959	47,410,092	21,961,448	
		改定	97,502,319	—	226,764	1,405,235	26,566,959	43,958,720	25,344,641	平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成18年度潜水艦建造費								
		既定	56,257,675	—	125,818	1,593,820	28,674,665	12,358,300	13,505,072	
		改定	56,301,598	—	125,818	1,593,820	28,674,665	9,886,387	16,020,908	平成18年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	事由
		平成19年度甲型警備艦建造費								
		既定	74,906,023	209,572	2,624,913	19,360,107	35,990,619	16,720,812	—	

		改　　定	74,666,179	209,572	2,624,913	16,670,936	38,438,088	16,722,670	—	平成19年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成19年度潜水艦建造費								
		既　　定	53,341,855	95,708	3,886,190	23,324,870	12,731,410	13,303,677	—	
		改　　定	53,344,702	95,708	3,886,190	20,375,057	15,681,884	13,305,863	—	平成19年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成20年度甲型警備艦建造費								
		既　　定	86,892,222	—	252,710	4,797,205	18,245,810	48,999,878	14,596,619	
		改　　定	86,710,778	—	252,710	2,317,688	20,629,421	48,913,022	14,597,937	平成20年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	
		平成20年度潜水艦建造費								
		既　　定	55,051,662	81,519	5,897,075	23,376,630	12,407,419	13,289,019	—	
		改　　定	55,018,204	81,519	3,450,606	25,787,782	12,408,023	13,290,274	—	平成20年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成21年度甲型警備艦建造費	145,557,288	—	228,956	4,285,442	38,339,119	71,592,738	31,111,033	甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

官報（号外）

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室		(項) 宮廷費のうち
		施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院のうち
		情報処理業務庁費(議員歳費・議員秘書給与システム開発経費及び新会議録作成システム構築経費に限る。)
		衆議院施設費
	参議院	(項) 参議院施設費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち
		会計検査情報処理業務庁費(電子証拠書類等管理システム開発経費及び決算確認システム開発経費に限る。)
		会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房施設費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
	人事院	(項) 人事院のうち
		情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。)
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府施設費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費(資機材調達庁費に限る。)
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
		地域再生推進費
		防災政策費のうち
		災害関係調査費(総合防災情報システム開発経費に限る。)
		地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		沖縄新産業創出対策事業推進費補助金
		沖縄振興特別事業費補助金(情報通信産業振興施設整備事業に限る。)
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費
		沖縄北部特別振興対策事業費
		沖縄特別振興対策事業費のうち
		沖縄特別振興対策事業費補助金(特定地域特別振興事業に限る。)
		沖縄教育振興事業費
		沖縄保健衛生施設整備費
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費
		沖縄開発事業費

			工事雑費
			沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄都市公園事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
		警察庁	（項）警察庁施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			警察庁施設費
			通信施設整備費
			交通警察費のうち
			都道府県警察施設整備費補助金
			船舶建造費
			警察活動基盤整備費のうち
			警察通信機器整備費（広域犯罪対策通信機器整備経費、無線多重等通信機器整備経費及び警察基幹通信網整備経費に限る。）
			都道府県警察施設整備費補助金
			沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費
			沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入
			沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
			沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
			沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
			沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
			沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
			航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄総合事務局	（項）沖縄治水事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費

総務省	総務本省	(項) 総務本省施設費			ユビキタスネットワーク整備費のうち
		人事管理推進費のうち			地域情報通信基盤整備推進交付金
		職員旅費(国家公務員体育センター廃止に伴う経費に限る。)			情報通信格差是正事業費
		庁費(国家公務員体育センター廃止に伴う経費に限る。)			電波利用料財源電波監視等実施費のうち
		地方行政制度整備費のうち			施設施工旅費
		市町村合併体制整備費補助金			施設施工庁費
		地域振興費のうち			電波利用技術研究開発等委託費
		過疎地域集落整備事業費補助金			施設整備費
		地域間交流施設整備事業費補助金			電波遮へい対策事業費等補助金
		電子政府・電子自治体推進費のうち			恩給費のうち
		情報処理業務庁費(政府認証基盤ブリッジ認証局整備経費、文書管理業務・システムの最適化実施に必要な経費、職員等利用者認証業務・システムの最適化実施に必要な経費及び物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。)			恩給支給業務庁費(恩給業務最適化事業システム開発経費に限る。)
					国会議員互助年金
					文官等恩給費
					旧軍人遺族等恩給費
			消防庁	(項)	消防防災体制等整備費のうち
		情報通信技術研究開発推進費のうち			消防防災技術研究開発委託費
		情報通信技術研究開発推進委託費(戦略的情報通信研究開発委託費に限る。)			緊急消防援助隊設備整備費補助金(救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプター付属設備整備費に限る。)
		情報通信技術高度利活用推進費のうち			消防防災施設整備費補助金
		先進的地域情報通信システム開発委託費	法務省	法務本省	(項) 更生保護企画調整推進費のうち
		情報通信利用促進支援事業費補助金(通信・放送新規事業助成金に限る。)			更生保護事業費補助金(更生保護施設整備事業費に限る。)

			成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費（国税電子申告・納税システム開発経費に限る。）
		文部科学本省	（項）文部科学本省施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			生涯学習振興費のうち
			放送大学学園施設整備費補助金
			初等中等教育等振興費のうち
			学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費に限る。）
			高等教育振興費のうち
			研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費に限る。）
			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
			私立学校振興費のうち
			私立学校施設整備費補助金
			科学技術・学術政策推進費のうち
			地域科学技術振興事業委託費
			国際研究拠点形成促進事業費補助金
			科学技術振興調整費
			放射能調査研究費のうち
			放射能測定調査委託費
			研究振興費のうち
			科学技術試験研究委託費
			法務省施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
外務省	外務本省	（項）外務本省施設費	
			地域別外交費のうち
			政府開発援助諸謝金（化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の調査事業費に限る。）
			経済協力費のうち
			政府開発援助経済開発等援助費
	在外公館	（項）在外公館施設費	
財務省	財務本省	（項）財務本省施設費	
			財政健全化推進費のうち
			予算編成事務等機械化庁費（財務書類作成システム開発経費に限る。）
			歳入歳出関係事務機械化庁費（官庁会計システム機能改善等経費に限る。）
			公務員宿舎施設費
	財務局	（項）財務局施設費	
	税関	（項）税関施設費	
			船舶建造費
	国税庁	（項）国税庁施設費のうち	
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			税務業務費のうち
			税務特別庁費（国税総合管理システム開発経費及び国税総合管理システムオープンシステム化開発経費に限る。）

官　報（号外）

				独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	
				独立行政法人理化学研究所施設整備費	
				独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	
				スポーツ振興施設費	
				公立文教施設整備費	
				独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費　のうち	
				独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金（スポーツ施設整備費に限る。）	
			文化庁	（項）独立行政法人国立美術館施設整備費　のうち	
				独立行政法人国立美術館施設整備費補助金（東京国立近代美術館施設整備費に限る。）	
				独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち	
				独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金（国立劇場文楽劇場施設整備費及び新国立劇場施設整備費に限る。）	
				文化財保存事業費のうち	
				国有文化財保存整備費	
				国宝重要文化財等保存整備費補助金	
				史跡等購入費補助金	
				文化財保存施設整備費	
				独立行政法人国立文化財機構施設整備費	
		特定先端大型研究施設整備費補助金			
		科学研究費補助金			
		特定先端大型研究施設運営費等補助金（高性能汎用計算機システム研究開発経費に限る。）			
		国立大学法人施設整備費			
		国立大学法人船舶建造費			
		研究開発推進費のうち			
		科学技術試験研究委託費			
		地球観測技術等調査研究委託費			
		原子力基礎基盤研究委託費			
		国際宇宙ステーション開発費補助金			
		地球観測衛星開発費補助金			
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助金			
		南極地域観測船建造費			
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費			
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費			
		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費			
		原子力試験研究費のうち			
		試験研究費			
		原子力試験研究委託費			
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費			

厚生労働省	厚生労働本省	(項) 独立行政法人国立病院機構施設整備費			厚生労働科学研究費のうち
		重要医薬品供給確保対策費のうち			厚生労働科学研究費補助金
		ワクチン等購入費			独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費
		医薬品買上費（新型インフルエンザワクチン原液買上費に限る。）		国立ハンセン病療養所	(項) 国立ハンセン病療養所施設費
		医療提供体制基盤整備費のうち		厚生労働本省試験研究機関	(項) 厚生労働本省試験研究所施設費
		医療施設等施設整備費補助金		国立更生援護機関	(項) 国立更生援護機関施設費
		医療提供体制施設整備交付金		都道府県労働局	(項) 都道府県労働局施設費
		保健衛生施設整備費	農林水産省	農林水産本省	(項) 農林水産本省施設費
		水道施設整備費			食の安全・消費者の信頼確保対策費のうち
		母子家庭等対策費のうち			食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
		児童扶養手当給付費			独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費
		児童福祉施設整備費			国産農畜産物競争力強化対策費のうち
		遺族及留守家族等援護費のうち			国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金
		遺族等年金			国産農畜産物競争力強化対策整備交付金
		障害保健福祉費のうち			牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費のうち
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金			牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金（国産畜産物競争力強化対策整備費補助金に限る。）
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金			牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費交付金
		特別児童扶養手当給付費			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
		社会福祉施設整備費			
		介護保険制度運営推進費のうち			
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金			

官　報（号外）

			成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金	
			バイオマス利用対策整備交付金	
			牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策費	
			風水害等対策費	
			受託工事費及換地清算金のうち	
			受託工事費	
			農業施設災害復旧事業費	
			農業施設災害関連事業費	
農林水産本省検査指導機関	（項）	農林水産本省検査指導所施設費		
農林水産技術会議	（項）	農林水産技術会議施設費		
		農林水産業研究開発費のうち		
		試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業費に限る。）		
		農林水産試験研究費補助金（産学官連携食料産業等活性化・新技術開発事業費補助金に限る。）		
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費		
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費		
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費		
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費		
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費		
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費		
		環境保全型農業生産対策費のうち		
		環境保全型農業生産対策整備費補助金		
		担い手育成・確保対策費のうち		
		担い手育成・確保対策整備費補助金		
		農業・食品産業強化対策費のうち		
		農業・食品産業強化対策整備交付金		
		農業経営支援対策費のうち		
		農業経営支援対策整備費補助金		
		海岸事業費		
		農業生産基盤整備・保全事業費		
		農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入		
		農村振興費のうち		
		農村振興対策整備費補助金		
		都市農村交流等施設整備交付金		
		農村整備事業費		
		農山漁村活性化対策費のうち		
		農山漁村活性化対策整備交付金		
		バイオマス利用等対策費のうち		
		成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金		

	地方農政局	（項）地方農政局施設費			森林整備・林業等振興対策費のうち
		海岸事業工事諸費のうち			森林整備・林業等振興施設整備交付金
		超過勤務手当			独立行政法人森林総合研究所施設整備費
		日額旅費			山林施設災害復旧事業費
		工事雑費			山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち			山林施設災害関連事業費
		超過勤務手当			山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		日額旅費			
		工事雑費			
		農業施設災害復旧事業等工事諸費			
	北海道農政事務所	（項）北海道農政事務所施設費			
	林野庁	（項）林野庁施設費	水産庁	（項）水産庁施設費	
		治山事業費		船舶建造費	
		治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入		水産業振興費のうち	
		森林整備事業費のうち		水産業振興事業施設整備費補助金	
		森林環境保全整備事業費補助		独立行政法人水産大学校施設整備費	
		森林居住環境整備事業費補助		海岸事業費	
		水源林造成等事業費補助		水産基盤整備費	
		美しい森林づくり基盤整備交付金		水産業強化対策費のうち	
		森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入		水産業強化対策施設整備交付金	
		林業・木材産業等振興対策費のうち		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	
		林業・木材産業等振興調査等委託費（森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業費に限る。）		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	
				漁港施設災害復旧事業費	

官報（号外）

		漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	(項) 経済産業本省施設費
		技術革新促進・環境整備費　のうち
		産業技術研究開発委託費（産業技術研究開発事業、地域見守り支援システム実証事業及び車載情報システムを活用した緊急医療体制整備事業に限る。）
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
		工業標準・知的基盤整備費　のうち
		基準認証研究開発委託費（国際標準共同研究開発事業に限る。）
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費
		情報技術利活用促進費のうち
		情報処理業務庁費（旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		情報技術利活用促進基盤整備委託費（中小企業経営革新基盤システム開発事業及び地域産品情報技術活用販路開拓支援事業に限る。）
		成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費
		情報セキュリティ対策推進費
		経済協力費のうち
		政府開発援助海外開発計画調査委託費
		ものづくり産業振興費のうち
		産業技術研究開発委託費
		産業技術実用化開発事業費補助金（環境適応型高性能小型航空機研究開発経費に限る。）
		情報産業強化費のうち
		産業技術研究開発委託費
		サービス産業強化費のうち
		産業技術研究開発委託費
		成果重視事業健康情報活用基盤構築標準化実証事業委託費
		地域経済活性化対策費のうち
		地域企業立地促進等共用施設整備費補助金
		工業用水道事業費のうち
		工業用水道事業費補助
		温暖化対策費のうち
		認証排出削減量等取得委託費
		中小企業等温暖化対策基盤整備等委託費（国内排出削減量認証制度基盤整備事業のうち中小企業等の実施する排出削減対策支援事業経費に限る。）
	経済産業局	(項) 経済産業局施設費
	資源エネルギー庁	(項) 鉱物資源安定供給確保費　のうち
		希少金属資源開発推進基盤整備委託費
		地下資源探鉱費等補助金
	原子力安全・保安院	(項) 産業保安費のうち
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金

	中小企業庁	（項）	中小企業事業環境整備費
			のうち
			中小企業海外展開等支援事業費補助金
			経営革新・創業促進費のうち
			中小企業経営支援等対策委託費（地域イノベーション・基盤技術高度化促進委託費のうち地域イノベーション創出研究開発事業及び戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（中小商業活性化支援補助金のうち施設整備事業費に限る。）
			中小商業活力向上施設整備費補助金
			まちづくり推進費のうち
			まちづくり推進対策費補助金
国土交通省	国土交通本省	（項）	国土交通本省施設費
			住宅対策事業費
			総合的バリアフリー推進費
			のうち
			交通施設バリアフリー化設備整備費補助金
			鉄道駅移動円滑化施設整備事業費
			海岸環境整備事業費
			水資源開発事業費
			都市公園事業費
			都市水環境整備事業費
			下水道事業費
			地球温暖化防止等対策費
			のうち
			先導的都市環境形成促進事業費補助金（社会実験・実証実験等実施経費に限る。）

			高効率船舶等技術研究開発費補助金
			市街地防災事業費
			住宅防災事業費
			都市公園防災事業費
			下水道防災事業費
			急傾斜地崩壊対策等事業費
			災害対策等緊急事業推進費
			治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入
			のうち
			治水事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
			海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
			都市水環境整備事業財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
			河川等災害復旧事業等工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
			北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入
			離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入
			海岸事業費
			独立行政法人航空大学校施設整備費
			鉄道安全対策事業費
			総合的物流体系整備推進費
			のうち
			老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費

官　報（号外）

		老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費 港湾機能高度化施設整備費補助金 港湾事業費のうち 港湾施設長寿命化計画費 みなと振興交付金 港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち 海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入 港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入 港湾災害復旧事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入 北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 景観形成推進費のうち 景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金 整備新幹線建設推進高度化等事業費 整備新幹線整備事業費 空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入		航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 都市・地域づくり推進費のうち 防災集団移転促進事業費補助金 豪雪地帯対策特別事業費補助金 集落活性化推進事業費補助金 民間都市再生推進事業費補助金（社会実験・実証事業等支援経費に限る。） 都市再生・地域再生整備事業費のうち 市街地再開発事業費補助 都市再生推進事業費補助 まちづくり交付金 地域活力基盤整備事業費 鉄道網整備推進費のうち 新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。） 鉄道軌道輸送高度化事業費等補助金（災害復旧事業費補助に限る。） 鉄道網整備事業費		

北海道開発事業費

北海道特定特別総合開発事業推進費

北海道特定地域連携事業推進費

技術研究開発推進費のうち

　技術研究開発調査費（準天頂衛星測位・通信システム開発経費に限る。）

　技術研究開発費補助金

　鉄道技術開発費補助金

独立行政法人土木研究所施設整備費

独立行政法人建築研究所施設整備費

独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費

独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費

独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費

独立行政法人電子航法研究所施設整備費

官庁営繕費のうち

　施設施工旅費

　施設施工庁費

　施設整備費

河川等災害復旧事業費

河川等災害関連事業費

北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入

北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入

地域公共交通維持・活性化推進費のうち

　地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金（待合施設整備費及び新地域旅客運送事業の導入に係る施設整備費に限る。）

都市・地域交通整備事業費

道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

国土調査費のうち

　都市再生街区基本調査費

　地籍調査費負担金

独立行政法人海技教育機構施設整備費

地域自立・活性化事業費

国土・景観形成事業推進調整費

離島振興費のうち

　離島振興特別事業費補助金

　奄美群島産業振興等補助金

　小笠原諸島振興開発事業費補助

離島振興事業費

北海道総合開発推進費のうち

　北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）

			離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入		日額旅費
					工事雑費
			離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入		北海道都市公園事業工事諸費のうち
	国土技術政策総合研究所	(項)	国土技術政策総合研究所施設費		超過勤務手当
					日額旅費
	国土地理院	(項)	国土地理院施設費		工事雑費
	地方整備局	(項)	都市公園事業工事諸費のうち		北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち
			超過勤務手当		超過勤務手当
			日額旅費		日額旅費
			工事雑費		工事雑費
			道路災害復旧事業工事諸費		北海道水産基盤整備事業工事諸費のうち
	北海道開発局	(項)	北海道開発局施設費		超過勤務手当
			北海道治水海岸事業工事諸費のうち		日額旅費
			超過勤務手当		工事雑費
			日額旅費		北海道災害復旧事業等工事諸費
			工事雑費	地方運輸局	(項) 地方運輸局共通費のうち
			北海道道路整備事業工事諸費のうち		施設整備費
			超過勤務手当	観光庁	(項) 観光振興費のうち
			日額旅費		観光圏整備事業費補助金（施設整備費に限る。）
			工事雑費	気象庁	(項) 気象官署施設費
			北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち		観測予報等業務費のうち
			超過勤務手当		静止気象衛星製作費
			日額旅費	海上保安庁	(項) 海上保安官署施設費のうち
			工事雑費		施設施工旅費
			北海道都市地域環境整備事業工事諸費のうち		施設施工庁費
			超過勤務手当		

					化学物質対策推進費のうち
					環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。）
					環境保全調査等地方公共団体委託費（有機ヒ素化合物高濃度汚染対策事業経費に限る。）
					環境保健対策推進費のうち
					水俣病総合対策施設整備費補助金
					環境政策基盤整備費のうち
					公害調査費（温室効果ガス観測データ検証経費に限る。）
					循環型社会形成推進科学研究費補助金
					環境調査研修所施設費
					独立行政法人国立環境研究所施設整備費
					環境研究総合推進費
					自然公園等事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					工事施行旅費
					工事雑費
				地方環境事務所	（項）地方環境事務所施設費
			防衛省	防衛本省	（項）武器車両等整備費のうち
					武器購入費
					通信機器購入費
					車両購入費
					弾薬購入費
					諸器材購入費
					施設整備費
					船舶交通安全及海上治安対策費のうち
					航空機購入費
					船舶建造費
					航路標識整備事業費
					航路標識整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					工事施行旅費
					工事雑費
環境省		環境本省			（項）地球温暖化対策推進費のうち
					認証排出削減量等取得委託費
					地球環境保全費のうち
					不発弾廃棄処理業務庁費
					大気・水・土壌環境等保全費のうち
					土壌汚染対策事業費補助金
					廃棄物・リサイクル対策推進費のうち
					産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金に限る。）
					災害等廃棄物処理事業費補助金
					廃棄物処理施設整備費
					生物多様性保全等推進費のうち
					環境保全施設整備費補助金
					環境保全施設整備費
					自然公園等事業費

		航空機整備費のうち			研究用機械器具費
		航空機購入費			防衛施設安定運用関連諸費
		艦船整備費のうち			在日米軍等駐留関連諸費のうち
		艦船建造旅費			特別給付金
		艦船建造庁費			提供施設整備業務旅費
		艦艇建造費			提供施設整備業務庁費
		施設整備費			提供施設等整備費
		研究開発費のうち			提供施設移設整備費
		試作品費			

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		医療機器借入れ	31,576	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
国会	衆議院	電子計算機等借入れ	994,085	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		議員歳費・議員秘書給与システム開発	594,483	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	議員歳費・議員秘書給与システムの開発には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器等借入れ	422,392	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業（平成14年度）に係る限度額の増額	280,968	平成21年度	平成21年度以降23箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業（平成17年度）に係る限度額の増額	119,305	平成21年度	平成21年度以降11箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	1,199,681	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	議員会館立法情報ネットワーク施設ほか2件の整備には、多くの日数を要するため

	参議院	電子計算機等借入れ	1,827,825	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用参議院施設整備等事業に係る限度額の増額	27,556	平成21年度	平成21年度以降11箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用参議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	国立国会図書館	電子計算機等借入れ	481,587	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国立国会図書館設計業務	151,822	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	国際子ども図書館の設計業務の実施には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	物価の変動に伴う民間資金等活用裁判所施設整備等事業に係る限度額の増額	4,074	平成21年度	平成21年度以降8箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用裁判所施設整備等事業」に基づいて実行した東京簡易裁判所墨田分室庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		裁判所施設整備	9,882,115	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	福島地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎ほか16件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	741,567	平成21年度	平成24年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	110,415	平成21年度	平成21年度以降13箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	173,544	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	29,484	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	2,928,334	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		情報収集衛星システム用電子計算機等借入れ	1,371,513	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		情報収集衛星システム開発等	46,529,082	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

	内閣法制局	法令審査支援システム用電子計算機等借入れ	198,864	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	法令審査支援システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	人事院	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	914,401	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	219,509	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣府	内閣本府	事務機器借入れ	225,624	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	634,675	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	11,742,582	平成21年度	平成23年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		政府広報放送番組制作・放送業務	2,652,801	平成21年度	平成22年度	政府広報放送番組制作・放送業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		遺棄化学兵器発掘回収事業	5,546,103	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	遺棄化学兵器発掘回収事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	763,428	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費補助	859,050	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄国営公園維持管理	4,353,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	国営沖縄記念公園の維持管理には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄かんがい排水事業	2,300,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	伊江地区伊江地下ダム二期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄下水道事業費補助	435,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		叙勲者名簿等作成業務	7,085	平成21年度	平成22年度	叙勲者名簿等作成業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	官民人材交流センター	再就職支援業務	549,894	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	再就職支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	沖縄総合事務局	事務機器等借入れ	1,221,877	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	9,782	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ	3,774	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	宮内庁	事務機器借入れ等	59,192	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	公正取引委員会	電子計算機借入れ	45,764	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	194,892	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	警察庁	事務機器借入れ	15,820	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,494,506	平成21年度	平成24年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		警察庁施設整備	13,227,188	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	関東管区警察学校ほか10件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用警察庁施設整備等事業	16,162,968	平成21年度	平成25年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した大阪府警察学校の施設の整備等には、多くの日数を要するため
		航空機購入	3,308,417	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	警察用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		警察通信機器借入れ	479,752	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		警察庁ホームページ運用	43,777	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	警察庁ホームページの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	7,396,914	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官報（号外）

		都道府県警察施設整備費補助	296,654	平成21年度	平成22年度	都道府県警察施設のうち三重県鳥羽警察署庁舎の建設については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	金融庁	電子計算機借入れ等	712,105	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子申請・届出システム等運用	128,597	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	電子申請・届出システム等の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		金融庁業務支援統合システム開発等	1,121,830	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	金融庁業務支援統合システムの開発等には、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	49,634	平成21年度	平成21年度以降13箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	消費者庁	事務機器借入れ	26,043	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	1,860,307	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省	総務本省	事務機器借入れ	60,330	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	674,470	平成21年度	平成24年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	129,723	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		行政相談総合システム用電子計算機等借入れ	22,641	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	行政相談総合システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総務省情報ネットワーク用電子計算機等借入れ	762,747	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	総務省情報ネットワーク用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府認証基盤ブリッジ認証局システム整備	118,087	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	政府認証基盤ブリッジ認証局システムの整備には、多くの日数を要するため
		電子政府総合窓口システム等運用	3,247,402	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子政府総合窓口システム等の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム開発等		1,282,445	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムの開発等には、多くの日数を要するため
	文書管理システム運用		621,973	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	職員等利用者共通認証基盤運用		361,125	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	職員等利用者共通認証基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	共同利用システム基盤運用		1,848,663	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	共同利用システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電子入札システム及び電子契約システム開発		2,656,527	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
	地上デジタル放送推進総合対策事業費補助		41,698,884	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	地上デジタル放送推進総合対策事業には、その業務を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	事務所借入れ		678,960	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	電子計算機等を設置するための事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電波監視用機器借入れ		157,200	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電波監視用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	外国人恩給	年額	1,321	平成21年度	平成21年度以降	退職した4名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成21年2月以降の年金につき年額1,321千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
	統計業務基盤システム運用		410,467	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	統計業務基盤システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	サービス産業動向調査事業		1,177,217	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	サービス産業動向調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
管区行政評価局	車両借入れ		28,505	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
公害等調整委員会	事務機器借入れ		10,500	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営		411,737	平成21年度	平成26年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため

官報（号外）

	消防庁	事務機器借入れ	3,216	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
法務省	法務本省	法務省施設整備	25,159,063	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	大阪拘置所ほか18件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		司法試験総合管理システム開発	183,418	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	司法試験総合管理システムの開発には、多くの日数を要するため
	検察庁	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	600	平成21年度	平成21年度以降10箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	法務局	事務機器借入れ	482	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	17,604	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		省エネルギー改修事業	8,839	平成21年度	平成22年度以降5箇年度以内	省エネルギー改修事業の実施には、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	30	平成21年度	平成21年度以降10箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	36,515	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	4,357,536	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	6,300	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	200,856	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在外経理サーバ集約システム開発	400,783	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	在外経理サーバ集約システムの開発には、多くの日数を要するため
		外務本省施設整備	1,663,065	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	外務本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		日米行政官交流事業	2,016	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	日米行政官交流事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外交政策啓発宣伝事業	7,350	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	外交政策啓発宣伝事業には、多くの日数を要するものがあるため
		平和構築人材育成事業	213,738	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	平和構築人材育成事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		文化人等招へい	51,203	平成21年度	平成22年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するため
		外務省ホームページ更新管理システム開発等	179,741	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	外務省ホームページ更新管理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		国際開発指導者育成高等教育事業	228,292	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	国際開発指導者育成高等教育事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済開発等援助	67,084,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助には、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		橋梁建設援助に係る約定の一部変更	—	平成21年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「橋梁建設援助」に基づいて実行した国庫の負担となる約定の一部を、平成21年度において変更し、当該約定による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
		船舶建造援助に係る約定の一部変更	—	平成21年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「船舶建造援助」に基づいて実行した国庫の負担となる約定の一部を、平成21年度において変更し、当該約定による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
		港湾改修援助に係る約定の一部変更	—	平成21年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「港湾改修援助」に基づいて実行した国庫の負担となる約定の一部を、平成21年度において変更し、当該約定による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額　2,869,448	平成21年度	平成21年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため

官　報（号外）

		物価の変動等に伴う民間資金等活用在外公館施設整備等事業に係る限度額の増額	183,936	平成21年度	平成21年度以降16箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用在外公館施設整備等事業」に基づいて実行した在外公館施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		在外公館施設整備	4,696,826	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	在イラン大使館事務所及び館長公邸ほか2件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	17,776	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省	財務本省	競争導入公共サービス施設管理運営業務	93,132	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	40,115	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,406,037	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		共同利用電算機システム開発等	314,542	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	共同利用電算機システムの開発等には、多くの日数を要するため
		予算編成支援システム開発	80,735	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	予算編成支援システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	1,485,063	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営	979,676	平成21年度	平成23年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		金利の変動に伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営に係る限度額の増額	22,620	平成21年度	平成22年度以降7箇年度以内	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		公務員宿舎建設等	5,293,374	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するため
	財務局	事務機器借入れ等	454,842	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	47,840	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		工作物解体撤去	505,680	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	工作物の解体撤去には、多くの日数を要するものがあるため
		宿舎維持管理	130,096	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	庁舎機械警備	31,045	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	970,475	平成21年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	2,633,042	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		監視取締用機器借入れ等	8,130,342	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国税庁	省エネルギー改修事業	13,193	平成21年度	平成22年度以降5箇年度以内	省エネルギー改修事業の実施には、多くの日数を要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	7,057,006	平成21年度	平成24年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		国税庁施設整備	918,037	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	国税庁施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		庁舎機械警備	78,588	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	84,033,674	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス民間給与実態統計調査業務	51,977	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う民間給与実態統計調査業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	289,331	平成21年度	平成22年度	事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国税総合管理システムオープンシステム化開発等	12,028,882	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	国税総合管理システムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	673,950	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		国税電子申告・納税システム開発等	9,275,172	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	国税電子申告・納税システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	電子計算機等借入れ	1,098,327	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	58,139	平成21年度	平成24年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	62,553	平成21年度	平成21年度以降13箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		沖縄原子力艦放射能調査施設整備	81,319	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	沖縄原子力艦放射能調査施設の整備には、多くの日数を要するため
		放送大学学園施設整備費補助	450,223	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	放送大学学園が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		義務教育教科書購入	29,447,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	平成22年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成22年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		特定先端大型研究施設運営費等補助	31,873,667	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	独立行政法人理化学研究所が行う特定先端大型研究施設運営等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		特定先端大型研究施設整備費補助	1,976,340	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人施設整備費補助	26,156,410	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人船舶建造費補助	4,961,559	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	国立大学法人が行う実習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	1,107,474	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		国際宇宙ステーション開発費補助	21,981,339	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地球観測衛星開発費補助	11,227,589	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測衛星開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		南極地域観測事業	1,677,984	平成21年度	平成22年度及び平成23年度	南極地域観測用航空機の整備用部品の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	3,229,300	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	2,943,139	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成21年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助」及び「独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成21年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成22年度までそれぞれ1箇年度延長する必要があるため
		独立行政法人理化学研究所施設整備費補助	1,200,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	独立行政法人理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		ナショナルトレーニングセンター施設整備	3,200,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	ナショナルトレーニングセンターの施設の整備には、多くの日数を要するため
		公立学校施設整備費負担	25,910,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文部科学本省所轄機関	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	5,770	平成21年度	平成21年度以降13箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号外）

		電子計算機等借入れ	15,813	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	文化庁	電子計算機等借入れ	40,456	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	6,721	平成21年度	平成21年度以降13箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	1,626,918	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス社会福祉施設等調査事業	489,337	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う社会福祉施設等調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		輸入動物届出業務処理システム運用	114,148	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	輸入動物届出業務処理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		食品危害情報解析システム借入れ等	217,826	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	食品危害情報解析システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス職業紹介事業	595,518	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う職業紹介事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		要介護認定情報管理事業	290,005	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	要介護認定情報管理事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検疫所	事務機器借入れ等	985,365	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		輸入食品監視支援システム運用	544,463	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	輸入食品監視支援システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	厚生労働本省試験研究機関	事務機器借入れ	9,100	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国立更生援護機関	事務機器借入れ	3,440	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方厚生局	事務機器借入れ等	134,394	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	中央労働委員会	事務機器借入れ等	34,495	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	1,540,941	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理業務	57,807	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	39,202,823	平成21年度	平成22年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成21年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		かんがい排水事業	32,894,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	和賀中部地区農業専用取水工管理用道路建設工事ほか12件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業	6,500,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	新濃尾(二期)地区宮田導水路1号サイホンの建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		生鮮食料品流通情報データ通信システム運用	360,795	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	生鮮食料品流通情報データ通信システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス農林水産統計調査業務	580,348	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林水産統計調査業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		受託工事	241,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	地方公共団体からの委託に係る九頭竜川下流(一期)かんがい排水事業左岸幹線用水路松岡工区及び民間団体からの委託に係る道央用水(三期)かんがい排水事業道央注水工馬追トンネルの建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	農林水産本省検査指導機関	電子計算機等借入れ	166,790	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方農政局	電子計算機等借入れ	1,148,174	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	468,616	平成21年度	平成24年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		地方農政局施設整備	93,084	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	福岡農政事務所庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため

官　報（号外）

	北海道農政事務所	電子計算機等借入れ	24,793	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	林野庁	電子計算機等借入れ	67,300	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	水産庁	水産物供給基盤整備事業費補助	645,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	水産物供給基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	2,382	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	75,600	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		経済産業本省施設整備	1,576,874	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	経済産業本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助	3,564,843	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	独立行政法人産業技術総合研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ	1,218,615	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		高度半導体集積回路セキュリティ評価技術開発	655,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	高度半導体集積回路セキュリティ評価技術の開発には、多くの日数を要するため
		商品先物市場監視強化システム用電子計算機借入れ等	42,263	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	商品先物市場監視強化システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス経済産業省企業活動基本調査事業	397,902	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う経済産業省企業活動基本調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		認証排出削減量等取得	3,730,122	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため
	経済産業局	事務機器借入れ	12,585	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		駐車場借入れ	5,985	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	駐車場の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

国土交通省	国土交通本省	事務機器借入れ等	3,042,085	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国営公園整備	650,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	国営昭和記念公園及び国営越後丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		国営公園維持管理	6,426,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	国営昭和記念公園ほか3箇所の維持管理には、多くの日数を要するものがあるため
		都市公園事業費補助	1,576,000	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	都市公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	100,000	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		緑地環境整備総合支援事業費補助	100,000	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	緑地環境整備総合支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	51,490,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市公園防災事業費補助	2,024,000	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	都市公園防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道防災事業費補助	1,920,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	下水道防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		急傾斜地崩壊対策等事業調査	10,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	急傾斜地崩壊対策等事業調査には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業	5,150,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	津松坂港海岸ほか4海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	384,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理業務	126,660	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		離島かんがい排水事業	234,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	徳之島用水（二期）地区河地ファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道かんがい排水事業	3,890,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	道央用水（三期）地区道央注水工馬追トンネルの建設工事ほか3件の工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道総合農地防災事業	1,500,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	空知川地区空知川頭首工第一期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道特定漁港漁場整備事業	100,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	函館漁港の特定漁港漁場整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道下水道事業費補助	750,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費補助	280,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	独立行政法人交通安全環境研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		官庁営繕	14,624,716	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	国土技術政策総合研究所	事務機器借入れ等	12,081	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国土地理院	省エネルギー改修事業	4,343	平成21年度	平成22年度以降5箇年度以内	省エネルギー改修事業の実施には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	33,312	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方整備局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	69,931	平成21年度	平成24年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	1,556,333	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	2,491,341	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方運輸局	事務機器借入れ等	10,635	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	気象庁	事務機器借入れ等	1,958,766	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	3,579,797	平成21年度	平成25年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		火山監視・情報センターシステム開発	608,845	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	火山監視・情報センターシステムの開発には、多くの日数を要するため
		静止気象衛星製作等	34,980,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	静止気象衛星の製作等には、多くの日数を要するため
	海上保安庁	教育訓練用器材借入れ等	101,839	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		海上保安官署施設整備	830,496	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	美保航空基地の施設の整備には、多くの日数を要するため
		車両借入れ	15,725	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	1,786,586	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		大型巡視船等整備	3,155,123	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	ヘリコプター搭載型巡視船及び大型測量船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		分析機器借入れ等	98,515	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	分析機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		弾薬購入	138,508	平成21年度	平成22年度	弾薬のうち40ミリ砲弾、35ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	6,923,362	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	警備救難用ヘリコプター3機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		中型巡視船代船建造	11,469,681	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	350トン型巡視船4隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		小型巡視船代船建造	4,234,525	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	180トン型巡視船2隻の代船建造には、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	事務機器等借入れ	29,861	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		認証排出削減量等取得	3,401,128	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		不発弾陸上処理	1,222,957	平成21年度	平成23年度及び平成24年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理には、多くの日数を要するものがあるため
		微小粒子状物質測定機器借入れ等	269,890	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	微小粒子状物質測定機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		オゾン計測機器借入れ等	28,338	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	オゾン計測機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大気汚染物質広域監視システム用電子計算機借入れ等	2,995	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	大気汚染物質広域監視システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		花粉観測システム用電子計算機借入れ等	10,160	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	花粉観測システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス水質汚濁物質排出実態等総合調査事業	48,051	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う水質汚濁物質排出実態等総合調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		全国水生生物調査システム借入れ等	16,164	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	全国水生生物調査システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	51,443	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
防衛省	防衛本省	事務機器等借入れ	6,523,684	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		武器購入	151,946,857	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入(平成19年度)に係る限度額の増額	122,206	平成21年度	平成22年度	平成19年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入(平成20年度)に係る限度額の増額	9,000	平成21年度	平成22年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	91,611,620	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため

		車両購入	14,867,394	平成21年度	平成22年度及び平成23年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		弾薬購入	124,298,065	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	61,744,699	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	諸器材のうち戦闘機Ｆ―２用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		武器車両等整備	296,720,168	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		航空機購入	69,081,411	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	輸送ヘリコプターＣＨ―47ＪＡ等19機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入に係る限度額の増額	1,553	平成21年度	平成22年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した哨戒機Ｐ―１等26機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		航空機整備	365,971,816	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		艦船建造	45,278,033	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	掃海艇等５隻の建造には、多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造に係る限度額の増額	7,832	平成21年度	平成22年度及び平成23年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等３隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船整備	58,675,079	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	艦船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		施設整備	97,305,643	平成21年度	平成22年度及び平成23年度	三軒屋弾薬庫ほか156箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設及び改修	10,305,981	平成21年度	平成22年度及び平成23年度	朝霞公務員宿舎ほか11箇所の公務員宿舎の建設及び萩山公務員宿舎ほか４箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		教育訓練用器材購入等	29,449,165	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプターＳＨ―60Ｋ用統合訓練装置等の購入等には、その生産又は輸入等に多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		就職援護業務民間開放事業	166,101	平成21年度	平成22年度	就職援護業務民間開放事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究開発	88,846,663	平成21年度	平成22年度以降3箇年度以内	研究開発のうち弾道ミサイル防衛用誘導弾等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
		研究開発に係る契約の一部変更	—	平成21年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「研究開発」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成21年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
		障害防止対策施設整備	1,834,688	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	東富士演習場ほか4箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	8,369,731	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	9,687,188	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	11,815,012	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	5,369,254	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設整備	37,448,358	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	横瀬貯油所ほか15箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		提供施設移設整備	35,572,556	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	普天間飛行場ほか8箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		提供施設移設整備に係る契約の一部変更	—	平成21年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「提供施設移設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成21年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
	地方防衛局	事務機器等借入れ	361,005	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

平成二十一年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」（平成十八年七月七日閣議決定）等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、「平成二十一年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成二十年七月二十九日閣議了解）を維持しつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行うこととして編成されたものである。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して九・四パーセント増の五十一兆七千三百十億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を七兆九千四百六十億円上回る三十三兆二千九百四十億円で、公債依存度は三十七・六パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1　租税及印紙収入　四六、一〇三、〇〇〇百万円

現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずることとしている。

2　官業益金及官業収入　一六、〇六五百万円

3　政府資産整理収入　二六二、九七七百万円

4　雑収入　八、八七一、九六〇百万円

5　公債金　三三、二九四、〇〇〇百万円

(1)　公債金　七、五七九、〇〇〇百万円

(2)　特例公債金　二五、七一五、〇〇〇百万円

計　八八、五四八、〇〇一百万円

歳出

1　社会保障関係費　二四、八三四、三九九百万円

基礎年金については、二分の一を国庫で負担することとするとともに、喫緊の重要課題である医師確保・救急医療対策、出産・子育て支援等については、重点化を図ることとした結果、前年度当初予算額に対して三兆五百十五億円増となっている。

(1)　年金医療介護保険給付費　一九、六〇〇、三五八百万円

(2)　生活保護費　二、〇九六、八八八百万円

(3)　社会福祉費　二、五〇九、一一五百万円

(4)　保健衛生対策費　四三四、六一九百万円

(5)　雇用労災対策費　一九三、四一九百万円

2　文教及び科学振興費　五、三一〇、三六八百万円

基礎学力の向上等を目指して、新学習指導要領に対応して教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、科学技術においては、ノーベル賞につながるような基礎研究や、イノベーションを促進する革新的技術に対する支援等に重点化を図ることとしている。

(1)　義務教育費国庫負担金　一、六四八、二五〇百万円

(2)　科学技術振興費　一、三七七、六五八百万円

(3)　文教施設費　一一五、五六五百万円

(4)　教育振興助成費　二、〇一九、七一四百万円

(5)　育英事業費　一四九、一八一百万円

3　国債費　二〇、二四三、七三一百万円

4　恩給関係費　七八七、二一六百万円

(1)　文官等恩給費　二六、九六〇百万円

(2)　旧軍人遺族等恩給費　七一八、一一四百万円

(3)　恩給支給事務費　二、七四六百万円

(4)　遺族及び留守家族等援護費　三九、三九六百万円

5　地方交付税交付金　一六、一一一、二八三百万円

所得税及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額十二兆二千二百十五億円から、平成九年度、平成十年度及び平成十八年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二一一号）に基づき平成二十一年度分の交付税の総額から減額することとされている額三千八百八十六億一千七百万円を控除し、四兆二千七百八十四億円を加算した額を計上している。

6　地方特例交付金　四六二、〇一一百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第一七号）に基づき、平成十八年度からの児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額から平成十八年度税制改正による地方たばこ税の増収見込額及び国たばこ税の増収見込額の二十五パーセントを控除した額を補てんする措置、平成十九年度からの児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額を補てんする措置、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得

税交付金の減収額の一部を補てんする措置並びに平成十八年度までの減税補てん特例交付金に代わるものとして特別交付金を交付する措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7　防衛関係費　四、七七四、一三五百万円

「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成十六年十二月十日閣議決定）、「中期防衛力整備計画（平成十七年度～平成二十一年度）の見直しについて」（平成二十年十二月二十日閣議決定）等を踏まえ、在日米軍再編事業への対応や、安全保障環境を踏まえた防衛力の向上等を図る一方、コスト縮減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととしている。

8　公共事業関係費　七、〇七〇、〇八九百万円

道路特定財源制度を廃止し、全て一般財源化するとともに、特定財源制度を前提とした地方道路整備臨時交付金を廃止し、地域活力基盤創造交付金を創設することとしている。その上で、国民生活の安全・安心の確保、地域の自立・活性化及び成長力強化に資する事業等への重点化を行っている。

なお、この公共事業関係費に、社会保障関係施設及び文教科学振興関係施設等の整備を行うために必要な経費として計上した「その他施設費」六千四百九十二億円を加えた公共投資関係費は、七兆七千百九十二億八千九百万円である。

(1)　治山治水対策事業費　九二八、三四〇百万円
(2)　道路整備事業費　一、二二二、〇九五百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　四七四、三九六百万円
(4)　住宅都市地域環境整備事業費　二、四一六、四八七百万円
(5)　下水道水道廃棄物処理等施設整備費　八七九、七九九百万円
(6)　農業農村整備事業費　五七七、二二〇百万円
(7)　森林水産基盤整備事業費　二八一、五九五百万円
(8)　調整費等　二一七、四五八百万円
(9)　災害復旧等事業費　七二、六九九百万円
　　六二九、五四五百万円

9　経済協力費

無償資金協力やＪＩＣＡ技術協力など、ＯＤＡ事業量を直接構成するものに重点化を図る一方、円借款の原資等、相手国に直接交付されず、ＯＤＡ事業量を直接構成しないものは抑制することとしている。

10　中小企業対策費　一八八、九五一百万円

中小企業の資金繰りに必要な経費に十分な予算額を手当てするとともに、農林漁業と商工業が連携する農商工等連携の促進による新事業創出、中小企業の再生・再起業に向けた取組、商店街の活性化など中小企業の自助努力を積極的に支援するための経費について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　八五六、一七一百万円

新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、二酸化炭素排出抑制対策等といった低炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や原子力の平和利用の促進等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。

12　食料安定供給関係費　八六五、九二二百万円
13　その他の事項経費　五、〇六四、一八二百万円
14　経済緊急対応予備費　一、〇〇〇、〇〇〇百万円

雇用、中小企業金融、社会資本整備等の経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15　予備費　三五〇、〇〇〇百万円

計　八八、五四八、〇〇一百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党から、「平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算及び平成二十一年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成二十一年二月二十七日

予算委員長　衛藤征士郎

衆議院議長　河野　洋平殿

平成二十一年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成二十一年一月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

平成21年度特別会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成21年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	財政投融資
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	特定国有財産整備
文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	国立高度専門医療センター
	労働保険
	船員保険
	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	農業共済再保険
	森林保険
	国有林野事業
	漁船再保険及び漁業共済保険
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	社会資本整備事業
	自動車安全

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成21年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成21年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成21年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国立高度専門医療センター		1,000,000千円
国有林野事業		3,000,000
社会資本整備事業	治水勘定	19,000,000
	道路整備勘定	40,000,000
	港湾勘定	6,000,000
	空港整備勘定	2,000,000

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第7条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第7条第1項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加
	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費の不足	交通反則者納金の収入の増加
2　登記	登記事項証明書等の交付事務等に必要な経費の不足	登記手数料収入の増加
3　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加

4	国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
		前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
		予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	24,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
		株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
5	財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
		財政融資資金勘定における第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第11条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
		財政融資資金勘定における第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、第11条第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）の発行に係る本邦通貨による収入額が第11条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第11条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第11条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
6	特定国有財産整備	借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	国有財産処分収入の増加
7	国立高度専門医療センター	事業量の増加のため直接必要な経費の不足	当該経費に対応する病院収入その他の収入の増加
		事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金又は借入金を除くその他の収入の増加
8	労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
		雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
		徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
		徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
9	船員保険、年金	保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
10	年金	福祉年金勘定における年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
		健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
11	食料安定供給	麦管理勘定における2,311千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の規定による特別な方式により買い入れる麦買入費及び「飼料需給安定法」第４条の規定による麦買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の規定による特別な方式により売り渡す麦売払代及び「飼料需給安定法」第５条の規定による麦売払代の収入の増加
		調整勘定における農業経営基盤強化勘定又は農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費の不足	「特別会計に関する法律」第８条第１項及び第134条の規定による前年度剰余金受入の収入の増加
		国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加

12　農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険	再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
13　国有林野事業	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費の不足	業務収入の増加
	林野等の売払いのため直接必要な経費又は借入金の償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	林野等の売払いによる収入の増加
14　国有林野事業、社会資本整備事業	事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
15　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
16　社会資本整備事業	業務勘定における借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加
	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成７年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第３条第２項の規定による無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加
17　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加

2　第２条の規定によるもののほか、前項第11号及び第14号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、災害対策等緊急事業推進費、国土・景観形成事業推進調整費、北海道特定特別総合開発事業推進費及び北海道特定地域連携事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（借入金等の限度額）

第８条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,617,295,408千円
国立高度専門医療センター		9,800,000
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	16,300,000
社会資本整備事業	空港整備勘定	113,498,000

2　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第２項及び第94条第２項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,462,700,000千円とする。

3　食料安定供給特別会計調整勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額は、830,490,000千円とする。

4　国有林野事業特別会計における「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条の規定による借入金に関する「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、247,000,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第９条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,617,295,408千円
登記		9,100,000
外国為替資金		140,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,213,300,000
国立高度専門医療センター		5,000,000
年金	健康勘定	1,504,571,636
食料安定供給	調整勘定	830,490,000
国有林野事業		66,000,000
貿易再保険		3,700,000
社会資本整備事業	空港整備勘定	10,000,000
	業務勘定	150,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第10条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条の規定により平成21年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、12,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第11条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定により平成21年度において公債を発行することができる限度額は、8,000,000,000千円とする。ただし、第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるものがある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成20年９月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第12条　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源立地対策に充てるため平成21年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の190を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る平成20年度の決算上の剰余金見込額（平成19年度の決算上の剰余金から、周辺地域整備資金への組入額、平成20年度への繰越金並びに平成20年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額及び平成20年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源利用対策に充てるため平成21年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の185を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る平成20年度の決算上の剰余金見込額（平成19年度の決算上の剰余金から、平成20年度への繰越金並びに平成20年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額及び平成20年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第13条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により平成21年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入	額
外国為替資金		2,400,000,000千円
特許		820,000
社会資本整備事業	業務勘定	3,313,015

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第14条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成21年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、地域手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、広域異動手当、本府省業務調整手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、31,365,690千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則

を実施するため必要を生じた場合、第７条第１項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第７条第１項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

２　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成21年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

３　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第１表から第３表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、外国為替資金、船員保険	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、事務取扱費、周辺地域整備資金へ繰入、諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入、諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、社会保険オンラインシステム費、年金相談等事業費、日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	米管理、麦管理	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
社会資本整備事業	治水	都市水環境整備事業費、河川整備事業費、砂防事業費、総合流域防災事業費、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道都市水環境整備事業費、北海道河川整備事業費、北海道砂防事業費、北海道総合流域防災事業費の各項
		離島都市水環境整備事業費、離島河川整備事業費、離島砂防事業費、離島総合流域防災事業費の各項

官　報（号外）

		沖縄河川整備事業費、沖縄砂防事業費、沖縄総合流域防災事業費の各項
		多目的ダム建設事業費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	道路整備	道路環境改善事業費、道路交通安全対策事業費、地域連携道路事業費、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資、道路交通円滑化事業費、道路交通円滑化事業資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道道路環境改善事業費、北海道道路交通安全対策事業費、北海道地域連携道路事業費、北海道道路交通円滑化事業費の各項
		離島道路交通安全対策事業費、離島地域連携道路事業費、離島道路交通円滑化事業費の各項
		沖縄道路環境改善事業費、沖縄道路交通安全対策事業費、沖縄地域連携道路事業費、沖縄道路交通円滑化事業費の各項
	港湾	港湾環境整備事業費、港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道港湾環境整備事業費と北海道港湾事業費
		離島港湾環境整備事業費と離島港湾事業費
		沖縄港湾環境整備事業費と沖縄港湾事業費
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と業務取扱費業務勘定へ繰入
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費
	業務	業務取扱費、都市開発資金貸付金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
自動車安全	保障	保障費、再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国立高度専門医療センター	政策医療推進費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
国有林野事業	国有林野事業費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項
	国有林野森林整備事業費と国有林野森林整備事業工事諸費
特許	事務取扱費と施設整備費

（再保険契約の限度額）

第16条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成21年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度	額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額	4,301,250,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額	
		普通輸出保険	21,410,000,000
		輸出代金保険	21,140,000,000
		為替変動保険	60,000,000
		輸出手形保険	1,770,000,000
		輸出保証保険	170,000,000
		前払輸入保険	100,000,000
		仲介貿易保険	4,600,000,000
		海外投資保険	1,350,000,000
		海外事業資金貸付保険	1,970,000,000
		独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額	1,040,000,000

（財政融資資金の長期運用予定額）

第17条　平成21年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1 エネルギー対策特別会計	31,700,000千円
2 国立高度専門医療センター特別会計	9,800,000
3 食料安定供給特別会計	16,300,000
4 社会資本整備事業特別会計	88,200,000
（政府関係機関）	
5 沖縄振興開発金融公庫	87,300,000
6 株式会社日本政策金融公庫	5,729,800,000
7 独立行政法人国際協力機構	305,600,000
（独立行政法人等）	
8 日本私立学校振興・共済事業団	16,300,000
9 独立行政法人森林総合研究所	5,900,000
10 独立行政法人福祉医療機構	282,800,000
11 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	53,900,000
12 独立行政法人水資源機構	12,700,000
13 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,600,000
14 独立行政法人日本学生支援機構	494,200,000
15 独立行政法人国立大学財務・経営センター	54,500,000
16 独立行政法人国立病院機構	20,000,000
17 独立行政法人都市再生機構	497,200,000
18 独立行政法人住宅金融支援機構	30,000,000
19 株式会社日本政策投資銀行	320,000,000
（地方公共団体）	
20 地方公共団体	3,934,000,000

2　前項第7号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項第5号から第20号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第18条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		16,573,294,000	地方交付税交付金	15,820,237,049
			一般会計より受入	16,573,294,000	地方特例交付金	462,011,000
		租税		1,517,800,000	地方譲与税譲与金	1,461,800,000
			地方揮発油税	281,200,000	事務取扱費	259,705
			石油ガス税	13,000,000	諸支出金	500
			自動車重量税	323,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	34,188,395,408
			航空機燃料税	15,100,000		
			特別とん税	12,500,000	予備費	2,600,000
			地方法人特別税	873,000,000		
		借入金		33,617,295,408		
			借入金	33,617,295,408		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		前年度剰余金受入		447,912,454		
			前年度剰余金受入	447,912,454		
		合計		52,156,303,662	合計	51,935,303,662
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		77,622,212	交通安全対策特別交付金	78,381,879
			交通反則者納金	77,622,212	諸支出金	603,945
		雑収入		97,349	予備費	100,000
			雑収入	97,349		
		前年度剰余金受入		7,348,500		
			前年度剰余金受入	7,348,500		
		合計		85,068,061	合計	79,085,824

法務省	登記	登記手数料収入		90,204,258	事務取扱費	162,117,948
			登記印紙収入	53,961,311	施設整備費	11,070,768
			登記情報提供等手数料収入	36,242,947	国債整理基金特別会計へ繰入	10,000
		他会計より受入		68,444,544	予備費	100,000
			一般会計より受入	68,444,544		
		雑収入		215,965		
			雑収入	215,965		
		前年度剰余金受入		20,291,387		
			前年度剰余金受入	20,291,387		
		合計		179,156,154	合計	173,298,716
財務省	地震再保険	再保険料収入		54,277,105	再保険費	67,924,443
			再保険料収入	54,277,105	事務取扱費	85,837
		雑収入		13,733,675	予備費	500
			雑収入	13,733,675		
		合計		68,010,780	合計	68,010,780
	国債整理基金	他会計より受入		79,757,290,811	国債整理支出	171,292,278,677
			他会計より受入	79,757,290,811	事務取扱費	1,234,379
		租税		194,700,000	地方道路整備臨時貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	100,000,000
			たばこ特別税	194,700,000		
		公債金		82,991,376,268		
			公債金	82,991,376,268		
		資産処分収入		87,200,228		
			株式売払収入	87,200,228		
		配当金収入		12,007,648		
			配当金収入	12,007,648		
		運用収入		165,628,982		
			運用収入	165,628,982		
		雑収入		185,309,119		

官　報（号外）

			雑　収　入	185,309,119		
		前年度剰余金受入		20,000,000,000		
			前年度剰余金受入	20,000,000,000		
		合　計		183,393,513,056	合　計	171,393,513,056
	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		4,253,833,614	財政融資資金へ繰入	9,500,000,000
			運用利殖金収入	4,253,833,614	事務取扱費	5,343,261
		公　債　金		8,000,000,000	諸支出金	1,077,688,054
			公　債　金	8,000,000,000	一般会計へ繰入	4,235,000,000
		財政融資資金より受入		19,218,929,726	国債整理基金特別会計へ繰入	20,069,380,860
			財政融資資金より受入	19,218,929,726	予　備　費	60,000
		積立金より受入		4,235,000,000		
			積立金より受入	4,235,000,000		
		信託受益権等譲渡収入		500,000,000		
			信託受益権等譲渡収入	500,000,000		
		雑　収　入		37,778,328		
			雑　収　入	37,778,328		
		合　計		36,245,541,668	合　計	34,887,472,175
	投資勘定	運用収入		74,266,191	産業投資支出	113,800,000
			償還金収入	1,059,600	事務取扱費	140,430
			利子収入	285,026	一般会計へ繰入	2,674,852
			納付金	2,639,965	国債整理基金特別会計へ繰入	116
			配当金収入	70,281,600	予　備　費	200,000
		雑　収　入		2,714,997		
			雑　収　入	2,714,997		
		前年度剰余金受入		39,834,210		
			前年度剰余金受入	39,834,210		
		合　計		116,815,398	合　計	116,815,398

	外国為替資金	外国為替等売買差益	120,000,000		事務取扱費	869,956
				外国為替等売買差益 120,000,000	諸支出金	31,321,021
		運用収入	3,299,766,879		国債整理基金特別会計へ繰入	1,310,972,169
				運用収入 3,299,766,879	予備費	300,000,000
		雑収入	9,610			
				雑収入 9,610		
		合計	3,419,776,489		合計	1,643,163,146
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	国有財産処分収入	23,115,154		特定国有財産整備費	62,248,338
				国有財産売払収入 23,115,154	事務取扱費	1,393,627
		他会計より受入	3,942,605		国債整理基金特別会計へ繰入	926,132
				一般会計より受入 3,942,605	予備費	10,000
		雑収入	699,825			
				雑収入 699,825		
		前年度剰余金受入	95,615,161			
				前年度剰余金受入 95,615,161		
		合計	123,372,745		合計	64,578,097
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入	439,700,000		燃料安定供給対策費	272,408,285
				一般会計より受入 439,700,000	エネルギー需給構造高度化対策費	200,843,387
		石油証券及借入金収入	1,462,700,000			
				石油証券及借入金収入 1,462,700,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	6,571,000
		備蓄石油売払代	15,237,902			
				備蓄石油売払代 15,237,902	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	20,538,642
		雑収入	3,718,334			
				雑収入 3,718,334	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	84,969,277
		前年度剰余金受入	80,646,498			
				前年度剰余金受入 80,646,498	事務取扱費	1,204,234
					諸支出金	200

官　報（号外）

					国債整理基金特別会計へ繰入	1,413,867,709
					予備費	1,600,000
		合計		2,002,002,734	合計	2,002,002,734
	電源開発促進勘定	他会計より受入		329,500,000	電源立地対策費	169,802,280
			電源立地対策財源一般会計より受入	165,100,000	電源利用対策費	41,859,889
			電源利用対策財源一般会計より受入	164,400,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	107,852,619
		周辺地域整備資金より受入		18,000,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,224,475
			周辺地域整備資金より受入	18,000,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	9,308,458
		雑収入		1,281,440	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	22,190,394
			雑収入	1,281,440	事務取扱費	5,041,427
		前年度剰余金受入		19,098,302	周辺地域整備資金へ繰入	7,700,000
			前年度剰余金受入	19,098,302	諸支出金	200
					予備費	900,000
		合計		367,879,742	合計	367,879,742
厚生労働省	国立高度専門医療センター	病院収入		88,066,060	政策医療推進費	115,198,362
			診療収入	88,066,060	施設整備費	14,557,407
		他会計より受入		46,253,953	国債整理基金特別会計へ繰入	17,566,237
			一般会計より受入	46,253,953	医療技術開発等研究費	7,415,538
		借入金		9,800,000		
			借入金	9,800,000		
		積立金より受入		655,591		
			積立金より受入	655,591		
		雑収入		9,961,940		
			医療技術開発等研究収入	8,897,174		

			雑　収　入	1,064,766			
		合　計		154,737,544	合　計		154,737,544
	労　働　保　険						
	労　災　勘　定	保　険　収　入		1,105,767,458	労働安全衛生対策費		25,975,381
			他勘定より受入	897,481,795	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費		1,736,995
			一般会計より受入	401,069	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費		248,476
			未経過保険料受入	22,762,248			
			支払備金受入	185,122,346	保　険　給　付　費		798,703,386
		運　用　収　入		127,794,525	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入		1,942,638
			運　用　収　入	127,794,525	職務上年金給付費等交付金		1,304,294
		独立行政法人納付金		22,885	社会復帰促進等事業費		165,165,021
			独立行政法人労働者健康福祉機構納付金	22,885	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費		10,694,150
		雑　収　入		22,188,209			
			雑　収　入	22,188,209	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費		2,746,548
					仕事生活調和推進費		2,056,884
					中小企業退職金共済等事業費		2,195,334
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費		146,123
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費		99,750
					個別労働紛争対策費		652,981
					業　務　取　扱　費		46,825,277
					施　設　整　備　費		2,701,322
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入		44,993,650
					予　備　費		7,800,000
		合　計		1,255,773,077	合　計		1,115,988,210

官　報（号外）

	雇用勘定	保険収入		2,035,828,302	中小企業退職金共済等事業費	6,275,706
			他勘定より受入	1,875,653,802		
			一般会計より受入	160,174,500	労使関係安定形成促進費	479,346
					個別労働紛争対策費	652,980
		積立金より受入		188,681,145	職業紹介事業等実施費	54,029,333
			積立金より受入	188,681,145	地域雇用機会創出等対策費	120,585,748
		雇用安定資金より受入		31,669,866		
			雇用安定資金より受入	31,669,866	高齢者等雇用安定・促進費	177,310,292
		運用収入		64,683,929		
			運用収入	64,683,929	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	16,883,495
		独立行政法人納付金		143,304		
			独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構納付金	109,186	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費	60,778
					失業等給付費	1,579,776,939
			独立行政法人雇用・能力開発機構納付金	34,118	職業能力開発強化費	52,236,742
		雑収入		6,829,458	若年者等職業能力開発支援費	9,599,867
			雑収入	6,829,458		
					独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	72,955,477
					独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	1,723,881
					障害者職業能力開発支援費	1,379,958
					技能継承・振興推進費	1,660,153
					男女均等雇用対策費	15,326,967
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,282,056
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	140,891
					業務取扱費	93,195,101
					施設整備費	4,761,262
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	27,519,032

		合　計		2,327,836,004	予　備　費	89,000,000	
	徴　収　勘　定	保　険　収　入		2,772,337,477	合　計	2,327,836,004	
			保　険　料　収　入	2,771,800,254	業　務　取　扱　費	47,632,541	
			印　紙　収　入	537,223	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	897,481,795	
		他　会　計　よ　り　受　入		62,599	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,875,653,802	
			一　般　会　計　よ　り　受　入	62,599	諸　支　出　金	52,801,247	
		一　般　拠　出　金　収　入		8,903,495	予　備　費	100,000	
			一　般　拠　出　金　収　入	8,903,495			
		他　勘　定　よ　り　受　入		72,512,682			
			他　勘　定　よ　り　受　入	72,512,682			
		雑　収　入		801,494			
			雑　収　入	801,494			
		前　年　度　剰　余　金　受　入		19,051,638			
			前　年　度　剰　余　金　受　入	19,051,638			
		合　計		2,873,669,385	合　計	2,873,669,385	
	船　員　保　険	保　険　収　入		43,778,792	疾病保険給付費及保険者納付金	27,331,598	
			保　険　料　収　入	39,735,741	病　床　転　換　支　援　金	3,851	
			一　般　会　計　よ　り　受　入	3,006,679	年　金　保　険　給　付　費	3,957,054	
			運　用　収　入	1,036,372	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	9,722,730	
		積　立　金　よ　り　受　入		5,342,281	失　業　保　険　給　付　費	1,562,853	
			積　立　金　よ　り　受　入	5,342,281	介　護　納　付　金	2,142,531	
		独立行政法人納付金		433,618	業　務　取　扱　費	2,207,129	
			独立行政法人福祉医療機構納付金	433,618	福　祉　事　業　費	3,004,099	
		雑　収　入		729,014	諸　支　出　金	91,860	
			雑　収　入	729,014	予　備　費	260,000	
		合　計		50,283,705	合　計	50,283,705	

官　報（号外）

	年　　金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		20,497,002,481	基礎年金給付費	16,982,403,015
			拠出金等収入	20,480,610,224	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	3,762,562,533
			運用収入	16,392,257		
					諸支出金	124,754
		積立金より受入		148,942,739		
					予備費	170,000,000
			積立金より受入	148,942,739		
		雑収入		4,789,757		
			雑収入	4,789,757		
		前年度剰余金受入		264,355,325		
			前年度剰余金受入	264,355,325		
		合計		20,915,090,302	合計	20,915,090,302
	国民年金勘定	保険収入		5,534,449,049	国民年金給付費	1,527,509,643
			保険料収入	2,125,193,897	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,739,246,902
			一般会計より受入	2,055,525,508		
			基礎年金勘定より受入	1,353,360,749	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	107,686,892
			運用収入	368,895	諸支出金	43,553,546
		独立行政法人納付金		43,295,991	予備費	15,000,000
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	18,092,483		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	6,305,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	18,898,508		
		雑収入		1,314,657		
			雑収入	1,314,657		
		合計		5,579,059,697	合計	5,432,996,983

	厚生年金勘定	保険収入		34,866,424,501	保険給付費	24,093,983,791
			保険料収入	23,252,115,358	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	14,818,999,865
			一般会計より受入	7,799,094,339	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	111,598,077
			労働保険特別会計より受入	1,942,638	諸支出金	8,493,844
			船員保険特別会計より受入	9,722,730	予備費	240,000,000
			基礎年金勘定より受入	1,993,542,786		
			業務勘定より受入	1,348,011,741		
			厚生年金基金等徴収金	4,774,382		
			解散厚生年金基金等徴収金	220,010,365		
			拠出金収入	26,879,673		
			存続組合等納付金	201,489,337		
			運用収入	8,841,152		
		積立金より受入		3,754,929,673		
			積立金より受入	3,754,929,673		
		独立行政法人納付金		645,099,746		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	287,680,724		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	15,403,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	342,016,022		
		雑収入		6,621,657		
			雑収入	6,621,657		
		合計		39,273,075,577	合計	39,273,075,577
	福祉年金勘定	他会計より受入		14,610,312	特別障害給付金給付費	9,859,786
			一般会計より受入	14,610,312	福祉年金給付費	4,697,461
		雑収入		43,259	諸支出金	5,500
			雑収入	43,259	予備費	122,000

官報（号外）

		前年度剰余金受入		31,176		
			前年度剰余金受入	31,176		
		合計		14,684,747	合計	14,684,747
	健康勘定	保険収入		6,798,614,656	保険料等交付金	6,766,323,089
			保険料収入	6,780,706,058	業務取扱費等業務勘定へ繰入	19,733,621
			一般会計より受入	17,857,346	諸支出金	2,689,799
			日雇拠出金収入	51,252	国債整理基金特別会計へ繰入	1,504,571,636
		運用収入		10		
			運用収入	10		
		独立行政法人納付金		7,812,000		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	7,812,000		
		借入金		1,479,228,213		
			借入金	1,479,228,213		
		雑収入		177,179		
			雑収入	177,179		
		前年度剰余金受入		7,486,087		
			前年度剰余金受入	7,486,087		
		合計		8,293,318,145	合計	8,293,318,145
	児童手当勘定	拠出金収入		211,053,571	児童育成事業費	56,010,993
			事業主拠出金収入	211,053,571	児童手当交付金	429,604,164
		他会計より受入		252,300,130	業務取扱費	1,934,292
			一般会計より受入	252,300,130	諸支出金	18,365
		積立金より受入		26,204,735	予備費	4,000,000
			積立金より受入	26,204,735		
		雑収入		2,009,378		
			雑収入	2,009,378		
		合計		491,567,814	合計	491,567,814

	業務勘定	他会計より受入		178,577,667	業務取扱費	202,950,626
			一般会計より受入	178,577,667	施設整備費	3,364,393
		他勘定より受入		240,629,876	社会保険オンラインシステム費	124,792,755
			他勘定より受入	240,629,876	年金相談等事業費	37,764,105
		特別保健福祉事業資金より受入		1,505,038,511	日本年金機構運営費	64,184,007
			特別保健福祉事業資金より受入	1,505,038,511	特別保健福祉事業資金受入金相当財源厚生年金勘定へ繰入	1,348,011,741
		雑収入		14,148,343	一般会計へ繰入	157,026,770
			雑収入	14,148,343	予備費	300,000
		合計		1,938,394,397	合計	1,938,394,397
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営基盤強化勘定	自作農創設特別措置収入		2,586,316	農業経営基盤強化事業費	21,716,048
			農地等売払収入	2,155,323	事務取扱費業務勘定へ繰入	132,056
			農地等貸付収入	430,993		
		償還金収入		12,687,027	元一般会計所属農地売払収入等一般会計へ繰入	8,995
			償還金収入	12,687,027	元国有林野事業特別会計所属農地売払収入等国有林野事業特別会計へ繰入	4,368
		他勘定より受入		122,111		
			調整勘定より受入	122,111	予備費	80,000
		雑収入		9,411,502		
			雑収入	9,411,502		
		合計		24,806,956	合計	21,941,467
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		210,361,753	農業経営安定事業費	230,995,224
			他勘定より受入	210,361,753	事務取扱費業務勘定へ繰入	430,666
		独立行政法人納付金		22,064,117	予備費	1,000,000
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	22,064,117		
		雑収入		20		

官報（号外）

			雑収入	20			
		合計		232,425,890	合計	232,425,890	
	米管理勘定	米売払代		118,253,644	米買入費	237,796,295	
			米売払代	118,253,644	米管理費	53,414,221	
		輸入米等納付金		101,712	返還金等他勘定へ繰入	525,929,325	
			輸入米等納付金	101,712	予備費	40,000,000	
		償還金収入		7,500,000			
			償還金収入	7,500,000			
		他勘定より受入		722,542,801			
			調整勘定より受入	722,542,801			
		雑収入		8,741,684			
			雑収入	8,741,684			
		合計		857,139,841	合計	857,139,841	
	麦管理勘定	麦売払代		465,955,637	麦買入費	412,500,484	
			麦売払代	465,955,637	麦管理費	7,770,096	
		輸入麦等納付金		388,187	返還金等他勘定へ繰入	193,148,382	
			輸入麦等納付金	388,187	予備費	75,000,000	
		他勘定より受入		222,069,749			
			調整勘定より受入	222,069,749			
		雑収入		5,389			
			雑収入	5,389			
		合計		688,418,962	合計	688,418,962	
	業務勘定	他勘定より受入		17,861,196	事務取扱費	17,676,015	
			他勘定より受入	17,861,196	予備費	300,000	
		雑収入		114,819			
			雑収入	114,819			
		合計		17,976,015	合計	17,976,015	

	調整勘定	他会計より受入		207,380,343	主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入	1,077,566,747
			一般会計より受入	207,380,343		
		他勘定より受入		624,249,566	国債整理基金特別会計へ繰入	624,249,566
			他勘定より受入	624,249,566		
		食糧証券収入		830,490,000		
			食糧証券収入	830,490,000		
		雑収入		244,661		
			雑収入	244,661		
		前年度剰余金受入		65,160,350		
			前年度剰余金受入	65,160,350		
		合計		1,727,524,920	合計	1,701,816,313
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		65,701,348	土地改良事業費	48,074,202
			一般会計より受入	65,701,348	北海道土地改良事業費	19,912,348
		土地改良事業費負担金等収入		25,673,318	離島土地改良事業費	7,128,078
					沖縄土地改良事業費	10,000
			土地改良事業費負担金収入	25,673,318	土地改良事業工事諸費	8,117,121
		借入金		16,300,000	受託工事費及換地清算金	1,677,055
			借入金	16,300,000	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	26,303,190
		受託工事費等受入		1,691,966		
			受託工事費等受入	1,691,966	国債整理基金特別会計へ繰入	566,663
		雑収入		133,767	予備費	700,000
			雑収入	133,767		
		前年度剰余金受入		2,988,258		
			前年度剰余金受入	2,988,258		
		合計		112,488,657	合計	112,488,657
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		21,766,956	再保険金支払財源他勘定へ繰入	21,818,108

官報（号外）

			前年度繰越資金受入	21,766,956		
		雑収入		51,152		
			雑収入	51,152		
		合計		21,818,108	合計	21,818,108
	農業勘定	農業再保険収入		18,851,854	農業再保険費及交付金	18,747,202
			再保険料	4,921,400	予備費	14,300,000
			一般会計より受入	13,822,698		
			前年度繰越資金受入	107,756		
		支払基金受入		14,005,422		
			再保険金支払基金勘定より受入	14,005,422		
		雑収入		294,578		
			雑収入	294,578		
		合計		33,151,854	合計	33,047,202
	家畜勘定	家畜再保険収入		44,577,960	家畜再保険費及交付金	33,184,013
			再保険料	61,194	予備費	4,600,000
			一般会計より受入	33,193,648		
			前年度繰越資金受入	11,323,118		
		雑収入		172,174		
			雑収入	172,174		
		合計		44,750,134	合計	37,784,013
	果樹勘定	果樹再保険収入		6,062,078	果樹再保険費及交付金	3,303,739
			再保険料	237,696	予備費	6,600,000
			一般会計より受入	3,145,456		
			前年度繰越資金受入	2,678,926		
		支払基金受入		6,598,440		
			再保険金支払基金勘定より受入	6,598,440		

		雑収入		1,560		
			雑収入	1,560		
		合計		12,662,078	合計	9,903,739
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		3,846,164	園芸施設再保険費及交付金	3,010,868
			一般会計より受入	3,079,535	予備費	2,100,000
			前年度繰越資金受入	766,629		
		支払基金受入		1,214,246		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,214,246		
		雑収入		74,698		
			雑収入	74,698		
		合計		5,135,108	合計	5,110,868
	業務勘定	他会計より受入		1,127,013	業務取扱費	1,126,067
			一般会計より受入	1,127,013	予備費	1,000
		雑収入		53		
			雑収入	53		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,127,067	合計	1,127,067
	森林保険	森林保険収入		10,956,666	森林保険費	2,043,418
			保険料	2,858,600	事務取扱費	1,470,238
			前年度繰越資金受入	8,098,066	予備費	1,500,000
		雑収入		284,997		
			雑収入	284,997		
		合計		11,241,663	合計	5,013,656
	国有林野事業	国有林野事業収入		39,312,790	国有林野事業費	88,360,967
			業務収入	29,192,541	治山事業費	27,229,731
			林野等売払代	5,000,000	北海道治山事業費	3,902,892
			財産貸付料等収入	5,120,249	離島治山事業費	299,280

官報（号外）

		他会計より受入		170,853,057	沖縄治山事業費	35,700
			一般会計より受入	170,853,057	国有林野森林整備事業費	63,892,403
		地方公共団体工事費負担金収入		4,086,423	施設整備費	1,975,328
					治山事業工事諸費	568,202
			地方公共団体工事費負担金収入	4,086,423	国有林野森林整備事業工事諸費	2,107,633
		借入金		247,000,000	国有林野災害復旧事業費	3,002,057
			借入金	247,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	269,692,874
		雑収入		824,797		
			国有林野事業雑収入	814,471	予備費	1,010,000
			治山事業雑収入	10,326		
		合計		462,077,067	合計	462,077,067
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		6,794,209	漁船再保険費及交付金	6,528,572
			再保険料	10	予備費	330,000
			一般会計より受入	6,393,503		
			前年度繰越資金受入	400,696		
		雑収入		188,528		
			雑収入	188,528		
		合計		6,982,737	合計	6,858,572
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		280,270	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	111,047		
		雑収入		72,244		
			雑収入	72,244		
		合計		352,514	合計	269,223
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		40,321	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予備費	20,000
			前年度繰越資金受入	17,801		

		雑収入		21,687		
			雑収入	21,687		
		合計		62,008	合計	42,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		17,535,020	漁業共済保険費及交付金	8,172,008
			保険料	10	予備費	200,000
			一般会計より受入	8,209,824		
			前年度繰越資金受入	9,325,186		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		17,535,040	合計	8,372,008
	業務勘定	他会計より受入		931,447	業務取扱費	930,508
			一般会計より受入	931,447	予備費	1,000
		雑収入		60		
			雑収入	60		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		931,508	合計	931,508
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		54,742,287	再保険費	147,186,616
			再保険料収入	47,214,268	事務取扱費	699,386
			回収金	7,528,019	一般会計へ繰入	49,195,250
		他会計より受入		2,400,000	国債整理基金特別会計へ繰入	5,170
			一般会計より受入	2,400,000	予備費	9,000,000
		積立金より受入		32,113,438		
			積立金より受入	32,113,438		
		雑収入		18,440,197		
			雑収入	18,440,197		
		前年度剰余金受入		98,390,500		
			前年度剰余金受入	98,390,500		
		合計		206,086,422	合計	206,086,422

官報（号外）

	特許	特許料等収入		113,374,549	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	13,248,844
			特許印紙収入	98,952,849	事務取扱費	105,841,027
			特許料等収入	14,421,700	施設整備費	975,676
		他会計より受入		18,846	予備費	300,000
			一般会計より受入	18,846		
		雑収入		2,638,838		
			雑収入	2,638,838		
		前年度剰余金受入		174,143,619		
			前年度剰余金受入	174,143,619		
		合計		290,175,852	合計	120,365,547
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	他会計より受入		759,422,925	都市水環境整備事業費	41,729,058
			一般会計より受入	759,422,925	北海道都市水環境整備事業費	1,743,000
		地方公共団体工事費負担金収入		226,833,821	離島都市水環境整備事業費	34,000
			地方公共団体工事費負担金収入	226,833,821	河川整備事業費	442,139,113
		電気事業者等工事費負担金収入		34,565,673	北海道河川整備事業費	84,964,777
			電気事業者等工事費負担金収入	34,565,673	離島河川整備事業費	213,000
					沖縄河川整備事業費	5,929,651
		償還金収入		376,122	砂防事業費	129,045,364
			償還金収入	376,122	北海道砂防事業費	9,437,577
		受託工事納付金収入		23,953,740	離島砂防事業費	2,553,000
			受託工事納付金収入	23,953,740	沖縄砂防事業費	382,000
		雑収入		8,116,000	多目的ダム建設事業費	128,896,221
			雑収入	8,116,000	北海道多目的ダム建設事業費	11,690,475
		前年度剰余金受入		8,438,000	沖縄多目的ダム建設事業費	5,727,470
			前年度剰余金受入	8,438,000	総合流域防災事業費	34,784,846

						北海道総合流域防災事業費	6,952,000
						離島総合流域防災事業費	2,013,000
						沖縄総合流域防災事業費	1,523,000
						業務取扱費業務勘定へ繰入	128,996,947
						受託工事費	21,617,516
						電気事業者等工事費負担金還付金	758,144
						収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	376,122
						予備費	200,000
		合計		1,061,706,281		合計	1,061,706,281
		道路整備勘定	他会計より受入	1,739,107,000		道路環境改善事業費	226,937,000
					一般会計より受入 1,639,107,000	北海道道路環境改善事業費	5,250,000
					国債整理基金特別会計より受入 100,000,000	沖縄道路環境改善事業費	1,730,000
			地方公共団体工事費負担金収入	523,278,000		道路交通安全対策事業費	450,521,000
					地方公共団体工事費負担金収入 523,278,000	北海道道路交通安全対策事業費	99,497,000
			償還金収入	134,174,358		離島道路交通安全対策事業費	166,000
					償還金収入 134,174,358	沖縄道路交通安全対策事業費	14,689,000
			附帯工事費負担金収入	20,912,000		地域連携道路事業費	646,348,000
					附帯工事費負担金収入 20,912,000	北海道地域連携道路事業費	127,848,000
			受託工事納付金収入	29,453,000		離島地域連携道路事業費	17,818,000
					受託工事納付金収入 29,453,000	沖縄地域連携道路事業費	31,611,000
			雑収入	13,674,000		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	77,463,000
					雑収入 13,674,000		
			前年度剰余金受入	22,236,000			

官報（号外）

			前年度剰余金受入	22,236,000	道路交通円滑化事業費	373,404,000
					北海道道路交通円滑化事業費	8,137,000
					離島道路交通円滑化事業費	1,192,000
					沖縄道路交通円滑化事業費	27,740,000
					道路交通円滑化事業資金貸付金	27,916,000
					地方道路整備臨時貸付金	100,000,000
					業務取扱費業務勘定へ繰入	108,362,000
					附帯工事費	20,196,000
					受託工事費	28,988,000
					収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	85,421,358
					予備費	1,600,000
		合計		2,482,834,358	合計	2,482,834,358
	港湾勘定	他会計より受入		212,583,129	港湾環境整備事業費	9,681,800
			一般会計より受入	212,583,129	北海道港湾環境整備事業費	179,000
		港湾管理者工事費負担金収入		75,665,995	離島港湾環境整備事業費	49,300
			港湾管理者工事費負担金収入	75,665,995	沖縄港湾環境整備事業費	638,550
		受益者工事費負担金収入		2,730,000	港湾事業費	194,796,353
			受益者工事費負担金収入	2,730,000	北海道港湾事業費	22,752,936
		償還金収入		6,929,517	離島港湾事業費	16,535,230
			償還金収入	6,929,517	沖縄港湾事業費	21,258,976
		受託工事納付金収入		1,270,000	エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	4,296,142
			受託工事納付金収入	1,270,000	埠頭整備等資金貸付金	4,858,000

		雑　収　入		561,926	業務取扱費業務勘定へ繰入	24,411,227
			雑　収　入	561,926		
		前年度剰余金受入		2,917,629	受託工事費	1,183,805
			前年度剰余金受入	2,917,629	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	1,866,877
					予　備　費	150,000
		合　計		302,658,196	合　計	302,658,196
	空港整備勘定	空港使用料収入		208,371,068	空港等維持運営費	149,739,536
			空港使用料収入	208,371,068	空港整備事業費	209,246,752
		他会計より受入		142,336,026	北海道空港整備事業費	8,991,590
			一般会計より受入	142,336,026	離島空港整備事業費	1,337,178
		地方公共団体工事費負担金収入		5,880,007	沖縄空港整備事業費	9,842,058
					航空路整備事業費	30,241,048
			地方公共団体工事費負担金収入	5,880,007	関西国際空港株式会社補給金	9,000,000
		借　入　金		113,498,000	航空機騒音対策事業資金貸付金	134,492
			借　入　金	113,498,000		
		償　還　金　収　入		13,547,466	地域公共交通維持・活性化推進費	1,097,189
			償　還　金　収　入	13,547,466		
		配　当　金　収　入		1,215,174	業務取扱費業務勘定へ繰入	3,603,289
			配　当　金　収　入	1,215,174	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616,534
		空港等財産処分収入		2,022,720		
			空港等財産処分収入	2,022,720	国債整理基金特別会計へ繰入	103,878,369
		雑　収　入		25,324,084	予　備　費	345,000
			雑　収　入	25,324,084		
		前年度剰余金受入		17,878,490		
			前年度剰余金受入	17,878,490		
		合　計		530,073,035	合　計	530,073,035

官報（号外）

	業務勘定	他勘定より受入		265,373,463	業務取扱費	269,131,548
			他勘定より受入	265,373,463	都市開発資金貸付金	22,556,000
		運用収入		20,161,573	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	1,796,655
			運用金回収	19,630,899		
			利子収入	530,674	国債整理基金特別会計へ繰入	9,477,382
		償還金収入		1,796,655		
			償還金収入	1,796,655	予備費	100,000
		雑収入		3,759,852		
			雑収入	3,759,852		
		前年度剰余金受入		11,970,042		
			前年度剰余金受入	11,970,042		
		合計		303,061,585	合計	303,061,585
	自動車安全保障勘定					
		保障事業収入		2,039,607	保障費	4,658,052
			賦課金収入	2,039,607	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	1,052,663
		積立金より受入		6,781,258	再保険及保険費	6,453,426
			積立金より受入	6,781,258	予備費	500,000
		雑収入		1,394,070		
			雑収入	1,394,070		
		前年度剰余金受入		59,698,421		
			前年度剰余金受入	59,698,421		
		合計		69,913,356	合計	12,664,141
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		34,249,121	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	862,269
			検査登録印紙収入	33,726,185		
			検査登録手数料収入	522,936	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	259,164
		他会計より受入		850,400	自動車検査独立行政法人運営費	1,372,500
			一般会計より受入	850,400		
		他勘定より受入		1,312,941	自動車検査独立行政法人施設整備費	3,719,767

官報（号外）

			他勘定より受入	1,312,941	業務取扱費	35,018,029
		雑収入		273,824	施設整備費	1,883,805
			雑収入	273,824	予備費	300,000
		前年度剰余金受入		8,210,418		
			前年度剰余金受入	8,210,418		
		合計		44,896,704	合計	43,415,534
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		10,033,801	自動車事故対策費	6,255,475
			積立金より受入	10,033,801	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,819,274
		償還金収入		1,040,000		
			償還金収入	1,040,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	455,860
		雑収入		3,717,086	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	260,278
			雑収入	3,717,086		
		合計		14,790,887	合計	14,790,887

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
法務省	登記	（項）事務取扱費のうち 庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。） 登記情報処理業務庁費（旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。） 施設整備費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	財務省	地震再保険 財政投融資 財政融資資金勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。） （項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）

官　報（号外）

	投資勘定	(項) 産業投資支出のうち 出資金(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、独立行政法人医薬基盤研究所出資金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構出資金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金、独立行政法人情報通信研究機構出資金及び株式会社産業革新機構(仮称)出資金に限る。)			国家備蓄石油管理等委託費(施設等整備費に限る。) 石油ガス国家備蓄基地建設委託費 石油製品需給適正化調査等委託費(石油製品需給適正化調査委託費のうち緊急時対策整備費及び石油産業体制等調査研究委託費のうち内外石油安定供給対策調査事業費に限る。)
		事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。) 情報処理業務庁費(物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。)			天然ガス探鉱費補助金 産油国等連携強化促進事業費補助金(産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産油国連携強化事業費、石油精製・利用技術国際共同研究事業費、国際石油交流促進事業費、産油国開発支援等事業費及び産炭国石炭産業高度化事業費に限る。)
	外国為替資金	(項) 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。)			石油資源採掘対策事業費等補助金(石炭生産技術振興費補助金のうち海外事業費に限る。)
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	(項) 特定国有財産整備費			石油精製合理化対策事業費等補助金(石油精製等高度化技術開発費補助金、石油精製高度機能融合技術開発費補助金及びコンビナート連携石油安定供給対策事業費補助金に限る。)
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策				
	エネルギー需給勘定	(項) 燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油天然ガス基礎調査等委託費 石油資源開発技術等研究調査等委託費(石油資源開発等支援委託費に限る。)			石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち石油製品流通合理化支援事業費、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金のうち土壌汚染環境保全対策事業費及び石油ガス等利用設備導入促進対策事業費補助金のうち経年埋設内管対策費補助事業費に限る。)

		石油貯蔵施設立地対策等交付金	
		エネルギー需給構造高度化対策費のうち	
		非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（新エネルギー等導入促進基礎調査委託費のうち海外新エネルギー等開発利用調査事業費、石油製品代替製品等品質実態調査委託費及び中小水力開発促進指導事業基礎調査委託費に限る。）	
		エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（上海国際博覧会省エネルギー促進情報提供事業委託費のうち展示物制作費、エネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備委託費及び国際エネルギー使用合理化等対策事業委託費に限る。）	
		温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素削減技術実証試験委託費に限る。）	
		二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちエコポイント等二酸化炭素削減のための環境行動促進モデル事業費、エコ燃料実用化地域システム実証事業費、風力発電施設に係る適正整備推進事業費、高濃度バイオ燃料実証事業費、グリーン電力証書の活用によるソーラーのまちづくり推進モデル事業費及び二酸化炭素排出抑制技術開発委託費に限る。）	
		認証排出削減量等取得委託費	
		非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金のうちクリーンエネルギー自動車・燃料供給設備等導入促進対策事業費、天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助金、石炭火力発電天然ガス化転換補助金、中小水力・地熱発電開発費等補助金、エネルギー多消費型設備天然ガス化推進等補助金、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金のうち地域新エネルギー等導入促進対策事業費及び新エネルギー等事業者支援対策事業費、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金並びに民生用燃料電池導入支援補助金に限る。）	
		エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（エネルギー使用合理化事業者支援補助金及び住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金に限る。）	
		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（施設整備事業費、設備整備事業費及び技術開発事業費に限る。）	
		非化石エネルギー等技術開発費補助金（噴流床石炭ガス化発電プラント開発費補助金、国際石炭利用技術振興費補助金及び先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金に限る。）	
		エネルギー使用合理化技術開発費補助金	
		温暖化対策技術開発費補助金	

			原子力施設等防災対策等交付金	
			電源利用対策費のうち	
			使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費	
			原子力発電施設等安全技術対策委託費(リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等委託費に限る。)	
			軽水炉等改良技術確証試験等委託費(大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究委託費、原子力システム研究開発委託費、発電用新型炉等技術開発委託費及び発電用原子炉等利用環境調査委託費に限る。)	
			放射性廃棄物処分基準調査等委託費	
			負荷平準化機器等導入促進事業費補助金	
			ウラン濃縮技術確立費等補助金	
			全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金	
			原子力発電関連技術開発費等補助金	
			独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	
			事務取扱費のうち	
			情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。)	
			情報処理業務庁費(物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。)	
			実証試験設備等撤去費(実証試験設備撤去費に限る。)	
		事務取扱費のうち		
		情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。)		
		情報処理業務庁費(物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。)		
	電源開発促進勘定	(項)電源立地対策費のうち		
		電源立地等推進対策委託費(核燃料サイクル関係推進調整等委託費のうち地層処分概念理解促進等事業費及び地層処分実規模設備整備等事業費に限る。)		
		原子力施設等防災対策等委託費(原子力発電施設等安全性実証解析等委託費のうち軽水炉燃材料詳細健全性調査事業費、原子力発電施設等核物質防護対策委託費、燃料等安全高度化対策委託費及び高経年化対策強化基盤整備事業委託費に限る。)		
		電源立地等推進対策補助金(電源地域振興促進事業費補助金のうち電源地域産業関連施設等整備事業費及び特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。)		
		電源立地地域対策交付金		
		電源立地等推進対策交付金(広報・安全等対策交付金、交付金事務等交付金、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、リサイクル研究開発促進交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金に限る。)		

厚生労働省	労働保険		
	労災勘定	（項）	労働安全衛生対策費のうち
			施設施工旅費
			情報処理業務庁費（労働基準行政情報システム開発経費に限る。）
			施設施工庁費
			施設整備費
			独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費のうち
			独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金（産業安全研究所建設安全実験棟における施工シミュレーション施設改修費及び産業医学総合研究所研究本館における耐震改修費に限る。）
			社会復帰促進等事業費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち
			独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金（看護専門学校及び総合せき損センター施設整備費に限る。）
			業務取扱費のうち
			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費、旅費等内部管理業務共通システム開発経費、労災レセプト電算処理システム開発経費及び労災行政情報管理システム開発経費に限る。）
			情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
			施設整備費
	雇用勘定	（項）	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費のうち
			独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金（公共職業能力開発施設整備費に限る。）
			業務取扱費のうち
			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
			情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
			施設整備費
	徴収勘定	（項）	業務取扱費のうち
			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費、旅費等内部管理業務共通システム開発経費及び労働保険適用徴収システム開発経費に限る。）
			情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
	年金		
	児童手当勘定	（項）	児童育成事業費のうち
			児童育成事業費補助金（児童厚生施設等整備費に限る。）
			業務取扱費のうち
			庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）

官報（号外）

				工事雑費	
				受託工事費及換地清算金	のうち
				受託工事費	
			農業共済再保険		
	業務勘定	(項) 業務取扱費のうち	業務勘定	(項) 業務取扱費のうち	
		庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。)		情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。)	
		社会保険オンラインシステム費	のうち		
		社会保険オンラインシステム業務庁費(社会保険オンラインシステムにおけるオープンシステム化経費に限る。)		情報処理業務庁費(物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。)	
農林水産省	食料安定供給				
	米管理勘定	(項) 米買入費のうち	森林保険	(項) 事務取扱費のうち	
		米買入費(輸入米買入費に限る。)		情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。)	
	麦管理勘定	(項) 麦買入費	国有林野事業	(項) 国有林野事業費のうち	
	業務勘定	(項) 事務取扱費のうち		業務費(人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。)	
		情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。)		治山事業費	
				北海道治山事業費	
		情報処理業務庁費(物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。)		離島治山事業費	
				沖縄治山事業費	
	国営土地改良事業勘定	(項) 土地改良事業費		国有林野森林整備事業費	
		北海道土地改良事業費		施設整備費	
		離島土地改良事業費		治山事業工事諸費のうち	
		沖縄土地改良事業費		日額旅費	
		土地改良事業工事諸費のうち		工事雑費	
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。)			

		国有林野森林整備事業工事諸費	のうち
		日額旅費	
		国有林野災害復旧事業費	
	漁船再保険及び漁業共済保険業務勘定	（項）業務取扱費	のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）	
		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）	
経済産業省	貿易再保険特許業務勘定	（項）事務取扱費	のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）	
		（項）事務取扱費	のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）	
		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）	
		成果重視事業特許事務機械化庁費（共通システム管理経費及び特許事務処理システム開発経費に限る。）	
		施設整備費	
国土交通省	社会資本整備事業治水勘定	（項）都市水環境整備事業費	
		北海道都市水環境整備事業費	

		離島都市水環境整備事業費	
		河川整備事業費	
		北海道河川整備事業費	
		離島河川整備事業費	
		沖縄河川整備事業費	
		砂防事業費	
		北海道砂防事業費	
		離島砂防事業費	
		沖縄砂防事業費	
		多目的ダム建設事業費	
		北海道多目的ダム建設事業費	
		沖縄多目的ダム建設事業費	
		総合流域防災事業費	
		北海道総合流域防災事業費	
		離島総合流域防災事業費	
		沖縄総合流域防災事業費	
		業務取扱費業務勘定へ繰入	
		受託工事費	のうち
		受託工事費	
道路整備勘定		（項）道路環境改善事業費	
		北海道道路環境改善事業費	
		沖縄道路環境改善事業費	
		道路交通安全対策事業費	

官　報（号外）

					受託工事費のうち
					受託工事費
			港湾勘定	（項）	港湾環境整備事業費
					北海道港湾環境整備事業費
					離島港湾環境整備事業費
					沖縄港湾環境整備事業費
					港湾事業費
					北海道港湾事業費
					離島港湾事業費
					沖縄港湾事業費
					エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
					埠頭整備等資金貸付金
					業務取扱費業務勘定へ繰入
					受託工事費
			空港整備勘定	（項）	空港等維持運営費のうち
					情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
					情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
					空港整備事業費
					北海道空港整備事業費
					離島空港整備事業費
					沖縄空港整備事業費
					航空路整備事業費
		北海道道路交通安全対策事業費			
		離島道路交通安全対策事業費			
		沖縄道路交通安全対策事業費			
		地域連携道路事業費			
		北海道地域連携道路事業費			
		離島地域連携道路事業費			
		沖縄地域連携道路事業費			
		道路交通円滑化事業費			
		北海道道路交通円滑化事業費			
		離島道路交通円滑化事業費			
		沖縄道路交通円滑化事業費			
		道路交通円滑化事業資金貸付金のうち			
		有料道路整備資金貸付金			
		連続立体交差事業資金貸付金			
		特定大規模道路用地取得資金貸付金			
		地方道路整備臨時貸付金			
		業務取扱費業務勘定へ繰入			
		附帯工事費のうち			
		附帯工事費			
		道路附属物等復旧費			

		航空機騒音対策事業資金貸付金			
		業務取扱費業務勘定へ繰入			
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			
		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			
		工事雑費			
		営繕宿舎費			
		都市開発資金貸付金			
			自動車安全		
			自動車検査登録勘定	（項）	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費
					自動車検査独立行政法人施設整備費
					業務取扱費のうち
					庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
					庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
					情報処理業務庁費（次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発経費に限る。）
					施設整備費
			自動車事故対策勘定	（項）	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
法務省	登記	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	8,405	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	35,206	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	2,612	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	1,242	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	234,863	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		省エネルギー改修事業	12,206	平成21年度	平成22年度以降5箇年度以内	省エネルギー改修事業の実施には、多くの日数を要するため

官　報　(号　外)

		後見登記等システム機器借入れ等	823,928	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	後見登記等システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業	11,180,346	平成21年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う登記事項証明書交付等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所の統合に伴う競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業に係る限度額の増額	160,666	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	平成19年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業」に基づいて実行した競争を導入した公共サービスとして行う登記事項証明書交付等事業に係る国庫の負担となる契約について、登記所の統合に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	125,050	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報システム用電子計算機等借入れ	28,687,126	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報システム用附帯設備借入れ	2,388,415	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の附帯設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ	2,423,535	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	地図情報センターシステム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ	1,144,560	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	登記所地図情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子認証システム機器借入れ等	1,135,074	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	電子認証システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	70	平成21年度	平成21年度以降10箇年度以内	平成16年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設整備等事業」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		施設整備	3,765,359	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	郡山第2法務総合庁舎ほか8件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
財務省	地震再保険	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	20	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	31	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	国債整理基金	事務機器借入れ等	137,812	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	財政投融資					
	財政融資資金勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	1,316	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	2,152	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	10,396	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	投資勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	24	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	44	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	209	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	42	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	外国為替資金	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	139	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	15,624	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	特定施設整備等	68,935,362	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備等には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備等	153,922,632	平成21年度	平成21年度以降16箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備等には、多くの日数を要するものがあるため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	18,436	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	土壌汚染環境保全対策事業費補助	2,323,593	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	社団法人全国石油協会が行う土壌汚染環境保全対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー消費統計調査事業	583,767	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	エネルギー消費統計調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		認証排出削減量等取得	63,466,541	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		温暖化対策及び公害対策相乗便益型クリーン開発メカニズムモデル事業費補助	332,800	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	温暖化対策及び公害対策が一体となったクリーン開発メカニズムモデル事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	165	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	313	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	3,324	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電源開発促進勘定	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	277,251	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成21年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成19年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成21年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	1,192	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	1,881	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため

		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	418	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	国立高度専門医療センター	民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営	5,417,280	平成21年度	平成22年度以降29箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		施設整備	2,777,379	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	国立精神・神経センター及び国立国際医療センターの施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		特別施設整備	1,956,763	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	国立がんセンターの特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	労働保険 労災勘定	競争導入公共サービス就労条件総合調査事業	59,811	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	競争を導入した公共サービスとして行う就労条件総合調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		雇用均等行政情報システム用電子計算機借入れ等	63,989	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	雇用均等行政情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助	445,655	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	独立行政法人労働安全衛生総合研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助	3,052,080	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	独立行政法人労働者健康福祉機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	11,734	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	19,745	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	19,848	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		都道府県労働局ホームページ集約化業務	25,725	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	都道府県労働局ホームページ集約化業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	140,390	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		労災レセプト電算処理システム開発等	1,698,911	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	労災レセプト電算処理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		労災行政情報管理システム開発等	475,210	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	労災行政情報管理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		上石神井庁舎借入れ	423,608	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	上石神井庁舎の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	雇用勘定	職業安定行政関係システム用電子計算機借入れ等	79,452,285	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	職業安定行政関係システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		地域雇用創造実現事業	6,773,100	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	地域雇用創造実現事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域貢献活動分野法人等雇用管理等体制整備支援事業	284,540	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	地域貢献活動分野法人等雇用管理等体制整備支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域雇用創造推進事業	5,730,984	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	地域雇用創造推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		精神障害者雇用促進モデル事業	340,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	精神障害者雇用促進モデル事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助	1,123,486	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	独立行政法人雇用・能力開発機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		雇用均等行政情報システム用電子計算機借入れ等	63,985	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	雇用均等行政情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	18,452	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	25,896	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	25,881	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	649,844	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		都道府県労働局ホームページ集約化業務	25,725	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	都道府県労働局ホームページ集約化業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		上石神井庁舎借入れ	423,608	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	上石神井庁舎の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ハローワーク・コールセンター運営事業	3,605,307	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	ハローワーク・コールセンター運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス職業紹介事業	595,518	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う職業紹介事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	1,724,851	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	佐賀公共職業安定所ほか2件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	徴収勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	3,095	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	8,029	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	4,579,486	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		労働保険適用徴収システム運用	1,229,886	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	年金					
	児童手当勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	74	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	66	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	969	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	13,395	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,645,250	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	9,878,500	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	35,217,343	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	食料安定供給					
	米管理勘定	輸入米買入れ	57,200,000	平成21年度	平成22年度	外国からの米の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	麦管理勘定	輸入食糧麦買入れ	96,300,000	平成21年度	平成22年度	外国からの食糧麦の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		輸入飼料買入れ	36,100,000	平成21年度	平成22年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	2,164	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	4,393	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	59,888	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		那珂川沿岸(一期)農業水利事業	1,150,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	那珂川沿岸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		尾鈴農業水利事業	810,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	尾鈴農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		西諸(一期)農業水利事業	300,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	西諸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業				
		吉野川下流域農地防災事業	5,230,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	吉野川下流域農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道かんがい排水事業				
		篠津中央二期農業水利事業	3,980,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		美蔓農業水利事業	750,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	美蔓農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島かんがい排水事業				
		佐渡(一期)農業水利事業	1,750,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	佐渡(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		佐渡(二期)農業水利事業	380,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	佐渡(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		徳之島用水(一期)農業水利事業	3,100,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	徳之島用水(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	3,296	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器等借入れ	77,271	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		受託工事				
		篠津中央二期農業水利事業	120,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
	農業共済再保険					
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	327	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	626	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ	1,512	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	森林保険	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	23	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国有林野事業	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	16,781	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官報（号外）

		地すべり防止事業	1,352,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	銅山川地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するものがあるため
		施設整備	2,357,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	近畿中国森林管理局庁舎ほか2件の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	111	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	313	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
経済産業省	貿易再保険	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	111	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	特許	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	9,828	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	15,691	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	171	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	56,636	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工業所有権研究推進事業	252,992	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	工業所有権研究推進事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		共通システム管理	127,575	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	共通システムの管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		共通システム管理に係る契約の一部変更	—	平成21年度	平成23年度まで1箇年度延長	平成19年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「共通システム管理」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成21年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成23年度まで1箇年度延長する必要があるため

		特許事務処理システム開発に係る契約の一部変更	—	平成21年度	平成23年度まで1箇年度延長	平成18年度及び平成20年度の各年度の特別会計国庫債務負担行為（事項）「特許事務処理システム開発」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成21年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成23年度までそれぞれ1箇年度延長する必要があるため
		電子計算機等借入れ	35,793,992	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		施設整備	2,331,591	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	特許庁庁舎衛生設備等の整備には、多くの日数を要するため
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	総合水系環境整備事業	440,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	利根川水系及び多摩川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川都市基盤整備事業	900,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	荒川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修事業	26,027,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	名取川ほか20河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに利根川ほか2河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川維持修繕	7,508,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	阿武隈川ほか21河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤維持	2,399,970	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	淀川天ヶ瀬ダムのダム管理用制御装置の製作及び北上川田瀬ダムほか10ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業	2,676,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	木曽川横山ダム再開発事業ほか4ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	1,100,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	川内川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川工作物関連応急対策事業	200,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	利根川の河川工作物関連応急対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤改良事業	3,591,400	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	荒川二瀬ダムほか5ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		床上浸水対策特別緊急事業	3,423,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	仁淀川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号　外）

		河川改修費補助	8,251,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		河川総合開発事業費補助	931,000	平成21年度	平成22年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	350,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	河川激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		床上浸水対策特別緊急事業費補助	8,112,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	床上浸水対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		流域治水対策事業費補助	1,697,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	流域治水対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道河川改修事業	5,886,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	石狩川及び天塩川の改修工事並びにこれらに附帯する工事並びに石狩川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川維持修繕	420,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	石狩川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道堰堤維持	350,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	沙流川二風谷ダムのダム管理用制御装置の製作には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川総合開発事業	602,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業	10,862,300	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	八幡平山系ほか14水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	324,600	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	阿賀野川滝坂地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業費補助	150,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

多目的ダム建設事業					
利根川八ッ場ダム建設工事	26,775,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
渡川中筋川総合開発建設工事	430,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
最上川長井ダム建設工事	204,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
利根川湯西川ダム建設工事	1,102,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
米代川森吉山ダム建設工事	30,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
斐伊川志津見ダム建設工事	31,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	斐伊川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
大分川大分川ダム建設工事	1,800,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
北上川胆沢ダム建設工事	3,735,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	2,526,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
岩木川津軽ダム建設工事	1,616,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
千代川殿ダム建設工事	14,898,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	千代川殿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
斐伊川尾原ダム建設工事	655,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
雄物川成瀬ダム建設工事	3,058,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
豊川設楽ダム建設工事	3,090,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
球磨川川辺川ダム調整事業	2,435,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	球磨川川辺川ダムの調整事業には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		北海道多目的ダム建設事業				
		石狩川幾春別川総合開発建設工事	360,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		天塩川サンルダム建設工事	14,781,500	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	天塩川サンルダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		沖縄東部河川総合開発建設工事	1,332,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	沖縄東部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		総合流域防災対策事業	1,800,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	河川情報提供システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	9,086,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	山形県等からの委託に係る京田川京田川橋橋梁ほか22箇所の橋梁等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業受託工事	1,695,242	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	中部電力株式会社等からの委託に係る木曾川横山ダム再開発事業ほか5ダムの維持放流施設工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	道路整備勘定	沿道環境改善事業	8,770,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	一般国道東京1号戸越沿道環境改善ほか8箇所の沿道環境改善工事及び一般国道愛知1号ほか2箇所の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		無電柱化推進事業	20,738,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	一般国道東京1号電線共同溝ほか43箇所の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沿道環境改善事業費補助	415,000	平成21年度及び平成22年度		沿道環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路維持事業	11,173,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	一般国道静岡1号維持ほか43箇所の維持管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路修繕事業	12,012,000	平成21年度及び平成22年度		一般国道島根9号修繕ほか30箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通連携推進事業	6,050,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	一般国道東京20号新宿跨線橋取付高架橋ほか2箇所の交通連携推進工事及び一般国道宮城4号ほか2箇所の交通連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

		交通安全施設等整備事業	5,160,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	一般国道愛知1号三河地区歩道ほか20箇所の交通安全施設等整備工事並びに一般国道岩手4号及び岐阜156号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通事故重点対策事業	6,882,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号静岡東部地区交差点改良ほか19箇所の交通事故重点対策工事及び一般国道三重1号ほか7箇所の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通連携推進事業費補助	2,481,500	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	交通連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		交通安全施設等整備事業費補助	175,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道交通連携推進事業	1,340,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	一般国道36号札幌地下道路の交通連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄道路維持事業	1,832,000	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	一般国道58号維持ほか5箇所の維持管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		地域連携推進事業	285,853,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線深沢橋ほか53箇所及び一般国道静岡1号浜名大橋（その3）ほか167箇所の地域連携推進工事、高速自動車国道山形東北中央自動車道相馬尾花沢線ほか3箇所及び一般国道静岡1号ほか42箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得並びに地域連携推進事業に必要な調査には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携推進事業費補助	15,401,500	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業	51,941,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線クショナイ川橋ほか5箇所及び一般国道38号新学田跨線橋ほか23箇所の地域連携推進工事並びに一般国道235号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業費補助	291,500	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号　外）

		離島地域連携推進事業費補助	1,988,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業	5,100,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	一般国道331号豊見城高架橋（その2）ほか2箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業費補助	10,521,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		交通円滑化事業	228,240,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号谷田北高架橋ほか87箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡1号ほか18箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業費補助	7,517,000	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道交通円滑化事業	110,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	一般国道230号新一の沢橋の交通円滑化工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄交通円滑化事業	1,960,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	一般国道58号那覇西高架橋（その2）及び58号那覇西道路（その9）の交通円滑化工事並びに一般国道329号の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築附帯工事	4,991,330	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか43箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道広島2号広島南道路本川橋ほか8箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	33,995,421	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号荒川幸魂橋ほか29箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾勘定	廃棄物処理施設整備事業費補助	459,510	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾改修事業	37,404,000	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	新潟港ほか20港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		作業船建造	1,000,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	油回収船の代船建造には、多くの日数を要するため

		港湾改修事業費補助	1,625,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島港湾改修事業費補助	540,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業	2,772,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	那覇港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	23,813	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	58,064	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	14,407	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		省エネルギー改修事業	6,649	平成21年度	平成22年度以降5箇年度以内	省エネルギー改修事業の実施には、多くの日数を要するため
		大型化学消防車購入	679,298	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	1,225,744	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		空港整備	31,605,867	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか19空港及び美保飛行場の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		物価の変動等に伴う空港整備に係る限度額の増額	68,115,619	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	平成16年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「空港整備」に基づいて実行した東京国際空港の整備に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		北海道空港整備	814,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	新千歳空港ほか2空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		離島空港整備	285,700	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	壱岐空港ほか4空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄空港整備	4,030,665	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	那覇空港ほか2空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		航空路整備	26,905,600	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	航空路保安施設、航空交通管制施設等の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		金利の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業に係る限度額の増額	28,800	平成21年度	平成21年度以降15箇年度以内	平成18年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した那覇航空交通管制部の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	59,743	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	299,108	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	96,487	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	17,794,584	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		現場事務所等営繕	692,000	平成21年度	平成21年度及び平成22年度	現場事務所等の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	6,169	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子入札システム及び電子契約システム開発	10,667	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	電子入札システム及び電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	12,574	平成21年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	344,816	平成21年度	平成21年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発	6,723,780	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発には、多くの日数を要するため
		施設整備	1,185,627	平成21年度	平成21年度以降3箇年度以内	東北運輸局福島運輸支局庁舎及び中部運輸局小牧自動車検査登録事務所庁舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため

平成二十一年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等二十一特別会計（船員保険特別会計が平成二十二年一月一日に廃止された後は二十となる予定である。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、三百五十四兆九千百四十九億八千五百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百六十九兆四千二百四十八億六千万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	五二、一五六、三〇四	五一、九三五、三〇四
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	八五、〇六八	七九、〇八六

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入では、一般会計から十六兆五千七百三十二億九千四百万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から三十三兆六千百七十二億九千五百万円を借り入れ、歳出では、地方交付税交付金として十五兆八千二百二億三千七百万円、国債整理基金特別会計への繰入として三十四兆千八百八十三億九千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
一八三、三九三、五一三	一七一、三九三、五一三

一般会計から二十兆二千四百三十七億三千百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から五十九兆五千百三十五億六千万円をそれぞれ受け入れるほか、租税や公債金等からも受け入れることとしている。

3　財政投融資特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	三六、二四五、五四二	三四、八八七、四七二
(2) 投資勘定	一一六、八一五	一一六、八一五

財政融資資金勘定においては、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」の規定により、積立金のうち四兆二千三百五十億円を一般会計に繰り入れることとしている。

4　外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
三、四一九、七七六	一、六四三、一六三

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成二十年度の実績見込等を勘案して百四十兆円としている。また、財政健全化へ貢献する観点から、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二三号）第八条第二項の規定により、平成二十年度において生ずる決算上の剰余のうち二兆四千億円を平成二十一年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

5　労働保険特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 労災勘定	一、二五五、七七三	一、一一五、九八八
(2) 雇用勘定	二、三二七、八三六	二、三二七、八三六
(3) 徴収勘定	二、八七三、六六九	二、八七三、六六九

労災勘定においては、保険給付費について、平成二十年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、求職者給付について、非正規労働者に対する適用の拡大、再就職が困難な場合の給付日数の延長等の給付の見直しを実施することとしている。

徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要となる経費を計上している。

6　年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	二〇、九一五、〇九〇	二〇、九一五、〇九〇
(2) 国民年金勘定	五、五七九、〇六〇	五、四三二、九九七
(3) 厚生年金勘定	三九、二七三、〇七六	三九、二七三、〇七六
(4) 福祉年金勘定	一四、六八五	一四、六八五
(5) 健康勘定	八、二九三、三一八	八、二九三、三一八
(6) 児童手当勘定	四九一、五六八	四九一、五六八
(7) 業務勘定	一、九三八、三九四	一、九三八、三九四

基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を計上し、歳入では、基

礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の受給者数の減等による給付費の減少、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、二兆五百五十五億二千六百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、七兆七千九百九十億九千四百万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、百七十八億五千七百万円を受け入れることとしている。

7　食料安定供給特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 農業経営基盤強化勘定	二四、八〇七	二一、九四一
(2) 農業経営安定勘定	二三二、四二六	二三二、四二六
(3) 米管理勘定	八五七、一四〇	八五七、一四〇
(4) 麦管理勘定	六八八、四一九	六八八、四一九
(5) 業務勘定	一七、九七六	一七、九七六
(6) 調整勘定	一、七二七、五二五	一、七〇一、八一六
(7) 国営土地改良事業勘定	一一二、四八九	一一二、四八九

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。また、買入及び売渡価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。さらに、米の価格下落等の影響を緩和するための当面の措置(稲作構造改革促進交付金)に必要な経費等を計上することとしている。

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定、米管理勘定等における所要の経費の財源に充てるため一般会計から二千七十三億八千万円を受け入れるほか、米・麦の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入八千三百四億九千万円を計上しており、歳出として、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。

8　社会資本整備事業特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定	一、〇六一、七〇六	一、〇六一、七〇六
(2) 道路整備勘定	二、四八二、八三四	二、四八二、八三四
(3) 港湾勘定	三〇二、六五八	三〇二、六五八
(4) 空港整備勘定	五三〇、〇七三	五三〇、〇七三
(5) 業務勘定	三〇三、〇六二	三〇三、〇六二

道路整備勘定においては、歳入では、一般会計からの受入れ、国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、地域の連携・交流を促進する幹線交通体系の整備、死傷事故率の低減に資する重点的な交通事故対策、快適な通行空間の確保等を図るための無電柱化等を推進することとしている。

以上のほか、登記、地震再保険、特定国有財産整備、エネルギー対策、国立高度専門医療センター、船員保険、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党から、「平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算及び平成二十一年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成二十一年二月二十七日

予算委員長　衛藤征士郎

衆議院議長　河野　洋平殿

平成二十一年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成二十一年一月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

平成21年度政府関係機関予算

予　算　総　則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成21年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額並びに株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度	額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額	87,545,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額	2,000,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額	20,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額	150,500
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務　借入金の総額	2,649,100,000
	社債の額面総額	815,000,000
	農林水産業者向け業務　借入金の総額	185,773,000
	社債の額面総額	10,000,000
	中小企業者向け業務　借入金の総額	1,352,300,000
	社債の額面総額	510,000,000
	危機対応円滑化業務　借入金の総額	1,000,000,000
	社債の発行限度額	2,000,000,000

2　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに規定する業務をいう。

3　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ロに規定する業務をいう。

4　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに規定する業務をいう。

5　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。

6　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

7　第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第3条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成21年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（仮称）	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額	
	中小企業者向け業務	39,900,000千円
	貸付金の総額	24,000,000
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	8,160,000
	中小企業者向け業務	50,000,000
	保証金額の総額	92,000,000
	保険価額の総額	31,000,000,000

	補てんの額の限度額	
	指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係る補てんの額の限度額	720,000,000千円
	その他の補てんの額の総額	1,468,400,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第4条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務及び国際協力銀行業務を除く。）	第2条第6項及び第7項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社日本政策金融公庫（国際協力銀行業務に限る。）又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第5号に規定する業務をいう。

3　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第6号に規定する業務をいう。

4　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、次の表の左欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

保険金	限度額
「中小企業信用保険法」、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（流用の制限）

第5条　株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第1項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第6条　第1条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　則）

第7条　第1条に掲げる政府関係機関が平成21年度において発行する債券又は社債で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成20年9月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		23,534,932	事業損金	23,468,451
		事業益金	23,534,932	予備費	150,000
	雑収入		3,142,822		
		一般会計より受入	2,950,000		
		エネルギー対策特別会計より受入	15,186		
		住宅資金貸付手数料等収入	98,766		
		運用収入	45,060		
		雑収入	33,810		
	合計		26,677,754	合計	23,618,451
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		230,520,276	事業損金	162,400,103
		事業益金	230,520,276	予備費	1,447,000
	雑収入		8,884,509		
		一般会計より受入	7,619,193		
		エネルギー対策特別会計より受入	409		
		運用収入	40,468		
		雑収入	1,224,439		
	合計		239,404,785	合計	163,847,103
農林水産業者向け業務	事業益金		55,087,414	事業損金	77,902,032
		事業益金	55,087,414	予備費	550,000

	雑収入		36,941,663		
		一般会計より受入	34,954,332		
		運用収入	105,918		
		雑収入	1,881,413		
	合計		92,029,077	合計	78,452,032
中小企業者向け業務	事業益金		119,502,794	事業損金	103,177,401
		事業益金	119,502,794	補償金	145,625
	補償料収入		163,185	予備費	640,000
		補償料収入	163,185		
	雑収入		20,487,696		
		一般会計より受入	13,302,278		
		エネルギー対策特別会計より受入	31,418		
		運用収入	399,185		
		雑収入	6,754,815		
	合計		140,153,675	合計	103,963,026
信用保険等業務	事業益金		183,388	事業損金	11,347,623
		事業益金	183,388	保険金	899,347,329
	保険料収入		209,007,596	予備費	260,000
		保険料収入	209,007,596		
	回収金		172,800,921		
		回収金	172,800,921		
	雑収入		5,017,220		
		運用収入	4,951,243		
		雑収入	65,977		
	合計		387,009,125	合計	910,954,952

国際協力銀行業務	事業益金		414,720,108	事業損金	624,118,448
		事業益金	414,720,108	予備費	229,400
	雑収入		215,098,312		
		運用収入	6,553,800		
		雑収入	208,544,512		
	合計		629,818,420	合計	624,347,848
危機対応円滑化業務	事業益金		67,489,701	事業損金	68,035,064
		事業益金	67,489,701	補償金	39,522,664
	補償料収入		9,670,642	利子補給金	158,095
		補償料収入	9,670,642	予備費	16,582
	雑収入		1,265,896		
		一般会計より受入	1,099,400		
		運用収入	165,945		
		雑収入	551		
	合計		78,426,239	合計	107,732,405
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		217,300,400	事業損金	113,030,952
		事業益金	217,300,400	予備費	140,600
	雑収入		19,885,405		
		一般会計より受入	7,000,000		
		運用収入	39,522		
		雑収入	12,845,883		
	合計		237,185,805	合計	113,171,552

平成二十一年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二六、六七八	二三、六一八

現下の厳しい経済金融情勢を踏まえ、「生活対策」等に基づき中小・小規模企業について十分な資金繰り対策を実施するため、セーフティネット貸付の金利引下げや貸付条件の見直しを含めた拡充を行うとともに、地域活性化等に必要な資金需要に適切に対応することとし、貸付契約額として千三百八十億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資九億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	二三九、四〇五	一六三、八四七
(2)	農林水産業者向け業務	九二、〇二九	七八、四五二
(3)	中小企業者向け業務	一四〇、一五四	一〇三、九六三
(4)	信用保険等業務	三八七、〇〇九	九一〇、九五五
(5)	国際協力銀行業務	六二九、八一八	六二四、三四八
(6)	危機対応円滑化業務	七八、四二六	一〇七、七三二

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で二十七兆六千五百六十八億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金五百二十三億円を予定している。

国際協力銀行業務においては、資源・エネルギーの安定供給確保・開発促進への取組、我が国企業の海外投資、環境・省エネビジネスの海外展開及び事業環境整備の支援並びに世界規模の金融危機への対応に重点を置き、一兆二千五百億円の事業（一兆二千二百億円の出融資及び三百億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、財政融資資金からの借入金五千五百三十四億円、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金二百億円、国際協力銀行業務社債の発行による収入四千四百億円、貸付回収金等二千三百六十六億円を予定している。

3　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二三七、一八六	一一三、一七二

開発途上地域の政府等に対して、八千二百億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金千二百七十三億円、財政融資資金からの借入金三千五十六億円、国際協力機構債券の発行による収入五百億円及び貸付回収金等三千三百七十一億円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党から、「平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算及び平成二十一年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成二十一年二月二十七日

予算委員長　衛藤征士郎

衆議院議長　河野　洋平殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年一月二十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　削除　自動車税（第百四十五条―第百七十七条）」を「第七節　自動車取得税（第百十三条―第百十七条）　第一款　通則（第百十三条―第百十八条）　第二款　課税標準及び税率（第百十九条―第百二十条）　第三款　申告納付並びに更正及び決定（第百二十一条―第百三十三条）　第四款　督促及び滞納処分（第百三十四条―第百四十二条）　第五款　犯則取締り（第百四十三条）　第六款　市町村に対する交付（第百四十四条）　第七節の二　軽油引取税　第一款　通則（第百四十四条の二―第百四十四条の十三）　第二款　徴収（第百四十四条の十四―第百四十四条の五十三）　第三款　督促及び滞納処分（第百四十四条の五十四―第百四十四条の六十）　第四款　犯則取締り（第百四十四条の六十一）　第五款　指定市に対する交付（第百四十四条の六十二）　第八節　自動車税（第百四十五条―第百七十七条）」に、

「第一節　自動車取得税　第一款　通則（第六百九十九条―第六百九十九条の十八）　第二款　課税標準及び税率（第六百九十九条の二十―第六百九十九条の二十七）　第三款　申告納付並びに更正及び決定等（第六百九十九条の二十八―第六百九十九条の三十）　第四款　督促及び滞納処分（第六百九十九条の三十一）　第五款　犯則取締（第六百九十九条の三十二）　第六款　交付及び使途（第六百九十九条の三十三）　第二節　軽油引取税　第一款　通則（第七百条―第七百条の九）　第二款　徴収（第七百条の十―第七百条の三十）　第三款　削除　第四款　督促及び滞納処分（第七百条の三十一）　第五款　犯則取締（第七百条の三十二）　第六款　使途等（第七百条の三十三―第七百条の四十九・第七百条の六十）」

を「第一節及び第二節　削除」に改める。

第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　自動車取得税

八　軽油引取税

第四条第四項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第六項中「第四項各号に掲げるもの及び前項」を「前二項」に改める。

第十六条の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　市町村たばこ税

第二十四条の二第五項の表第五十二条第一項の表の第一号の項中「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第五十二条第一項の表の第二号から第四号までの項中「第四号」を「第五号」に、「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第五十三条第四十五項の項中「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第四十九項」に改める。

第五十一条第二項中「第五十三条第二項、第三十項、第三十一項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項」を「同条第二項、第三十五項、第三十六項、第三十八項及び第四十一項」に、「本節」を「この節」に改める。

第五十三条第一項中「第三十一項、第三十六項及び第三十七項」を「第三十五項及び第三十六項」に、「第四十五項」を「第四十九項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十五項」を「第四十九項」に改め、同条第三十項を次のように改める。

30　法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度（当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。）の法人税割につき道府県知事が法人税に関する法律の規定によつて更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合において、当該更正につき第四十項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に第四十一項又は第四十四項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から控除するものとする。

第五十三条中第三十一項を削り、第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十一項」に

改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「第四十二項」を「第四十六項」に、「第三十八項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「第四十二項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第四十二項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第三十七項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「第三十二項」を「第三十一項」に、「第三十六項及び第三十七項」を「第三十五項及び第三十六項」に、「第四十三項」を「第四十七項」に改め、「及び第三十一項」を削り、同項を同条第三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40　道府県知事が法人税法第百三十四条の二第一項又は第五項に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合(次項及び第四十二項において「道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。)は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの(以下この条において「仮装経理法人税割額」という。)は、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、次項又は第四十四項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

第五十三条第五十三項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条中第五十二項を第五十六項とし、第五十一項を第五十五項とし、第五十項を第五十四項とし、同条第四十九項中「第四十六項若しくは第四十七項」を「第五十項若しくは第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条中第四十八項を第五十二項とし、第四十七項を第五十一項とし、同条第四十六項中「第五十項」を「第五十四項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十五項を同条第四十九項とし、同条第四十四項中「第三十二項」を「第三十一項」に、「第四十一項」を「第四十五項」に、「第四十二項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十三項中「第三十六項又は第三十七項」を「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十二項中「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十一項中「第三十二項」を「第三十一項」に、「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同項の前に次の四項を加える。

41　道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日(当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の終了の日までの間に当該更正を受けた法人が解散(適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。)をしたときは、当該解散の日(合併による解散の場合には、その合併の日の前日)の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限)が到来した場合(当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の道府県民税の確定申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該法人の道府県民税の確定申告書の提出又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割についての第五十五条第二項の規定による決定があつた場合)には、道府県知事は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既にこの項又は第四十四項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。)を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

42　道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、道府県知事に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既に前項又は第四十四項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。次項及び第四十四項において同じ。)の還付を請求することができる。

一　会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続開始の決定があつたこと。

二　民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

43　前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を道府県知事に提出しなければならない。

44　道府県知事は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

第六十五条の二第一項及び第七十一条の二十六第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条

第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改める。

第七十二条の四第三項中「第二条第七項各号」を「第二条第三項各号」に改める。

第七十二条の十三第六項中「第七十二条の二十四の十第一項」を「第七十二条の二十四の十第二項」に改める。

第七十二条の二十四の二第三項第二号中「商法第二編第十章第一節第三款に規定する」を「陸上運送中の運送品を保険の目的とする」に、「同法」を「商法」に改める。

第七十二条の二十四の十を次のように改める。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除及び還付）

第七十二条の二十四の十　事業を行う法人の各事業年度開始の日前に開始した事業年度（当該各事業年度終了の日以前に行われた当該法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）とする適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。）に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度（以下この項において「被合併法人事業年度」という。）を含む。）の付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき道府県知事が更正をした場合において、当該更正につき次項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額（既に第三項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人事業年度の付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する事業年度に限る。）の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から控除するものとする。

2　事業を行う法人が第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、道府県知事が当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき更正をしたとき（当該法人につき当該事業年度終了の日から当該更正の日の前日までの間に解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたとき又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該解散をしたとき又は当該事実が生じたときを除く。）は、当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（以下この条において「仮装経理事業税額」という。）は、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第七十二条の四十一の四の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

3　前項の規定の適用があつた事業を行う法人（当該法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人とする。以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する事業年度開始の日（当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該適用法人が同項に規定する解散をした場合においては、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限）が到来した場合（当該申告書の提出期限までに当該提出期限に係る申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度の付加価値割、資本割、所得割若しくは収入割についての第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた場合）には、道府県知事は、当該適用法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理事業税額（既にこの項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第一項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該適用法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

4　適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人は、当該事実が生じた日以後一年以内に、道府県知事に対し、その適用に係る仮装経理事業税額（既に前項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第一項の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）の還付を請求することができる。

一　会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があつたこと。

二　民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

5　事業を行う法人につきその各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を減少させる更正で当該法人の当該各事業年度の開始の日前に終了した事業年度の付加価値割、所得割又

は収入割についてされた更正（当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に終了した事業年度の付加価値割、所得割又は収入割についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。）に伴うもの（以下この項において「反射的更正」という。）があつた場合において、当該反射的更正により減少する部分の付加価値額、所得又は収入金額のうちに当該原更正に係る事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度において当該法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

6　第四項の規定による還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理事業税額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を道府県知事に提出しなければならない。

7　道府県知事は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理事業税額を還付し、若しくは当該適用法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

第七十二条の二十四の十一第五項中「前条及び」を「前条第一項及び」に、「前条の」を「同条第一項の」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「、公益社団法人若しくは公益財団法人、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二　医療法第三十一条の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の四第一項第二十四号を次のように改める。

二十四　削除

第七十三条の五の見出しを「（土地開発公社の不動産の取得に対する不動産取得税の非課税）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第七十三条の七第二号の四中「（平成十四年法律第百五十四号）第百八十三条第一項」を「第百八十三条」に改め、「平成八年法律第九十五号。」及び「及び第六百九十九条の四第二項第三号」を削り、「第百七条」を「第百四条」に、「第二百七十六条」を「第二百七十三条」に、「第百六条第一項」を「第百三条第一項」に、「第三百四十八条」を「第三百四十六条」に、「第二百七十五条第一項」を「第二百七十二条」に、「第三百六十五条」を「第三百六十三条」に改め、同条第四号中「当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者」を「次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者

ロ　当該信託の効力が生じた時における委託者から第一号に規定する相続をした者

ハ　当該信託の効力が生じた時における委託者が合併により消滅した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人

ニ　当該信託の効力が生じた時における委託者が第二号に規定する政令で定める分割をした場合における当該分割により設立された法人又は当該分割により事業を承継した法人

第七十三条の二十七の五第一項中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に、「本項」を「この項」に改める。

第七十三条の二十七の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第二項中「前項の農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「より同項」を「より前項」に改める。

第七十三条の二十七の七第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「前項の農地保有合理化法人が同項」を「農地保有合理化法人等が前項」に改める。

第七十三条の二十七の九第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節　自動車取得税

第一款　通則

（自動車取得税の納税義務者等）

第百十三条　自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる定置場所在の道府県において、当該自動車の取得者に課する。

2　前項の「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項

に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。）をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他政令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみなす課税）

第百十四条　前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2　前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3　自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4　この法律の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車をこの法律の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の非課税）

第百十五条　道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2　道府県は、次に掲げる自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一　相続（被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。）に基づく自動車の取得

二　法人の合併又は政令で定める分割に基づく自動車の取得

三　法人が新たに法人を設立するために現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における自動車の取得

四　会社更生法第百八十三条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この号において「更生特例法」という。）第百四条又は第二百七十三条において準用する場合を含む。）、更生特例法第百三条第一項（更生特例法第三百四十六条において準用する場合を含む。）又は更生特例法第二百七十二条（更生特例法第三百六十三条において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において株式会社、協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下この号において同じ。）から新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に移転すべき自動車を定めた場合における新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の当該自動車の取得

五　委託者から受託者に信託財産を移す場合における自動車の取得

六　信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）に信託財産を移す場合における自動車の取得

七　信託の受託者の変更があつた場合における新たな受託者による自動車の取得

八　保険業法の規定によつて会社がその保険契約の全部の移転契約に基づいて自動車を移転する場合における当該自動車の取得

九　譲渡により担保の目的となつている財産（以下この節において「譲渡担保財産」という。）により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から六月以内に譲渡担保財産の権利者（以下この節において「譲渡担保権者」という。）から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下この節において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転する場合における自動車の取得

3　道府県は、前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける自動車の所有権がこれらの規定に規定する買主に移転したときは、当該移転に係る自動車の取得に対しては、重ねて自動車取得税を課することができない。

（自動車取得税に係る徴税吏員の質問検査権）

第百十六条　道府県の徴税吏員は、自動車取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前号に掲げる者から金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該自動車取得税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者に含まれるものとする。

3　第一項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　自動車取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百三十六条第六項に定めるところによる。

5　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（自動車取得税に係る検査拒否等に関する罪）

第百十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二款　課税標準及び税率

（自動車取得税の課税標準）

第百十八条　自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2　次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

一　無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で政令で定めるもの

二　代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第千二条第一項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

三　第百十四条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第百十九条　自動車取得税の税率は、百分の三とする。

（自動車取得税の免税点）

第百二十条　道府県は、その取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

第三款　申告納付並びに更正及び決定等

（自動車取得税の徴収の方法）

第百二十一条　自動車取得税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（自動車取得税の申告納付）

第百二十二条　自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式によつて、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

一　道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得　当該登録、検査又は届出の時

二　道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得　当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

三　前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は総務省令で定める自動車の取得　当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は総務省令で定める日

四　前三号の自動車の取得以外の自動車の取得　当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2　自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、総務省令で定める様式によつて、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を提出しなければならない。

（自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付）

第百二十三条　前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2　前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

（自動車取得税の納付の方法）

第百二十四条　自動車取得税の納税義務者は、第百二十二条第一項又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合（第百三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に道府県が発行する証紙をはつてしなければならない。ただし、当該道府県の条例により当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法が定められている場合には、これによることができる。

2　道府県は、自動車取得税の納税義務者が第百二十二条第一項又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合において、前項の証紙に代えて、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる旨を定めることができる。

3　道府県は、第一項の規定により納税義務者が証紙をはつた場合には、当該証紙をはつた紙面と当該証紙の彩紋とにかけて当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

4　第一項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第百二十五条　道府県は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2　道府県知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

3　道府県は、前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4　道府県知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

5　第十五条第四項及び第十五条の二第一項の規定は第二項の規定による徴収の猶予について、第十五条の三第三項の規定は前項の規定による徴収の猶予の取消しについて準用する。

6　道府県は、自動車取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

7　道府県知事は、前項の規定により自動車取得税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

8　前二項の規定によつて自動車取得税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

（自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除）

第百二十六条　道府県は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除するものとする。

2　前条第七項の規定は、前項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

（自動車取得税の脱税に関する罪）

第百二十七条　偽りその他不正の行為によつて自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2　前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人

の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

（自動車取得税の減免）

第百二十八条　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車取得税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。

（自動車取得税の更正又は決定）

第百二十九条　道府県知事は、第百二十二条第一項の申告書（以下この節において「申告書」という。）又は第百二十三条第二項の修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2　道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3　道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4　道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（自動車取得税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第百三十条　道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足税額に第百二十二条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一　その提出期限までに提出した申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。）　当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二　その提出期限後に提出した申告書に係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三　修正申告書に係る税額　修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四　第百二十五条第二項の規定によつて徴収を猶予した税額　当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

2　道府県知事は、納税者が第百二十二条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（自動車取得税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第百三十二条　申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る自動車取得税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額

を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る自動車取得税額について第百二十九条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第百二十九条第二項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三　第百二十九条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該自動車取得税に係る申告書の提出期限後の申告又は第百二十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る自動車取得税額について第百二十九条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

5　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（自動車取得税の重加算金）

第百三十三条　前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3　道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第四項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4　道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款　督促及び滞納処分

（自動車取得税に係る督促）

第百三十四条　納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下この条及び第百三十六条第三項において同じ。）までに自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（自動車取得税に係る督促手数料）

第百三十五条　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該道府県の条例で定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（自動車取得税に係る滞納処分）

第百三十六条　自動車取得税に係る滞納者が次

の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車取得税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　自動車取得税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6　前各項に定めるもののほか、自動車取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7　前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（自動車取得税に係る滞納処分に関する罪）

第百三十七条　自動車取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による自動車取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第百三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十六条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第百三十六条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第五款　犯則取締り

（自動車取得税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第百三十九条　自動車取得税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第百四十条　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、自動車取得税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第百四十一条　第百三十九条の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても自動車取得税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第百四十二条　第百三十九条の場合において、自動車取得税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第六款　市町村に対する交付

第百四十三条　道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の十分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付するものとする。

2　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この項において「指定道府県」という。）は、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、当該指定道府県に納付された自動車取得税額に相当する額に政令で定める率を乗

じて得た額の十分の三に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該指定道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）の延長及び面積のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の占める割合を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

3　前二項の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二　軽油引取税

第一款　通則

（用語の意義）

第百四十四条　軽油引取税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　軽油　温度十五度において〇・八〇一七を超え、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をいい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

二　元売業者　軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、第百四十四条の七第一項の規定により総務大臣の指定を受けている者をいう。

三　特約業者　元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、第百四十四条の九第一項の規定により道府県知事の指定を受けている者をいう。

2　軽油引取税が課される引取りが行われる前に軽油に炭化水素油以外のものを混和した場合においては、その混和により生じたものを前項第一号の軽油とみなす。

（軽油引取税の納税義務者等）

第百四十四条の二　軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第百四十四条の十四第二項及び第百四十四条の十五第一項において同じ。）所在の道府県において、その引取りを行う者に課する。

2　前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3　軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第百四十四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する揮発油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者の事業所所在の道府県において、当該特約業者又は元売業者に課する。

4　軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第百四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該石油製品販売業者に課する。

5　軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第百四十四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の主たる定置場所在の道府県において、当該自動車の保有者に課する。

6　軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第百四十四条の十八第一項第四号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものが所在する道府県において、その者に課する。

（軽油引取税のみなす課税）

第百四十四条の三　軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、第一号又は第二号の場合にあつては当該消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）所在の道府県において、第三号又は第四号の場合にあつては当該軽油に係る第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県において、第五号の場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、第六号の場合にあつては当該輸入をする者（関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一　特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二　元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三　第百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四　第百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五　特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六　特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2　特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3　第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該軽油に係る第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

4　何人も、譲渡について前項の承認のなかつた軽油を譲り受けてはならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第百四十四条の四　第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで製造された軽油について、第百四十四条の二第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負う。

2　前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第百四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第百四十四条の五　道府県は、次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百四十四条の十四第四項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一　軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二　既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第百四十四条の六　道府県は、石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

（元売業者の指定）

第百四十四条の七　総務大臣は、次に掲げる者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、これらの者の申請に基づき、元売業者として指定するものとする。

一　軽油を製造することを業とする者（軽油の製造量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。）

二　軽油を輸入することを業とする者（軽油の輸入量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。）

三　軽油を販売することを業とする者（軽油の販売量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。）

2　総務大臣は、元売業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、元売業者の指定を取り消すことができる。

3　前二項に定めるもののほか、元売業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（特約業者の指定等）

第百四十四条の八　道府県知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して政令で定める要件に該当する者を除く。）で、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2　前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3　第一項の道府県知事は、仮特約業者が同項の政令で定める要件に該当することとなつたときその他政令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4　第一項の道府県知事は、仮特約業者の指定又は指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、総務省令で定める。

第百四十四条の九　道府県知事は、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。この場合において、道府県知事は、あらかじめ関係道府県知事の意見を聴かなければならない。

2　前項の道府県知事は、特約業者の指定を行つたときは、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

3　特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、特約業者が第一項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

4　関係道府県知事は、特約業者について前項の規定による指定の取消しの必要があると認めるときは、その理由を記載した書類を添えて、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、特約業者の指定の取消しの請求をしなければならない。

5　特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該特約業者について前項の規定による指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消さなければならない。ただし、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を付して、当該書類を総務大臣に送付するとともに、その指示を求めなければならない。

6　総務大臣は、前項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要があると認めるときは、その特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、その特約業者の指定の取消しの指示をしなければならない。この場合においては、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基づいて当該特約業者の指定を取り消さなければならない。

7　総務大臣は、第五項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要がないと認めるときは、その旨を当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8　総務大臣は、第六項前段の指示又は前項の規定による通知をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9　特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第三項、第五項本文又は第六項後段の規定によつて当該特約業者の指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

10　前各項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（軽油引取税の税率）

第百四十四条の十　軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

（軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権）

第百四十四条の十一　道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この節において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一　特別徴収義務者

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者

三　軽油を内燃機関の燃料として使用することができると認められる自動車の保有者

四　前三号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

五　石油製品販売業者、石油製品を運搬する者その他前各号に掲げる者以外の者で、当該軽油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2　前項第一号から第三号までに掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）及び前項第一号から第三号までに掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第四号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3　第一項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。

4　第一項又は前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　軽油引取税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百四十四条の五十一第六項の定めるところによる。

6　第一項又は第三項に規定する当該徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪）

第百四十四条の十二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三　前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款　徴収

（軽油引取税の徴収の方法）

第百四十四条の十三　軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。ただし、第百四十四条の二第三項から第六項まで又は第百四十四条の三の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法によるものとする。

（軽油引取税の特別徴収の手続）

第百四十四条の十四　軽油引取税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、元売業者又は特約業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2　軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、総務省令で定める様式によつて、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第百四十四条の五又は第百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。

3　前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として政令で定める数量を控除した数量とする。

4　第二項の場合において、第百四十四条の五又は第百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、総務省令で定めるところにより、次条第三項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る道府県知事が交付した第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、当該道府県知事の承認を受けなければならない。

5　次条第三項に規定する登録特別徴収義務者は、第二項の期間について当該登録に係る道府県に納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

6　第二項の規定によつて納入した納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

7　軽油引取税の特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

8　軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、道府県の条例で定めるところにより、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第百四十四条の十五　軽油引取税の特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地の道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の道府県知事に、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

2　道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を当該道府県に係る登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

3　道府県知事は、当該道府県に係る登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）から同項の登録の消除の申請があつたときその他条例で定める場合には、条例で定めるところにより、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するとともに、その旨を当該消

除に係る者に対し通知するものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等）

第百四十四条の十六　道府県知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該道府県の条例で定めるところにより、その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する総務省令で定める証票を交付しなければならない。

2　前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3　第一項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

4　第一項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪）

第百四十四条の十七　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第百四十四条の十五第一項の規定による登録の申請をしなかつた者

二　前条第二項から第四項までの規定のいずれかに違反した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（軽油引取税の申告納付の手続）

第百四十四条の十八　第百四十四条の十三ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）は、次に定めるところによつて申告した税額をそれぞれ道府県に納付しなければならない。

一　第百四十四条の二第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該特約業者又は元売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

二　第百四十四条の二第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該石油製品販売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

三　第百四十四条の二第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該消費に係る自動車の主たる定置場所在地の道府県知事に提出すること。

四　第百四十四条の二第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書をその者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地の道府県知事に提出すること。

五　第百四十四条の三第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該納税者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

六　第百四十四条の三第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該軽油に係る第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県知事に提出すること。

七　第百四十四条の三第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該納税者の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

2　前項各号に規定する申告書の様式は、総務省令で定める。

（軽油引取税に係る故意不申告の罪）

第百四十四条の十九　正当な理由がなくて前条第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（軽油引取税の保全担保）

第百四十四条の二十　道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2　第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第百四十四条の二十一　第百四十四条の六に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税

軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、政令で定めるところにより、免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示するとともに、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行おうとする販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を提出して免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受け、その免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る登録特別徴収義務者に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者は、特別の事情によりこれにより難い場合にあつては、政令で定めるところにより、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を申請することができる。

2　前項の規定により免税証の交付を受けようとする免税軽油使用者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、免税証の交付を受けようとする道府県知事に申請書を提出して免税軽油使用者であることを証する書面（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち当該道府県知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

3　道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第百四十四条の六に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。

4　免税軽油使用者証の交付を受けた者（第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

5　前各項に定めるもののほか、免税軽油使用者証の申請の手続、免税軽油使用者証の有効期間その他免税軽油使用者証に関し必要な事項は、政令で定める。

6　道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他政令で定めるときを除き、免税証を交付しなければならない。免税証には、免税軽油の数量、有効期間並びに免税軽油使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。

7　免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、免税軽油使用者は、引取りを行う販売業者の事務所又は事業所所在の道府県の条例で定めるところにより、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

8　免税軽油使用者が免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る免税取扱特別徴収義務者（第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税軽油使用者に代わつて、当該免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。

9　道府県知事は、第一項ただし書の規定による申請に基づき、免税軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所が所在する販売業者から免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、当該免税証に記載された数量その他必要な事項を当該販売業者に係る当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならない。

（免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等）

第百四十四条の二十二　偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

4　第一項の場合においては、当該免税証を交付した道府県は、当該軽油の引取りを第百四十四条の二第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

（免税証の受取義務）

第百四十四条の二十三　免税取扱特別徴収義務者は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行おうとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

（免税証の譲渡の禁止）

第百四十四条の二十四　免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

（免税証の譲渡の禁止に関する罪等）

第百四十四条の二十五　前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

4　前項の規定により第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5　第百四十四条の二十二第四項の規定は、第二項の場合について準用する。

（道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪）

第百四十四条の二十六　第百四十四条の三第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行つた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　第百四十四条の三第四項の規定に違反して免税軽油を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第百四十四条の二十七　免税軽油使用者証の交付を受けた者（第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令で定める事項を記載した報告書を、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2　道府県は、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者については、前項の報告書の提出の期限について、当該道府県の条例で同項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による報告に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪）

第百四十四条の二十八　前条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（軽油引取税の徴収猶予）

第百四十四条の二十九　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第百四十四条の十四第二項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限つてその徴収を猶予するものとする。この場合において、道府県知事は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより、徴しなければならない。

2　第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

3　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第百四十四条の三十　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した軽油引取税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその軽油引取税額が既に納入されているときはこれに相

当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その軽油引取税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2　道府県知事は、前項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3　道府県知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（軽油を返還した場合及び引取り後において免税用途に供した場合における措置）

第百四十四条の三十一　軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油の引取りは行われなかつたものとみなし、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、道府県知事は、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金を、当該特別徴収義務者の申請により、還付するものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の場合において、当該軽油の引取りを行つた者が既に当該引取りに係る軽油の代金及び軽油引取税額を支払つているときは、その者は、当該返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額について当該特別徴収義務者に対して求償権を有する。

3　軽油の引取りを行つた者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

4　第百四十四条の六に規定する者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量を超える数量の軽油を同条に規定する用途に供する必要が生じたため、当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者から免税軽油以外の軽油の引取りを行つてこれを同条に規定する用途に供したことについてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得たときは、当該道府県知事は、政令で定めるところにより、当該免税取扱特別徴収義務者の申請により、当該軽油に係る軽油引取税額がまだ納入されていない場合にあつてはその納入を免除し、既に軽油引取税の全部又は一部が納入されている場合にあつては当該納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金を当該免税取扱特別徴収義務者に還付するものとする。

5　第百四十四条の六に規定する者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量を超える数量の軽油を同条に規定する用途に供する必要が生じたため、当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者以外の販売業者から免税軽油以外の軽油の引取りを行つてこれを同条に規定する用途に供したことについてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得た場合において、その旨を当該販売業者を通じて当該販売業者に当該軽油の引渡しを行つた当該道府県に係る免税取扱特別徴収義務者に申し出たときも、前項と同様とする。

6　第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

7　第一項、第四項又は第五項の規定によつて軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、特別徴収義務者の還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

8　第二項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（製造等の承認を受ける義務等）

第百四十四条の三十二　元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造等を行う場所（第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

一　軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二　前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三　燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四　燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2　前項の場合において、道府県知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3　第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行つた時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4　第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5　第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6　第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃

機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7　自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8　製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

9　前各項に定めるもののほか、第一項の承認、帳簿の記載、製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）

第百四十四条の三十三　前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　前条第三項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

二　前条第五項から第八項までの規定に違反した者

6　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前各項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に掲げる違反行為の区分に応じ当該各号に定める罰金刑を、その人に対して当該各項の罰金刑を科する。

一　第一項の違反行為　三億円以下の罰金刑

二　第二項の違反行為　二億円以下の罰金刑

三　第三項の違反行為　一億円以下の罰金刑

四　前二項の違反行為　当該各項の罰金刑

（事業の開廃等の届出）

第百四十四条の三十四　元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2　元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その旨を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

3　元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて総務大臣又は道府県知事に届け出なければならない。

4　前三項の規定により届出を受けた道府県知事は、当該届出に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定の届出及び通知に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（軽油の引取りの報告等）

第百四十四条の三十五　元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の総務省令で定める事項を、総務省令で定める道府県知事に報告しなければならない。

2　前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の総務省令で定める事項を、総務省令で定める道府県知事に報告しなければならない。

3　前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨をこれらの規定の道府県知事に報告しなければならない。

4　前三項の規定により報告を受けた道府県知事は、当該報告に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。

5　元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行つた軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行つた場合には、その納入に関する事実その他の総務省令で定める事項を、当該特約業者に通知しなければならない。

6　第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の総務省令で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

7　前項の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、同項の規定により提出を受

けた書類を保存しなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、これらの規定の報告、通知並びに書類の提出及び保存に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（帳簿記載義務）

第百四十四条の三十六　元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

（事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪）

第百四十四条の三十七　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つた者

二　第百四十四条の三十五第一項から第三項までの規定による報告若しくは同条第五項の規定による通知をせず、又は偽つた者

三　第百四十四条の三十五第六項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしたものを提出した者

四　第百四十四条の三十五第七項の規定に違反した者

五　前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（軽油引取税に係る総務省の職員の質問検査権等）

第百四十四条の三十八　総務大臣は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一　元売業者又は元売業者の指定の申請を行つた者その他第百四十四条の七第一項各号に該当すると認められる者

二　前号の者から軽油その他の石油製品の引取りを行う者

2　前項の場合においては、当該職員は、軽油その他の石油製品について必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。

3　前二項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（軽油引取税に係る総務省の職員の検査拒否等に関する罪）

第百四十四条の三十九　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三　前条第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（道府県間の協力）

第百四十四条の四十　道府県は、軽油引取税の取締り又は保全に関し、他の道府県と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

（軽油引取税に係る脱税に関する罪）

第百四十四条の四十一　第百四十四条の十四第二項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　偽りその他不正の行為によつて第百四十四条の十八の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　偽りその他不正の行為によつて第百四十四条の三十第一項又は第百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　第一項の納入しなかつた金額、第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が五百万円を超える場合においては、情状により当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその納入しなかつた金額、免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

5　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項から第三項までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6　前項の規定により第一項から第三項までの違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、それぞれ第一項から第三項までの罪についての時効の期間による。

（軽油引取税の減免）

第百四十四条の四十二　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、軽油引取税を減免することができる。

（関税等に関する書類の供覧等）

第百四十四条の四十三　道府県知事が軽油引取税の賦課徴収について、政府に対し、関税又は外国貨物（関税法第二条第一項第三号に規

定する外国貨物をいう。）に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号に規定する内国消費税をいう。）の納税義務者が政府に提出した申告書、政府がした更正又は決定に関する書類その他参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（軽油引取税に係る更正及び決定）

第百四十四条の四十四　道府県知事は、第百四十四条の十四第二項の規定による納入申告書又は第百四十四条の十八の規定による申告書（以下この節において「申告書」と総称する。）の提出があつた場合において、当該納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告し、又は申告すべき課税標準量及び税額を決定することができる。

3　道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準量又は税額について、調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正することができる。

4　道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

（軽油引取税に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第百四十四条の四十五　道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。以下この節において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足金額に第百四十四条の十四第二項又は第百四十四条の十八の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この節において同じ。）の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限（第百四十四条の二十九第一項の規定により徴収を猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が前条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入し、又は納付する軽油引取税に係る延滞金）

第百四十四条の四十六　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、第百四十四条の十四第二項、第百四十四条の十八又は第百四十四条の二十二第四項（第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の納期限後にその納入金を納入し、又はその税金を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、これらの規定の納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限（第百四十四条の二十九第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

2　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が第百四十四条の十四第二項又は第百四十四条の十八の納期限までに納入金を納入しなかつたこと又は税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（軽油引取税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第百四十四条の四十七　申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該軽油引取税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2　次の各号のいずれかに該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第百四十四条の四十四第二項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において第百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三　第百四十四条の四十四第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入し、又は納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額（当該納入し、若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

4　申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係る軽油引取税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る第二項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

5　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（軽油引取税に係る重加算金）

第百四十四条の四十八　前条第一項の規定に該当する場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第四項に規定する理由があるときは、当該納入申告又は申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4　道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

第三款　督促及び滞納処分

（軽油引取税に係る督促）

第百四十四条の四十九　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下この節において同じ。）までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合又は第百四十四条の二十二第四項（第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する場合においては、この限りでない。

2　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（軽油引取税に係る督促手数料）

第百四十四条の五十　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（軽油引取税に係る滞納処分）

第百四十四条の五十一　軽油引取税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発し

た日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知又は第百四十四条の二十二第四項（第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定による徴収に係る告知により指定された納期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3　軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6　前各項に定めるものその他軽油引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7　前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（軽油引取税に係る滞納処分に関する罪）

第百四十四条の五十二　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第百四十四条の五十三　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款　犯則取締り

（軽油引取税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第百四十四条の五十四　軽油引取税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第百四十四条の五十五　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、軽油引取税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第百四十四条の五十六　第百四十四条の五十四の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても、軽油引取税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第百四十四条の五十七　第百四十四条の五十四の場合において、軽油引取税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第百四十四条の五十八　第百四十四条の五十四の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。

（国税犯則取締法を準用する軽油引取税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪）

第百四十四条の五十九　第百四十四条の五十四の場合において、第百四十四条の五十七の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされる軽油引取税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第百四十四条の五十四の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人

の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第五款　指定市に対する交付

第百四十四条の六十　道路法第七条第三項に規定する指定市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この項において「指定道府県」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該指定道府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額に当該指定市の区域内に存する一般国道等（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該指定道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の面積を当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

2　前項の一般国道等の面積は、総務省令で定めるところにより、それぞれ当該一般国道等の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

第百五十一条第三項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第二百九十四条の二第五項の表第三百十二条第一項の表の第一号の項中「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第三百十二条第一項の表の第二号から第八号までの項中「第八号」を「第九号」に、「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第三百二十一条の八第三十八項の項中「第三百二十一条の八第三十八項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に改める。

第三百十二条第三項第二号中「第三十項から第三十三項まで及び第三十五項」を「第三十一項、第三十二項、第三十四項及び第三十七項」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「第三十三項」を「第三十二項」に、「第三十八項」を「第四十二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十八項」を「第四十二項」に改め、同条第三十項を次のように改める。

30　法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度（当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度（当該各事業年度又は当該各連結事業年度を含む。）の法人税割につき市町村長が法人税に関する法律の規定によつて更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合において、当該更正につき第三十六項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に第三十七項又は第四十項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から控除するものとする。

第三百二十一条の八第三十一項を削り、同条第三十二項中「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十一項」に、「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「第三十三項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に、「第三十四項」を「第三十三項」に、「次項」を「第四十一項」に改め、「及び第三十一項」を削り、同項を同条第三十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

36　市町村長が法人税法第百三十四条の二第一項又は第五項に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合（次項及び第三十八項において「市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（以下この条において「仮装経理法人税割額」という。）は、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、次項又は第四十項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

第三百二十一条の八中第四十一項を第四十五項とし、第三十八項から第四十項までを四項ずつ繰り下げ、同条第三十七項中「第三十二項又は第三十三項」を「第三十一項又は第三十二項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

37　市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該

五年を経過する日の属する事業年度又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の終了の日までの間に当該更正を受けた法人が解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたときは、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市町村民税の確定申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該法人の市町村民税の確定申告書の提出又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割についての第三百二十一条の十一第二項の規定による決定があつた場合）には、市町村長は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第四十項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

38　市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、市町村長に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第四十項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。次項及び第四十項において同じ。）の還付を請求することができる。

一　会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があつたこと。

二　民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

39　前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

40　市町村長は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

第三百四十三条第五項中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項」に改め、「（農地法第六十八条第一項及び第二項本文の規定によつて土地を使用する使用者を除く。）」を削り、同条第七項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第三百四十八条第二項第九号中「、公益社団法人」を「及び公益社団法人」に改め、「及び公益社団法人若しくは公益財団法人、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の二　医療法第三十一条の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項第十一号中「第九号」を「第九号の二」に改め、同項中第十一号の五を第十一号の六とし、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三第二項中「若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社」を削る。

第五百八十六条第二項第二十三号中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」の下に「（昭和四十二年法律第百十号）」を加える。

第六百一条第一項中「、第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の五第一項の規定の適用がある取得に該当するもの」を削る。

第四章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節　削除

第六百九十九条から第七百条の五十まで　削除

第七百三条の五第二項中「（当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。）」を削る。

第七百三十四条第三項中「及び第三十二項から第四十四項まで」を「、第三十一項から第三十九項まで及び第四十五項から第四十八項まで」に改める。

第七百四十八条第一項中「、第五十三条第四十四項」を「、第五十三条第四十八項」に、「第七百条の二十二の二第三項又は第七百条の二十三」を「第百四十四条の三十二第三項又は第百四十四条の三十六」に改め、同項の表第二号中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十八項」に改め、同表第五号中「第七百条の二十二の二第三項」を「第百四十四条の三十二第三項」に

改め、同表第六号中「第七百条の二十三」を「第百四十四条の三十六」に改め、同条第二項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十八項」に改める。

第七百五十四条の二中「第四百六十五条第三項及び第四項、第七百条の二十二の二第六項並びに第七百条の二十二の五第七項」を「第百四十四条の三十二第六項、第百四十四条の三十五第七項並びに第四百六十五条第三項及び第四項」に改める。

附則第三条の二第一項中「第八十九条第一項」の下に「、第百三十条第二項、第百三十一条第一項、第百四十四条の四十五第二項、第百四十四条の四十六第一項」を加え、「、第六百九十九条の十九第二項、第六百九十九条の二十第一項、第七百条の三十一第二項、第七百条の三十二第一項」を削り、「本項」を「この項」に改める。

附則第三条の三第二項第二号中「附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、同条第五項第二号中「附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加える。

附則第五条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第三号中「、第四十一条の三の二」を削り、「、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」を「若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条第三項中「（道府県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を削り、同条第六項第三号中「、第四十一条の三の二」を削り、「、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」を「若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条第八項中「（市町村民税の納税通知書が送達された後に市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四の二　道府県は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一　当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二　当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2　前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一　前項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二　前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の規定の適用を受けている場合

3　第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の三及び第三十七条の四の規定の適用については、第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二

第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　市町村は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一　当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二　当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

6　前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一　前項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二　前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から第三百十七条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

7　第五項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第五項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第五項」とする。

8　前二項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条第二項中「附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、同条第三項中「附則第五条の四第一項」を「附則第五条の五第一項」に改め、同条第五項中「附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、同条第六項中「附則第五条の四第六項」を「附則第五条の五第二項」に改める。

附則第八条の二に次の一項を加える。

3　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）第二条の規定による改正前の法人税法第七十条又は第八十一条の十六に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて、道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合及び市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における第五十三条第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項から第四十項までの規定の適用については、第五十三条第四十項及び第三百二十一条の八第三十六項中「法人税法第百三十四条の二第一項又は第五項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）第二条の規定による改正前の法人税法第七十条又は第八十一条の十六」とする。

附則第九条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「株式会社産業再生機構、」を削り、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　銀行等保有株式取得機構に係る第七十二条の十二第一号ロの各事業年度の資本金等の額は、平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項の規定にかかわらず、十億円とする。

附則第九条第五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第六項から第八項

までの規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「附則第九条第十七項」を「附則第九条第十六項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「、第二号又は第四号」を「又は第二号」に、「平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十一条第二項中「第六条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地域内」を「農用地区域（次項において「農用地区域」という。）内」に、「平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、同法第四条第二項第一号」に、「平成十年度」を「平成二十一年度」に、「平成十年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日」に改め、同条第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

22　農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（第二項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

附則第十一条第二十三項から第二十五項までの規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「第八条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「農用地区域」に、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項」を「農地法第三十五条第二項」に、「第二十七条の四第二項」を「第三十六条第二項」に、「当該取得が」を「当該取得が農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日から」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「に行われた」を「の間に行われた」に改め、同条第二十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「従つて事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）」を、「から事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡」を加える。

附則第十一条の五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「附則第十一条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

附則第十一条の六中「附則第十一条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

附則第十一条の七中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日」に改める。

附則第十二条第一項中「、第十六項及び第二十項」を「から第十七項まで、第二十一項及び第

二十二項」に改め、同条第二項中「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号及び第二十九項、第七十条の七第一項及び第二項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、同条第五項中「第二十項」とあるのは「」を「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」とあるのは「、第十六項及び」に、「及び第二十九項」とあるのは「、第二十九項及び第三十項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」とあるのは「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号、第二十九項及び第三十項、第七十条の七第一項及び第二項」に、「又は第十八項」とあるのは「」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、「第七十条の四第二十四項」の下に「若しくは第二十五項」を加える。

附則第十二条の二の次に次の四条を加える。

（自動車取得税の非課税等）

第十二条の二の二　道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2　道府県は、第六項に規定する電気自動車、第七項各号に掲げる天然ガス自動車、第八項に規定する充電機能付電力併用自動車、第九項各号に掲げる電力併用自動車又は第十項第三号に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた場合においては、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

3　自家用の自動車（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条の規定にかかわらず、百分の五とする。

4　第十項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十二項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

5　次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

一　道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第十項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ　窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二　第十三項に規定する第二種省エネルギー自動車

6　電気自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

7　次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項

において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

8　充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

9　次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ　窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二　車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ　窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

10　次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項、第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一　車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三　車両総重量が三・五トン以下の軽油自動

車で総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

11　自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第百二十条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

12　第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第六項から第九項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

13　第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第六項から第九項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

14　前二項の規定は、第百二十二条第一項又は第百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第十二条の二の三　当分の間、第百四十四条の二第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十二条の二の四　道府県は、平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百四十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二　海上保安庁その他政令で定める者が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取り

三　鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四　農業又は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

五　陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2　第百四十四条の二十一、第百四十四条の二十三、第百四十四条の二十四、第百四十四条の二十七及び第百四十四条の三十一第四項から第七項までの規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第百四十四条の二十一第一項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第三項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、第百四十四条の三十一第四項及び第五項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第七項中「第一項、第四項又は第五項」とあるのは「附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

3　前項において読み替えて準用する第百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油又は免税証は、それぞれ第百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油又は免税証とみなして、第百四十四条の二十二、第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十六、第百四十四条の二十八及び第百四十四条の四十一の規定を適用する。

4　前三項の場合における第百四十四条の三、第百四十四条の十三、第百四十四条の十四、第百四十四条の十八、第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十六、第百四十四条の二十八、第百四十四条の二十九、第百四十四条の四十一、第百四十四条の四十四から第百四十四条の四十六まで、第百四十四条の四十九及び第百四十四条の五十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百四十四条の三第一項	第百四十四条の二十一第一項（附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）	
第百四十四条の三第一項第三号及び第四号	第百四十四条の六又は附則第十二条の二の四第一項	
第百四十四条の三第一項第四号	これらの規定	
第百四十四条の十三	第百四十四条の三（附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第百四十四条の十四第二項及び第四項	若しくは第百四十四条の六又は附則第十二条の二の四第一項	
第百四十四条の十四第四項及び第百四十四条の十八第一項第六号	第百四十四条の二十一第一項（附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）	
第百四十四条の十八第一項第六号	第百四十四条の三第一項第三号又は第四号（附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第百四十四条の二十五第一項	前条	前条（附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）
第百四十四条の二十六第一項	第百四十四条の三第三項	第百四十四条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第百四十四条の二十六第二項	第百四十四条の三第四項		第百四十四条の三第四項（附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第百四十四条の二十八第一項	前条第一項		前条第一項（附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。）
第百四十四条の二十九第一項、第百四十四条の四十一第一項、第百四十四条の四十四第一項、第百四十四条の四十五第二項並びに第百四十四条の四十六第一項及び第二項	第百四十四条の十四第二項、第十八項		第百四十四条の十八（附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第百四十四条の四十一第三項	第四項		第四項（附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）
	第五項		第五項（附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）
第百四十四条の四十六第一項、第百四十四条の四十九第一項及び第百四十四条の五十一第一項第二号	第百四十四条の二十二第四項（第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）		第百四十四条の二十二第四項（附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第百四十四条の二十五第五項（附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する第百四十四条の二十二第四項

（軽油引取税の税率の特例）

第十二条の二の五　平成三十年三月三十一日までに第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第百四十四条の十の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

附則第十二条の三第三項中「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削り、「政令」を「総務省令」に改める。

附則第十四条第一項中「平成二十年度分」を「平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分」に改め、同条第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項中「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第九項、第十項及び第十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第五十一項」を「第四十七項」に改め、同条第十六項中「（総務省令で定める区域を除く。）」を削り、「平成二十年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に、「五年度分」を「三年度分」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第十七項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同条第十八項中「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「に限り、」を「については」に改め、「得た額」の下に「とし、その後五年度分の固定資産税については同項の規定により課税標準とされる額に三分の二を乗じて得た額」を加え、同条第二十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、「及び次項」を削り、「（次項」を「（以下この項」に、「のうち、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項、次条第一項及び附則第十五条の三第一項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項及び次条第一項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第二項若しくは第十四項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額」を「に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から二十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該譲受固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）」に改め、同条第三十項を削り、同条第三十一項中「平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「第五十八項又は第五十九項」を「第五十四項又は第五十五項」に改め、「（当該償却資産のうち緊急に整備する必要があるものとして総務省令で定めるものにあつては、四分の一）」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「第三十七項及び第三十八項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「（四分の三）」を「（五分の四）」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項及び第四十六項を削り、同条第四十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項を削り、同条第五十項を同条第四十六項とし、同条第五十一項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条中第五十三項を第四十九項とし、第五十四項から第六十一項までを四

項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

58　電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が同条第二号に規定する電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク（すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式（第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。）による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。以下この項において同じ。）に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるもののうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

59　太陽光を電気に変換する設備で総務省令で定めるもののうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「において旧交納付金法」を「において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。）」に、「前条第三十九項」を「前条第三十八項」に改め、同条第二項中「前条第三十九項」を「前条第三十八項」に改める。

附則第十五条の七第二項中「次条第一項、第三項」を「次条第三項」に改める。

附則第十五条の八第一項中「第二条第七項第二号イ」を「第二条第三項第二号イ」に、「第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号」を「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」に、「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「課する固定資産税については、」の下に「前条第二項の規定又は」を加え、「当該貸家住宅の」を「第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅の」に、「十年度分」を「五年度分」に、「三分の一（新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、三分の二）」を「三分の二」に、「の三分の二」を「の二分の一（新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については、三分の二）」に改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、「、第一項の規定の適用がある場合を除き」を削り、同条第四項中「の規定又は第一項」を「又は」に改める。

附則第十六条の二第十一項及び第十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十七条の見出し中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成十八年度で」を「平成二十一年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条第一項又は第十九条の四第一項の規定とし、当該年度が平成十九年度である場合には、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）による改正前の地方税法（以下「平成十九年改正前の地方税法」という。）附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定とする。」を「附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十九条の四の規定」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成十九年度である場合であつて、当該土地が平成十八年度分の固定資産税について平成十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十年度である場合であつて、当該土地が平成十九年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十年改正前の地方税法」という。）」を「平成二十二年度又は平成二十三年度である場合であつて、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」に改め、同号ロの表(2)中「平成十八年度で」を「平成二十一年度で」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項」を「附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成十九年度である場合であつて、当該土地が平成十八年度分の固定資産税について平成十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十年度である場合であつて、当該土地が平成十九年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十年改正前の地方税法」という。）」を「平成二十二年度又は平成二十三年度である場合であつて、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」に改め、同号ロの表(2)中「平成十八年度で」を「平成二十一年度で」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項」を「附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平

地が当該年度の前年度分の固定資産税について」に改め、同条第八号イ及びロ中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に、「平成十九年度又は平成二十年度」を「平成二十二年度又は平成二十三年度」に、「附則第十七条の二第一項」を「次条第一項」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（平成二十二年度又は平成二十三年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度の」を「平成二十一年度の」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第三号中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同表の第四号の上欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第五号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同表の第六号中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第七号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第八号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第九号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十一号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十二号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十三号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十四号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十五号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十六号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十七号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十八号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第十九号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十一号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十二号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十三号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十四号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十五号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十六号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十七号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十八号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第二十九号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第三十号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度のの」を「平成二十一年度のの」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号の中欄中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第十七条の三を削る。

附則第十八条の前の見出し及び同条第一項から第六項までの規定中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第七項第一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同項第二号中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に改め、同号イ中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改め、同号ロ中「平成十九年度又は平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第三号中「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「附則第十七条の二第一項」を「前条第一項」に改める。

附則第十八条の三第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改め、同号イ中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号ロ中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同号ロ中「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第十八条第一項又は第十八条の二」を「附則第十八条」に、「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第二号中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号イ中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同号ロ中「平成十八年度分」

を「平成二十一年度分」に改め、「平成十九年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号イ中「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同号ロ中「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十年度類似用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第一号中「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成二十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十七年度類似特定用途宅地等」を「平成二十年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度類似課税標準額」を「平成二十年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度類似課税標準額」を「平成二十一年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第一号中「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十七年度類似特定用途宅地等」を「平成二十年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度類似課税標準額」を「平成二十年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第三号中「平成十八年度類似課税標準額」を「平成二十一年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同号ロ中「平成十八年改正前の地方税法」を削り、「平成十九年改正前の地方税法」を「平成二十年改正前の地方税法」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第三号中「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同号ロ中「平成十九年改正前の地方税法」を削り、同条第五項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附則第十九条の二第三項中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第一号中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十八年度の」を「平成二十一年度の」に改め、同項第二号中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第四項中「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に改め、同項第一号中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第二号中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成十九年度の」を「平成二十二年度の」に、「平成二十年度の」を「平成二十三年度の」に、「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第十九条の三第一項から第四項までの規定中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第六項中「第五項」を「前項」に、「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第七項中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度特定市街化区域農地」を「平成二十一年度特定市街化区域農地」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十九年度特定市街化区域農地」を「平成二十二年度特定市街化区域農地」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十年度特定市街化区域農地」を「平成二十三年度特定市街化区域農地」に、「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十八年度」、を「平成二十一年度」、に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同条第八項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に、「平成十八年度で」を「平成二十一年度で」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第十九条の四第一項」を「附則第十九条の四第一項から第四項まで」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度

から平成二十三年度まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条の二　市町村は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一　平成二十一年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　ロに掲げる商業地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ　平成二十年度分の固定資産税について、平成二十一年改正前の地方税法附則第二十一条の規定の適用があつた商業地等　当該商業地等に係る平成二十年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

二　平成二十二年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ　平成二十一年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等　当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

三　平成二十三年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ　平成二十二年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等　当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割

合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

2　附則第十八条第七項、第十八条の三及び第十九条の四第六項から第八項までの規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第七項	第一項、第四項及び第五項	附則第二十一条の二第一項	住宅用地等（附則第二十一条の二第一項に規定する住宅用地等をいう。以下この項において同じ。）の区分	同年度の比準課税標準額	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額	
附則第十八条第七項各号	宅地等	住宅用地等	同年度の比準課税標準額	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額	
附則第十八条第七項第二号イ	同年度の比準課税標準額					
附則第十八条第七項第三号イ	同年度の比準課税標準額					
附則第十八条第七項第四号	同年度の比準課税標準額					
附則第十八条の三第二項第一号ロ	なるべき額					

附則第十八条の三第二項第二号ロ	なるべき額	なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）	
附則第十八条の三第二項第三号ロ	なるべき額	なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十二年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）	
附則第十八条の三第三項	附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同号の規定	附則第十八条第七項第二号イ及び第三号イに掲げる額並びに同項第四号に定める額は、これらの規定	
附則第十八条の三第四項第一号ロ	なるべき額	なるべき額（当該平成二十年度類似特定用途宅地等が平成二十年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十一条の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）	
附則第十八条の三第四項第二号ロ	なるべき額	なるべき額（当該平成二十一年度類似特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）	
附則第十八条の三第四項第三号ロ	なるべき額	なるべき額（当該平成二十二年度類似特定用途宅地等が平成二十二年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）	

附則第十九条の四第六項	前項の規定により読み替えられた附則第十八条第七項第一号	前各項	附則第十八条第七項
附則第十九条の四第七項	第五項の規定により読み替えられた附則第十八条第七項第二号	第一項から第五項まで	附則第十八条第七項
附則第十九条の四第七項及び第八項			

附則第二十二条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第三項中「（平成二十年度分」を「（平成二十三年度分」に、「平成十九年度分又は平成二十年度分」を「平成二十二年度分又は平成二十三年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同表の第四号中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同条第四項中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項の表中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第二十四条中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に、「及び附則第二十七条の四」を「、附則第二十七条の四

及び第二十七条の四の二第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第四項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、「この項」の下に「及び附則第二十七条の四の二第一項」を加え、同条第五項及び第六項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、「附則第二十七条の四」の下に「及び第二十七条の四の二第一項」を加える。

附則第二十五条の三第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改め、同号イ中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同号ロ中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第二号中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同号イ中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同号ロ中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、「平成十九年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同号イ中「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同号ロ中「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、「平成二十年改正前の地方税法」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十年度類似用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第一号中「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十七年度類似特定用途宅地等」を「平成二十年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度類似課税標準額」を「平成二十年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度類似課税標準額」を「平成二十一年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十年度類似用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同条第四項第一号中「平成十七年度類似課税標準額」を「平成二十年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成十七年度類似特定用途宅地等」を「平成二十年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同号ロ中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成十七年度類似特定用途宅地等」を「平成二十年度類似特定用途宅地等」に、「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第二号中「平成十八年度類似課税標準額」を「平成二十一年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同号ロ中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成十九年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同号ロ中「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成二十年改正前の地方税法」を削り、同条第五項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、「この条」の下に「及び附則第二十七条の四の二第一項」を加え、同条第二項及び第三項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第四項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、「この項」の下に「及び附則第二十七条の四の二第一項」を加え、同条第六項中「第五項」を「前項」に、「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第七項中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成十八年度特定市街化区域農地」を「平成二十一年度特定市街化区域農地」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十九年度特定市街化区域農地」を「平成二十二年度特定市街化区域農地」に、「平成二十年度に」を「平

成二十三年度に」に、「平成二十年度特定市街化区域農地」を「平成二十三年度特定市街化区域農地」に、「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十八年度、」を「平成二十一年度、」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同条第八項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に、「平成十八年度で」を「平成二十一年度で」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第二十七条の二第一項」を「附則第二十七条の二第一項から第四項まで」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第二十七条の四の二　市町村は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、住宅用地据置都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額、市街化区域農地調整都市計画税額又は市街化区域農地据置都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

一　平成二十一年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　ロに掲げる商業地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ　平成二十年度分の都市計画税について、平成二十一年改正前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用があつた商業地等　当該商業地等に係る平成二十年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該商業地等が同年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該商業地等が平成二十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る平成二十一年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

二　平成二十二年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ　平成二十一年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等　当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

三　平成二十三年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地

等　当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十三年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ　平成二十二年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等　当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十三年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

2　附則第十八条第七項、第二十五条の三及び第二十七条の二第六項から第八項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第七項		附則第二十七条の四の二第一項
附則第十八条第七項各号	宅地等	住宅用地等
	宅地等の区分	住宅用地等（附則第二十七条の四の二第一項に規定する住宅用地等をいう。以下この項において同じ。）の区分
	前年度分の固定資産税	前年度分の都市計画税
	第一項、第四項及び第五項	第二項

附則第十八条第七項第二号イ	同年度の比準課税標準額	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十年度分の都市計画税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該類似土地の平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額
附則第十八条第七項第三号イ	同年度の比準課税標準額	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十一年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

附則第十八条第七項第四号	同年度の比準課税標準額	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十二年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額	
附則第二十五条の三第二項第一号ロ	なるべき額	なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十年度分の都市計画税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）	
附則第二十五条の三第二項第二号ロ	なるべき額	なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）	
附則第二十五条の三第二項第三号ロ	なるべき額	なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十二年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）	

附則第二十五条の三第三項	附則第二十五条第七項において読み替えられた附則第十八条第七項第二号	附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同号の規定	附則第十八条第七項第二号イ及び第三号イに掲げる額並びに同項第四号に定める額は、これらの規定
			なるべき額（当該平成二十二年度類似特定用途宅地等が平成二十年度分の都市計画税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）
附則第二十五条の三第四項第一号ロ		なるべき額	なるべき額（当該平成二十一年度類似特定用途宅地等が平成二十一年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）
附則第二十五条の三第四項第二号ロ		なるべき額	なるべき額（当該平成二十二年度類似特定用途宅地等が平成二十二年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）。
附則第二十五条の三第四項第三号ロ		なるべき額	

附則第二十七条の二第六項	前項の規定により読み替えられた附則第十八条第七項第一号	附則第十八条第七項第一号
	前各項	附則第十八条第七項
附則第二十七条の二第七項	第五項の規定により読み替えられた附則第十八条第七項第二号	附則第十八条第七項第二号
附則第二十七条の二第七項及び第八項	第一項から第五項まで	附則第十八条第七項

附則第二十七条の五第一項及び第三項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　附則第二十一条の二の規定の適用を受ける住宅用地等（同条に規定する住宅用地等をいう。）に係る平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の二の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

附則第二十八条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第四項中「平成十九年度分又は平成二十年度分」を「平成二十二年度分又は平成二十三年度分」に改める。

附則第二十九条の四第一項中「第二条第二項に規定する小作地」を「第二十条第一項に規定する借賃等（以下この項において「借賃等」という。）を支払うこととなつている農地」に、「同法第二条第九項に規定する小作料」を「借賃等」に、「当該小作料」を「当該借賃等」に改める。

附則第二十九条の六を次のように改める。

第二十九条の六　削除

附則第二十九条の七第一項中「附則第十九条の四」の下に「、附則第二十一条の二」を、「附則第二十七条の二」の下に「、附則第二十七条の四の二」を加え、「前条」を「附則第二十九条の五」に改め、同条第五項中「前二条」を「第二十九条の五」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三第一項中「、第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の五第一項の規定の適用がある取得に該当するもの」を削る。

附則第三十二条から第三十二条の二の二までを削り、附則第三十二条の三を附則第三十二条とする。

附則第三十二条の四から第三十二条の六までを削る。

附則第三十二条の七第一項中「及び次条」を削り、同条に次の三項を加える。

5　特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十一年六月三十日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十一年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6　関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項の規定による同意を得た同項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものに係る事業所等のうち当該計画の公表の日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該文化学術研究施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該文化学術研究施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条の八及び第三十三条を削り、附則第三十二条の七を附則第三十三条とする。

附則第三十三条の二第三項第四号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第七項第四号中「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第四号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第四号中「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第三項第四号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第四項中「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第六項第四号中「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第六項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第七項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第九項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第三十四条の二の二中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第三十五条第四項第四号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第三十五条の二の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「という。）」の下に「又は同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加え、同条第五項中「特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第三十五条の二第二項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改め、同条第五項第四号中「、附則第五条の四第一項」を加え、「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に、「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改め、同条第十項第四号中「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める。

中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第三十五条の三第七項及び第十五項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改める。

附則第三十五条の四第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第二号中「第四十一条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、同項第四号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第四項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第五項第二号中「第四十一条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、同項第四号中「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加え、「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第三十六条第一項中「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加える。

附則第三十七条の二中「事業所得」の下に「、譲渡所得」を加える。

附則第三十九条を次のように改める。

第三十九条　削除

附則第四十条の見出しを「（公益財団法人が行う出資に係る不動産取得税の非課税）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第四十一条第三項中「第七十三条の四第一項第三号」の下に「、第三号の二」を、「第三百四十八条第二項第九号」の下に「、第九号の二」を加え、「前条第一項」を「前条」に改め、同条第五項及び第六項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同条第十一項中「第三百四十八条第二項第九号」の下に「、第九号の二」を加え、同項第二号中「移行一般社団法人等」の下に「（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法第百四十六条第一項の改正規定中「第百四十六条第一項」を「第百十五条第一項及び第百四十六条第一項」に改め、同法第六百九十九条の四第一項の改正規定を削る。

附則第一条第四号中「第二十項」を「第十七項」に、「第十七項」を「第十五項」に改め、同条第五号中「附則第三条第二十一項から第二十六項まで」を「附則第三条第十八項から第二十三項まで」に、「第八条第十六項から第二十一項まで」を「第八条第十八項から第二十一項まで」に改め、同条第七号中「第七十三条の三第一項」の下に「、第百十五条第一項」を加え、「、第六百九十九条の四第一項」を削る。

附則第三条第五項及び第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同条第十五項中「（次項、第十七項及び第十九項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第十六項及び第十七項を削り、第十八項を第十六項とし、第十九項を削り、第二十項を第十七項とし、第二十一項を第十八項とし、同条第二十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「附則第三条第二十二項」を「附則第三条第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十三項とする。

附則第八条第十項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八」に改め、同項各号を削り、同条第十三項中「（次項及び第十六項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を削り、第十七項を第十五項とし、第十八項を第十六項とし、同条第十九項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第十項の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第十七項」に改

め、同項を同条第二十一項とする。

附則第三十条第二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

（地方道路譲与税法の一部改正）

第三条　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方揮発油譲与税法

第一条の見出しを「（地方揮発油譲与税）」に改め、同条中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税の」を「地方揮発油税の」に改める。

第二条の見出し並びに同条第一項及び第三項並びに第三条の見出し及び同条第一項中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第四条第一項中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、同項の表中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第五条から第七条まで及び第七条の二第三号中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第八条を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の使途）

第八条　国は、地方揮発油譲与税の譲与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第四条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出しを「（平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分の市町村交付金の特例）」に改め、同項中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十二年度から平成二十四年度まで」に、「第十条及び第十一条第一項」を「第八条及び第九条第一項」に改める。

附則第十六項を削り、附則第十七項を附則第十六項とし、附則に次の一項を加える。

（日本年金機構に出資した固定資産に係る市町村交付金の不交付）

17　国は、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）附則第十二条第二項の規定により日本年金機構に出資した固定資産のうち、日本年金機構が平成二十二年度において固定資産税を課されるべきものについては、第二条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年度分の市町村交付金を交付しない。

（石油ガス譲与税法の一部改正）

第五条　石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（石油ガス譲与税の使途）

第七条　国は、石油ガス譲与税の譲与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（自動車重量譲与税法の一部改正）

第六条　自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（自動車重量譲与税の使途）

第七条　国は、自動車重量譲与税の譲与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「この条」の下に「及び次条」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項及び第五項並びに第三十三条の二の改正規定、同法附則第三十三条の三第三項第四号の改正規定（「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第七項第四号の改正規定（「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十四条第三項第四号の改正規定（「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第六項第四号の改正規定（「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十五条第四項第四号の改正規定（「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第八項第四号の改正規定（「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十五条の二第五項第四号の改正規定（「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第十項第四号の改正規定（「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十五条の二の二、第三十五条の二の六第二項及び第十二項並びに第三十五条の三第七項及び第十五項の改正規定、同法附則第三十五条の四第二項第四号の改正規定（「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条

の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに同条第五項第四号の改正規定（「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに第四条中国有資産等所在市町村交付金法附則に一項を加える改正規定並びに附則第二十七条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第五項第五号の改正規定（「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める部分に限る。）、同条第八項第五号の改正規定（「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める部分に限る。）、同条第十一項第五号の改正規定（「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める部分に限る。）及び同条第十四項第五号の改正規定（「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める部分に限る。）　平成二十二年一月一日

二　第一条中地方税法附則第五条の四第一項第三号の改正規定（「、第四十一条の三の二」を削る部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第六項第三号の改正規定（「、第四十一条の三の二」を削る部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同法附則第三十四条の二第二項の改正規定（「第十七号」を「第十六号」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第十七号」を「第十六号」に改める部分に限る。）並びに同条第六項、第七項及び第九項並びに同法附則第三十四条の二の二、第三十五条の二第二項及び第七項並びに第三十六条第一項の改正規定並びに次条第一項及び附則第七条第一項の規定　平成二十二年四月一日

三　第一条中地方税法附則第三十五条の四第一項、第二項第二号、第四項及び第五項第二号並びに第三十七条の二の改正規定　平成二十三年一月一日

四　第一条中地方税法附則第十五条の七第二項の改正規定及び同法附則第十五条の八第一項の改正規定（「課する固定資産税については、」の下に「前条第二項の規定又は」を加える部分に限る。）　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

五　第一条中地方税法第七十二条の四第三項、第七十三条の五、第七十三条の二十七の六、第七十三条の二十七の七、第七十三条の二十七の九第一項、第三百四十三条及び第六百一条第一項の改正規定並びに同法附則第十一条第六項及び第二十二項の改正規定、同条第二十六項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法附則第十一条の五第三項の改正規定（「附則第十一条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える部分に限る。）、同法附則第十一条の六、第十一条の七及び第十二条の改正規定、同法附則第十五条の八第一項の改正規定（「第二条第七項第二号イ」を「第二条第三項第二号イ」に、「第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号」を「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二十九条の四第一項、第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項の改正規定並びに附則第四条第二項、第三項及び第五項並びに第八条第二項の規定　農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日

六　第一条中地方税法第七十二条の二十四の二第三項第二号の改正規定　保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五条の四第三項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税に係る同項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

2　新法第五十三条第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに附則第八条の二第三項（新法第五十三条の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新法第五十三条第四十項の道府県知事の更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正（第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第三十項又は第三十一項の道府県知事の更正をいう。次項において同じ。）により減少した法人税割額については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新法第五十三条第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに附則第八条の二第三項の規定は、道府県知事が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に新法第五十三条第四十二項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、同条第三十項中「この項」とあるのは「この項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第五十三条第三十項若しくは第三十一項」と、同条第四十一項及び第四十二項中「第三十項」とあるのは「第三十項又は旧法第五十三条

第三十項若しくは第三十一項」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の二十四の十の規定は、施行日以後にされる同条第二項の更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正（旧法第七十二条の二十四の十第一項に規定する更正又は同条第二項に規定する各事業年度の付加価値額、所得若しくは収入金額を減少させる更正をいう。次項において同じ。）により減少した付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新法第七十二条の二十四の十の規定は、道府県知事が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に同条第四項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、同条第一項中「この項の規定」とあるのは「この項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第七十二条の二十四の十第一項の規定」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は旧法第七十二条の二十四の十第一項」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第五号に定める日前の旧法第七十三条の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項及び第二項、第七十三条の二十七の七第二項及び第三項、附則第十一条第六項、第二十二項及び第二十六項並びに附則第十一条の七に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3　旧法第七十三条の五第一項の規定は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号。以下この項において「農地法等改正法」という。）の施行の際現に農地法等改正法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「旧農地法」という。）第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地（旧農地法第五十九条第一項の規定により買収した土地を除く。）が農地法等改正法附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第三十六条、農地法等改正法附則第八条第二項若しくは第三項又は同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる農地法等改正法第一条の規定による改正前の農地法（以下この項において「旧農地法」という。）第三十六条、農地法等改正法附則第八条第二項若しくは第三項又は同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第八十条第二項」とする。

4　施行日前に旧法附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

5　新法附則第十二条の規定は、附則第一条第五号に定める日以後の新法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条　新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条　新法の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新法第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新法第百四十四条の三第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2　施行日前に旧法第七百条の三第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧法第七百条の四第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百条の三第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現にされている旧法第七

百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定の申請は、新法第百四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定の申請とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧法第七百条の六の二第一項の規定により元売業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該元売業者の指定は、新法第百四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定とみなす。

5　この法律の施行の際現にされている旧法第七百条の六の三第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新法第百四十四条の八第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

6　この法律の施行の際現に旧法第七百条の六の三第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新法第百四十四条の八第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。

7　この法律の施行の際現にされている旧法第七百条の六の四第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新法第百四十四条の九第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

8　この法律の施行の際現に旧法第七百条の六の四第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新法第百四十四条の九第一項の規定による特約業者の指定とみなす。

9　この法律の施行の際現にされている旧法第七百条の十一の二第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新法第百四十四条の十五第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

10　この法律の施行の際現に旧法第七百条の十一の二第二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新法第百四十四条の十一第一項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

11　この法律の施行の際現にされている旧法第七百条の十一の二第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新法第百四十四条の十五第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。

12　この法律の施行の際現に旧法第七百条の十二第一項の規定により交付を受けている証票は、新法第百四十四条の十六第一項の規定により交付を受けた証票とみなす。

13　この法律の施行の際現に旧法第七百条の十四の三の規定により提供されている担保は、新法第百四十四条の二十の規定により提供された担保とみなす。

14　この法律の施行の際現にされている旧法第七百条の十五第一項の規定による免税証の交付の申請は、新法第百四十四条の六に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあっては新法第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあっては同条第二項において読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

15　この法律の施行の際現に旧法第七百条の十五第一項の規定により交付を受けている免税証は、新法第百四十四条の六に規定する用途に係る免税証にあっては新法第百四十四条の二十一第一項の規定により交付を受けた免税証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあっては同条第二項において読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

16　この法律の施行の際現に旧法第七百条の十五第二項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新法第百四十四条の六に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては新法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第二項において読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

17　この法律の施行の際現に旧法第七百条の二十二の二第一項の規定により道府県知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該道府県知事の承認は、新法第百四十四条の三十二第一項の規定による道府県知事の承認とみなす。

18　この法律の施行の際現に旧法第七百条の二十二の二第四項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新法第百四十四条の三十二第四項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

19　施行日前に新法第百四十四条の三十四第一項に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が旧法第七百条の二十二の四第一項から第三項までの規定によりした届出は、新法第百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定によりした届出とみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条　新法附則第五条の四第八項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税に係る同項に規定する市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

2　新法第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項から第四十項まで並びに附則第八条の二第三項（新法第三百二十一条の八の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日以後にされる新法第三百二十一条の八第三十六項の市町村長の更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正（旧法第三百二十一条の八第三十項又は第三十一項の市町村長の更正をいう。次項において同じ。）により減少した法人税割額については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新法第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項から第四十項まで並びに附則第八条の二第三項の規定は、市町村長が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に新法第三百二十一条の八第三十八項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、同条第三十項中「この項」とあるのは「この項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第三百二十一条の八第三十項若しくは第三十一項」と、同条第三十七項及び第三十八項中「第三十項」とあるのは「第三十項又は旧法第三百二十一条の八第三十項若し

くは第三十一項」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十三条第五項の規定は、附則第一条第五号に定める日の属する年の翌年の一月一日（当該定める日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第二項に規定する鉄道に係る同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　平成九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第四十二項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　平成十八年四月一日から平成二十年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十九項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成十六年十月二十三日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第九条　市町村は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第七項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第七項第二号に掲げる宅地等で平成二十一年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十一年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第七項第三号に掲げる宅地等で平成二十二年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十二年度の宅地等」という。）又は同条第七項第四号に掲げる宅地等で平成二十三年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十三年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が平成二十一年度の宅地等にあっては平成二十年度、平成二十二年度の宅地等にあっては平成二十一年度、平成二十三年度の宅地等にあっては平成二十二年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成二十一年度の宅地等にあっては平成二十一年度分、平成二十二年度の宅地等にあっては平成二十二年度分、平成二十三年度の宅地等にあっては平成二十三年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4　第一項の場合には、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下こ

の項において「一般住宅用地である部分」という。又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5　前三項の規定は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第七項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第七項又は第二十七条の四の二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第七項第二号」とあるのは「附則第二十五条第七項又は第二十七条の四の二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第二号」と、「附則第十八条第七項第三号」とあるのは「附則第二十五条第七項又は第二十七条の四の二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「、第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（事業所税に関する経過措置）

第十条　次項に定めるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十一年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十一年前の年分の個人の事業及び平成二十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2　旧法附則第三十九条第七項に規定する事業（同項に規定する同意計画の公表の日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十一条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十二条　新法第七百三条の五第二項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法（以下この条において「新譲与税法」という。）の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2　第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（以下この条及び附則第三十二条第二項において「旧譲与税法」という。）の規定（旧譲与税法第五条及び第七条を除く。）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号。以下この項において「平成二十一年所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の規定（平成二十一年所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）による地方道路税について、なおその効力を有する。

3　新譲与税法第七条の規定は、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧譲与税法第四条第一項の規定により平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税（次項において「平成二十一年六月分地方道路譲与税」という。）の額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法第七条中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と読み替えるものとする。

4　旧譲与税法第四条第一項（第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により地方道路譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があったため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が平成二十一年六月分地方道路譲与税を譲与した後に生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額については、平成二十一年十一月以後に到来する地方揮発油譲与税の譲与時期において、これを地方揮発油譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、新譲与税法第七条の規定を適用する。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十二年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「交付金」という。）について適用し、平成二十一年度分までの交付金につ

いては、なお従前の例による。

2　平成十九年度分までの日本郵政公社有資産所在市町村納付金については、なお従前の例による。

（石油ガス譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第五条の規定による改正後の石油ガス譲与税法の規定は、平成二十一年度分の石油ガス譲与税から適用し、平成二十年度分までの石油ガス譲与税については、なお従前の例による。

（自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第六条の規定による改正後の自動車重量譲与税法の規定は、平成二十一年度分の自動車重量譲与税から適用し、平成二十年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

第二十条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「普通税」の下に「、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税」を加える。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　前条の規定による改正後の地方財政法（次項において「新地方財政法」という。）第四条の三第一項の規定は、平成二十一年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成二十年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

2　平成二十一年度及び平成二十二年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十条の規定により読み替えられた新地方財政法第四条の三第一項の規定の適用については、同項中「普通税、地方特例交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税」とあるのは、「普通税（自動車取得税及び軽油引取税を除く。）、地方特例交付金」とする。

（地方交付税法の一部改正）

第二十二条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「並びに自動車取得税及び軽油引取税」を削り、「第六百九十九条の三十二」を「第百四十三条」に、「第七百条の四十九第一項」を「第百四十四条の六十第一項」に、「当該道府県の地方道路譲与税」を「当該道府県の地方揮発油譲与税」に、「特別とん譲与税、地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に改め、同条第三項の表道府県の項中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次のように加える。

七　自動車取得税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数
八　軽油引取税	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量

第十四条第三項の表道府県の項第十三号中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、同表市町村の項第十五号中「特別とん譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、同項第十六号中「地方道路譲与税」を「特別とん譲与税」に改める。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　前条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）第十四条の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度までの地方交付税については、なお従前の例による。

2　平成二十一年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条の規定の適用については、同条第一項中「当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）」とあるのは「当該道府県の普通税（法定外普通税にあつては、それぞれ地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）の規定による自動車取得税及び軽油引取税を含むものとする。）」と、「（以下「自動車取得税交付金」という。）」とあるのは「（旧法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下「自動車取得税交付金」という。）」と、「（以下「軽油引取税交付金」という。）」とあるのは「（旧法第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金を含む。以下「軽油引取税交付金」という。）」と、「航空機燃料譲与税」とあるのは「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

「十五　航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
十五の二　地方道路譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額

とあるのは

「十五　航空機燃料譲与税	平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額
十五の二　地方道路譲与税	平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

」

と、同表市町村の項中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

「十九　航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
十九　航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
十九の二　地方道路譲与税	平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

」とあるのは「　」とする。

3　平成二十二年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「地方揮発油譲与税の譲与額と前年度の地方道路譲与税の譲与額との合算額」とする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「第七百条の三第五項」を「第百四十四条の二第五項」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「特別とん譲与税」を「地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「、地方道路譲与税及び」を「及び」に、「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税」を「石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（次項において「新首都圏等財特法」という。）第五条第二項第一号の規定は、平成二十一年度以後の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成二十年度以前の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

2　平成二十一年度における新首都圏等財特法第五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「航空機燃料譲与税」とあるのは、「航空機燃料譲与税、地方道路譲与税」とする。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十七条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第五項第五号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三十七条中」を「同法第三十七条中」に、「第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三」を「同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に、「第三十七条の二第一項後段」を「同法第三十七条の二第一項後段」に改め、「同条第二項及び」の下に「同法」を加え、同条第八項第五号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三十七条中」を「同法第三十七条中」に、「第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三」を「同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に、「第三十七条の二第一項後段」を「同法第三十七条の二第一項後段」に改め、「同条第二項及び」の下に「同法」を加え、同条第八項第五号中「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「第三十七条中」を「同法第三十七条中」に、「第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三」を「同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に、「第三十七条の二第一項後段」を「同法第三十七条の二第一項後段」に改め、「同条第二項及び」の下に「同法」を加え、同条第十四項第五号中「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第六項」を加え、「第三百十四条の六中」を「同法第三百十四条の六中」に、「第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八」を「同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三百十四条の八」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四の二第六項」に、「第三百十四条の七第一項後段」を「同法第三百十四条の七第一項後段」に改め、「同条第二項及び」の下に「同法」を加え、同条第十一項第五号中「、附則第五条の四の二第五項」を加え、「第三百十四条の六中」を「同法第三百十四条の六中」に、「第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八」を「同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三百十四条の八」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四の二第六項」に、「第三百十四条の七第一項後段」を「同法第三百十四条の七第一項後段」に改め、「同条第二項及び」の下に「同法」を加える。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第二十八条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

（消費税法の一部改正）

第二十九条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ロ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」の下に「第百二十四条第四項（自動車取得税の納付の方法）、」を加え、「、第六百九十九条の十三第四項（自動車取得税の納付の方法）」を削り、「第六百九十九条の十三第一項」を「第百二十四条第一項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第三十条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十六条の二第二項（」の下に「第百四十四条の二十九第二項、」を加え、「、第七百条の二十一第二項」を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号イ中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に、「地方道路譲与税の」を「地方揮発油譲与税の」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律（次項において「新特会法」という。）第二十三条の規定は、平成二十一年度分の予算から適用する。

2　新特会法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、旧譲与税法の規定（附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）による地方道路譲与税の譲与金は、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出とする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第三十三条　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第三十九条中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第三十四条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第六十一号中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第九条第一項中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に改める。

附則第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　地方道路譲与税に関すること。

附則第五条第一項中「及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を「、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）」に、「同条第二項」を「第九条第二項」に改める。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成二十一年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、自動車取得税、軽油引取税等につき、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人住民税について、新たな住宅借入金等特別税額控除を創設すること。

2　上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率軽減措置を平成二十三年十二月三十一日まで延長すること。

3　土地及び住宅の取得に係る不動産取得税の税率軽減措置を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。

4　固定資産税の土地に係る負担調整措置について、現行措置を継続すること。

5　自動車取得税について、平成二十四年三月三十一日までに行われた環境への負荷の少ない新車の取得について、税率軽減措置を講ずること。

6　軽油引取税、自動車取得税等の一般財源化等を行うこと。

7　非課税等特別措置の整理合理化を行うこと。

8　この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成二十一年度において千百十八億円の減収、平年度において二千九百六十二億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、自動車取得税、軽油引取税等につき、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十一年二月二十七日

総務委員長　赤松　正雄

衆議院議長　河野　洋平殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年一月二十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項第九号中「昭和六十二年度から平成十九年度まで」を「昭和六十三年度から平成二十年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項第十号中「昭和六十二年度から平成十九年度まで」を「昭和六十三年度から平成二十年度まで」に改め、同項第十一号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同条第三項の表第四十二号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に改め、同表第四十三号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同表第四十四号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同表第四十五号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同表第四十六号中「昭和六十二年度（市町村にあつては、昭和六十三年度）」を「昭和六十三年度」に改め、同表第四十七号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同表第五十号中「平成十九年度まで」を「平成二十年度まで」に、「平成十九年度において」を「平成十九年度及び平成二十年度において」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第一号中「、態容補正及び寒冷補正」を削り、同項第八号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項第九号中「昭和六十二年度から平成十九年度まで」を「昭和六十三年度から平成二十年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同表市町村の項第六号1及び2中「、態容補正及び寒冷補正」を「及び態容補正」に改め、同項第八号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項第九号中「昭和六十二年度から平成十九年度まで」を「昭和六十三年度から平成二十年度まで」に改め、同項第十号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同条第一項中「平成二十年度に限り」を「平成二十一年度に限り」に、「第七号」を「第五号」に、「二千五百億円」を「二千八百億円」に、「第八号及び第九号」を「第六号及び第七号」に改め、「減額した額」の下に「に地方団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算した額」を加え、同項第二号中「（平成二十年法律第二十二号）」を「（平成二十一年法律第　号）」に改め、「この条」の下に「及び次条第六項」を加え、「平成二十年度分」を「平成二十一年度分」に、「五千八百六十九億円」を「千四百億円」に改め、同項第三号中「平成二十年度分」を「平成二十一年度分」に、「二千億円」を「五千八百三十一億円」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「前各号」を「前三号」に、「一兆三百二十億四千七百五十万円」を「二兆五千五百五十三億円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「平成二十年度分」を「平成二十一年度分」に、「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「八百七十億円」を「三千八百八十六億千七百万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第一項第六号」を「旧法附則第四条第一項第六号」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「平成二十一年度及び平成二十二年度」を「平成二十二年度及び平成二十三年度」に、「千三百四十八億七千五百六十二万二千円」を「六百七十六億七千五百六十二万二千円」に、「三百九十七億百八十九万七千円及び平成十八年度」を「百九十九億百八十九万七千円及び平成十九年度」に、「三千十六億千七百万円」を「四千九百九十四億三千七百万円」に改め、「、平成二十一年度に当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億千七百万円を」を削り、「八百七十五億七千七百五十一万九千円を」の下に「、平成二十三年度から平成二十七年度までに当該各年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十一年度から平成三十五年度まで」を「平成二十二年度から平成三十六年度まで」に、「平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度」を「平成二十二年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度」に、「次の表」を「同表」に、「平成三十五年度までの各年度に」を「平成三十六年度までの各年度に」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円

平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千九十四億円
平成二十九年度	三千六百十七億円
平成三十年度	三千百十九億円
平成三十一年度	二千六百七十七億円
平成三十二年度	二千二百十七億円
平成三十三年度	千七百四十億円
平成三十四年度	千二百六十九億円
平成三十五年度	七百九十一億円
平成三十六年度	三百六十七億円

附則第四条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「平成二十一年度から」を「平成二十二年度から」に、「前項」を「第一項」に改め、同項の表中「

千四百億円

」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成二十二年度分の交付税の総額については、前項の額に、地方団体が行う雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために五千億円を加算する。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第六条の二の見出し中「平成二十年度及び平成二十一年度の各年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同条第一項中「平成二十年度及び平成二十一年度の各年度分」を「平成二十一年度分」に改め、「平成二十年度にあつては」及び「とし、平成二十一年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項の表道府県の項中「一三、六〇八」を「二七、四九一」に改め、同表市町村の項中「七、六二四」を「一一、八四四」に改め、同条を附則第六条の三とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

（地域雇用創出推進費の基準財政需要額への算入）

第六条の二　平成二十一年度及び平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域雇用創出推進費	人口	一人につき　二、一七〇円
市町村	地域雇用創出推進費	人口	一人につき　一、八四〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　九、〇七〇、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一六一、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　二、二八七、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一七四、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三〇、四〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、三〇〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一二、八〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、二三〇

4 その他の土木費	人口	一人につき	一、六六〇	
三 教育費				
1 小学校費	教職員数	一人につき	六、五三三、〇〇〇	
2 中学校費	教職員数	一人につき	六、五八三、〇〇〇	
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、二六六、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	六三、九〇〇	
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき	六、六一五、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	二、三四一、〇〇〇	
5 その他の教育費	人口	一人につき	一、八〇〇	
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二二七、〇〇〇	
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二五〇、二〇〇	
四 厚生労働費				
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	六、八四〇	
2 社会福祉費	人口	一人につき	九、三四〇	
3 衛生費	人口	一人につき	一一、三〇〇	
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	四六、四〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	九六、〇〇〇	
5 労働費	人口	一人につき	五四八	
五 産業経済費				
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一〇六、〇〇〇	
2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、五〇〇	
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一四、三〇〇	
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	二八四、〇〇〇	
4 商工行政費	人口	一人につき	二、一三〇	
六 総務費				
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	七、一八〇	
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、一七五、〇〇〇	
3 地域振興費	人口	一人につき	六一四	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八 補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
	平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五六	
九 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	七〇	
十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三五	
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三五	

十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行につい同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	六二	
十三　減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	七一	
十四　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一九	
十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六九	
市町村				
一　消防費	人口	一人につき	一一、〇〇〇円	
二　土木費				
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	八〇、九〇〇	
	道路の延長	一キロメートルにつき	二五二、〇〇〇	
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、九〇〇	
2　港湾費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、三〇〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一二、八〇〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、八三〇	
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、〇八〇	
4　公園費	人口	一人につき	六二三	
	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三七、五〇〇	
5　下水道費	人口	一人につき	一〇〇	
6　その他の土木費	人口	一人につき	一、九三〇	
三　教育費				
1　小学校費	児童数	一人につき	四一、一〇〇	
	学級数	一学級につき	八三四、〇〇〇	
	学校数	一校につき	六五九、〇〇〇	
2　中学校費	生徒数	一人につき	三八、三〇〇	
	学級数	一学級につき	一、〇九一、〇〇〇	
	学校数	一校につき	九、三〇六、〇〇〇	
3　高等学校費	教職員数	一人につき	七、二八〇、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	七二、八〇〇	
4　その他の教育費	人口	一人につき	五、二四〇	
	幼稚園の幼児数	一人につき	三四〇、〇〇〇	
四　厚生費				
1　生活保護費	市部人口	一人につき	六、九七〇	
2　社会福祉費	人口	一人につき	一五、四〇〇	
3　保健衛生費	人口	一人につき	四、四六〇	
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七〇、七〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	八六、三〇〇	
5　清掃費	人口	一人につき	五、六五〇	
五　産業経済費				
1　農業行政費	農家数	一戸につき	八五、三〇〇	
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二五三、〇〇〇	
3　商工行政費	人口	一人につき	一、三三〇	
六　総務費				
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	六、一六〇	

2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、五八〇
	世帯数	一世帯につき	二、四二〇
3 地域振興費	人口	一人につき	二、〇二〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、一〇七、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五六
十 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	七〇

十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三五
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三五
十三 財源対策債償還費	平成六年度から平成二十年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	六二
十四 減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に発行することができる地方債の額	千円につき	九二
十五 臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に発行することができる地方債の額	千円につき	五三
十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行することができる地方債の額	千円につき	六九

別表第二道府県の項中「一一、八六〇」を「一一、三三〇、〇〇〇」に、「一、一三〇、〇〇〇」を「一、一四八、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二二、六〇〇」を「二一、八三〇」に、「二、三三四、〇〇〇」を「二、三七六、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十年度から」を「平成二十一年度から」に改め、「平成二十年度及び」を削り、「平成二十年度分等」を「平成二十一年度分」に改める。

附則第九条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「附則第四条第一項第三号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額」を「附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額」に改め、「平成二十一年度及び」を削り、「とし、平成二十三年度」を「に五千億円を加算した額とし、平成二十三年度」に、「平成三十五年度まで」を「平成三十六年度まで」に改め、同条第一号中「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同号の表中「平成二十一年度　千四百億円」を削り、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千九十四億円
平成二十九年度	三千六百十七億円
平成三十年度	三千百十九億円
平成三十一年度	二千六百七十七億円
平成三十二年度	二千二百十七億円
平成三十三年度	千七百四十億円
平成三十四年度	千二百六十九億円
平成三十五年度	七百九十一億円
平成三十六年度	三百六十七億円

附則第九条第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の二第一項」を「附則第六条の三第一項」に改める。

第三十三条の五の六の次に次の一条を加える。

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の七　地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一　当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止　当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二　当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止　当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三　当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止　当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四　当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行っている法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。）　当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解

散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つている法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2　地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3　地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4　第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。）及び将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。）の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5　第五条の三第三項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6　総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7　第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三条の八第一項中「以下この条」を「次項及び次条第一項」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二　特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2　前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「減少すること」の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第百四十三条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少すること」を加える。

第二条第一項中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「埋めるため」の下に「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）」を加える。

第三条第一項、第三項及び第五項中「及び平成二十年度」を「から平成二十一年度までの各年度」に改める。

第四条第一項中「定める額（」の下に「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該額に五百億円を加えた額。」を加え、同条第二項中「、減収補てん特例交付金総額」の下に「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を加え、同条第四項中「、減収補てん特例交付金総額」の下に「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を、「相当する額（」の下に「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額。」を加え、同条第五項中「市町村減収補てん特例交付金総額」の下に「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、市町村減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を、「あん分した額」の下に「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該あん分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額を加えた額）」を加える。

第六条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成二十一年度から平成二十四年度までの間における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」とあるのは、平成二十一年度にあつては「当該年度の減収補てん特例交付金の総額から五百億円を控除した額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」と、平成二十二年度から平成二十四年度までの間にあつては「都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額に対する割合」とする。

（地方公営企業等金融機構法の一部改正）

第五条　地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公共団体金融機構法

第一条中「地方公営企業等金融機構」を「地方

公共団体金融機構」に改め、「公営企業に係る」を削る。

第二条第一項及び第七条中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

第二十八条第一項第一号を次のように改める。

一　地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。）のうち公営企業（主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業をいう。以下同じ。）に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

第二十八条第一項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「一時借入金」の下に「のうち第二号イからヘまでに掲げる事業に係るもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　公営企業に係る地方債のうちイからヘまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

イ　水道事業

ロ　交通事業

ハ　病院事業

ニ　下水道事業

ホ　公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、政令で定める事業

三　地方公共団体の一時借入金のうち公営企業に係る一時借入金以外のものの資金の貸付け

第二十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号及び第二号」に改め、「第三項」の下に「から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十九条第一項中「及び第二号並びに第三項」を「から第四号まで及び第二項」に改め、「同条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第三十条第一項中「第二十八条第二項第六号の政令で定める事業」を「公営企業に係る機構の業務のうち第二十八条第一項第二号への政令で定める事業に係るもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こす地方債については、適用しない。

第三十八条第一項並びに第四十条の見出し及び同条第一項中「地方公営企業等金融機構債券」を「地方公共団体金融機構債券」に改める。

第四十六条の見出しを「（地方公共団体健全化基金）」に改め、同条第一項中「第二十八条第二項に規定する公営企業のうち」を削り、「定めるもの」の下に「及び地方財政法第五条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるもの」を加え、「同条第一項第一号又は第三項」を「第二十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項」に、「地方財政法」を「同法」に、「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改める。

第四十七条（見出しを含む。）中「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改める。

第五十二条第一項中「第二十八条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「を受けたことの」を「のいずれをも受けたことが」に改める。

附則第七条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「並びに第一項及び第二項並びに第三項において準用する同条第三項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第八項中「第一項及び第二項、第三項において準用する第二十八条第三項並びに」を削り、「これらの業務」を「当該業務」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3　平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。

4　平成二十六年度及び平成二十七年度における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項」とする。

附則第八条（見出しを含む。）及び第九条第十二項中「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改める。

附則第二十二条第一項中「地方公共団体の公営企業の地方債」を「その地方債」に改める。

附則第二十七条第二項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第六条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第四条の三第一項」の下に「及び第三十三条の五の三」を加え、「同項」を「同法第四条の三第一項」に、「、「地方法人特別譲与税」を「地方法人特別譲与税」に、「とする」を「と、同法第三十三条の五の三中「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは「、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする」に改める。

第三十九条中「第十四条」の下に「及び附則第八条」を加え、「同条第一項」を「同法第十四条第一項」に、「とする」を「と、同法附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税、」とあるのは「事業税、地方法人特別譲与税、」と、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは「、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条ま

での規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十一年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成二十一年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

（地方公営企業等金融機構法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　地方公営企業等金融機構は、第五条の規定の施行の日までに、必要な定款の変更をし、総務大臣の認可を受けるものとする。

2　前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、第五条の規定の施行の日にその効力を生ずる。

3　第五条の規定の施行の際現にその名称中に地方公共団体金融機構という文字を用いている者については、同条の規定による改正後の地方公共団体金融機構法（次項において「新機構法」という。）第七条第二項の規定は、第五条の規定の施行後六月間は、適用しない。

4　第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法第四十条第一項の規定により地方公営企業等金融機構が発行した地方公営企業等金融機構債券は、新機構法の規定の適用については、新機構法第四十条第一項の規定による地方公共団体金融機構債券とみなす。

5　第五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　前各項に規定するもののほか、第五条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十三条の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十五年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）

（国立国会図書館法の一部改正）

第七条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方公営企業等金融機構の項を次のように改める。

地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

（地方財政法の一部改正）

第八条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「公営企業に係る地方債（地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第七条第一項に規定する臨時地方道整備事業及び同条第二項各号に掲げる事業に係る地方債を含む。）」を「地方債」に、「地方公営企業等金融機構に」を「地方公共団体金融機構に」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方公営企業等金融機構の項を削り、同表地方公共団体の項の次に次のように加える。

地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方公営企業等金融機構の項を削り、同表地方公共団体の項の次に次のように加える。

地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

（印紙税法の一部改正）

第十三条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方公営企業等金融機構の項を次のように改める。

地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

（登録免許税法の一部改正）

第十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方公営企業等金融機構の項を削り、同表地方公共団体の項の次に次のように加える。

地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

（消費税法の一部改正）

第十五条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方公営企業等金融機構の項を次のように改める。

地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十六条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「平成二十一年度から平成二十七年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止等に伴って必要となる一定の経費に充てるための地方債の発行を認め、市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため地方特例交付金を拡充し、あわせて、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止等に伴って必要となる一定の経費に充てるための地方債の発行を認め、市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため地方特例交付金を拡充し、あわせて、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

(1)　平成二十一年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成二十一年度における法定加算額七千二百三十一億円、臨時財政対策のための特例加算額二兆五千五百五十三億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金二千八百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千七百十一億円を控除した額に、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算した額とすること。

(2)　平成二十二年度分の地方交付税の総額に、雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために五千億円を加算すること。

(3)　平成二十二年度から平成三十六年度までの地方交付税の総額について、二千四百七十二億円を加算すること。

(4)　平成十九年度における地方交付税の精算減額四千九百九十四億三千七百万円について、平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度分の地方交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円をそれぞれ減額すること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　雇用創出につながる地域の実情に応じた事業の実施に必要となる経費の財源を措置するため、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として「地域雇用創出推進費」を設けること。

(2)　平成二十一年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(3)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

2　地方財政法の一部改正

地方公共団体は、今後五年間における特例措置として、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるため、地方債を起こすことができること。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、地方税法等改正法の施行に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため、減収補てん特例交付金を拡充すること。

4　地方公営企業等金融機構法の一部改正

地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改めること。

5　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正

基準財政収入額に係る精算制度及び減収補てん債の発行対象税目に地方法人特別譲与税を追加すること。

6　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成二十一年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十五兆八千二百二億三千七百四万九千円及び地方特例交付金四千六百二十億千百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十一年二月二十七日

総務委員長　赤松　正雄

衆議院議長　河野　洋平殿

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案

右
国会に提出する。
平成二十一年一月十九日
内閣総理大臣　麻生　太郎

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、平成二十一年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時の措置として、平成二十一年度及び平成二十二年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策により見込まれる歳出の増加に充てるため及び当該施策により見込まれる租税収入の減少を補うため並びに基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものとする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成二十二年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成二十一年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ）

第三条　政府は、平成二十一年度及び平成二十二年度において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十八条第三項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

附　則

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

理　由

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、平成二十一年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時の措置として、平成二十一年度及び平成二十二年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものとする。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、平成二十一年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時の措置として、平成二十一年度及び平成二十二年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成二十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。

2　平成二十一年度及び平成二十二年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができること。

3　この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、平成二十一年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時の措置として、平成二十一年度及び平成二十二年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するための特例措置を定めるものであり、必要にしてやむを得ない措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に伴う予算措置

平成二十一年度一般会計予算において、特例公債の発行により総額二十五兆七千百五十億円が措置されている。

また、平成二十一年度一般会計予算及び特別会計予算において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ四兆二千三百五十億円が措置されている。

右報告する。

平成二十一年二月二十七日
財務金融委員長　田中　和徳

衆議院議長　河野　洋平殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成二十一年一月二十三日
内閣総理大臣　麻生　太郎

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「以後の各年」を「以後七年内の各年」に改める。

第四十五条第一項第六号中「これに準ずる者として政令で定めるもの」を「その地方公共団体」に改め、同項第九号中「延滞金」の下に「（外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するものを含む。）」を加える。

第四十六条中「外国所得税」を「控除対象外国所得税」に改める。

第九十五条第一項中「この条において同じ」を「この項及び第四項において同じ」に改め、「（居住者が通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国所得税を納付することとなる場合を除く。）」を削り、「外国所得税の額」の下に「（居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国所得税の額、居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額その他政令で定める外国所得税の額を除く。以下この条において「控除対象外国所得税の額」という。）」を加え、同条第二項中「外国所得税」を「控除対象外国所得税」に改め、同条第三項中「外国所得税の額」を「控除対象外国所得税の額」に、「繰越控除対象外国所得税額」を「繰越控除対象外国所得税額」に改め、同条第四項中「の全部又は一部」を削り、「以後の各年」を「以後七年内の各年」に改め、同条第五項中「外国所得税」を「控除対象外国所得税の額」に、「添附」を「添付」に改め、同条第六項中「繰越外国所得税額」を「繰越控除対象外国所得税額」に、「外国所得税の額」を「控除対象外国所得税の額」に、「添附した」を「添付した」に改め、同条第七項中「外国所得税」を「控除対象外国所得税」に、「添附」を「添付」に改める。

第百六十一条第六号中「除く」を「除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む」に改める。

第二百二十四条の三の見出しを「（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）」に改め、同条第二項第五号中「の証券投資信託」の下に「（第四項において「株式等証券投資信託」という。）」を、「もの」の下に「（同項において「非公社債等投資信託」という。）」を加え、同条第三項中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定は、国内において株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。以下この条において「償還金等」という。）の交付を受ける者及び当該償還金等の交付をする者について準用する。この場合において、同項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第四項に規定する償還金等の交付を受ける者」と、「を除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。）」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該償還金等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

第二百二十四条の五第一項第三号中「限る」の下に「。第五号において「金融商品取引業者」という」を加え、同項に次の一号を加える。

五　金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。以下この条において同じ。）の取得をした場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ　当該有価証券の取得をした者が当該有価証券に表示される権利の行使又は放棄をする場合　国内において当該権利の行使又は放棄に関する事務の取扱いをする金融商品取引業者の営業所の長

ロ　当該有価証券の取得をした者が、当該有価証券の譲渡をし、国内においてその有価証券の譲渡の対価の支払を受ける場合　当該有価証券の譲渡について売委託を受けた金融商品取引業者又は当該有価証券の譲渡を受けた法人（金融商品取引業者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

第二百二十四条の五第二項中「掲げる取引」の下に「又は取得」を、「定める決済」の下に「又は行使若しくは放棄若しくは譲渡」を加え、同項に次の一号を加える。

三　金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得　当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

第二百二十五条第一項中「第十一号」を「第十号及び第十一号」に、「及び第十三号」を「並びに第十三号」に改め、同項第十号中「掲げる者」の下に「又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする者」を加え、同項第十三号中「に対し国内において」を「が国内において行つた」に、「先物取引の」を「差金等決済に係る」に、「差金等決済をする同条第一項に規定する商品取引員等」を「先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条第二項各号中「する者」の下に「（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）」を加える。

第二百二十八条第二項中「金銭等」の下に「及び同条第四項に規定する償還金等」を、「支払（同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条・第二十四条」を「第二十三条―第二十四条」に、「第八十一条の四の二・第八十一条の五」を「第八十一条の五」に改める。

第二条第四十四号中「及び次編第一章第一節」を「、次編第一章第一節」に改め、「計算」の下

に「及び第百三十四条の二第四項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）」を加える。

第十条の三第一項に次の一号を加える。

三　第百三十四条の二第三項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）

第二十三条第三項中「次条第一項」を「第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）

第二十三条の二　内国法人が外国子会社（当該内国法人が保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額となつていることその他の政令で定める要件を備えている外国法人をいう。）から受ける前条第一項第一号に掲げる金額（以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2　前項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3　税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

4　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により外国法人の株式又は出資の移転が行われた場合における第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条第一項中「前条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）」に改める。

第二十五条第三項中「政令で定めるもの」を「評価益の計上に適しないものとして政令で定めるもの」に改め、同条第五項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十九条第一項から第三項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度後」を「納付することとなつた外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額につき同条第一項から第三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合」を「に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない同条に規定する外国源泉税等の額が減額された場合には、その減額された金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十七条及び第二十八条　削除

第三十三条第二項中「（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権（次項において「預金等」という。）を除く。）」、「、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つてその評価換えをする必要が生じたこと」及び「（これらの法律の規定に従つて行う評価換えの場合にあつては、その減額した部分の金額）」を削り、「、これらの」を「、その」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項の」を「第四項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「預金等その他政令で定める資産」を「評価損の計上に適しないものとして政令で定めるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人がその有する資産につき会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、第一項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三十九条第二項中「、同項」の下に「又は第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）

第三十九条の二　内国法人が第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額（以下この条において「剰余金の配当等の額」という。）につき同項の規定の適用を受ける場合（剰余金の配当等の額の計算の基礎とされる金額に対して外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この条において同じ。）が課される場合として政令で定める場合を含む。）には、当該剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額（剰余金の配当等の額を課税標準として所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法に類する方法により課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎とされる金額を課税標準として課されるものとして政令で定める外国法人税の額をいう。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十五条第四項第一号中「これに準ずる者として政令で定めるもの」を「その地方公共団体」に改め、同項第三号中「延滞金」の下に「（外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するものを含む。）」を加える。

第五十九条第一項第三号中「第三十三条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。）」を「第三十三条第三項」に改め、同条第二項第三号中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

第六十七条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「同条第二項」の下に「に規定する減額された金額、同条第三項」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

第六十九条第一項中「この条において同じ」を「この項及び第八項において同じ」に改め、「（内国法人が通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）」を削り、「政令で定める金額」を「政令で定める外国法人税の額、内国法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額、内国法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額その他政令で定める外国法人税の額」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七項」を「第十一項」に改め、同条第五項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「（第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（前項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部又は一部」を削り、「の規定の適用を受けた事業年度後」を「又は第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該内国法人」に、「が減額された場合を含む。以下この項において同じ。）及び当該内国法人が納付することとなつた外国法人税の額（第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）の全部又は一部」を「に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合」を「に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項から第十四項までを削り、同条第十五項中「事業若しくは」を「事業又は」に改め、「又は当該事業に係る株式若しくは出資につき第八項に規定する外国子会社から受ける配当等の額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十六項中「記載が」を「記載並びに控除対象外国法人税の額の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類の添付が」に、「その他の財務省令で定める書類の添付がある」を「その他の財務省令で定める書類を保存している」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「その他財務省令」を「その他の財務省令」に、「添付した」を「添付し、かつ、これらの規定による控除を受けるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「前二項の記載又は」を「前二項の記載若しくは」に、「確定申告書又は」を「確定申告書若しくは」に改め、「場合」の下に「又は前二項に規定する書類の保存がない場合」を加え、「その記載又は書類の添付」を「その記載若しくは書類の添付又は書類の保存」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項中「、第十項、第十一項及び第十四項」を「及び第八項」に、「、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第七十条を次のように改める。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）

第七十条　内国法人（連結法人を除く。）の各事業年度開始の日前に開始した事業年度（当該各事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人（連結法人を除く。）の当該適格合併の日前に開始した事業年度（以下この条において「被合併法人事業年度」という。）を含む。）の所得に対する法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第百三十四条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の

規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人事業年度の所得に対する法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除する。

第七十二条第三項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項中「確定申告書」を「同条第十二項中「確定申告書若しくは」に、「確定申告書」を「確定申告書若しくは」に改める。

第八十一条の五を削る。

第八十一条の四の二中「第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後」を「納付することとなつた外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この条において同じ。）の額につき第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）又は第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該連結法人」に、「これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）」を「当該外国法人税の額」に、「が減額された場合を含む。以下この条において同じ。）又は当該連結法人が第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合」を「に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）」に改め、第二編第一章の二第一節第三款第三目中同条を第八十一条の五とする。

第八十一条の十三第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「及び同条第五項」を「、同条第二項に規定する減額された金額及び同条第六項」に、「第八十一条の四の二」を「第八十一条の五」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第八十一条の三第一項（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定により個別益金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

第八十一条の十五第一項中「この条において同じ。）を」を「この項及び第八項において同じ。）を」に改め、「（同項に規定する政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）」を削り、「政令で定める金額」を「政令で定める外国法人税の額、同条第一項に規定する政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額、連結法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額その他政令で定める外国法人税の額」に改め、同条第二項及び第三項中「第十六項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「（第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（前項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部又は一部」を削り、「の規定の適用を受けた連結事業年度後」を「又は第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該連結法人」に、「が減額された場合を含む。以下この項において同じ。）及び当該連結法人が納付することとなつた外国法人税の額（第六十九条第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部又は一部につき同条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合」を「に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十六項中「その他財務省令」を「その他の財務省令」に、「添付した」を「添付し、かつ、これらの規定による控除を受けるべき金額に係る個別控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「前二項の記載又は」を「前二項の記載若しくは」に、「連結確定申告書又は」を「連結確定申告書若しくは」に改め、「場合」の下に「又は前二項に規定する書類の保存がない場合」を加え、「その記載又は書類の添付」を「その記載若しくは書類の添付又は書類の保存」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「、第十項、第十一項及び第十四項」を「及び第八項」に、「、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八十一条の十六を次のように改める。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）

第八十一条の十六　連結法人の各連結事業年度開始の日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税又は同日前に開始した事業年度で当該連結法人が自己を分割法人とする分割型分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（以下この条において「分割前事業年度」という。）の所得に対する法人税（当該連結法人が当該各連結事業年度終了の日以前に自己を合併法人とする適格合併を行つた場合の当該適格合併に係る被合併法人で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人の当該適格合併（同項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）の日の前日の属する事業年度又は分割前事業年度の所得に対する法人税を含む。）につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第百三十四条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。）は、当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得に対する法人税の額から控除する。

第八十一条の二十第三項中「第一章の二第一節第三款」を「第一節第三款」に改め、「「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削り、「第八十一条の十五第十五項」を「第八十一条の十五第九項」に、「同条第十六項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十一項」に改める。

第九十三条第二項第三号中「同条第二項」の下に「に規定する外国源泉税等の額で清算中に減額されたもの、同条第三項」を加え、「清算中に還付を受けたもののうち同項」を「清算中の各事業年度（当該外国法人税の額につき第六十九条第一項から第三項まで（外国税額の控除）又は第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度開始の日後七年以内に開始する事業年度に限る。）において減額されたもののうち第二十六条第三項」に、「還付された」を「減額された」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中に第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

第九十七条を削り、第九十六条を第九十七条とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

（外国源泉税等の残余財産価額への算入）

第九十六条　内国普通法人等が第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から清算中に受けた同項に規定する剰余金の配当等の額に係る第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）に規定する外国源泉税等の額（清算中に課されたものに限る。）は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

第百二条第二項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十一項」に、「「確定申告書に当該」を「この確定申告書に当該」に、「「確定申告書若しくは」を「この確定申告書若しくは」に、「同条第十八項中「確定申告書」を「同条第十二項中「確定申告書若しくは」に、「、清算事業年度予納申告書若しくは」を「、清算事業年度予納申告書若しくは」に改める。

第百二十九条第三項を次のように改める。

3　税務署長が第百三十四条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又はホに掲げる金額のうち法人税法第百三十四条の二第一項又は第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

第百三十四条の二の見出し中「還付」を「還付の特例」に改め、同条第三項中「前二項」を「第二項、第三項又は前項」に改め、「又は前項」を削り、「経過した日」の下に「（第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあつては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「内国法人につき第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定の適用がある場合において、その内国法人の同条第一項に規定する」を「前項に規定する場合において、同項の内国法人（当該内国法人が同項の更正の日の前日までに単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。）の前項の」に改め、「属する事業年度」の下に「（連結法人が自己を分割法人とする分割型分割を連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度及び連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度（次項において「分割前事業年度等」という。）を除く。）」を、「対する法人税」の下に「又は当該更正の日の属する連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税」を、「確定しているもの」の下に「（以下この項において「確定法人税額」という。）」を加え、「同項の規定により控除

することができる金額のうち当該法人税の額」を「当該更正に係る仮装経理法人税額のうち当該確定法人税額」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の五項を加える。

3　第一項の規定の適用があつた内国法人（当該内国法人が単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする。以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する事業年度（分割前事業年度等を除く。）開始の日（当該更正が当該単体間適格合併に係る被合併法人の各事業年度の所得に対する法人税について当該単体間適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限又は当該更正の日の属する連結親法人事業年度開始の日から五年を経過する日の属する連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度又は当該五年を経過する日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税についての決定があつた場合）には、税務署長は、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一　解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと　その解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二　第四条の二の承認を受けたこと　その承認に係る第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限又は当該前日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

三　第四条の五第一項又は第二項の規定により第四条の二の承認を取り消されたこと（連結内適格合併による解散に基因してその承認を取り消された場合を除く。）　その取り消された日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限又は当該前日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

四　第四条の五第三項の承認を受けたこと　その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

4　適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）は、当該事実が生じた日以後一年以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理法人税額（既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び第七十条又は第八十一条の十六の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）の還付を請求することができる。

一　会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があつたこと。

二　民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

5　内国法人につきその各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額を減少させる更正で当該内国法人の当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税又は当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税についてされた更正（当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税又は同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。）に伴うもの（以下この項において「反射的更正」という。）があつた場合において、当該反射的更正により減少する部分の所得の金額又は連結所得の金額のうちに当該原更正に係る事業年度又は連結事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度又は各連結事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

6　第四項の規定による還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理法人税額を還付し、又は請求の理由

がない旨を書面により通知する。

第百三十四条の二に第一項として次の一項を加える。

内国法人の提出した確定申告書又は連結確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額が当該事業年度又は連結事業年度の課税標準とされるべき所得の金額又は連結所得の金額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税又は当該連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正をしたとき（当該内国法人（当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。）につき当該事業年度又は連結事業年度終了の日から当該更正の日の前日までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする単体間適格合併（連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）又は連結内適格合併（連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）に係る合併法人につき当該単体間適格合併又は連結内適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該事実が生じたときを除く。）は、当該事業年度の所得に対する法人税又は当該連結事業年度の連結所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（以下この条において「仮装経理法人税額」という。）は、次項、第三項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。

第百三十四条の二に次の一項を加える。

9　第一項の場合において、同項の更正により第七十四条第一項第五号又は第八十一条の二十二第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第百三十八条第六号中「除く」を「除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む」に改める。

第百四十二条中「第四十六条」を「第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十六条」に改める。

第百四十五条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項中「確定申告書」を「同条第十二項中「確定申告書若しくは」に、「、確定申告書」を「、確定申告書若しくは」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号(一)中「(二)に」を「(四)に」に改め、同号(十)中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同号(十一)を同号(十三)とし、同号(二)から(九)までを同号(四)から(十)までとし、同号(一)の次に次のように加える。

(二)　銀行法第五十二条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	認可件数　一件につき十五万円
(三)　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条の三第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	認可件数　一件につき十五万円

別表第一第四十号中「免許、」を「免許、算定割当量に係る取引等を行う市場の開設の認可、」に改め、同号(八)を同号(九)とし、同号(二)から(七)までを同号(三)から(八)までとし、同号(一)の次に次のように加える。

(二)　金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書（算定割当量に係る取引等を行う市場の開設の認可）の認可	認可件数　一件につき十五万円

（地方道路税法の一部改正）

第四条　地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方揮発油税法

第一条中「、道路に関する費用に充てる」を削り、「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第三条から第七条までの規定中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第八条第一項及び第二項中「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に改める。

第九条の見出しを「（戻入れの場合の地方揮発油税の控除等）」に改め、同条第一項及び第二項中「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に改める。

第十条第一項中「地方道路税及び」を「地方揮発油税及び」に、「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に、「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に改める。

第十一条第一項、第十二条から第十四条まで並びに第十四条の二第一項及び第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「地方道路税を免かれ、又は免かれ」を「地方揮発油税を免れ、又は免れ」に改め、同条第二項中「対する地方道路税」を「対する地方揮発油税」に、「こえるとき」を「超えるとき」に、「こえ当該地方道路税」を「超え当該地方揮発油税」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六款　居住用財産の譲渡所得の特別控除（第三十五条）」を「第六款　居住用財産の譲渡所得の特別控除（第三十五条）
第六款の二　特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二）」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に、「第二款　削除
第三款　特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の十―第四十条の十二）」を「第二款　特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）」に、「第三章　法人税法の特例
第一節　中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）
第一節の二　特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）」を「第三章　法人税法の特例
第一節　特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）」に、「第二款　特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）」を「第二款　特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の二）
第二款の二　特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二―第六十五条の五）」に、「第二款　削除
第三款　特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の六―第六十六条の九の九）」を「第二款　特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）」に、「第九節　削除」を「第九節　中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）」に、「第二款　特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四―第六十八条の七十六）」を「第二款　特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四―第六十八条の七十六の二）」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に、「第二款　削除
第三款　特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の六―第六十八条の九十三の九）」を「第二款　特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五）」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「第九十条の十二」を「第九十条の十三」に改める。

第一条中「地方道路税、」を「地方揮発油税、」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第七条中「支払う利子」の下に「（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）」を加える。

第八条の四第四項中「する者」の下に「（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）」を加える。

第九条の三の二第一項中「限る」の下に「ものとし、第九条の四の二第一項の規定の適用を受ける収益の分配を除く」を加える。

第九条の四の次に次の一条を加える。

（上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例）

第九条の四の二　内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が国内において公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもののうち、その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。次項及び第四項において「上場証券投資信託」という。）の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配については、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2　内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託の終了（当該上場証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該上場証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（以下この項から第四項までにおいて「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第四項において「上場証券投資信託の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　償還金等の支払をする者は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により上場証券投資信託の償還金等の支払調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて前項の規定による上場証券投資信託の償還金等の支払調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び次項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、上場証券投資信託の償還金等の支払調書とみなす。

4　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該上場証券投資信託の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託

に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査することができる。

5　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6　第四項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の五第一項中「特定株式投資信託」の下に「及び前条第一項に規定する上場証券投資信託」を加える。

第九条の五の二第七項各号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第九条の六第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「場合を除く。第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十一項」に、「額とその」を「額と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備の」に改め、「相当する金額」の下に「をいう。）」を加え、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「及び第二項」を「、第二項、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する個人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価額から当該エネルギー需給構造改革推進設備について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7　個人の有するエネルギー需給構造改革推進設備で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

第十条の四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十一年」を「平成二十一年から平成二十三年までの各年」に改める。

第十条の六第一項中「その取得価額」を「当該情報基盤強化設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額（第三項において「基準取得価額」という。）」に改め、同条第三項中「取得価額の合計額の」を「基準取得価額の合計額の」に改める。

第十一条第一項の表の第二号中「往来するもの」の下に「（以下この号において「外航船舶」という。）」を、「定めるもの」の下に「及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）」を加える。

第十一条の二第一項の表の第一号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分の二十」に改める。

第十一条の三の見出しを「（事業革新設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第九項」に、「この条」を「この項及び第四項」に、「産業活力再生特別措置法第二条第十項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項」に、「第四号若しくは第五号」を「第三号」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第二項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、「（第四号において「事業革新」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「産業活力再生特別措置法第九条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「産業活力再生特別措置法第十三条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「産業活力再生特別措置法第十六条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十四条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「計算する場合」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける資源需給構造変化対応設備等の償却費の額を計算する場合」を、「第十一条の三第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　個人の有する資源需給構造変化対応設備等で第三項の規定の適用を受けたものに係る前項の規定の適用については、同項中「又は第二項の」とあるのは「又は第二項若しくは前項の」と、「第二項本文」とあるのは「第二項本文若しくは第三項」とする。

第十一条の三第一項の次に次の二項を加える。

2　青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律

第　　号）の施行の日（次項において「新特別措置法施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産（以下この項から第五項までにおいて「資源需給構造変化対応設備等」という。）を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。次項において同じ。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源需給構造変化対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上当該資源需給構造変化対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資源需給構造変化対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画（同条第四項の規定に基づき同法第二条第十二項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）について同法第十一条第一項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）を受けた個人　当該資源生産性革新設備等

二　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）を受けた個人　当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十三項に規定する資源制約対応製品生産設備

3　青色申告書を提出する個人が、新特別措置法施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から当該資源需給構造変化対応設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

第十一条の五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）

第十一条の七　青色申告書を提出する個人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第　　号）第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該個人の同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける新用途米穀加工品等製造設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の七第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項の表の第一号二中「水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項」を「山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項」に、「水源地域として」を「振興山村として」に改め、「のうち政令で定める地区」を削る。

第十二条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「で政令」を「（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機械及び装置並びに

器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第十二条の三第一項及び第十三条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第三十四条に規定する」を「第三十七条の」に、「の百分の百二十八（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する金額」を「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された同法第三十四条に規定する認定計画（同条に規定する認定支援施設のうち財務省令で定めるものの記載があるものに限る。）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅　百分の百四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年以上であるものについては、百分の百五十五）

二　高齢者向け優良賃貸住宅で前号に掲げるもの以外のもの　百分の百二十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百二十八）

第十四条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「（政令で定める部分を除く。）」を「のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの」に改める。

第十五条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第二十条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号中「石炭等（石炭その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。）」を「石炭」に、「石炭等の」を「石炭の」に、「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　その年十二月三十一日において、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

第二十条の二第三項中「おける当該露天石炭等採掘場」を「おける当該露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭採掘場」に改め、同条第四項中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「石炭等の」を「石炭の」に改める。

第二十四条の二第一項中「第三項」の下に「及び第七項」を加え、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項第三号中「事業を」を「事業の全部を譲渡し、又は」に改め、「その」の下に「譲渡し、又は」を加え、同条第四項中「第六項」を「第六項から第八項まで」に改め、同条第七項中「前二項」を「第五項、第六項及び前項」に改め、「第四項まで」の下に「、第七項及び第八項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7　第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人（所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者に該当する者に限る。）の推定相続人（当該農業経営基盤強化準備金に係る認定計画の認定農業者である者に限る。）が当該農業経営基盤強化準備金に係る事業の全部を譲り受けた場合（その事業の全部を譲り受けた日の属する年において当該個人が第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）において、当該推定相続人が、その事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その事業の全部を譲り受けた日における農業経営基盤強化準備金の金額は、当該推定相続人に係る農業経営基盤強化準備金の金額とみなす。この場合において、当該個人については、第三項の規定は、適用しない。

8　前項に規定する推定相続人が同項に規定する事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、第三項及び前項の規定にかかわらず、その却下の日における同項の農業経営基盤強化準備金の金額は、当該推定相続人に係る同項に規定する個人の当該事業の全部を譲渡した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

9　第七項の規定は、同項に規定する推定相続

人の確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、当該推定相続人に係る同項の個人の第一項の農業経営基盤強化準備金として同項の規定により積み立てた金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第二十六条第二項第三号中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第二十八条の四第六項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第二十九条の二第九項中「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

第三十条の二第一項中「平成二十一年」を「平成二十三年」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第二項第十号中「、第十二号又は第十四号から第十七号まで」を「又は第十二号から第十六号まで」に改め、同項第十一号中「、次号又は第十四号から第十七号まで」を「又は次号から第十六号まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「第十二号」を「前号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号中「、第十二号又は前二号」を「又は前三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「、第十二号又は前三号」を「又は第十二号から前号まで」に改め、同号を同項第十六号とし、同条第三項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第四項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第五項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第七項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

第三十三条第一項中「第三十七条の九の二まで」の下に「及び第三十七条の九の五」を加え、「及び第三十五条第一項第一号」を「、第三十五条第一項第一号及び第三十五条の二第一項」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第三項第一号中「第三十七条の九まで」の下に「及び第三十七条の九の五」を加える。

第三十三条の三第三項中「及び第三十七条の九」を「、第三十七条の九及び第三十七条の九の五第八項」に改める。

第三十三条の四第三項第一号中「同項第三号」を「同項第六号」に改める。

第三十四条第一項中「又は第三十七条の九の三」を「、第三十七条の九の三又は第三十七条の九の五」に改め、同条第二項第三号中「第五条第二項若しくは」を「第五条第二項又は」に改め、「又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合」を削る。

第三十四条の二第一項中「又は第三十七条の九の三」を「、第三十七条の九の三又は第三十七条の九の五」に改め、同条第二項第三号中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項イ中「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第　号）第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業」を「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の三」を「、第三十七条の九の三又は第三十七条の九の五」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十五条第一項中「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

第二章第四節第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二　特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除

第三十五条の二　個人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に取得（当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他政令で定めるものを除く。）をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（以下この項及び次項において「土地等」という。）で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合には、その者がその年中にその譲渡をした土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の四、第三十七条の七又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までの規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千万円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額（）とする。

2　前項の土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡を含まないものとする。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務

省令で定めるものの添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十六条中「第三十四条の三第一項」の下に「、第三十五条第一項」を加える。

第三十六条の二第一項中「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「（次の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十二月三十一日）」を削り、「第三十七条の五まで」の下に「及び第三十七条の九の五」を加え、同表の第一号中「平成三年三月三十一日以前に当該個人により取得（同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）がされた資産（平成十四年一月一日以後に譲渡されるものにあつては」を削り、「超えるものとし、」を「超えるもの（」に改め、同表の第十三号中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同条第三項及び第四項中「（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十二月三十一日）までの間に同表」を「までの間に第一項の表」に改め、同条第十項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の四中「（第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十二月三十一日）」を削り、「同表」を「第三十七条第一項の表」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条第二項の表第三十七条第四項の項中「（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十二月三十一日）までの間に同表」を「までの間に第一項の表」に改める。

第三十七条の六第一項第一号及び第二号中「、第三十七条」を「、第三十五条の二、第三十七条」に改め、同項第三号中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第三十七条の七第一項第二号中「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」の下に「（昭和六十三年法律第四十七号）」を加え、同条第三項及び第六項中「第三十四条の二第一項」の下に「又は第三十五条の二第一項」を加える。

第三十七条の九の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「又は第三十四条の二第一項」を「、第三十四条の二第一項又は第三十五条の二第一項」に改め、同条第四項の表第三十七条の七第六項の項中「又は第三十四条の二第一項」を「、第三十四条の二第一項」に改める。

第二章第四節第八款中第三十七条の九の四の次に次の一条を加える。

（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の九の五　不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、国内にある土地又は土地の上に存する権利（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この項において「土地等」という。）の取得（当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項、第六項及び第八項において同じ。）をし、かつ、当該取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに、当該取得をした土地等（以下この項及び第八項において「先行取得土地等」という。）につきこの項の規定の適用に係るものである旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、当該取得をした日の属する年の十二月三十一日後十年以内に、当該個人の所有する他の土地等（事業の用に供しているものに限る。以下この項、次項及び第五項において「事業用土地等」という。）の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの、第三十五条の二、第三十七条、第三十七条の七及び第三十七条の九の二の規定の適用を受けるもの並びに同法第五十八条第一項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換によるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたときは、当該事業用土地等に係る利益金額（当該事業用土地等の当該譲渡による収入金額から当該事業用土地等の取得価額（当該譲渡に要した費用の額がある場合には、当該費用の額を加算した金額）を控除した残額をいい、当該譲渡をした日の属する年中に二以上の事業用土地等の譲渡が行われた場合には、これらの事業用土地等に係る当該残額の合計額をいう。）から当該利益金額の百分の八十（先行取得土地等（当該譲渡をした日の属する年の前年以前において第五項の規定の適用を受けた先行取得土地等のうち、当該譲渡をした日の属する年の取得価額が零であるものを除く。）であつて、その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の日）において当該個人が有するもの（以下この条において「対象先行取得土地等」という。）が平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をされたもののみである場合には、百分の六十）に相当する金額（当該金額が当該譲渡をした日の属する年の対象先行取得土地等の取得価額（当該対象先行取得土地等が二以上ある場合には、これらの対象先行取得土地等の取得価額の合計額）を超える場合には、当該取得価額に相当する金額。第五項において「繰延利益金額」という。）を控除した金額に相当する金額を当該事業用土地等の当該譲渡による譲渡所得の金額として、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の同項の譲渡をした日の属する年

分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額、当該譲渡をした事業用土地等の譲渡価額及び対象先行取得土地等の取得価額の明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、第一項の届出書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書並びに当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

4　第三十三条第六項の規定は、第二項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「対象先行取得土地等」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定の適用を受けた者がその適用を受けた年（以下この項及び次項において「適用年」という。）において有する対象先行取得土地等につき当該適用年の翌年以後に第一項の規定の適用を受ける場合における当該対象先行取得土地等の取得価額は、当該適用年の取得価額から同項の規定の適用を受けた事業用土地等の繰延利益金額に相当する金額（当該適用年においてこの項の規定の適用を受ける対象先行取得土地等が二以上ある場合であつて、当該繰延利益金額に相当する金額のうちに他の対象先行取得土地等に係るこの項の規定の適用を受ける部分がある場合には、当該他の対象先行取得土地等の当該適用年の取得価額（他の対象先行取得土地等が二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額を控除した金額）を控除した残額とする。

6　前項の場合において、当該適用年において平成二十一年対象先行取得土地等（対象先行取得土地等のうち平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をしたものをいう。以下この項において同じ。）と平成二十二年対象先行取得土地等（対象先行取得土地等のうち平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をしたものをいう。）とがある場合には、まず平成二十一年対象先行取得土地等につき前項の規定を適用する。

7　対象先行取得土地等で第五項の規定の適用を受けるものは、第三十七条第三項に規定する取得をした資産に該当しないものとする。

8　第一項の規定の適用を受けた者の先行取得土地等（第五項の規定の適用を受けたものに限る。）のその取得の日以後その譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）、相続、遺贈又は贈与があつた場合に譲渡所得の金額を計算するときにおける当該先行取得土地等の取得価額は、第五項の規定により計算した金額とする。

9　第二項から第七項までに定めるもののほか、第一項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「が株式」を「又は特定保有株式（平成二十一年一月四日において特定管理株式であつた株式で同年一月五日に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後当該株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。以下この項において同じ。）が株式」に改め、「は当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加え、同項第一号中「特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

第三十八条第一項中「支払」の下に「又は交付」を加え、同条第二項中「対価の支払」の下に「（同項に規定する支払をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「同項に」を「同条第二項に」に改め、同条に次の一項を加える。

3　所得税法第二百二十四条の三第四項に規定する株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託でその受益権が第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等に該当するもの（以下この条において「上場投資信託等」という。）の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける償還金等（同法第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等をいう。以下この条において同じ。）を当該上場投資信託等の配当等（同法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。）に係る第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける場合には、当該支払の取扱者を当該上場投資信託等の償還金等に係る同法第二百二十四条の三第四項及び第二百二十五条第一項第十号の交付をする者とみなして、これらの規定を適用する。

第四十条の四の前の見出しを「（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額の総収入金額算入）」に改め、同条第一項中「、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項及び次項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額」を「適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額」に、「剰余金の配当等、」を「剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項中「前項及びこの項」を「この条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　適用対象金額　特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した

各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第四十条の四第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第二号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改める。

第四十条の五第一項及び第二項を次のように改める。

居住者が当該居住者に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る次に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、当該居住者の当該剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分の当該特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一　特定外国子会社等に係る課税対象金額で居住者が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分において前条第一項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるもののうち、当該居住者の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（居住者が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二　特定外国子会社等に係る課税対象金額で居住者が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年の前年以前三年内の各年分において前条第一項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたもののうち、当該居住者の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（当該各年分において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「課税済金額」という。）

2　前項の規定は、課税済金額に係る年のうち最も古い年以後の各年分の確定申告書を連続して提出している場合であつて、当該各年分の確定申告書に当該課税済金額に関する明細書の添付があり、かつ、同項に規定する年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受けようとする金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及び同項に規定する特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第四十条の五第三項を削り、同条第四項中「第一項若しくは第二項の規定による控除を受けようとする年分」を「前項」に、「当該控除をされるべきこととなる金額」を「第一項の規定による控除をされるべきこととなる金額若しくは課税済金額」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十条の六中「配当等の額」を「剰余金の配当等の額」に改める。

第二章第四節の二第二款を削る。

第四十条の十の前の見出しを「（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額の総収入金額算入）」に改め、同条第一項中「外国法人（以下この款」を「外国法人（以下この項及び第七項」に、「、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額」を「適用対象金額を有するときは、その適用対象金額」に、「剰余金の配当等」を「剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項第三号を次のように改める。

三　適用対象金額　特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第四十条の十第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第三号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改め、同条第八項中「第四十条の十二」を「第四十条の九」に改め、第二章第四節の二第三款中同条を第四十条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十条の八　特殊関係株主等である居住者が当該居住者に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る次に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、当該居住者の当該剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分の当該特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一　特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分において前条第一項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるもののうち、当該

住者の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第四十条の五第一項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二　特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年の前年以前三年内の各年分において前条第一項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたもののうち、当該居住者の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（当該各年分において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「課税済金額」という。）

2　前項の規定は、課税済金額に係る年のうち最も古い年以後の各年分の確定申告書を連続して提出している場合であつて、当該各年分の確定申告書に当該課税済金額に関する明細書の添付があり、かつ、同項に規定する年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及び同項に規定する特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は第一項の規定による控除をされるべきこととなる金額若しくは課税済金額の全部若しくは一部についての前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、同項の記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

第四十条の十一を削る。

第四十条の十二中「第四十条の十第一項」を「第四十条の七第一項」に、「配当等の額」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条を第四十条の九とする。

第二章第四節の二第三款を同節第二款とする。

第四十一条第一項中「第九項」を「第十四項」に、「この項において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に、「供している家屋」を「供する家屋」に、「第四項及び」を「第四項、第十四項及び」に、「平成九年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで」を「平成十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで」に、「次項から第四項まで、第六項」を「次項から第五項まで、第七項」に、「六年間」を「十年間」に、「十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「、十五年間」に改め、「次項、第三項」の下に「、第五項」を加え、同条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「平成十三年後期」を「平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次条において「平成十三年後期」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の四号を加える。

七　居住年が平成二十一年又は平成二十二年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

八　居住年が平成二十三年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）の一パーセントに相当する金額

九　居住年が平成二十四年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円）の一パーセントに相当する金額

十　居住年が平成二十五年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円）の一パーセントに相当する金額

第四十一条第三項中「六年間（」を「十年間（」に、「十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「、十五年間」に、「第七項中「同項に規定する六年間」とあり、第八項中「第一項に規定する六年間」とあり、及び第九項」を「第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第十一項及び第十四項」に、「六年間を」を「十年間を」に改め、同条第十六項を同条第二十一項とし、同条第十二項から第十五項までを五項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第九項」を「第十一項」に改め、「適用する」の下に「ことができる。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の三項を加える。

14　居住者が、住宅の取得等又は認定長期優良住宅の新築等をし、かつ、当該住宅の取得等をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は当該認定長期優良住宅の新築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日以後その年（以

下この項及び次項において「当初居住年」という。）の十二月三十一日までの間に、その者に係る給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してこれらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）をその者の居住の用に供しなくなつた後、当初居住年の翌年以後これらの家屋を再びその者の居住の用に供したときは、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

15　前項の規定は、同項の居住者が、同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に、同項の規定により第一項の規定の適用による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書、前項の家屋を当初居住年において居住の用に供していたことを証する書類、当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類、登記事項証明書その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住等に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

16　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは再居住等に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び再居住等に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第十四項の規定を適用することができる。

第四十一条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「支払をする者」の下に「（第十四項において「給与等の支払者」という。）」を加え、「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に改め、「部分に限る。）」の下に「又は第五項の認定長期優良住宅」を加え、「同項の」を「第一項の」に、「後、当該家屋」を「後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）」に、「六年間」を「十年間」に、「が当該」を「がこれらの」に、「当該家屋を賃貸」を「これらの家屋を賃貸」に、「又は当該」を「又はこれらの」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に改め、「部分」の下に「又は第五項の認定長期優良住宅」を、「家屋並びに」の下に「当該居住の用に供した当該認定長期優良住宅並びに」を加え、「六年間」を「十年間」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第一項及び第五項の規定は、居住者が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第五項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十一条の十九の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

第四十一条第七項中「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に改め、「部分」の下に「又は第五項の認定長期優良住宅」を加え、「同項に」を「第一項に」に、「六年間」を「十年間」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「満たすもの」の下に「（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　居住者が、国内において、住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの（以下この項及び第八項から第十一項までにおいて「認定長期優良住宅」という。）の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項、第十四項及び次条において「認定長期優良住宅の新築等」という。）をして、これらの家屋を同法の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項において「居住年」という。）以後十年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条において「長期優良住宅特例適用年」という。）において当該認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等（以下この項及び次条において「長期優良住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該長期優良住宅特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一　居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である場合　その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一・二パーセントに相当する金額

二　居住年が平成二十四年である場合　その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）の一パーセントに相当する金額

三　居住年が平成二十五年である場合　その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円）の一パーセントに相当する金額

第四十一条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「金額が」を「金額又は前条第五項の規定に

より同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における長期優良住宅借入金等の金額が」に、「当該特例住宅借入金等の金額と当該特例住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額とを区分し、当該区分をした特例住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額につき前条第二項各号の規定に準じて計算した」を「次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める」に改め、「と当該区分をした特例住宅借入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と」を削り、「同条第二項」を「前条第二項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該特例住宅借入金等の金額　当該特例住宅借入金等の金額につき前条第三項各号の規定に準じて計算した金額

二　当該長期優良住宅借入金等の金額　当該長期優良住宅借入金等の金額につき前条第五項各号の規定に準じて計算した金額

三　前二号に掲げる住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額　当該住宅借入金等の金額につき前条第二項各号の規定に準じて計算した金額

第四十一条の二第二項第五号中「又は平成二十一年」を削り、同号イからへまでの規定中「その年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同号トを削り、同項第十三号中「十万円」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

ヘ　平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　十万円

第四十一条の二第二項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号ハ中「イ及びロ」を「イからトまで」に改め、同号ハを同号チとし、同号ロ中「イに」を「イからへまでに」に改め、同号ロを同号トとし、同号イ中「場合」の下に「（イからホまでに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号へとし、同号にイからホまでとして次のように加える。

イ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

ヘ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ト　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

チ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十六年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

第四十一条の二第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号ニ中「イからハまで」を「イからチまで」に改め、同号ニを同号リとし、同号ハ中「イ及びロ」を「イからトまで」に改め、同号ハを同号チとし、同号ロ中「イに」を「イからへまでに」に改め、同号ロを同号トとし、同号イ中「場合」の下に「（イからニまでに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ホとし、その次に次のように加える。

ヘ　平成二十七年十二月三十一日における

住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

第四十一条の二第二項第十一号にイからニまでとして次のように加える。

イ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

第四十一条の二第二項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号ホ中「イからニまで」を「イからチまで」に改め、同号ホを同号リとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからトまで」に改め、同号ニを同号チとし、同号ハ中「イ及びロ」を「イからヘまで」に改め、同号ハを同号トとし、同号ロ中「平成十七年」の下に「又は平成二十五年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に、「イに」を「イからホまでに」に改め、同号ロを同号ヘとし、同号イ中「場合」の下に「（イからニまでに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ホとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）　五十万円

ハ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）　三十万円

第四十一条の二第二項第十号を同項第十一号とし、同項第九号ホ中「イからニまで」を「イからトまで」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからヘまで」に改め、同号ニを同号トとし、同号ハ中「平成十七年」の下に「又は平成二十五年」を加え、「又は」を「（その居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又は」に、「イ及びロ」を「イからホまで」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ロ中「イに」を「イからニまでに」に改め、同号ロを同号ホとし、同号イ中「平成十六年」の下に「、平成二十一年又は平成二十二年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、その次に次のように加える。

ハ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）　三十万円

住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

第四十一条の二第二項第九号にイとして次のように加える。

イ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

第四十一条の二第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号へを削り、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「平成十八年」の下に「又は平成二十四年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に、「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「平成十七年」の下に「若しくは平成二十三年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が」に、「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「又は平成十六年」を「、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年」に、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

第四十一条の二第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号トを削り、同号へ中「イからホまで」を「イからへまで」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「平成十七年」の下に「又は平成二十三年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に、「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「又は平成十六年」を「、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年」に、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項、第四項及び第八項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合　六十万円

第四十一条の二第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号トを削り、同号へ中「イからホまで」を「イからへまで」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「又は平成十六年」を「、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年」に、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項、第四項及び第八項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合　六十万円

第四十一条の二第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　平成二十一年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項、第四項及び第八項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年又は平成二十一年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日

であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ホ　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ヘ　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ト　平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

第四十一条の二第二項に次の五号を加える。

十五　平成三十年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）

二十万円

十六　平成三十一年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ロ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）

二十万円

十七　平成三十二年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十万円

ニ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十六年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

十八　平成三十三年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　四十万円

ロ　平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)　三十万円

ハ　平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)　二十万円

十九　平成三十四年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　三十万円

ロ　平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)　二十万円

第四十一条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「、第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項の場合において、その適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成十九年又は平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等(前条第三項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。)の金額及びその居住年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等(前条第五項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における長期優良住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。)の金額から成る場合には、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項並びに同条第三項及び第五項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額と長期優良住宅借入金等の金額とを区分し、当該区分をした特例住宅借入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と当該区分をした長期優良住宅借入金等の金額につき同条第五項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)との合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における同条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

4　前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　平成二十一年から平成二十三年までの各年　六十万円

二　平成二十四年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額(以下この項及び第八項において「平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。)が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)　四十万円

三　平成二十五年から平成三十年までの各年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)　四十万円

ハ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)　三十万円

四　平成三十一年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)　四十万円

ハ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)　三十万円

五　平成三十二年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の

金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

八　平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十万円

六　平成三十三年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　四十万円

ロ　平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　三十万円

七　平成三十四年　三十万円

第四十一条の二に次の三項を加える。

7　第一項の場合において、その長期優良住宅特例適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等（前条第五項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における長期優良住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の金額である場合には、当該長期優良住宅特例適用年における前条第五項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、第三項及び同条第五項の規定にかかわらず、当該長期優良住宅特例適用年の十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年に係る認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該長期優良住宅特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

8　前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる長期優良住宅特例適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　平成二十二年から平成二十四年までの各年　六十万円

二　平成二十五年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十五年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十五年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

9　前二項に定めるもののほか、前条第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二の二第一項中「四年内（」を「八年内（」に、「十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「、十三年内」に、「五年内」を「九年内」に、「十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内とする。」を「、十四年内」に改め、同条第五項中「四年内」を「八年内」に、「十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「、十三年内」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第九項」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「者が、当該居住者の所有する第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅（その者」を「者（以下この項及び次項において「特定居住者」という。）が、当該特定居住者」に、「に限る。第四項において同じ」を「（第四項において「居住用の家屋」という）に、「これらの家屋」を「当該家屋」に、「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「に同条第一項」を「に第四十一条第一項」に、「、第九項及び第十項」を「及び第九項から第十一項まで」に改め、同条第二項中「居住者」を「特定居住者」に改め、「満たすもの」の下に「（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第四項中「所有する第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅」を「居住用の家屋」に、「及び第六項」を「、第六項及び第十項」に、「これらの」を「当該居住用の」に、「同年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「に同条第一項」を「に第四十一条第一項」に改め、「属する年」の下に「（第十項において「居住年」という。）」を加え、「及び第十項」を「、第十項及び第十一項」に改め、同条第五項中「合理化に」の下に「相当程度」を、「満たすもの」の下に「（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第九項中「平成十九年及び平成二十年」を「平成十九年から平成二十五年までの各年」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「六年間（」を「十年間（」に、「十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「、十五年間」に、「同条第七項中「同項に規定する六年間」とあり、同条第八項中「第一項に規定する六年間」とあり、及び同条第九項」を

「同条第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「五年間」と、同条第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十一項及び第十四項」に、「六年間を」を「十年間を」に、「四年内（」を「八年内（」に、「十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内とする。」を「、十四年内」に、「十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「、十三年内」に、「五年内」を「九年内」に、「十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内とする。」を「、十四年内」に、「十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「、十三年内」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に、「適用年又は」を「適用年若しくは」に改め、「規定する特例適用年」の下に「又は同条第五項に規定する認定長期優良住宅に係る同項に規定する長期優良住宅特例適用年」を加え、「前二項」を「前三項」に、「金額」を「金額とし、第四十一条第五項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する長期優良住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該長期優良住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第四項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成二十年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第四十一条の七を次のように改める。

（全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例）

第四十一条の七　健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三条第一項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。

2　前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第三項又は船員保険法附則第三条第三項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

3　健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三条第一項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。

第四十一条の八の見出しを「（オリンピック競技大会等における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等の非課税）」に改め、同条中「オリンピック競技大会」の下に「又はパラリンピック競技大会」を加え、「から交付される」を「（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）又は財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）から交付される」に改め、同条に次の一項を加える。

2　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者に限る。）の属する世帯の世帯主その他の財務省令で定める者に対して市町村又は特別区から給付される給付金で厳しい経済金融情勢の下で家計への緊急支援の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の十四第一項中「各号に掲げる取引」の下に「又は取得」を、「定める決済」の下に「又は行使若しくは放棄若しくは譲渡」を加え、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に、「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。）の取得　平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

第四十一条の十四第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「事業所得の金額」を「譲渡所得の金額」に、「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する」を「譲渡所得の金額（事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、」に改め、「同項に規定する」を削り、「よる事業所得」の下に「及

び譲渡所得」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引（以下「差金等決済に係る先物取引」という。）による譲渡所得の金額」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「）とする」とする。

第四十一条の十八第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、「同じ。）」の下に「又は住宅の耐震診断（地震に対する安全性の評価をいう。）」を加え、「当該住宅耐震改修に要した費用の額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該住宅耐震改修に要した費用の額

二　当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額

第四十一条の十九の二第二項中「財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、同項の地方公共団体の長」を「当該金額の計算に関する明細書並びに同項の地方公共団体の長その他財務省令で定める者」に改め、同条第三項中「適用する」の下に「ことができる」を加える。

第四十一条の十九の三第一項中「平成十九年分又は平成二十年分」を「平成十九年から平成二十二年までの各年分」に改め、同条第二項中「当該年分が平成二十年分である場合にあつては、その年の翌年一月五日から三月十五日まで）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定は、個人がその年の前年以前の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。

第四十一条の十九の三第五項及び第六項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の五第一項」に改め、同条を第四十一条の十九の五とする。

第四十一条の十九の二の次に次の二条を加える。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の三　第四十一条の三の二第一項に規定する特定居住者（以下この条において「特定居住者」という。）が、当該特定居住者の所有する同項に規定する居住用の家屋（以下この条において「居住用の家屋」という。）について次の各号に掲げる工事（以下この項において「改修工事」という。）をして、当該居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十一年四月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該改修工事の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合には、当該特定居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、当該各号に定める金額の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には二十万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該合計額が三十万円を超えるときは三十万円とする。）を控除する。

一　第四十一条の三の二第二項に規定する高齢者等居住改修工事等（当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（同項に規定する費用の額をいう。イにおいて同じ。）が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

イ　当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額

ロ　当該高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額

二　一般断熱改修工事等（当該一般断熱改修工事等に要した費用の額が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（当該金額が二百万円を超える場合には二百万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該金額が三百万円を超えるときは三百万円とする。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

イ　当該一般断熱改修工事等に要した費用の額

ロ　当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額

2　特定居住者以外の居住者が、当該居住者の所有する居住用の家屋について前項第二号に規定する一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十一年四月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、その者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、同号に定める金額を控除する。

3　前二項の規定は、特定居住者又は前項の居住者のその年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

4　第一項第二号に規定する一般断熱改修工事等とは、次に掲げる工事をいう。

一　居住者が所有している家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）

二　前号に掲げる工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす政令で定める設備の取替え又は取付けに係る工事

5　第一項の規定は、特定居住者がその年の前年分の所得税について同項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について第一項に規定する改修工事をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

6　第二項の規定は、同項の居住者がその年の前年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する一般断熱改修工事等をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の第一項第一号イ又は第二号イに掲げる金額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類（次項において「特定改修等証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

8　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び特定改修等証明書の提出があつた場合に限り、第一項及び第二項の規定を適用することができる。

9　所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第二項（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

10　その年分の所得税について第一項及び第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第二項（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

11　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の四　居住者が、国内において、住宅の用に供する第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅（以下この項において「認定長期優良住宅」という。）の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得（同条第一項に規定する取得をいう。）をして、これらの認定長期優良住宅を長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの認定長期優良住宅をその新築の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、その者のその居住の用に供した日（第四項において「居住日」という。）の属する年分の所得税の額から、これらの認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として政令で定める金額（当該金額が千万円を超える場合には、千万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

2　居住者がその年において、その年の前年（当該前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち前項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を有する場合又はその年の前年分の所得税につき当該確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該控除しきれない金額に相当する金額又はその年の前年における税額控除限度額（以下この項において「控除未済税額控除額」という。）を控除する。この場合において、当該控除未済税額控除額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

3　第一項の規定は、居住者の同項の規定の適用を受けようとする年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

4　第二項の規定は、居住者の居住日の属する年分又はその翌年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

5　第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律第七条に規定する所管行政庁の同法第九条第一項に規定する計画の認定に係る書類として財務省令で定めるものその他財務省令で定める書類（次項及び第七項において「長期優良住宅等証明書」という。）の添

付がある場合に限り、適用する。

6　第二項の規定は、その適用を受けようとする年分の確定申告書に同項に規定する控除未済税額控除額の明細書の添付があり、かつ、当該年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書（その適用を受けようとする年分の前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、当該明細書及び長期優良住宅等証明書）の添付がある場合に限り、適用する。

7　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は第五項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び長期優良住宅等証明書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8　前項の規定は、第二項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項中「第五項」とあるのは「前項」と、「の明細書及び長期優良住宅等証明書」とあるのは「に規定する控除未済税額控除額の明細書及び控除を受ける金額の計算に関する明細書」と、「第一項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

9　所得税法第九十二条第二項前段の規定は、第一項及び第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項前段中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第二項（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と読み替えるものとする。

10　その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第二項（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

11　第一項及び第二項の規定は、居住者が、第一項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について、第三十一条の三若しくは第三十五条の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。

12　第一項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該認定長期優良住宅及び当該認定長期優良住宅の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産又は第三十五条第一項に規定する資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三又は第三十五条の規定の適用を受けるときは、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

13　前項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

14　前項の規定により修正申告書を提出すべき者が当該修正申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

15　第十三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

二　当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

16　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国組合員に対する課税の特例）

第四十一条の二十の次に次の一条を加える。

第四十一条の二十一　投資組合契約を締結している組合員である非居住者又は外国法人で、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に該当するもののうち次に掲げる要件を満たすものは、所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する者又は法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人とみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

一　当該投資組合契約によつて成立する投資

組合の有限責任組合員であること。

二　当該投資組合契約に基づいて行う事業に係る業務の執行として政令で定める行為を行わないこと。

三　当該投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の二十五に満たないこと。

四　当該投資組合契約によつて成立する投資組合の無限責任組合員と政令で定める特殊の関係のある者でないこと。

五　当該投資組合契約に基づいて国内において事業を行つていないとしたならば、所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当すること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　投資組合契約　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び外国組合契約をいう。

二　投資組合　投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合及び外国組合契約により成立するこれに類するものをいう。

三　有限責任組合員　投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員及び外国組合契約におけるこれに類する者をいう。

四　組合財産　投資事業有限責任組合契約に関する法律第十六条において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産及び外国組合契約におけるこれに類する財産をいう。

五　無限責任組合員　投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び外国組合契約におけるこれに類する者をいう。

六　外国組合契約　外国における投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に類する契約をいう。

3　第一項の規定は、非居住者又は外国法人が、同項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者にあつては、居所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「特例適用申告書」という。）に同項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付して、これを、投資組合契約に係る投資組合の無限責任組合員で所得税法第百六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同号に規定する配分の取扱いをする者（以下この条において「配分の取扱者」という。）を経由して当該国内源泉所得に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しており、かつ、当該投資組合契約の締結の日からその提出の日までの間継続して第一項各号に掲げる要件を満たしている場合に限り、その提出の日以後の期間について、適用する。

4　特例適用申告書を提出した者が第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなつた場合には、その満たさないこととなつた日以後は、当該特例適用申告書に係る投資組合の解散その他の政令で定める事由が生ずる日までの間は、同項の規定は、適用しない。

5　第三項の場合において、特例適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、当該特例適用申告書に係る配分の取扱者においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

6　特例適用申告書を提出する者は、その提出の際、その経由する配分の取扱者にその者が非居住者又は外国法人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該配分の取扱者は、当該特例適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

7　特例適用申告書を提出した者が、その提出後、当該特例適用申告書に記載した第三項に規定する財務省令で定める事項の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第百六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第百六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日）までに、その変更をした後の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（次項及び第九項において「変更申告書」という。）並びに当該変更が当該特例適用申告書に係る投資組合契約の内容の変更である場合にはその変更後においても第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を、当該特例適用申告書に係る配分の取扱者を経由して第三項に規定する税務署長に提出しなければならない。

8　第四項の規定は特例適用申告書を提出した者が前項の規定により提出すべき変更申告書を提出しなかつた場合について、第五項の規定は前項の規定により変更申告書を提出する者が当該変更申告書を提出する場合について、第六項の規定は前項の規定により変更申告書を提出する者がその氏名若しくは名称又は住所の変更をしたことにより当該変更申告書を提出する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第四項中「第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなつた」とあるのは「第七項の規定により提

出すべき同項に規定する変更申告書（次項及び第六項において「変更申告書」という。）を提出しなかつた」と、「その満たさない」とあるのは「その該当する」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第五項中「第三項」とあるのは「第七項」と、「特例適用申告書」とあるのは「変更申告書」と、「同項」とあるのは「第三項」と、第六項中「特例適用申告書」とあるのは「変更申告書」と読み替えるものとする。

9　第三項の規定により特例適用申告書を提出した非居住者（第七項の規定により変更申告書を提出した非居住者を含む。）は、第一項の規定の適用により所得税法第百六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準とされないこととなる同法第百六十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、政令で定めるところにより、当該国内源泉所得の明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

10　第一項の規定の適用を受ける非居住者又は外国法人が締結している投資組合契約に係る配分の取扱者は、所得税法第二百二十七条の二の規定により当該非居住者又は外国法人につき提出する同条の投資事業有限責任組合に係る組合員所得に関する計算書に、当該非居住者又は外国法人が第三項の規定により特例適用申告書を提出している旨その他の財務省令で定める事項を記載しなければならない。

11　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用その他投資組合契約を締結している非居住者に係る所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二第一項中「所得税法第百六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる」を「次に掲げる債券に係る所得税法第百六十一条第六号に規定する政令で定める」に改め、「として政令で定めるもの」を削る。

第四十二条の三第一項第二号中「第二十九条の二第五項」を「第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託の償還金等の支払調書、第二十九条の二第五項」に改め、同項第五号及び第六号中「第二十九条の二第九項」を「第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項」に改め、同条第三項中「第二十九条の二第五項」を「第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託の償還金等の支払調書、第二十九条の二第五項」に改める。

第三章第一節を同章第一節の二とし、同章第一節として次の一節を加える。

第一節　中小企業者等の法人税率の特例

第四十二条の三の二　次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるもの並びに第四号に掲げる法人を除く。）又は人格のない社団等	法人税法第六十六条第二項及び第百四十三条第二項	百分の二十二	百分の十八
二　一般社団法人等（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。）又は同法以外の法律によつて公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）とみなされているもので政令で定めるもの	法人税法第六十六条第二項	百分の二十二	百分の十八
三　公益法人等（前号に掲げる法人を除く。）又は法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条第一項に規定する協同組合等を除く。）	同法第六十六条第三項	百分の二十二	百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十八）
四　第六十七条の二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する医療法人	同項	百分の二十二	百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十八）

2　第六十八条第一項に規定する協同組合等の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六」とあるのは、「百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち、八百万円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）以下の部分の金額については百分の十八とし、十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については百分の二十六とする。）」とする。

3　事業年度が一年に満たない第一項の表の第三号及び第四号に掲げる法人に対する同項（同表の第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表の第三号及び第四号中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「場合を除く。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十一項」に改め、同条第十二項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する法人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7　法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、第五十二条の二第一項中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と、「第六十八条の四十第一項」とあるのは「第六十八条の四十第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第六十八条の四十一第一項」とあるのは「場合（第六十八条の四十一第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「第六十八条の四十一第一項」とする。

第四十二条の七第一項及び第五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第四十三条第一項の表の第二号中「往来するもの」の下に「（以下この号において「外航船舶」という。）」を、「定めるもの」の下に「（当該法人が第五十九条の二第一項の規定の適用を受けるものである場合には、同項に規定する日本船舶に該当しないものを除く。）及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）」を加える。

第四十三条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十六」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第四十三条の三を削る。

第四十四条第一項の表の第一号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分の二十」に改める。

第四十四条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第四十四条の三の見出しを「（事業革新設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「産業活力再生特別措置法第二条第八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第九項」に、「産業活力再生特別措置法第二条第十項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第二項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、「（第四号において「事業革新」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「産業活力再生特別措置法第九条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「産業活力再生特別措置法第十三条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する

特別措置法第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「産業活力再生特別措置法第十六条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十四条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げる法人が、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（次項において「新特別措置法施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産（以下この項及び次項において「資源需給構造変化対応設備等」という。）を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。次項において同じ。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源需給構造変化対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該資源需給構造変化対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画（同条第四項の規定に基づき同法第二条第十二項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）について同法第十一条第一項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）　当該資源生産性革新設備等

二　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）を受けた法人　当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十三項に規定する資源制約対応製品生産設備

3　青色申告書を提出する法人が、新特別措置法施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

第四十四条の五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第四十四条の六の次に次の一条を加える。

（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）

第四十四条の七　青色申告書を提出する法人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該法人の同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該新用途米穀加工品等製造設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該新用途米穀加工品等製造設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項の表の第一号ニ中「水源地域対策特別措置法第三条第一項」を「山村振興法第七条第一項」に、「水源地域として」を「振興山村として」に改め、「のうち政令で定める地区」を削る。

第四十五条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「で政令」を「（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第四十五条の二第二項及び第三項並びに第四十六条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第四十六条の四第一項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第四十七条第三項中「平成二十一年三月三十

一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第三十四条に規定する」を「第三十七条の」に、「の百分の二十八（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額」を「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された同法第三十四条に規定する認定計画（同条に規定する認定支援施設のうち財務省令で定めるものの記載があるものに限る。）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅　百分の四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）

二　高齢者向け優良賃貸住宅で前号に掲げるもの以外のもの　百分の二十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の二十八）

第四十七条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「（政令で定める部分を除く。）」を「のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの」に改める。

第四十八条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、「費用を除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「支出した金額」の下に「（その支出した法人が政令で定める規模の法人に該当し、かつ、当該支出した金額のうちに当該事業年度において国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるものの対象となる事業に係る植林費の額がある場合には、当該植林費の額を除く。）」を加える。

第五十五条の六第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号中「石炭等（石炭その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。）」を「石炭」に、「石炭等の」を「石炭の」に、「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　当該事業年度終了の時において、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前事業年度等の終了の時における当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

第五十五条の六第三項中「おける当該露天石炭等採掘場」を「おける当該露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭採掘場」に改め、同条第四項中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第五項中「露天石炭等採掘場を移転した場合を」を「露天石炭採掘場を移転した場合を」に改め、同項第一号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「石炭等の」を「石炭の」に改め、同項第二号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に改め、同条第九項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第五十七条及び第五十七条の二を次のように改める。

第五十七条及び第五十七条の二　削除

第五十七条の五第一項第六号中「第百条の六第一項」を「第百条の八第一項」に、「第十五条の三」を「第十五条の十」に改める。

第五十七条の十第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十一条の見出しを「（商工組合等の留保所得の特別控除）」に改め、同条第一項中「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会」を削り、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「（当該法人（その設立が、法律の規定により都道府県ごとに一個又は全国を通じて一個に限られているものを除く。）の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後十年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度を除く。）」を加える。

第六十一条の二第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同項第十号中「、第十二号又は第十四号から第十七号まで」を「又は第十二号から第十六号まで」に改め、同項第十一号中「、次号又は第十四号から第十七号まで」を「又は次号から第十

六号まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「第十二号」を「前号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号中「、第十二号又は前二号」を「又は前三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「、第十二号又は前三号」を「又は第十二号から前号まで」に改め、同号を同項第十六号とし、同条第五項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第七項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号若しくは第十七号」を「同項第十五号若しくは第十六号」に、「同項第十二号から第十七号まで」を「同項第十二号から第十六号まで」に改め、同条第八項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第九項中「第六十五条の五」を「第六十五条の五の二」に、「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同条第十三項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第六十三条第七項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の二第三項第一号中「同項第三号」を「同項第六号」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同項第三号中「第五条第二項若しくは」を「第五条第二項又は」に改め、「又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合」を削る。

第六十五条の四第一項中「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同項第三号中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項第十三号イを次のように改める。

イ　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業

第六十五条の四第一項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第六十五条の五第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第三章第六節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　特定の長期所有土地等の所得の特別控除

第六十五条の五の二　法人（清算中の法人を除く。）が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。）で、その取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有していた期間をいう。）が五年を超えるものの譲渡をした場合において、当該法人が当該土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十六の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「合併法人等」という。）が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第七項第二号ニにおいて「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該合併法人等が当該土地等の取得をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　この条における用語については、次に定めるところによる。

一　取得には、当該法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二　譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ　第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ　前三条の規定の適用を受ける譲渡（交換による譲渡を含む。）

ハ　法人税法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換による譲渡

二　適格合併等による土地等の移転

第六十五条の六中「第六十五条の四第一項」の下に「、第六十五条の五第一項」を加える。

第六十五条の七第一項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「平成三年三月三十一日以前に当該法人により取得がされたこれらの資産（平成十四年一月一日以後に譲渡がされるものにあつては」を削り、「超えるもの」を「超えるもの（」に改め、同表の第十四号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項」を「農地法第三十四条第一項」に、「同条第二項に規定する」を「同法第三十五条第一項に規定する農地保有合理化法人等に該当する同項に規定する」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の十第一項各号中「第六十五条の五」を「第六十五条の五の二」に改める。

第六十五条の十一第八項中「第六十五条の四第一項」の下に「又は第六十五条の五の二第一項」を、「第六十八条の七十五第一項」の下に「又は第六十八条の七十六の二第一項」を加え、同条第九項中「第六十五条の四第一項」の下に「又は第六十五条の五の二第一項」を加える。

第六十五条の十三第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第八項中「又は第六十五条の四第一項」を、「第六十五条の四第一項又は第六十五条の五の二第一項」に、「又は第六十八条の七十五第一項」を、「第六十八条の七十五第一項又は第六十八条の七十六の二第一項」に改め、同条第九項中「又は第六十五条の四第一項」を、「第六十五条の四第一項又は第六十五条の五の二第一項」に改める。

第六十六条の二を次のように改める。

（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）

第六十六条の二　法人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第十項及び第十二項において「指定期間」という。）内に、国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）の取得をし、かつ、当該取得の日を含む事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出期限までに、当該取得をした土地等（以下この条において「先行取得土地等」という。）につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、当該取得の日を含む事業年度終了の日後十年以内に、当該法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、当該先行取得土地等につき、当該他の土地等に係る譲渡利益金額（当該譲渡の日を含む事業年度において他の土地等の譲渡が二以上ある場合には、その合計額）の百分の八十（当該譲渡の日を含む事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をされたもののみである場合には、百分の六十）に相当する金額（当該譲渡の日を含む事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が二以上ある場合であつて、当該百分の八十に相当する金額のうちに他の先行取得土地等に係るこの項の規定の適用を受ける部分の金額がある場合には、当該他の先行取得土地等の取得価額（他の先行取得土地等が二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額を控除した金額。以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、第一項の届出書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書並びに当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項の規定の適用を受けようとする事業年度において、平成二十一年先行取得土地等（平成二十一年一月一日から同年十二月三十

一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。以下この項において同じ。）の取得価額と平成二十二年先行取得土地等（平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。）の取得価額とがある場合には、まず平成二十一年先行取得土地等の取得価額に相当する金額につき第一項の規定を適用する。

5　第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等については、第六十五条の七第三項の規定は、適用しない。

6　第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

7　法人が、第一項に規定する場合において、先行取得土地等の取得の日を含む事業年度終了の日後十年以内に、当該法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分社型分割等」という。）により当該先行取得土地等を当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該先行取得土地等につき、当該先行取得土地等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた先行取得土地等について準用する。

9　第七項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等（当該被合併法人等が第一項の規定による届出書の提出をした土地等に限る。）の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該合併法人等が当該土地等の取得をし、かつ、当該土地等につき同項の規定による届出書の提出をしたものとみなして、同項又は第七項の規定を適用する。

11　適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けた先行取得土地等（連結事業年度において第六十八条の八十五の四第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する先行取得土地等を含む。）の移転を受けた合併法人等が当該先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該先行取得土地等の取得価額に算入されなかつた金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

12　第一項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする法人の先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は第十項の規定の適用を受けようとする合併法人等に適格合併等により指定期間内に取得をした土地等（以下この項において「引継土地等」という。）を移転した被合併法人等の当該取得の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合において、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第六十八条の八十五の四第一項の規定による届出書の提出をしているときは、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第一項の規定による届出書の提出をしているものとみなす。この場合において、同項及び第七項中「事業年度終了の日」とあるのは、「連結事業年度終了の日」とする。

13　第二項から第六項まで及び第八項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　この条における用語については、次に定めるところによる。

一　取得には、当該法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二　譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ　第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ　第六十五条の五の二の規定の適用を受ける譲渡

ハ　第六十五条の七、第六十五条の八又は第六十五条の十一から第六十五条の十四までの規定の適用を受ける譲渡

ニ　法人税法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換による譲渡

ホ　適格合併等による土地等の移転

三　「譲渡利益金額」とは、当該先行取得土地等に係る譲渡土地等（第一項の他の土地等をいう。以下この号において同じ。）の当該譲渡に係る対価の額から当該譲渡土地等の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額（当該譲

渡土地等が適格合併等により被合併法人等から移転を受けた土地等である場合には、当該被合併法人等が支出した当該経費の額を含む。）を加算した金額）を控除した金額をいう。

第六十六条の六の前の見出しを「（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入）」に改め、同条第一項中「、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項及び次項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額」を「適用対象金額」に、「剰余金の配当等、」を「剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）、」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項中「前項及びこの項」を「この条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　適用対象金額　特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十六条の六第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第二号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改める。

第六十六条の七第一項を次のように改める。

前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第六十九条（第十三項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

第六十六条の七第二項中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に、「課税対象留保金額と」を「課税対象金額と」に改め、同条第三項中「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改める。

第六十六条の八第一項を次のように改める。

内国法人が当該内国法人に係る特定外国子会社等（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の八第七項を削り、同条第六項中「第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は課税済留保金額若しくは個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項」を「第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなる金額又は課税済金額若しくは個別課税済金額」に、「第一項の規定を」を「第一項及び第二項の規定を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「課税済留保金額に」を「課税済金額に」に、「課税済留保金額又は個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項」を「課税済金額又は個別課税済金額」に、「同項の規定の」を「第一項及び第二項の規定の」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額」を「これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額は」を「これらの規定の適用を受ける金額は」に、「損金の額に算入されるべき」を「適用を受けるべき」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第六十八条の九十二第三項」を「第六十八条の九十二第五項」に、「第一項の」を「第三項の」に、「の課税済留保金額」を「の課税済金額」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第一項」を「同条第三項第二号」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）」を「直接保有の株式等の数」に、「第一項の」を「第三項の」に、「課税済留保金額と」を「課税済金額と」に改め、同項第一号中「課税済留保金額又は個別課税済留保金額」を「課税済金額又は個別課税済金額」に改め、同項第二号及び第三号中「課税済留保金額又は個別課税済留保金額」を「課税済金額又は個別課税済金額」に、「直接及び間接保有の株式等の数」を「直接保有の株式等の数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該内国法人に係る特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける」に、

「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に、「第六十八条の九十二第一項」を「第六十八条の九十二第三項第二号」に、「課税済留保金額と」を「課税済金額と」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　内国法人が当該内国法人に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3　前二項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　特定外国子会社等に係る課税対象金額で内国法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の六第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（内国法人が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号及び第五項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二　特定外国子会社等に係る課税対象金額で内国法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の六第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各事業年度において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「課税済金額」という。）

第六十六条の八に次の二項を加える。

9　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入）又は租税特別措置法第六十六条の八（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入）（租税特別措置法第六十六条の八第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の九中「、第六十六条の七第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理」を削る。

第三章第七節の四第二款を削る。

第六十六条の九の六の前の見出しを「（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額の益金算入）」に改め、同条第一項中「外国法人（以下この款）」を「外国法人（以下この項及び第七項）」に、「、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項第三号を次のように改める。

三　適用対象金額　特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十六条の九の六第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第三号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改め、同条第八項中「第六十六条の九の九」を「第六十六条の九の五」に改め、第三章第七節の四第三款中同条を第六十六条の九の二とする。

第六十六条の九の七第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に

相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第六十九条（第十三項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

第六十六条の九の七第二項中「第六十八条の九十三の六第一項」を「第六十八条の九十三の二第一項」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条第三項中「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条を第六十六条の九の三とする。

第六十六条の九の八第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る特定外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の九の八第四項を削り、同条第三項中「第六十六条の八第三項から第六項までの規定は、第一項」を「第六十六条の八第五項から第八項までの規定は、第一項から第三項まで」に改め、「これらの」を削り、同項の表を次のように改める。

第六十六条の八第五項	内国法人が適格合併により被合併法人
	第六十六条の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人

第六十六条の八第五項第一号	個別課税済金額	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の
		第三項
		課税済金額とみなす
	特定外国子会社等	特定外国法人
第六十六条の八第五項第二号及び第三号	第六十六条の六第一項	第六十六条の二第一項
第六十六条の八第六項	前項又は第六十八条の九十二第五項	第三項の
		前項の
		同条第五項
第六十六条の八第七項	第一項及び第二項	同条第三項第二号
第六十六条の八第八項	第一項及び第二項の規定の	前項
		第一項及び第二項の規定を

同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数（以下この項において「直接保有の株式等の数」という。）の		
第六十六条の九の四第三項		
課税済金額（同項第二号に規定する課税済金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）とみなす	個別課税済金額（第六十八条の九十三の四第三項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）	
特定外国法人	第六十六条の六第一項	第六十六条の二第一項
第六十六条の九の四第三項の	第六十六条の九の四第五項において準用する前項又は第六十八条の九十三の四第五項において準用する第六十八条の九十二第五項	
同条第五項において準用する前項の	第六十八条の九十三の四第三項第二号	
第六十八条の九十三の四第五項において準用する第六十八条の九十二第五項	第六十六条の九の四第一項及び第二項	
第六十六条の九の四第一項及び第二項の規定の	第六十六条の九の四第一項及び第二項の規定	
同条第五項において準用する前項		
同条第一項及び第二項の規定を		

第六十六条の九の八第三項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該内国法人に係る特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に、「第六十八条の九十三の八第一項」を「第六十八条の九十三の四第三項第二号」に、「課税済留保金額と」を「課税済金額と」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3　前二項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である内国法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の九の二第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二　特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である内国法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の九の二第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各事業年度において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「課税済金額」という。）

第六十六条の九の八に次の二項を加える。

6　第二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入（租税特別措置法第六十六条の九の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の九の八を第六十六条の九の四とする。

第六十六条の九の九中「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に改め、「、第六十六条の九の七第一項の規定により特殊関係株主等である内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理」を削り、同条を第六十六条の九の五とする。

第三章第七節の四第三款を同節第二款とする。

第六十六条の十の見出しを「（技術研究組合の所得計算の特例）」に改め、同条第一項中「鉱工業技術研究組合（を「技術研究組合（に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「鉱工業技術研究組合法」を「技術研究組合法」に、「第十三条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第六十六条の十三の見出しを「（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）」に改め、同条第一項中「、法人」を「、次に掲げる法人以外の法人」に改め、「（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度を除く。）」を削り、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）

二　公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）又は協同組合等（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）

三　法人税法以外の法律によつて公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの

四　人格のない社団等

第六十七条の三第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第六十七条の七第一項中「平成二十一年三月

三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十一第一項中「受ける利子」の下に「（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）」を加える。

第二十三条の二第一項	内国法人が外国子会社	内国法人（特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社

第六十七条の十四第三項の表第五十七条の十第一項の項中「資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する」及び「（第六十一条の四第一項において「特定目的会社」という。）」を削り、同項の前に次のように加える。

第四十二条の三の二第一項の表の第一号	若しくは資本	（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第六十二条の三を除き、以下第六十六条の十三までにおいて「特定目的会社」という。）を除く。）若しくは資本

第六十七条の十四第三項の表第六十二条の三第三項の項の次に次のように加える。

第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項	内国法人が	内国法人（特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が
第六十六条の十三第一項第一号	又は資本	（特定目的会社を除く。）又は資本

第六十七条の十五第一項中「みなされる金額」の下に「その他の政令で定める金額」を加え、同項第二号ホ中「配当可能所得の金額」を「配当可能利益の額」に改め、同条第三項の表第二十三条第一項の項の次に次のように加える。

第二十三条の二第一項	内国法人が外国子会社	内国法人（投資法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社

第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)中「同じ。）」の下に「その他これに類するものとして政令で定めるもの」を加え、同項第二号ホ中「配当可能所得の金額」を「配当可能利益の額」に改め、同条第二項の表第二十三条第一項の項の次に次のように加える。

第二十三条の二第一項	内国法人が外国子会社	内国法人（特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社

第六十七条の十五第四項の表第五十七条の十第一項の項中「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）」を削り、同項の前に次のように加える。

第四十二条の三の二第一項の表の第一号	若しくは資本	（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第六十二条の三を除き、以下第六十六条の十三までにおいて同じ。）を除く。）若しくは資本

第六十七条の十五第四項の表第六十二条の三第三項の項の次に次のように加える。

第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。以下この項において同じ。）が
第六十六条の十三第一項第一号	又は資本	（投資法人を除く。）又は資本

第六十七条の十七を第六十七条の十八とする。

第六十七条の十六の見出しを「（振替国債の利子等の非課税等）」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第四十一条の十二第九項に規定する」を削り、「同項第一号」を「第四十一条の十二第九項第一号」に、「同条第七項に規定する償還差益（次項において「償還差益」という。）」を「償還差益」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　外国法人の発行する第四十一条の十二第七項に規定する割引債（次項において「割引債」という。）の同条第七項に規定する償還差益（次項から第六項までにおいて「償還差益」という。）のうち当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、法人税法第百三十八条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

4　法人税法第百四十一条第二号から第四号までに掲げる外国法人が支払を受ける割引債（第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債（次項において「特定短期公社債」という。）を除く。以下この項において同じ。）の償還差益（外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受け

るものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）は、同条第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものとする。

第六十七条の十六を第六十七条の十七とし、第六十七条の十五の次に次の一条を加える。

（外国組合員に対する課税の特例）

第六十七条の十六　投資組合契約（第四十一条の二十一第二項第一号に規定する投資組合契約をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を締結している組合員である外国法人で、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するもののうち第四十一条の二十一第一項各号に掲げる要件を満たすものは、同法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2　第四十一条の二十一第三項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第百六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第百六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日）」とあるのは、「法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

3　前項において準用する第四十一条の二十一第三項の規定により同項に規定する特例適用申告書を提出した外国法人（前項において準用する同条第七項の規定により同項に規定する変更申告書を提出した外国法人を含む。）は、第一項の規定の適用により法人税法第百四十一条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる同法第百三十八条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、政令で定めるところにより、当該国内源泉所得の明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用その他投資組合契約を締結している外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三の二第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同項第二号ロ中「分配可能所得の金額」を「分配可能利益の額」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第一項	内国法人が受ける	内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次条第一項及び第六十九条第一項において「特定目的信託に係る受託法人」という。）を除く。）が受ける
第二十三条の二第一項	内国法人が外国子会社	内国法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社
第六十九条第一項	内国法人が各事業年度	内国法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度

3　特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

第六十八条の三の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第一項、第二項、第六項」を「第一項から第三項まで」に、「第二項中「法人税法第二十三条第一項の表の第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」に、「法人税法第百四十二条の規定により同法」を「第百四十二条の規定により」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「以下この項及び」を削り、㋐は法人税法第六十九条第八項に規定する配当等の額」を㋐は、法人税法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額」に改め、「とみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないもの」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中

「第八項及び第九項」を「第七項及び第八項」に、「第七項まで」を「第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十八条の三の三第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同項第二号ロ中「分配可能所得の金額」を「分配可能収益の額」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第一項	内国法人が受ける	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が受ける
第二十三条の二第一項	内国法人が外国子会社	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第六十九条第一項において「特定投資信託に係る受託法人」という。）を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社
第六十九条第一項	内国法人が各事業年度	内国法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度

3　特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

第六十八条の三の三第六項を削り、同条第七項中「第六十八条の三の三第七項」を「第六十八条の三の三第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第一項、第二項、第六項」を「第一項から第三項まで」に、「第二項中「法人税法第二十三条第一項」を「第二項の表の第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」に、「法人税法第百四十二条の規定により同法」を「第百四十二条の規定により」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「以下この項及び」を削り、㈠は法人税法第六十九条第八項に規定する配当等の額」を㈠は、法人税法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額」に改め、「とみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定投資信託の収益分配の額は同条第十一項に規定する外国会社からの配当等の額に該当しないもの」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第八項及び第九項」を「第七項及び第八項」に、「第七項まで」を「第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十八条の三の五第一項中「第五十七条まで」を「第五十六条まで」に改める。

第三章第九節を次のように改める。

第九節　中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

第六十八条の八　次の表の第一欄に掲げる連結親法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該各連結事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び第三号に規定する医療法人を除く。）	法人税法第八十一条の十二第二項	百分の二十二	百分の十八

二　法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等を除く。）である連結親法人	同法第八十一条の十二第三項	百分の二十三	百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九）
三　第六十八条の百第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人	同項	百分の二十三	百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九）

2　第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）」とあるのは、「百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち、八百万円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、八百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）以下の部分の金額については百分の十九とし、十億円（同項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については百分の二十六とする。）」とする。

3　法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない第一項の表の第二号及び第三号に掲げる連結親法人が同項（同表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額は、同項（同表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「場合を除く。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第五項」を「第七項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第九項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項から第三項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7　連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第五十二条の三第一項」とあるのは「場合（第五十二条の三第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項」とする。

第六十八条の十二第一項及び第五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十六第一項の表の第二号中「往

来するもの」の下に「（以下この号において「外航船舶」という。）」を、「定めるもの」の下に「（当該連結法人が第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けるものである場合には、同項に規定する日本船舶に該当しないものを除く。）及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）」を加える。

第六十八条の十七第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十六」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第六十八条の十八を次のように改める。

第六十八条の十八　削除

第六十八条の十九第一項の表の第一号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分の二十」に改める。

第六十八条の二十第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十一の見出しを「（事業革新設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「産業活力再生特別措置法第二条第八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項」に、「第四十四条の三第一項第四号若しくは第五号」を「第四十四条の三第一項第三号」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の各号に掲げるものが、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（次項において「新特別措置法施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない機械及び装置その他の減価償却資産（次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産に限る。以下この項及び次項において「資源需給構造変化対応設備等」という。）を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。次項において同じ。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源需給構造変化対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該資源需給構造変化対応設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画（同条第四項の規定に基づき同法第二条第十二項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）について同法第十一条第一項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）を受けた連結法人（当該連結法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）　当該資源生産性革新設備等

二　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）を受けた連結法人　当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十三項に規定する資源制約対応製品生産設備

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、新特別措置法施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

第六十八条の二十四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十五を削り、第六十八条の二十六を第六十八条の二十五とし、同条の次に次の一条を加える。

（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）

第六十八条の二十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該新用途

米穀加工品等製造設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該新用途米穀加工品等製造設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十九第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「で政令」を「（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第六十八条の二十九第二項及び第三項並びに第六十八条の三十一第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第三十四条に規定する」を「第三十七条の」に、「の百分の二十八（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額」を「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された同法第三十四条に規定する認定計画（同条に規定する認定支援施設のうち財務省令で定めるものの記載があるものに限る。）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅　百分の四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）

二　高齢者向け優良賃貸住宅で前号に掲げるもの以外のもの　百分の二十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の二十八）

第六十八条の三十五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「（政令で定める部分を除く。）」を「のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十八第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「植林費」の下に「（以下この項において「植林費」という。）」を、「支出した金額」の下に「（その支出した連結親法人又はその連結子法人が政令で定める規模のものに該当し、かつ、当該支出した金額のうちに当該連結事業年度において国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるものの対象となる事業に係る植林費の額がある場合には、当該植林費の額を除く。）」を加える。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十六」の下に「、第六十八条の十七、第六十八条の十九」を加え、「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四から第六十八条の二十一まで」を「第六十八条の十四から第六十八条の十七まで、第六十八条の十九から第六十八条の二十一まで」に、「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める。

第六十八条の四十五第一項中「第五十五条の六第一項の表の各号の上欄」を「次の表の各号の上欄」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項に次の表を加える。

法人	施設	費用
一　採石法第三十二条の三第一項に規定する採石業者登録簿に登録されている連結法人	同法第三十三条に規定する岩石採取場（以下この条において「岩石採取場」という。）	当該岩石採取場の岩石（同法第二条に規定する岩石をいう。次項及び第五項において同じ。）の採取の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「採石災害防止費用」という。）
二　鉱業法第二十一条に規定する許可又は同法第七十七条に規定する認可を受けた連結法人で露天掘による石炭の採掘の事業を営むもの	露天掘による石炭の採掘を行う場所で政令で定めるもの（以下この条において「露天石炭採掘場」という。）	当該露天石炭採掘場の石炭の採掘の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「露天石炭採掘災害防止費用」という。）

第六十八条の四十五第二項第一号中「（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する採石災害防止費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」を削り、同号イ中「（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する岩石採取場をいう。以下この条において同じ。）」及び「（同号に規定する岩石をいう。第五項において同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　当該連結事業年度終了の時において、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前連結事業年度等の終了の時における当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

第六十八条の四十五第三項中「おける当該露天石炭等採掘場」を「おける当該露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭採掘場」に改め、同条第四項中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第五項中「露天石炭等採掘場を移転した場合を」を「露天石炭採掘場を移転した場合を」に改め、同項第一号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「石炭等の」を「石炭の」に改め、同項第二号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に改め、同条第八項中「第五十五条の六第一項」を「第一項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十九から第六十八条の五十二までを次のように改める。

第六十八条の四十九から第六十八条の五十二まで　削除

第六十八条の五十五第一項第五号中「第百条の六第一項」を「第百条の八第一項」に、「第十五条の三」を「第十五条の十」に改める。

第六十八条の五十九第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十九第七項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の七十三第三項第一号中「同項第三号」を「同項第六号」に改める。

第六十八条の七十四第一項及び第六十八条の七十五第一項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に改める。

第三章第十九節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除

第六十八条の七十六の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。）で、その取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有していた期間をいう。）が五年を超えるものの譲渡をした場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第

六十八条の八十五の三までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の五の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に該当するものが、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第七項第二号ニにおいて「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の取得をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算及び法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　この条における用語については、次に定めるところによる。

一　取得には、当該連結親法人若しくはその連結子法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二　譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ　第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十八条の七十第二項又は第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ　前三条の規定の適用を受ける譲渡（交換による譲渡を含む。）

ハ　法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換による譲渡

ニ　適格合併等による土地等の移転

第六十八条の七十七第一項中「第六十八条の七十五第一項」の下に、「第六十八条の七十六第一項」を加える。

第六十八条の七十八第一項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同項の表の第十四号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項」を「農地法第三十四条第一項」に、「同条第二項に規定する」を「同法第三十五条第一項に規定する農地保有合理化法人等に該当する同項に規定する」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の八十一第一項各号中「第六十八条の七十六」を「第六十八条の七十六の二」に改める。

第六十八条の八十二第一項中「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条第八項中「第六十八条の七十五第一項」の下に「又は第六十八条の七十六の二第一項」を、「第六十五条の四第一項」の下に「又は第六十五条の二第一項」を加え、同条第九項中「第六十八条の七十五第一項」の下に「又は第六十八条の七十六の二第一項」を加える。

第六十八条の八十四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条第八項中「又は第六十八条の七十五第一項」を、「第六十八条の七十五第一項又は第六十八条の七十六の二第一項」を、「又は第六十五条の四第一項」を、「第六十五条の四第一項又は第六十五条の二第一項」に改め、同条第九項中「又は第六十八条の七十五第一項」を、「第六十八条の七十六の二第一項又は第六十八条の七十五第一項又は第六十八条の七十六の二第一項」に改める。

第三章第十九節第四款中第六十八条の八十五の三の次に次の一条を加える。

（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）

第六十八条の八十五の四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連

結子法人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第十項及び第十二項において「指定期間」という。）内に、国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）の取得をし、かつ、当該連結親法人が当該取得の日を含む連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出期限までに、当該取得をした土地等（以下この条において「先行取得土地等」という。）につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合において、当該取得の日を含む連結事業年度終了の日後十年以内に、当該先行取得土地等の取得をした当該連結親法人又はその連結子法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、当該先行取得土地等につき、当該他の土地等に係る譲渡利益金額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度において他の土地等の譲渡が二以上ある場合には、その合計額）の百分の八十（当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をされたもののみである場合には、百分の六十）に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が二以上ある場合であつて、当該百分の八十に相当する金額のうちに他の先行取得土地等に係るこの項の規定の適用を受ける部分の金額がある場合には、当該他の先行取得土地等の取得価額（他の先行取得土地等が二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額を控除した金額。以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、第一項の届出書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書並びに当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　連結親法人又はその連結子法人の第一項の規定の適用を受けようとする連結事業年度において、平成二十一年先行取得土地等（平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。以下この項において同じ。）の取得価額と平成二十二年先行取得土地等（平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。）の取得価額とがある場合には、まず平成二十一年先行取得土地等の取得価額に相当する金額につき第一項の規定を適用する。

5　第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等については、第六十八条の七十八第三項の規定は、適用しない。

6　第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する場合において、先行取得土地等の取得の日を含む連結事業年度終了の日後十年以内に、当該先行取得土地等の取得をした連結親法人又はその連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、当該連結親法人又はその連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分社型分割等」という。）により当該先行取得土地等を当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該先行取得土地等につき、当該先行取得土地等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた先行取得土地等について準用する。

9　第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に該当するものが、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等（当該被合併法人等が第一項の規定

による届出書の提出をした土地等に限る。）の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の取得をし、かつ、当該土地等につき同項の規定による届出書の提出をしたものとみなして、同項又は第七項の規定を適用する。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けた先行取得土地等（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十六条の二第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する先行取得土地等を含む。）の移転を受けた合併法人等に該当するものが、当該先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該先行取得土地等の取得価額に算入されなかつた金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

12　第一項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする連結親法人若しくはその連結子法人の先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は第十項の規定の適用を受けようとする連結親法人若しくはその連結子法人に適格合併等により指定期間内に取得をした土地等（以下この項において「引継土地等」という。）を移転した被合併法人等の当該取得の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合において、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第六十六条の二第一項の規定による届出書の提出をしているときは、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第一項の規定による届出書の提出をしているものとみなす。この場合において、同項及び第七項中「連結事業年度終了の日」とあるのは、「事業年度終了の日」とする。

13　第二項から第六項まで及び第八項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第七項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　この条における用語については、次に定めるところによる。

一　取得には、当該連結親法人若しくはその連結子法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二　譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ　第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十八条の七十第二項又は第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ　第六十八条の七十六の二の規定の適用を受ける譲渡

ハ　第六十八条の七十八、第六十八条の七十九又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五までの規定の適用を受ける譲渡

ニ　法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換による譲渡

ホ　適格合併等による土地等の移転

三　「譲渡利益金額」とは、当該先行取得土地等に係る譲渡土地等（第一項の他の土地等をいう。以下この号において同じ。）の当該譲渡に係る対価の額から当該譲渡土地等の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額（当該譲渡土地等が適格合併等により被合併法人等から移転を受けた土地等である場合には、当該被合併法人等が支出した当該経費の額を含む。）を加算した金額）を控除した金額をいう。

第六十八条の九十の前の見出しを「（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の益金算入）」に改め、同条第一項中「、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額」を「適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同項第一号イ中「剰余金の配当等」の下に「（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。ロにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「この条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　適用対象金額　特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十八条の九十第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第二号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改める。

第六十八条の九十一第一項を次のように改める。

前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

第六十八条の九十一第二項中「課税対象留保金額に」を「課税対象金額に」に、「当該課税対象留保金額」を「当該課税対象金額」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条第三項中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改める。

第六十八条の九十二第一項を次のように改める。

連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十二第七項を削り、同条第六項中「第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は個別課税済留保金額若しくは課税済留保金額その他財務省令で定める事項」を「第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなる金額又は個別課税済金額若しくは課税済金額」に、「第一項の規定を」を「第一項及び第二項の規定を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「個別課税済留保金額に」を「個別課税済金額に」に、「個別課税済留保金額又は課税済金額に」に、「同項の規定の」を「第一項及び第二項の規定の」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額」を「これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額は」を「これらの規定の適用を受ける金額は」に、「損金の額に算入されるべき」を「適用を受けるべき」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第六十六条の八第三項」を「第六十六条の八第五項」に、「第一項の」を「第三項の」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第一項」を「同条第三項第二号」に、「の課税済留保金額」を「の課税済金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）」を「直接保有の株式等の数」に、「第一項の」を「第三項の」に、「個別課税済留保金額と」を「個別課税済金額と」に改め、同項第一号中「個別課税済留保金額又は課税済留保金額」を「個別課税済金額又は課税済金額」に改め、同項第二号及び第三号中「個別課税済留保金額又は課税済留保金額」を「個別課税済金額又は課税済金額」に、「直接及び間接保有の株式等の数」を「直接保有の株式等の数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該連結法人に係る特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける」に、「課税済留保金額（第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額」を「課税済金額（第六十六条の八第三項第二号に規定する課税済金額」に、「その課税済留保金額」を「その課税済金額」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3　前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　特定外国子会社等に係る個別課税対象金

額で連結法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第五項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二　特定外国子会社等に係る個別課税対象金額で連結法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「個別課税済金額」という。）

第六十八条の九十二に次の二項を加える。

9　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八条の九十二（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十二第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十三中「、第六十八条の九十一第一項の規定により連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理」を削る。

第三章第二十四節第二款を削る。

第六十八条の九十三の六の前の見出しを「（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額の益金算入）」に改め、同条第一項中「外国法人（以下この款」を「外国法人（以下この項及び第七項」に、「、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額」を「適用対象金額を有するときは、その適用対象金額」に、「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条第二項第一号中「第六十六条の九の六第二項第一号」を「第六十六条の九の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「第六十六条の九の六第二項第二号」を「第六十六条の九の二第二項第二号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　適用対象金額　特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十八条の九十三の六第二項第四号中「第六十六条の九の六第二項第四号」を「第六十六条の九の二第二項第四号」に改め、同条第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第三号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改め、同条第八項中「第六十八条の九十三の九」を「第六十八条の九十三の五」に改め、第三章第二十四節第三款中同条を第六十八条の九十三の二とする。

第六十八条の九十三の七第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するもの

とみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

第六十八条の九十三の七第二項中「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に、「課税対象留保金額に」を「課税対象金額に」に、「当該課税対象留保金額」を「当該課税対象金額」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条第三項中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条を第六十八条の九十三の三とする。

第六十八条の九十三の八第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十三の八第四項を削り、同条第三項中「第六十八条の九十二第三項から第六項までの規定は、第一項」を「第六十八条の九十二第五項から第八項までの規定は、第一項から第三項まで」に改め、「これらの」を削り、同項の表を次のように改める。

第六十八条の九十二第五項	連結法人が適格合併により被合併法人	第六十八条の九十三の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人
	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の	同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数（以下この項において「直接保有の株式等の数」という。）の
	第三項	個別課税済金額とみなす	第六十八条の九十三の四第三項	個別課税済金額（同項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）とみなす
第六十八条の九十二第五項第一号	又は課税済金額		又は課税済金額（第六十六条の九の四第三項第二号に規定する課税済金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）
第六十八条の九十二第五項第二号及び第三号	特定外国子会社等	第六十六条の六第一項	特定外国法人	第六十六条の九の二第一項
第六十八条の九十二第六項	前項又は第六十六条の八第五項		第六十八条の九十三の四第五項において準用する前項又は第六十六条の九の四第五項において準用する第六十六条の八第五項
	第三項の		第六十八条の九十三の四第三項の	同条第五項において準用する前項の
	同条第五項		第六十六条の九の四第五項において準用する第六十六条の八第五項
	同条第三項第二号		第六十六条の九の四第三項第二号
第六十八条の九十二第七項	第一項及び第二項		第六十八条の九十三の四第一項及び第二項
第六十八条の九十二第八項	第一項及び第二項の規定の		第六十八条の九十三の四第一項及び第二項の規定の
	前項		同条第五項において準用する前項
	第一項及び第二項の規定を		同条第一項及び第二項の規定を

第六十八条の九十三の八第三項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該連結法人に係る特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける」に、「課税済留保金額（第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額」を「課税済金額（第六十六条の九の四第三項第二号に規定する課税済金額」に、「その課税済留保金額」を「その課税済金額」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3　前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二　特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十三の二第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別課税済金額」という。）

第六十八条の九十三の八に次の二項を加える。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入）又は租税特別措置法第六十八条の九十三の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十三の八を第六十八条の九十三の四とする。

第六十八条の九十三の九中「第六十八条の九十三の六第一項」を「第六十八条の九十三の二第一項」に改め、「、第六十八条の九十三の七第一項の規定により特殊関係株主等である連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理」を削り、同条を第六十八条の九十三の五とする。

第三章第二十四節第三款を同節第二款とする。

第六十八条の九十四の見出しを「（技術研究組合の所得計算の特例）」に改め、同条第一項中「鉱工業技術研究組合が」を「技術研究組合が」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「鉱工業技術研究組合法第十三条第一項」を「技術研究組合法第九条第一項」に改める。

第六十八条の九十八の見出しを「（中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）」に改め、同条第一項中「連結親法人」の下に「（次に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）である連結親法人

第六十八条の百一第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第六十八条の百四第一項中「平成二十一年三

月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百八第一項中「同法第十五条の二第一項」を「第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）」に改め、「満たない協同組合等」の下に「である連結親法人」を加え、「、同法第八十一条の十八第二項中「第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第八十一条の十二（各連結事業年度の連結所得に対する法人税率）」と」を削り、同条第三項中「第一項」の下に「の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替え、同項」を加える。

第六十八条の百十第二項を次のように改める。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の二第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額（政令で定めるものを除く。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十八条の百十一第一項中「第六十八条の三の三第七項」を「第六十八条の三の三第六項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額（政令で定めるものを除く。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十九条の二第一項中「第七十条の八」を「第七十条の八の二」に改める。

第六十九条の四第一項中「以下この項及び第三項に」を「第三項に」に、「以下この項及び第三項並びに次条第七項」を「第三項及び次条第五項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十九条の五の見出しを「（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）」に改め、同条第一項中「特定事業用資産相続人等」を「特定計画山林相続人等」に、「第七十条の六」を「第七十条の七の四」に、「特定事業用資産で」を「特定計画山林で」に、「「選択特定事業用資産」を「選択特定計画山林」に、「当該選択特定事業用資産」を「当該選択特定計画山林」に、「次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合」を「百分の九十五」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号から第八号までを削り、同項第九号を同項第一号とし、同項第十号中「特定贈与者が贈与」を「特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第十一号中「特定事業用資産相続人等」を「特定計画山林相続人等」に、「イ又は」を「次のイ又は」に改め、同号イ中「特定同族会社株式等又は」を削り、「(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)」を「(1)及び(2)」に改め、同号イ(1)から(3)までを削り、同号イ(4)を同号イ(1)とし、同号イ(5)中「選択特定事業用資産」を「選択特定計画山林」に改め、同号イ(5)を同号イ(2)とし、同号ロ中「特定受贈同族会社株式等又は」を削り、「(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)」を「(1)及び(2)」に改め、同号ロ(1)から(3)までを削り、同号ロ(4)を同号ロ(1)とし、同号ロ(5)中「選択特定事業用資産」を「選択特定計画山林」に改め、同号ロ(5)を同号ロ(2)とし、同号を同項第三号とし、同項第十二号を削り、同項に次の一号を加える。

四　特定計画山林　次のイ又はロに掲げる立木又は土地等をいう。

イ　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林に係るもののうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。ロにおいて同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

ロ　被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

第六十九条の五第三項中「特定事業用資産」を「特定計画山林」に改め、「（当該相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けた場合において当該相続又は遺贈に係る特定同族会社株式等が分割されたときを除く。）」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「次に掲げる」を「前条第一項の」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　選択宅地等面積（前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択がされた宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計をいう。第二号において同じ。）が四百平方メートル未満である場合において、第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林（特定受贈森林施業計画対象山林を含む。第一号において同じ。）を同項に規定する選択特定計画山林として選択をするときは、前項

の規定にかかわらず、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて得た価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一　当該特定森林施業計画対象山林の価額

二　四百平方メートルから選択宅地等面積を控除したものの四百平方メートルに占める割合

第六十九条の五第七項を削り、同条第八項中「特定事業用資産」を「特定計画山林」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第十二項及び第十三項」を「第十項及び第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「特定受贈同族会社株式等又は」を削り、「特定事業用資産相続人等」を「特定計画山林相続人等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「特定受贈同族会社株式等又は」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「（第二号に係る部分に限る。）」を削り、「第九項」を「第七項」に、「第二項第十一号イ(5)又は同号ロ(5)」を「第二項第三号イ(2)又はロ(2)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「選択特定事業用資産」を「選択特定計画山林」に、「（特定事業用資産」を「（特定計画山林」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とする。

第七十条の三第一項ただし書を削る。

第七十条の三の二第一項第一号中「又は次条第一項」を削る。

第七十条の三の三及び第七十条の三の四を削る。

第七十条の四第一項中「農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ハに規定する遊休農地のうち政令で定める」を「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」に、「該当するものを除く。次項」を「該当するものを除く。同項」に、「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四の」を「の規定その他これに類するものとして政令で定める」に改め、「贈与税で」を削り、「ものの額」を「贈与税の額」に改め、「計算した金額」の下に「（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）」を加え、「贈与税の額に相当する」を「納税猶予分の贈与税額に相当する」に改め、同項第一号中「により取得した」の下に「この項本文の規定の適用を受ける」を加え、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう」を「農地法第三十二条の規定による通知があつたことをいう。以下この条において同じ。」に、「取得に係る」を「取得に係るこの項本文の規定の適用を受ける」に、「譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける」に、「当該取得した」を「この項本文の規定の適用を受ける」に、「当該農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地」を「当該受贈者が当該贈与により取得した農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。」に、「その時前に当該農地等につき」を「その時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地につき」に、「とき。」を「とき」に改め、同項第四号中「第二十九項第一号」を「第三十四項第一号」に、「贈与税の額及び当該贈与税の額」を「贈与税及び当該贈与税」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「第七十条の六」を「第七十条の六の三」に改め、同条第四項中「同項に規定する贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に改め、同条第五項中「同項に規定する贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に改め、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十項第一号中「なつた場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「供していない場合」の下に「（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合　当該借受代替農地等について農地法第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）

第七十条の四第十一項中「前項各号」を「同項第一号又は第三号」に、「同項各号」を「同項第一号又は第三号」に改め、同条第十三項中「、納税地の」を「、当該」に、「により、」を「により」に、「が納税地の」を「が当該」に改め、同条第三十二項を同条第三十八項とし、同条第三十一項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37　税務署長は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認める場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会に対し、第一項の規定の適用を受ける受贈者及び同項の規定の適用を受ける農地等に関する事項その他財務省令で定める事項を通知することができる。

第七十条の四第三十項中「若しくは移転」を「、移転若しくは消滅」に改め、「（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「贈与税の額を」を「贈与税に相当する金額を」に、「年六・六パーセント」を「年三・六パーセント」に改め、「贈与税の額に相当する」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「の額」を削り、同項第四号中「第二十四項」を「第二十九項」に改め、「の額」を削り、同項第五号中「第二十五項」を「第三十項」に改め、「の額」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「第二十四項」を「第二十九項」に、「第二十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項中「第二十四項又は第二十五項」を「第二十九項又は第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項第一号中

「、第二十四項又は前項」を「又は前二項」に改め、同項第二号中「同項の規定による納税の猶予を受けたもの」及び「納税の猶予を受けた贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、「（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。第二十八項及び第二十九項第一号において同じ。）」を削り、「第一項の」を「同項の」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「次項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28　第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。次項、第三十三項及び第三十四項第一号において同じ。）並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十一項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第二十六項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

第七十条の四第二十二項中「同項の規定による」を「同項、第五項、第二十九項又は第三十項の規定による」に、「、同項の」を「、第一項の」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「同項に規定する贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に、「添附しない」を「添付しない」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を削り、同条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の四項を加える。

21　第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合において、当該農地等について政令で定めるところにより地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十三項までにおいて「営農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該営農困難時貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより当該営農困難時貸付けを行つている旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該営農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「営農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

22　前項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の消滅（以下次項までにおいて「権利消滅」という。）があつた場合には、当該営農困難時貸付農地等（当該営農困難時貸付農地等のうち耕作の放棄又は権利消滅があつた部分に限る。以下この項において同じ。）に係る第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、次の各号（当該営農困難時貸付農地等に係る耕作の放棄があつた場合には、第一号を除く。）に定めるところによる。

一　当該権利消滅があつた時において、当該営農困難時貸付農地等についての権利設定があつたものとみなす。

二　当該営農困難時貸付農地等について、新たな営農困難時貸付けを行つた場合又は前項の規定の適用を受ける受贈者の農業の用に供した場合において、当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな営農困難時貸付けを行つている旨又は当該受贈者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、当該営農困難時貸付農地等のうち、新たな営農困難時貸付けを行つた部分又は当該受贈者の農業の用に供した部分については、当該耕作の放棄又は前号の権利設定及び新たな営農困難時貸付けに係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

三　前項の規定の適用を受ける受贈者が当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日の翌日から一年を経過する日（第五号において「延長期日」という。）までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日から二月以内に納税地の所轄税務署長に承認の申請をした場合において、当該税務署長の承認を受けたときに限り、当該承認に係る営農困難時貸付農地等については、当該耕作の放棄及び第一号の権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

四　前号の承認を受けた受贈者が、当該承認に係る営農困難時貸付農地等について、新たな営農困難時貸付けを行つた場合又は当該受贈者の農業の用に供した場合において、これらの場合に該当することとなつた日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな営農困難時貸付けを行つている旨又は当該受贈者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該営農困難時貸付農地等のうち、新たな営農困難時貸付けを行つた部分については、新たな営農困難時貸付けに係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

五　第三号の承認に係る営農困難時貸付農地等のうち、前号の規定による届出書に係る部分以外の部分にあつては第三号の承認に係る延長期日において、延長期日前に受贈者の農業の用に供した場合（前号の届出書の提出がなかつた場合に限る。）における当該受贈者の農業の用に供した部分にあつて

は当該受贈者の農業の用に供した日において、それぞれ権利設定があつたものとみなす。

23　第二十一項の届出書が同項の営農困難時貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、前項第二号の届出書若しくは同項第三号の承認の申請に係る書類が同項の耕作の放棄若しくは権利消滅があつた日から二月以内に提出されなかつた場合又は同項第四号の届出書が同号のこれらの場合に該当することとなつた日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

24　第二十一項の規定の適用を受ける受贈者に係る第二十六項の届出書の提出その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第十八項中「、納税地の」を「、当該」に、「により、」を「により」に、「が納税地の」を「が当該」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十八項」を「以下第十九項」に改め、同項第三号中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　第五項の場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が、第五項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は第五項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項、第四項及び第五項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合には、当該譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　第五項の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ　当該承認に係る買取りの申出等は、なかつたものとみなす。

ロ　当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに、当該承認に係る特定農地等の全部若しくは一部の譲渡等をしなかつた場合又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等をしなかつた特定農地等又は都市営農農地等に該当することとならなかつた特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

ハ　当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において当該譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、当該特定農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

三　当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられたときは、当該取得に係る農地又は採草放牧地は、第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす。

第七十条の五第一項中「同条第二十四項」を「同条第二十九項」に、「同条第三十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第二項中「第二十項」を「第十六項」に改める。

第七十条の六第一項中「農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ハに規定する遊休農地のうち政令で定める」を「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」に、「該当するものを除く。第五項」を「該当するものを除く。同項」に、「第二十六項」を「第二十項」に、「、採草放牧地及び」を「及び採草放牧地並びに」に、「で当該申告書」を「で当該相続税の申告書」に、「納税猶予分の相続税については、当該申告書」を「納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書」に、「納税猶予分の相続税の額」を「納税猶予分の相続税額」に、「第三十四項第三号」を「第三十八項第三号」に、「第三十五項第五号」を「第三十九項第五号」に改め、同項第一号中「により取得をした」の下に「この項本文の規定の適用を受ける」を加え、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう」を「農地法第三十二条の規定による通知があつたことをいう。第十二項第二号及び第三号において同じ」に、「取得に係る」を「取得に係るこの項本文の規定の適用を受ける」に、「譲渡等の時前に当該」を「譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける」に、「当該取得をした」を「この項本文の規定の適用を受ける」に、「当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの

権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地」を「当該農業相続人が当該相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。」に、「その時前に当該特例農地等」を「その時前にこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等のうち農地又は採草放牧地に、「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第二号中「同号に掲げる」を「同号に定める」に改め、同条第三項中「納税猶予分の相続税」を「納税猶予分の相続税額」に、「金額）に相当する相続税」を「残額）」に改め、同条第四項中「、採草放牧地及び」を「及び採草放牧地並びに」に、「当該申告書」を「当該相続税の申告書」に改め、同条第五項中「又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日（当該特例農地等のうちに都市営農農地等（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものに限る。第三十四項において同じ。）がある農業相続人にあつては、その死亡の日）」を「（同項の規定の適用を受ける特例農地等のすべてが相続又は遺贈により取得をした日において都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地（以下この条において「市街化区域内農地等」という。）である農業相続人（当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。）にあつてはその死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日とし、当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の農地又は採草放牧地がある農業相続人にあつては政令で定める日とする。）に改め、同条第七項中「同項に規定する納税猶予分の相続税の額」を「納税猶予分の相続税額」に改め、同条第八項中「同項に規定する納税猶予分の相続税の額」を「納税猶予分の相続税額」に改め、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十二項第一号中「なつた場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「供していない場合」の下に「（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合　当該借受代替農地等について農地法第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）

第七十条の六第十三項中「前項各号」を「前項第一号又は第三号」に、「同項各号」を「同項第一号又は第三号」に改め、同条第十五項中「、納税地の」を「、当該」に、「により、」を「により」に、「が納税地の」を「が当該」に改め、同条第三十八項を同条第四十三項とし、同条第三十七項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

42　第七十条の四第三十七項の規定は、税務署長が、第四十項において準用する同条第三十五項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会の通知及び前項において準用する同条第三十六項の規定による農業委員会の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。この場合において、同条第三十七項中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替えるものとする。

第七十条の六第三十六項中「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十五項」に、「同条第三十項」を「同条第三十五項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十五項中「相続税の額を」を「相続税に相当する金額を」に、「年六・六パーセント」を「年三・六パーセント（特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有しない農業相続人にあつては、当該各号に規定する相続税に相当する金額のうち市街化区域内農地等で政令で定めるものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を基礎とする部分については、年六・六パーセント）」に改め、「相続税の額に相当する」を削り、同項第一号中「納税猶予分の相続税の額」を「相続税」に改め、同項第二号及び第三号中「の額」を削り、同項第四号中「第三十項」を「第三十四項」に、「納税猶予分の相続税の額」を「相続税」に改め、同項第五号中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に改め、「の額」を削り、同項第六号中「第三十一項」を「第三十五項」に、「納税猶予分の相続税の額」を「相続税」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十四項中「第三十項」を「第三十四項」に、「第三十一項」を「第三十五項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に改め、同項第四号中「納税猶予分の相続税」を「相続税のうち、当該特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く。）に係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するもの」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十三項第一号中「第三十項又は第三十一項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第三十五項第五号」を「第三十九項第五号」に改め、同項第二号中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に、「（第四十四条第二項」を「（同法第四十四条第二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十二項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三十一項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第四項、第五項又は前二項」とあるのは「同条第七項、第八項、第三十四項又は第三十五項」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税に」とあるのは「相続税に」と、「贈与税の」とあるのは「相続税の」と、「納税猶予分の贈与税額と」とあるのは「同項に規定する納税猶予分の相続税額と」と、「当該納税猶予分の贈与税額」とあるのは「当該納税猶予分の相続税額」と、同項第三号中「第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税」とあるのは「第七十条の六

第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

第七十条の六第三十二項を同条第三十六項とし、同条第三十一項中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に、「又は第八項」を「、第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第三十一項」に、「納税猶予分の相続税（既に第七項又は第八項の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税及び特定農地等に係る相続税を除く。第三十四項並びに第三十五項第一号及び第五号において同じ。）」を「相続税」に、「第一項の」を「同項の」に、「当該納税猶予分の相続税に係る」を「同項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「次項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

33　第一項に規定する相続税（既に第七項、第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税、特定農地等に係る相続税及び同号に定める相続税を除く。次項、第三十八項第一号から第三号まで並びに第三十九項第一号及び第五号において同じ。）並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十六項において準用する第七十条の四第三十一項第三号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第三十一項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

第七十条の六第二十八項中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に、「同項の規定による」を「同項、第八項、第三十四項又は第三十五項の規定による」に、「、同項の」を「、第一項の」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「若しくは」を「又は」に、「相続税の申告書に、」に、「、採草放牧地及び」を「及び採草放牧地並びに」に改め、「当該申告書に」を削り、「同項に規定する納税猶予分の相続税の額」を「納税猶予分の相続税額」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十四項」に、「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の三項を加える。

27　第七十条の四第二十一項から第二十四項までの規定は、第一項本文の規定の適用を受ける農業相続人が障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合（次条第一項各号に掲げる貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（次項において「営農困難時貸付け」という。）を行つたときについて準用する。この場合において、第七十条の四第二十一項中「第一項ただし書及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項ただし書及び第七項」と、「農地等（」とあるのは「特例農地等（」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、同条第二十二項中「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「第一項ただし書及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項ただし書及び第七項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、同条第二十四項中「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第二十六項」とあるのは「第七十条の六第三十一項」と読み替えるものとする。

28　前項において準用する第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡した場合における当該農業相続人の相続人に係る第一項の規定の適用については、営農困難時貸付けを行つた特例農地等は、当該農業相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなす。

29　前項の規定は、第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡した場合及び同項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者が死亡し、同条第二十一項に規定する営農困難時貸付農地等が前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合について準用する。

第七十条の六第二十四項中「第二十項」を「第二十一項」に、「農地等が」を「特例農地等が」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「、納税地の」を「、当該」に、「により、」を「により」に、「が納税地の」を「が当該」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に、「第二十二項」を「以下第二十三項」に改め、同項第三号中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　第七十条の四第十六項の規定は、第八項の場合において、第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、第八項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は同項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項、第四項及び第五項」とあるのは「第七十条の六第一項、第七項及び第八項」と、同項第一号中「第一項ただし書及び第四項」とあるのは「第七十

条の六第一項ただし書及び第七項」と、「特定農地等」とあるのは「都市営農農地等又は特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）」と、同項第二号中「第五項」とあるのは「第七十条の六第八項」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

第七十条の六の次に次の二条を加える。

（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）

第七十条の六の二　前条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人（以下この条において「猶予適用者」という。）が、同項に規定する納税猶予期限までに同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等（前条第五項に規定する市街化区域内農地等を除く。）のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について次に掲げる貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行つた場合において、当該特定貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより特定貸付けを行つている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、当該猶予適用者に係る前条第一項ただし書及び第七項の規定の適用については、当該特定貸付けを行つた当該農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

一　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）のために行われるもの

二　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために行われるもの

三　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われるもの

2　前項の規定の適用を受ける特定貸付農地等の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この条において「貸付期限」という。）が到来した場合において、同項の規定の適用を受ける猶予適用者は、当該貸付期限から二月以内に、政令で定めるところにより、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等について、新たな特定貸付けを行つている旨又は当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が前項の貸付期限の翌日から一年を経過する日（第六項において「貸付猶予期日」という。）までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該貸付期限から二月以内に納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、当該税務署長の承認を受けたときに限り、当該特定貸付農地等については、第六項（第一号及び第二号に限る。）の規定は、適用しない。

4　前項の承認を受けた猶予適用者は、同項の承認を受けた特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行つた日又は当該猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな特定貸付けを行つている旨又は当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該承認を受けた特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

5　第一項の届出書が特定貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、第二項の届出書若しくは第三項の承認の申請に係る書類が貸付期限から二月以内に提出されなかつた場合又は前項の届出書が同項の新たな特定貸付けを行つた日若しくは猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、前各項及び次項の規定の適用については、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

6　第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、前条第一項に規定する納税猶予分の相続税額に係る同項ただし書及び同条第七項の規定の適用については、第一項の特定貸付農地等に係る貸付期限（第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該特定貸付農地等に係る貸付猶予期日（第四項の新たな特定貸付けを行つた日又は当該猶予適用者の農業の用に供した日が当該貸付猶予期日前である場合には、これらの日。第四号において同じ。）において当該特定貸付農地等（当該特定貸付農地等のうち、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては新たな特定貸付けを行つている部分又は当該猶予適用者の農業の用に供している部分以外の部分に限るものとし、第四号に掲げる場合にあつては同号の届出書に係る部分に限るものとする。）について、賃借権等の設定があつたものとみなす。

一　当該貸付期限から二月を経過する日において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合又は当該猶予適

用者の農業の用に供していない場合（次号に掲げる場合を除く。）

二　当該貸付期限から二月を経過する日までに第二項の届出書を提出しない場合

三　当該貸付猶予期日において、当該貸付猶予期日が到来した特定貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合又は当該猶予適用者の農業の用に供していない場合（次号に掲げる場合を除く。）

四　当該貸付猶予期日から二月を経過する日までに第四項の届出書を提出しない場合

7　第二項から前項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等に係る耕作の放棄（前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。）があつた場合について準用する。この場合において、第二項中「の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この条において「貸付期限」という。）が到来した」とあるのは「に係る耕作の放棄（前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。以下この条において同じ。）があつた」と、「同項」とあるのは「前項」と、「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、「部分については、」とあるのは「部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分については、耕作の放棄及び」と、第三項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、「については」とあるのは「については、当該耕作の放棄はなかつたものとみなし」と、第五項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、前項中「貸付期限（」とあるのは「耕作の放棄があつた日（」と、「賃借権等の設定」とあるのは「耕作の放棄」と、同項第一号中「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、同項第二号中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と読み替えるものとする。

8　次に掲げる農業相続人（次項及び第十項において「旧法猶予適用者」という。）は、第一項の規定の適用を受けることができる。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

9　旧法猶予適用者が前項の規定により第一項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は前条第一項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用し、前項各号に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の六の規定は、適用しない。

10　第二項から第七項まで及び前項に定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る前条第三十一項の届出書の提出その他の第一項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例）

第七十条の六の三　前条第一項各号に掲げる貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行つている者（以下この項において「特定貸付者」という。）が死亡した場合において、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付けを行つていた農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をしたときは、当該特定貸付けを行つていた農地又は採草放牧地は当該特定貸付者がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

2　農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この項において「農業経営者」という。）又は第七十条の六第一項に規定する農業相続人（以下この項において「農業相続人」という。）が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（次項において「相続税の申告期限」という。）までに特定貸付けを行つたときは、当該農地又は採草放牧地は当該相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

3　第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までに特定貸付けを行つたときは、当該農地又は採草放

牧地は当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「から二月以内」とあるのは、「の翌日から二月を経過する日又は前条第一項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか遅い日まで」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八第一項中「第六十九条の五第二項第九号」を「第六十九条の五第二項第一号」に改め、同条を第七十条の八の二とする。

第七十条の七第一項中「第七十条の四第二十九項第一号」を「第七十条の四第三十四項第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第七十条の六第一項」に、「同条第三十五項第一号」を「同条第三十九項第一号」に改め、同条を第七十条の八とし、同条の前に次の四条を加える。

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）

第七十条の七　認定贈与承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（当該認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの条の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条、第七十条の七の三及び第七十条の七の四において「贈与者」という。）が経営承継受贈者に当該認定贈与承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）の贈与をした場合において、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。）の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該贈与の時における当該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。第一号において同じ。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条、第七十条の七の三及び第七十条の七の四において「特例受贈非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一　当該贈与の直前において、当該贈与者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、当該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二から当該経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合　当該控除した残数又は残額に相当する非上場株式等の贈与

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該贈与者が当該贈与の直前において有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等のすべての贈与

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　認定贈与承継会社　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る贈与の時において、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

イ　当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。第四項第二号において同じ。）の数が一人以上であること。

ロ　当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ　当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（ニにおいて「会社等」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ　当該会社等が、風俗営業会社（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいう。第四項第十六号において同じ。）に該当しないこと。

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二　非上場株式等　次に掲げる株式等をいう。

イ　当該株式に係る会社の株式のすべてが金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たす株式

ロ　合名会社、合資会社又は合同会社の出資のうち財務省令で定める要件を満たすもの

三　経営承継受贈者　贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件のすべてを満たす者（その者が二以上ある場合には、政令で定めるところにより当該認定贈与承継会社が定めた一の者に限る。）をいう。

イ　当該個人が、当該贈与の時において当該贈与者の親族であり、かつ、当該贈与の日において二十歳以上であること。

ロ　当該個人が、当該贈与の時において、当該認定贈与承継会社の代表権を有していること。

ハ　当該贈与の時において、当該個人及び

当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。第四項、次条及び第七十条の七の四において同じ。）の百分の五十を超える数であること。

ニ　当該贈与の時において、当該個人が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ホ　当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該贈与により取得をした当該認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等のすべてを有していること。

ヘ　当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

ト　当該個人が、当該認定贈与承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

四　経済産業大臣認定　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項（同項第一号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。）の経済産業大臣の認定をいう。

五　納税猶予分の贈与税額　前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の価額を同項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の規定を含む。）を適用して計算した金額をいう。

六　経営贈与承継期間　前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日又は当該贈与に係る贈与者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。

七　経営贈与報告基準日　次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ　経営贈与承継期間　前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（第四項第二号及び第十項において「第一種贈与基準日」という。）

ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額（既に第五項又は第六項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例受贈非上場株式等の価額に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条及び第七十条の七の三において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき前項、第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間　当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第十項において「第二種贈与基準日」という。）

八　資産保有型会社　認定贈与承継会社の資産状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの日において、次のイ及びハに掲げる金額の合計額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上となる会社をいう。

イ　その日における当該会社の資産の帳簿価額の総額

ロ　その日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他これらに類する資産として財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）の帳簿価額の合計額

ハ　その日以前五年以内において、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該会社から受けた剰余金の配当等（会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額その他当該会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

九　資産運用型会社　認定贈与承継会社の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上となる会社をいう。

3　次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得をした非上場株式等について第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一　相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　第一項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等を贈与により取得した日の属する年中において、当該特例受贈非上場株式等の贈与者から贈与を受けた当該特例受贈非上場株式等以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

4　経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は特例受贈非上場株式等（合併により当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定贈与承継会社について次の各

号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（当該代表権を有しないこととなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。）　その有しないこととなつた日

二　第一種贈与基準日において当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の常時使用従業員の数が当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつた場合　当該第一種贈与基準日

三　当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者の有する議決権の数（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係るものに限る。）の合計が当該認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の五十以下となつた場合　当該百分の五十以下となつた日

四　当該経営承継受贈者と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合　その有することとなつた日

五　当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等の一部の譲渡又は贈与（以下この条において「譲渡等」という。）をした場合　当該譲渡等をした日

六　当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。）となつた場合を除く。）　当該譲渡等をした日

七　第六項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合　それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日

八　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が解散をした場合（合併により消滅する場合を除く。）又は会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされた場合　当該解散をした日又はそのみなされた解散の日

九　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当することとなつた場合　その該当することとなつた日

十　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の事業年度における総収入金額が零となつた場合　当該事業年度終了の日

十一　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が、会社法第四百四十七条第一項若しくは第六百二十六条第一項の規定により資本金の額の減少をした場合又は同法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額の減少をした場合（同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合を除く。）　当該資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日

十二　当該経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合　当該届出書の提出があつた日

十三　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合（当該合併により当該認定贈与承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合を除く。）　当該合併がその効力を生じた日

十四　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該株式交換等により当該認定贈与承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合（次項において「適格交換等をした場合」という。）を除く。）　当該株式交換等がその効力を生じた日

十五　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなつた場合　その該当しないこととなつた日

十六　当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社と政令で定める特別の関係がある会社が風俗営業会社に該当することとなつた場合　その該当することとなつた日

十七　前各号に掲げる場合のほか、経営承継受贈者による特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合　政令で定める日

5　経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際し

て、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたときは、当該特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日（当該効力を生じた日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

6　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第一項、この項、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間において、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　第四項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる場合	猶予中贈与税額	同項第六号又は第八号から第十二号までに定める日
二　当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合	猶予中贈与税額のうち、当該譲渡等をした特例受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該譲渡等をした日
三　当該認定贈与承継会社が合併により消滅した場合	猶予中贈与税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）	当該合併がその効力を生じた日
四　当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合	猶予中贈与税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）	当該株式交換等がその効力を生じた日
五　当該認定贈与承継会社が会社分割をした場合（当該会社分割に際して吸収分割承継会社等（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社又は同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。）の株式等を配当財産とする剰余金の配当があつた場合に限る。）	猶予中贈与税額のうち、当該会社分割に際して認定贈与承継会社から配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該会社分割がその効力を生じた日
六　当該認定贈与承継会社が組織変更をした場合（当該組織変更に際して当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産の交付があつた場合に限る。）	猶予中贈与税額のうち、当該組織変更に際して認定贈与承継会社から交付された当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該組織変更がその効力を生じた日

7　第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額につき特例受贈非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであつても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつた場合は、この限りでない。

8　第一項の規定は、贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継受贈者又は次条第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継相続人等又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

9　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者のその贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

10　第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営贈与報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種贈与基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種贈与基準日の翌日から三月を経過する日をいう。次項、第十二項及び第二十二項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11　猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

12　第十項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中贈与税額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該贈与税に係る経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

13　税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二　当該経営承継受贈者から提出された第十項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

14　経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が第七項本文の規定により特例受贈非上場株式等のすべてを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三　前号の場合において、第七項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四　第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する贈与税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を発した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五　第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条

第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

六　第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項から第六項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七　第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該株式又は出資を換価に付してもなお買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあつては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付してもなお買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の他の財産を除く。）は」とする。

八　第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る同項に規定する免除申請贈与税額に相当する贈与税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第十八項の規定による通知を発する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

九　第四項から第六項まで、前二項又は次項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

15　相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七第二項第一号（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）に規定する認定贈与承継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族」とあるのは「同条第一項の経営承継受贈者又は同項の贈与者」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限の繰上げ又は贈与税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る贈与税を定める」と読み替えるものとする。

16　第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該経営承継受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額（第十九項において「免除申請贈与税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出以後六月を経過する日（第二十二項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該贈与者の死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合

二　当該贈与者が死亡した場合

17　第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該経営承継受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額（第十九項において「免除申請贈与税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出

しなければならない。

一　経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行う場合又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画若しくは会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生計画の認可の決定を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行う場合に限り、第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額に満たないとき　当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ　当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が当該譲渡等をした特例受贈非上場株式等の譲渡等の対価の額より小さい金額である場合には、当該譲渡等の対価の額）

ロ　当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該経営承継受贈者から当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二　経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する贈与税

イ　当該認定贈与承継会社の解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。ロ及び第二十三項の表の第七号の下欄において同じ。）の直前における猶予中贈与税額

ロ　当該認定贈与承継会社の解散前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三　経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該合併に際して当該吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき　当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ　当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する認定贈与承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該合併対価の額）

ロ　当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

四　経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がない場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき　当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ　当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該交換等対価の額）

ロ　当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

18　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

19　税務署長は、第十七項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があると認めるときは、当該申請書に係る納期限（第二十三項の表の第六号から第八号までの上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第六号から第八号

までの下欄に掲げる日（同日以前二月以内に第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をいう。）又は当該申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間、その申請に係る免除申請贈与税額に相当する贈与税の徴収を猶予することができる。

20　税務署長は、経営承継受贈者が第十七項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合において、当該経営承継受贈者が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十三項の表の第六号の上欄又は同表の第八号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた贈与税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第十八項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

21　前二項に定めるもののほか、第十七項及び第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

22　第十項又は第十六項の届出書が第十項に規定する届出期限又は第十六項の免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十二項又は第十六項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

23　第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該経営承継受贈者が同項の規定の適用を受けるために提出する贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号、第三号又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならない。

一　第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中贈与税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二　第五項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三　第六項の規定の適用があつた場合（第五号から第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四　第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五　第十三項又は第十五項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六　第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七　第十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八　第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日

24　第一項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産（同項の贈与前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。）がある場合において、同項の贈与があつた時における、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継受贈者については、同項の規定は、適用しない。

一　当該認定贈与承継会社の資産の価額の合計額

二　現物出資等資産の価額（当該認定贈与承継会社が第一項の贈与があつた時において当該現物出資等資産を有していない場合には、当該贈与があつた時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額）の合計額

25　経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は特例受贈非上場株式等若しくは当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、第四項から第六項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例受贈非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

26　税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は当該経済産業局長に対し、当該経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

27　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等についての相続税の納税猶予）

第七十条の七の二　認定承継会社の代表権を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該認定承継会社の非上場株式等（次条第一項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の取得をした経営承継相続人等が、当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条及び第七十条の七の四において「相続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該非上場株式等で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該相続の開始の時における当該認定承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条において「特例非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　認定承継会社　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

イ　当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。次項第二号において同じ。）の数が一人以上であること。

ロ　当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ　当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（ニにおいて「会社等」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ　当該会社等が、前条第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二　非上場株式等　前条第二項第二号に定める株式等をいう。

三　経営承継相続人等　被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件のすべてを満たす者（その者が二以上ある場合には、政令で定めるところにより当該認定承継会社が定めた一の者に限る。）をいう。

イ　当該個人が、当該相続の開始の直前において、当該被相続人の親族であること。

ロ　当該個人が、当該相続の開始の日から五月を経過する日において、当該認定承継会社の代表権を有していること。

ハ　当該相続の開始の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計

が、当該認定承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ニ　当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ホ　当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該認定承継会社の特例非上場株式等のすべてを有していること。

ヘ　当該個人が、当該認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

四　経済産業大臣認定　前条第二項第四号に定める認定をいう。

五　納税猶予分の相続税額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　前項の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額を同項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

ロ　前項の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

六　経営承継期間　前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日又は当該相続に係る経営承継相続人等の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。

七　経営報告基準日　次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ　経営承継期間　前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から一年を経過するごとの日（次項第二号及び第十項において「第一種基準日」という。）

ロ　経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例非上場株式等の価額に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間　当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第十項において「第二種基準日」という。）

八　資産保有型会社　前条第二項第八号に定める会社をいう。

九　資産運用型会社　前条第二項第九号に定める会社をいう。

3　経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等（合併により当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定承継会社について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該経営承継相続人等がその有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（当該代表権を有しないこととなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。）　その有しないこととなつた日

二　第一種基準日において当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の常時使用従業員の数が当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつた場合　当該第一種基準日

三　当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者の有する議決権の数（当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合　その有することとなつた日

四　当該経営承継相続人等と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人等が有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合　その有することとなつた日

五　当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の一部の譲渡又は贈与（以下この条において「譲渡等」という。）をした場合　当該譲渡等をした日

六　当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式

交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。）となつた場合を除く。）　当該譲渡等をした日

七　第五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合　それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日

八　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が解散をした場合（合併により消滅する場合を除く。）又は会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされた場合　当該解散をした日又はそのみなされた解散の日

九　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当することとなつた場合　その該当することとなつた日

十　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の事業年度における総収入金額が零となつた場合　当該事業年度終了の日

十一　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が、会社法第四百四十七条第一項若しくは第六百二十六条第一項の規定により資本金の額の減少をした場合又は同法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額の減少をした場合（同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合を除く。）　当該資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日

十二　当該経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合　当該届出書の提出があつた日

十三　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合（当該合併により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合（次項において「適格合併をした場合」という。）を除く。）　当該合併がその効力を生じた日

十四　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該株式交換等により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合（次項において「適格交換等をした場合」という。）を除く。）　当該株式交換等がその効力を生じた日

十五　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなつた場合　その該当しないこととなつた日

十六　当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社と政令で定める特別の関係がある会社が前条第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当することとなつた場合　その該当することとなつた日

十七　前各号に掲げる場合のほか、経営承継相続人等による特例非上場株式等に係る認定承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合　政令で定める日

4　経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける特例非上場株式等に係る認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたときは、当該特例非上場株式等に係る猶予中相続税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日（当該効力を生じた日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

5　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第一項、この項、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間において、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等に係る認定承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　第三項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる場合	猶予中相続税額	同項第六号又は第八号から第十二号までに定める日

二　当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の一部の譲渡等をした場合	猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした特例非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該譲渡等をした日
三　当該認定承継会社が合併により消滅した場合	猶予中相続税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）	当該合併がその効力を生じた日
四　当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合	猶予中相続税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）	当該株式交換等がその効力を生じた日
五　当該認定承継会社が会社分割をした場合（当該会社分割に際して吸収分割承継会社等（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社又は同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。）の株式等を配当財産とする剰余金の配当があつた場合に限る。）	猶予中相続税額のうち、当該会社分割に際して認定承継会社から配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該会社分割がその効力を生じた日
六　当該認定承継会社が組織変更をした場合（当該組織変更に際して当該認定承継会社の株式等以外の財産の交付があつた場合に限る。）	猶予中相続税額のうち、当該組織変更に際して認定承継会社から交付された当該認定承継会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該組織変更がその効力を生じた日

6　第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が納税猶予分の相続税額につき特例非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、当該特例非上場株式等の価額の合計額が当該納税猶予分の相続税額に満たないときであつても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつた場合は、この限りでない。

7　当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における第一項の規定の適用については、その分割されていない非上場株式等は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

8　第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継相続人等又は前条第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

9　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

10　第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種基準日の翌日から三月を経過する日をいう。次項、第十二項及び第二十二項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の規定の適用を受ける特例非上場株式等に係る認定承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11　猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日

から新たに進行するものとする。

12　第十項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続税に係る経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

13　税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二　当該経営承継相続人等から提出された第十項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

14　経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が第六項本文の規定により特例非上場株式等のすべてを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三　前号の場合において、第六項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四　第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する相続税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を発した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五　第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

六　第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七　第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該株式又は出資を換価に付してもなお買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付してもなお買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等の他の財産を除く。）は」とする。

八　第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る同項に規定する免除申請相続税額に相当する相続税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第十八項の規定による通知を発する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

九　第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

十　相続又は遺贈により取得をした財産のうちに特例非上場株式等に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特例非上場株式等の価額は、当該特例非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号ロの規定を適用する。

十一　特例非上場株式等について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の規定の適用を受けた同条第二項第二号に規定する非上場株式等を除く」とする。

15　相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等若しくは当該経営承継相続人等に係る被相続人又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号（非上場株式等についての相続税の納税猶予）に規定する認定承継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族その他これらの者」とあるのは「同条第一項の経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等若しくは同項の被相続人」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と、同条第二項中「、同族会社等」とあるのは「、租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社」と、「同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「認定承継会社の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の経営承継相続人等の納税の猶予に係る期限の繰上げ又は相続税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と読み替えるものとする。

16　第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）には、当該各号に定める相続税を免除する。この場合において、当該経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等の相続人は、その該当することとなつた日から同日以後六月を経過する日（第二十二項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該経営承継相続人等が死亡した場合　猶予中相続税額に相当する相続税

二　経営承継期間の末日の翌日以後に、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等につき前条の規定の適用に係る贈与をした場合　猶予中相続税額のうち、当該贈与に係る特例非上場株式等のうち同条の規定の適用に係るものに対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税

17　第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等に係る認定承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該経営承継相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額（第十九項において「免除申請相続税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　経営承継期間の末日の翌日以後に、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行う場合又は民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行う場合に限り、第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないとき　当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ　当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が当該譲渡等をした特例非上場株式等の譲渡等の対価の額より小さい金額である場合には、当該譲渡等の対価の額）

ロ　当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二　経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する相続税

イ　当該認定承継会社の解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。ロ及び第二十三項の表の第七号の下欄において同じ。）の直前における猶予中相続税額

ロ　当該認定承継会社の解散前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配

当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三　経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該合併に際して当該吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき　当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ　当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する認定承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該合併対価の額）

ロ　当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

四　経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がない場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき　当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ　当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となつた認定承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該交換等対価の額）

ロ　当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

18　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める相続税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人等に通知するものとする。

19　税務署長は、第十七項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があると認めるときは、当該申請書に係る納期限（第二十三項の表の第六号から第八号までの上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第六号から第八号までの下欄に掲げる日（同日以前二月以内に第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をいう。）又は当該申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間、その申請に係る免除申請相続税額に相当する相続税の徴収を猶予することができる。

20　税務署長は、経営承継相続人等が第十七項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合において、当該経営承継相続人等が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十三項の表の第六号の上欄又は同表の第八号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた相続税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第十八項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

21　前二項に定めるもののほか、第十七項及び第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

22　第十項又は第十六項の届出書が第十項に規定する届出期限又は第十六項の免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十二項又は第十六項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

23　第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号、第三号又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一　第三項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二　第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三　第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限	同号の認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
四　第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
五　第十三項又は第十五項の規定の適用があつた場合	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日	同号の認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
六　第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
七　第十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日	
八　第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）			

24　第一項の特例非上場株式等に係る認定承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産（同項の相続の開始前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。）がある場合において、当該相続の開始の時における、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継相続人等については、同項の規定は、適用しない。

一　当該認定承継会社の資産の価額の合計額

二　現物出資等資産の価額（当該認定承継会社が当該相続の開始の時において当該現物出資等資産を有していない場合には、当該相続の開始の時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額）の合計額

25　経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等若しくは当該特例非上場株式等に係る認定承継会社について、第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

26　税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は当該経済産業局長に対し、当該経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

27　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

第七十条の七の三　第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合（その死亡の日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合及びその死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により同条第一項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、

当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。次条において同じ。）の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額を基礎として計算するものとする。

2　前項前段に規定する特例受贈非上場株式等について同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項（同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の三第一項（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）の規定の適用を受けた同項の特例受贈非上場株式等を除く」とする。

（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）

第七十条の七の四　前条第一項の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈非上場株式等につきこの項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例受贈非上場株式等（認定相続承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。）で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該相続の開始の時における当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条において「特例相続非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営相続承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　認定相続承継会社　第七十条の七第二項第一号に定める会社で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

イ　当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。）の数が一人以上であること。

ロ　当該会社が、第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ　当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（二及びホにおいて「会社等」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ　当該会社等が、第七十条の七第二項第一号に規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ　当該会社等が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であること。

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二　非上場株式等　第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

三　経営相続承継受贈者　第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に定める者で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

イ　その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の直前において、前条第一項の贈与者の親族であること。

ロ　その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の代表権を有していること。

ハ　前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者及びその者と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定相続承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その者とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定相続承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

四　納税猶予分の相続税額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　前項の規定の適用に係る特例相続非上場株式等の価額を同項の経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該五年を経過する日又は当該贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。

ロ　前項の規定の適用に係る特例相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営相続承継受贈者の相続税の額

五　経営相続承継期間　第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該五年を経過する日又は当該贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。

六　経営相続報告基準日　次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ　経営相続承継期間　第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（次項において準用する第七十条の七の二第三項第二号又は第八項において準用する同条第十項において「第一種相続基準日」という。）

ロ　経営相続承継期間（前項の規定の適用に係る経営相続承継受贈者に係る贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営贈与承継期間）の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた特例相続非上場株式等の価額に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）に相当する相続税の全部につき前項、次項又は第九項から第十一項までの規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間　当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第八項において準用する第七十条の七の二第十項において「第二種相続基準日」という。）

3　第七十条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相続基準日」と、同条第四項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、同条第五項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営贈与承継期間）」と、「第一項、」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定又は」と、「又は第十五項」とあるのは「若しくは第十五項」と、「第一項の」とあるのは「同条第一項の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

4　第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が納税猶予分の相続税額につき特例相続非上場株式等（合併により当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）のすべてを担保として提供した場合について準用する。

5　第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものを含む。次項において同じ。）に係る会社の株式等について、第一項の規定の適用を受けている他の経営相続承継受贈者又は第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者若しくは第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人等である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

6　特例受贈非上場株式等について第一項の規定の適用を受ける場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等に限る。）については、第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けることができない。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が提出する相続税の申告書に、特例受贈非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

一　第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類

二　第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の経営に関する事項として財務省令で定めるものを記載した書類

三　第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該経営相続承継受贈者が第二項第三号イからニまでに掲げる要件のすべてを満たし、かつ、第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社が第二項第一号イからヘまでに掲げる要件その他財務省令で定める要件を満たしていることを財務省令で定めるところにより証する書類

8　第七十条の七の二第十項の規定は、経営相

続承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「当該相続に係る相続税の申告書の提出期限」とあるのは「特例相続非上場株式等に係る贈与者の死亡の日」と、「同項」とあるのは「同項の規定又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「経営報告基準日」とあるのは「経営相続報告基準日（当該特例相続非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営相続報告基準日を除く。）」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相続基準日」と、「第二種基準日」とあるのは「第二種相続基準日」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

9　第七十条の七の二第十一項及び第十二項の規定は、前項において準用する同条第十項の規定により提出すべき届出書について準用する。

10　第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

11　第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。

12　第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。

13　第七十条の七の二第二十二項の規定は、第八項において準用する同条第十項の規定により提出する届出書又は前項において準用する同条第十六項の規定により提出する届出書がこれらの規定に規定する期限までに提出されなかつた場合について準用する。

14　第七十条の七の二第二十三項の規定は、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定、第九項において準用する同条第十二項の規定、第十項において準用する同条第十三項の規定又は第十一項において準用する同条第十五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定したことによる利子税の納付について準用する。

15　第七十条の七の二第二十五項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者又は特例相続非上場株式等若しくは当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

16　第七十条の七の二第二十六項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第二十五項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

17　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の十第一項中「第七十条の八第一項」を「第七十条の八の二第一項」に改める。

第七十条の十一中「第七十条の八第三項」を「第七十条の八の二第三項」に改める。

第七十二条第一項中「平成二十三年三月三十一日までの間に、」を「平成二十五年三月三十一日までの間に、」に改め、同項第一号イ中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同号ロ中「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、同号ハ中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項第二号イ中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同号ロ中「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、同号ハ中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項第三号中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

第七十二条の二及び第七十三条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七十三条の二第一項中「（平成二十年法律第八十七号）」を削る。

第七十四条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七十四条の二を削る。

第七十六条第一項中「当該事業」を「当該農地保有合理化事業（同項第一号に規定する農地売買等事業に限る。）」に改め、「規定する農用地」の下に「（次項及び次条において「農用地」という。）」を加え、「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改め、同条第二項中「農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項」を「農地法第三十五条第一項」に改め、「特定農業法人」の下に「（同項に規定する農地保有合理化法人等に該当するものに限る。）」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十三号）の施行の日」を「農地法等施行日」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項の特定遊休農地の利用権の設定等」を「同条第二項の規定により行う同項の遊休農地の所有権の移転等」に、「特定遊休農地（同法第二十七条の二第一項の特定遊休農地をいう。）」を「同法第二条第一項に規定する農地」に、「当該特定遊休農地」を「当該農地」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う法人で政令で定めるものが、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）の施行日（次項及び次条第二項において「農地法等施行日」という。）から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに掲げる農地売買等事業に限る。）の実施により、政令で定める区域内において、農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十七条の見出しを「（利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、「同条第一項第一号に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　農業を営む者で政令で定めるものが、農地法等施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号イに規定する農地所有者代理事業に限る。）により、政令で定める区域内において、農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十八条を削る。

第七十八条の二第一項第一号中「千分の五」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の二」に改め、同条第二項中「不動産又は」を削り、「同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは」を「同項第四号中「千分の五」とあるのは」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十八条の三中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条を第七十八条の二とする。

第七十九条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項を削る。

第八十条第一項中「が、産業活力再生特別措置法」を「が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第二項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、「変更」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「（以下この項において「事業革新」という。）」及び「認定共同事業再編計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する」を削り、「第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画（組織の再編成で政令で定めるもの及び事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第十四条第二項」を「第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項」に、「第十三条第一項若しくは第十四条第一項」を「第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第三十九条の二第一項若しくは第三十九条の三第一項」に、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に改め、「（当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第七条第二項第三号に規定する実施時期）」を削る。

第八十条の三第二項中「千分の三（平成二十一年三月三十一日までに当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の二・五）」を「千分の二・五」に改める。

第八十一条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　所有権の移転　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　平成二十三年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行つた場合　千分の八

ロ　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合　千分の十三

二　地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　前号イに掲げる場合　千分の四

ロ　前号ロに掲げる場合　千分の六・五

三　先取特権、質権又は抵当権の移転　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　第一号イに掲げる場合　千分の一・四

ロ　第一号ロに掲げる場合　千分の一・八

四　根抵当権の法人の分割による移転　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　第一号イに掲げる場合　千分の一・四

ロ　第一号ロに掲げる場合　千分の一・八

第八十一条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　前項第一号イに掲げる場合　千分の四・六・五

ロ　前項第一号ロに掲げる場合　千分の六・五

二　当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　前項第一号イに掲げる場合　千分の二・三・二五

ロ　前項第一号ロに掲げる場合　千分の二・五

第八十一条第四項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の登記　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　第一項第一号イに掲げる場合　千分の四

ロ　第一項第一号ロに掲げる場合　千分の六・五

二　当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　第一項第一号イに掲げる場合　千分の二

ロ　第一項第一号ロに掲げる場合　千分の三・二五

第八十一条第六項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「第七十九条第一項㈠を「第七十九条㈠に、「第七十九条第一項第五号」を「第七十九条第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6　株式会社が、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同条第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」とする。

第八十二条の三を削る。

第八十三条第一項及び第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「（平成二十年三月三十一日までに第二項に規定する認定を受けた認定民間都市再生整備事業計画に基づき取得をする土地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八」を削る。

第八十三条の三第一項中「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに資産流動化計画に基づき取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改め、同条第二項中「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに投資信託約款に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改め、同条第三項中「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに規約に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改める。

第八十四条の二中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十四条の三に次の一項を加える。

6　地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体で、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）の事業を承継するために設立されたものであることその他政令で定める要件を満たすものが、平成二十一年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に解散した当該特例民法法人から残余財産の取得をする場合には、当該取得に伴う土地の所有権、地上権若しくは賃借権又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の五中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「申請を」を「申請（建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）の申請がこれらの規定により電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。）を」に改める。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六章第三節の節名中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十八条の六中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十八条の七第二項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第七項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第九項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十九条の見出しを「（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「地方道路税の」を「地方揮発油税の」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税

法」に、「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項の」を「前項の」に、「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項及び第六項を削る。

第八十九条の二第一項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税を」を「地方揮発油税を」に改め、同条第四項及び第九項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十九条の三第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第四項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第五項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税は」を「地方揮発油税は」に改める。

第八十九条の四第一項及び第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第九十条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第四項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第五項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税は」を「地方揮発油税は」に改める。

第九十条の二第一項及び第二項並びに第九十条の三第一項、第二項及び第五項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第九十条の四の二第一項、第九十条の六の二第一項及び第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六章第三節の四中第九十条の十二を第九十条の十三とし、第九十条の十一の次に次の一条を加える。

（自動車重量税の免税等）

第九十条の十二　次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

一　電気を動力源とする自動車で財務省令で定めるもの

二　次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）

イ　車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

ロ　車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの

三　電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の財務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので財務省令で定めるもの

四　次に掲げる電力併用自動車（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ　車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

五　車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この条において同じ。）で財務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの

2　次に掲げる検査自動車（前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で財務省令で定めるもの（次項第一号において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

二　次に掲げる軽油自動車（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ　車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で財務省令で定めるもの（次項第一号において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

ロ　車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

3　次に掲げる検査自動車（前二項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超える軽油自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ　窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

4　国税通則法第百十九条第一項の規定は、前二項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

第九十一条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三及び第九十一条の四を削る。

第九十三条第二項第二号を次のように改める。

二　第七十条の六第三十七項第三号

第九十三条第二項第三号中「第七十条の八第三項」を「第七十条の八の二第三項」に改め、同条第四項中「第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十五項」を「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項並びに第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項において準用する場合を含む。）」に改め、「年六・六パーセントの」を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に、「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「規定する住宅の取得等」の下に「若しくは同条第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等」を加え、「既存住宅又は」を「既存住宅若しくは」に、「適用年又は」を「適用年若しくは」に、「規定する特例適用年に」を「規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした同条第五項に規定する認定長期優良住宅に係る同項に規定する長期優良住宅特例適用年に」に、「又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る同条第一項又は」を「若しくは第四項に規定する住宅の増改築等に係る同条第一項若しくは」に、「とする。」を「とし、同法第四十一条第

五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する長期優良住宅借入金等（以下この項において「長期優良住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該長期優良住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）」に改め、同条第五項中「六年間（」を「十年間（」に、「十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「、十五年間」に、「と、同法」を「と、同条第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、同条第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十一項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「六年間」と、同法」に、「四年内（」を「八年内（」に、「十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「、十三年内」に、「五年内（」を「九年内（」に、「十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内とする。」を「、十四年内」に、「十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「、十五年間」に、「と、同法」を「と、同条第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、同条第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十一項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「六年間」と、同法」に、「四年内（」を「八年内（」に、「十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「、十三年内」に改め、同条第六項中「同条第十二項」を「同条第十七項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　附則第三十三条（第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定　平成二十一年四月一日

附則第一条第四号中「附則第三十三条（第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十四条第二項」を「附則第四十四条第二項」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七」に改め、同項各号を削る。

附則第三十三条第二項を次のように改める。

2　新租税特別措置法第九条の三の場合において、同条各号に掲げる配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同条の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

附則第三十三条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、「係る」の下に「所得税法第二十四条第一項に規定する」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第四十三条第二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の七」に改め、同項各号を削る。

附則第四十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定は、新租税特別措置法第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第三十七条の十二の二第六項」とあるのは、「第三十七条の十三の二第四項」と読み替えるものとする。

附則第四十五条第一項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「期間（以下この条において「経過期間」という。）内に」を「間に」に改め、同条第二項中「経過期間内」を「平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則第四十六条第一項中「（以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項に定めるもののほか、特例期間内」を「平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間」に改め、「その他同条の規定の施行に関し必要な経過措置」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第九十四条第二項を次のように改める。

2　新租税条約実施特例法第三条の二第十四項前段の場合において、同項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

附則第九十四条第四項を次のように改める。

4　新租税条約実施特例法第三条の二第二十項前段の場合において、居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成二十二年一月一日

イ　第一条中所得税法第二百二十四条の五の改正規定及び同法第二百二十五条第一項第十三号の改正規定並びに附則第五条第二項の規定

ロ　第五条中租税特別措置法第九条の三の二第一項の改正規定、同法第三十八条に一項を加える改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定及び同法第八十四条の五の改正規定並びに附則第三十条第三項及び第六十七条第十一項の規定

ハ　第七条中所得税法等の一部を改正する法律附則第四十六条の改正規定

二　第五条中租税特別措置法第十一条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十四条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の十（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の二十一（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の九十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第八十条第一項の改正規定並びに附則第二十七条第三項及び第四項、第四十条第五項及び第六項、第四十六条、第五十六条第五項及び第六項、第六十一条並びに第六十七条第三項の規定　我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日

三　第五条中租税特別措置法第十一条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の二十五を削り、同法第六十八条の二十六を同法第六十八条の二十五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める部分に限る。）並びに附則第二十七条第五項、第四十条第七項及び第五十六条第七項の規定　米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日

四　第五条中租税特別措置法第十四条第二項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十七条第三項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第六十八条の三十四第三項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第二十七条第九項及び第十項、第四十条第十一項及び第十二項並びに第五十六条第十一項及び第十二項の規定　高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日

五　第五条中租税特別措置法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四条第二項第三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第三十七条第一項の表の第十三号の改正規定、同法第六十一条の二第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の三第一項第三号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五第一項の改正規定（「第六十六条」を「第六十六条の二」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の七第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十七条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の六十四第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十三第三項第一号の改正規定、同法第六十八条の七十六第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十八条の百一第一項の改正規定、同法第七十条の四の改正規定、同法第七十条の五の改正規定、同法第七十条の六の改正規定、同法第七十条の六の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の七第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「同条第三十五項第一号」を「同条第三十九項第一号」に改める部分に限る。）、同法第七十六条第一項の改正規定（「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第七十七条（見出しを含む。）の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条に一項を加える改正規定、同法第九十三条第二項第一号の改正規定及び同法第九十八条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」に改める部分及び同表の市町村の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四

十一項」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条第二項、第三項、第七項及び第八項、第四十三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十八条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第一項並びに第九十一条（別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」に改める部分及び同項第二号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改める部分に限る。）の規定　農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日

七　第五条中租税特別措置法第四十一条の七の改正規定　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に定める日

八　第五条中租税特別措置法第七十三条の二第一項の改正規定　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第五条までにおいて「新所得税法」という。）第四十四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に減額される新所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額について適用し、施行日前に減額された第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第五条までにおいて「旧所得税法」という。）第九十五条第一項に規定する外国所得税の額については、なお従前の例による。

（家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置）

第三条　新所得税法第四十五条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終わった行為に係る同号に掲げるものについて適用し、施行日前に終わった行為に係る旧所得税法第四十五条第一項第九号に掲げるものについては、なお従前の例による。

2　前項の場合において、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為に係る新所得税法第四十五条第一項第九号に掲げるもの（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金を除く。以下この項において「外国課徴金」という。）について同条第一項の規定を適用するときは、当該外国課徴金の額のうち当該行為の施行日前の部分に係る金額は、同項第九号に掲げるものの額に該当しないものとみなす。

（外国税額控除に関する経過措置）

第四条　新所得税法第九十五条第一項の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新所得税法第九十五条第四項の規定は、施行日以後に減額される同条第一項に規定する外国所得税の額について適用し、施行日前に減額された旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額については、なお従前の例による。

（告知、支払調書及び支払通知書等に関する経過措置）

第五条　新所得税法第二百二十四条の三第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する償還金等の交付について適用する。

2　新所得税法第二百二十四条の五及び第二百二十五条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で平成二十二年一月一日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

3　新所得税法第二百二十五条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行う同号に規定する譲渡の対価の支払及び償還金等の交付について適用し、施行日前に行った旧所得税法第二百二十五条第一項第十号に規定する譲渡の対価の支払については、なお従前の例による。

4　新所得税法第二百二十五条第二項の規定は、施行日以後に支払う同項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについて適用し、施行日前に支払った旧所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについては、なお従前の例による。

5　新所得税法第二百二十八条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する支払を受ける同項に規定する株式等の譲渡の対価について適用し、施行日前に旧所得税法第二百二十八条第二項に規定する支払を受けた同項に規定する株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

6　施行日から平成二十一年十二月三十一日までの間における新所得税法第二百二十四条の三第四項、第二百二十五条第一項（第十号に係る部分に限る。）及び第二百二十八条第二項の規定の適用については、新所得税法第二百二十四条の三第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割」とあるのは「株式等証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募をいう。）により行われたものの終了又は一部の解約」と、「同項」とあるのは「第一項」とする。

（外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置）

第六条　第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第六十条までにおいて「新法人税法」という。）第二十三条の二の規定は、内国法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

（還付金等の益金不算入に関する経過措置）

第七条　新法人税法第二十六条第二項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において減額される同項に規定する外国源泉税等の額について適用する。

2　新法人税法第二十六条第三項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において減額される新法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において減額された第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第六十条までにおいて「旧法人税法」という。）第六十九条第一項に規定する外国法人税の額とみなされる金額を含む。）については、旧法人税法第二十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第六十九条第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十二条第二項（外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法第六十九条第八項」とする。

（資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置）

第九条　新法人税法第三十三条第二項及び第三項の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日以後に行う新法人税法第三十三条第二項及び第三項に規定する評価換えについて適用し、法人が施行日前に行った旧法人税法第三十三条第二項に規定する評価換えについては、なお従前の例による。

2　新法人税法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に旧法人税法第三十三条第三項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入に関する経過措置）

第十条　新法人税法第三十九条の二の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において受ける同条に規定する剰余金の配当等の額に係る同条に規定する外国源泉税等の額について適用する。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

第十一条　新法人税法第五十五条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終わった行為に係る同号に掲げるものについて適用し、施行日前に終わった行為に係る旧法人税法第五十五条第四項第三号に掲げるものについては、なお従前の例による。

2　前項の場合において、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為に係る新法人税法第五十五条第四項第三号に掲げるもの（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による課徴金及び延滞金を除く。以下この項において「外国課徴金」という。）について同条第四項の規定を適用するときは、当該外国課徴金の額のうち当該行為の施行日前の部分に係る金額は、同号に掲げるものの額に該当しないものとみなす。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第六十九条第一項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において納付することとなる同項に規定する外国法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において納付することとなった旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税については、なお従前の例による。

2　内国法人が施行日前に開始した事業年度において旧法人税法第六十九条第八項に規定する外国子会社から受けた同項に規定する配当等の額（以下この項において「配当等の額」という。）がある場合（施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社から受けた配当等の額がある場合を含む。）には、当該内国法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各事業年度において旧法人税法第六十九条第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税（同条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（旧法人税法第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額を含む。）及び旧法人税法第六十九条第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額（旧法人税法第八十一条の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額を含む。）のうち、これらの配当等の額に係るものについては、旧法人税法第六十九条第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第九項中「第八十一条の十五第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の十五第八項」と、同条第十二項中「第八十一条の十五第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の十五第八項」と、同条第十三項中「第二十八条」とあるのは「所得税法等の一

部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第八条（法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第二十八条」とする。

3　新法人税法第六十九条第八項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において減額される同条第一項に規定する外国法人税の額について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において減額された旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4　新法人税法第六十九条第十項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において同条第一項の規定の適用を受ける場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において旧法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受けた場合については、なお従前の例による。

5　新法人税法第六十九条第十一項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において同条第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において旧法人税法第六十九条第二項又は第三項の規定の適用を受けた場合については、なお従前の例による。

6　新法人税法第六十九条第十二項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において旧法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた場合については、なお従前の例による。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する経過措置）

第十三条　新法人税法第七十条の規定は、施行日以後にされる同条の更正に係る同条に規定する仮装経理法人税額について適用し、施行日前にされた旧法人税法第七十条第一項に規定する更正又は同条第二項に規定する各事業年度の所得の金額を減少させる更正により減少した法人税の額については、なお従前の例による。

（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入に関する経過措置）

第十四条　新法人税法第八十一条の五の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において減額される新法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において減額された旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

（連結法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入に関する経過措置）

第十五条　連結法人が施行日から三年を経過する日以前に開始する各連結事業年度において次条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第八十一条の十五第八項の規定の適用を受ける同項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により同条第八項に規定する外国法人税の額とみなされる金額を含む。）については、旧法人税法第八十一条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第八十一条の十五第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十六条第二項（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法第八十一条の十五第八項」とする。

（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）

第十六条　新法人税法第八十一条の十五第一項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において納付することとなる同項に規定する外国法人税について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において納付することとなった旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税については、なお従前の例による。

2　連結法人が施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社から受けた同項に規定する配当等の額（以下この項において「配当等の額」という。）がある場合（施行日前に開始した事業年度において旧法人税法第六十九条第八項に規定する外国子会社から受けた配当等の額がある場合を含む。）には、当該連結法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税（同条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（旧法人税法第六十九条第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額を含む。）及び旧法人税法第八十一条の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額（旧法人税法第六十九条第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額を含む。）のうち、これらの配当等の額に係るものについては、旧法人税法第八十一条の十五第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十七項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第九項中「第六十九条第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十二条第二項（外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法第六十九条第八項」と、同条第十一項中「第六十九条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第六十九条第八項」と、同条第十三項中「第八十一条の五」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第十五条（連結法人税額から控除する外国子会

社の外国税額の益金算入に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の五」とする。

3　新法人税法第八十一条の十五第八項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において減額される同条第一項に規定する外国法人税の額について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において減額された旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4　新法人税法第八十一条の十五第九項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において同条第一項の規定の適用を受ける場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受けた場合については、なお従前の例による。

5　新法人税法第八十一条の十五第十項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において同条第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第二項又は第三項の規定の適用を受けた場合については、なお従前の例による。

6　新法人税法第八十一条の十五第十一項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けた場合については、なお従前の例による。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除に関する経過措置）

第十七条　新法人税法第八十一条の十六の規定は、施行日以後にされる同条の更正に係る同条に規定する仮装経理法人税額について適用し、施行日前にされた旧法人税法第八十一条の十六第一項若しくは第二項に規定する更正又は同条第三項に規定する各連結事業年度の連結所得の金額若しくは分割前事業年度の所得の金額を減少させる更正により減少した法人税の額については、なお従前の例による。

（解散による清算所得の金額の計算に関する経過措置）

第十八条　新法人税法第九十三条第二項第三号の規定は、施行日以後に解散（合併による解散及び新法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この条において同じ。）をする内国普通法人等（新法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等をいう。以下この条において同じ。）が清算中に受ける同号に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

2　新法人税法第九十三条第二項第四号（同号に規定する外国源泉税等の額に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に解散をする内国普通法人等が清算中に減額される同号に規定する外国源泉税等の額について適用する。

3　新法人税法第九十三条第二項第四号（同号に規定する外国法人税の額に係る部分に限る。）の規定は、内国普通法人等が施行日以後に開始する清算中の事業年度において減額される同号に規定する外国法人税の額について適用し、内国普通法人等が施行日前に開始した清算中の事業年度において還付を受けた旧法人税法第九十三条第二項第三号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4　新法人税法第九十六条の規定は、施行日以後に解散をする内国普通法人等が清算中に受ける同条に規定する剰余金の配当等の額に係る同条に規定する外国源泉税等の額について適用する。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例に関する経過措置）

第十九条　新法人税法第百三十四条の二（第四項に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後にされる更正に係る同条第一項に規定する仮装経理法人税額について適用し、施行日前にされた旧法人税法第百三十四条の二第一項又は第二項に規定する更正に係る旧法人税法第七十条第一項又は第八十一条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により控除することができる金額については、なお従前の例による。

2　新法人税法第百三十四条の二（第四項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に生ずる同項各号に掲げる事実について適用する。この場合において、施行日前にされた更正により減少した法人税の額について同条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用するときは、同項中「適用法人につき」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第七十条第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）又は第八十一条の十六第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある内国法人（以下この条において「適用法人」という。）につき」と、「仮装経理法人税額（既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び第七十条又は第八十一条の十六の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）」とあるのは「旧法人税法第七十条第一項又は第八十一条の十六第一項の規定により控除することができる金額（既に第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び旧法人税法第七十条第一項又は第八十一条の十六第一項の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において「仮装経理法人税額」という。）」とする。

（地方道路税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2　施行日前に第四条の規定による改正前の地方道路税法（以下この条において「地方道路税法」という。）第六条第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第二条第

一項に規定する揮発油（租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第三項並びに第九十四条において同じ。）は、施行日以後に第四条の規定による改正後の地方揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

3　地方道路税法第八条第二項の規定により提供された担保は、地方揮発油税法第八条第二項の規定により提供された担保とみなす。

4　施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出し、又は他の揮発油の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた揮発油を、当該製造場に戻し入れ、又は移入した場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方道路税額」として、これらの規定を適用する。

5　施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を、その製造を廃止した後当該製造場であった場所に戻し入れた場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方道路税額」として、これらの規定を適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二十一条　第五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第六十九条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第八条の四第四項の規定は、施行日以後に支払う同項に規定する上場株式配当等について適用し、施行日前に支払った第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第六十八条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第八条の四第四項に規定する上場株式配当等については、なお従前の例による。

（上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第九条の四の二の規定は、施行日以後の同条第一項に規定する上場証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。

（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第九条の五第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用し、施行日前の旧租税特別措置法第九条の五第一項に規定する公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第十条の二第六項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用する。

（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第十条の六第一項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同条第一項に規定する情報基盤強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の六第一項に規定する情報基盤強化設備等については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の二第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定は、個人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する事業革新設備について適用し、個人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十一条の三第二項から第五項までの規定は、個人が附則第一条第二号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等について適用する。

5　新租税特別措置法第十一条の七の規定は、個人が附則第一条第三号に定める日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する新用途米穀加工品等製造設備について適用する。

6　個人が、旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号ニに掲げる地区（水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項の規定により、施行日前に水源地域として指定された地区に限る。）内において施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得等をする旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、同項（同項の表の第一号ニに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7　新租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第一号ニに係る部分に限る。）の規定は、個人

が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

8　新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第十四条（第二項に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第四号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

10　個人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

12　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条（第二項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（個人の準備金に関する経過措置）

第二十八条　旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の第二号の上欄に掲げる個人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）の平成二十二年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条（第三項から第六項まで及び第八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

2　新租税特別措置法第二十四条の二（第三項及び第七項から第九項までに係る部分に限る。）の規定は、同条第一項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が施行日以後に同条第三項第三号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、旧租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が施行日前に同条第三項第三号に掲げる場合に該当することとなった場合については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十九条　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　個人の有する旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等が、附則第一条第五号に定める日前に旧租税特別措置法第三十四条第二項第三号に規定する裁定により買い取られた場合については、なお従前の例による。

3　附則第一条第五号に定める日以後に農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「旧農地法」という。）第七十五条の二第一項に規定する草地利用権に係る新租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等が旧農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条第二項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4　個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が、附則第一条第六号に定める日前に旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十三号に規定する法人に同号（イに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買い取られた場合については、なお従前の例による。

5　附則第一条第六号に定める日以後に個人の有する新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業（同日前に当該認定を受けた高度化事業計画に基づくものであって、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

6　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十三号イの規定は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

7　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

8　個人が、附則第一条第五号に定める日前にその有する旧租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等を同条第二項第三号に規定する協議により同号に規定する特定農業法人に譲渡した場合については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第三十七条の九の五の規定は、個人が平成二十一年一月一日以後に同条第一項に規定する取得をする同項に規定する先行取得土地等について適用する。

（株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第三十八条第一項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する支払又は交付について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十八条第一項に規定する支払については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十八条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する支払を受ける

同項に規定する株式等の譲渡の対価について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十八条第二項に規定する支払を受けた同項に規定する株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十八条第三項の規定は、平成二十二年一月一日以後の同項に規定する上場投資信託等の終了若しくは一部の解約又は同項に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割について適用する。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第四十条の四第一項から第四項までの規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の五の規定は、居住者が同条第一項に規定する特定外国子会社等から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同項各号に掲げる事実（当該特定外国子会社等又は外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。）が生じた場合については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（居住者の新租税特別措置法第四十条の五第一項第一号に規定する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される金額に限る。）又は旧租税特別措置法第四十条の五第二項に規定する控除未済配当等の額のうち居住者の新租税特別措置法第四十条の五第一項第二号に規定する前年以前三年内の各年分に対応する部分の金額は、当該居住者の同項各号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第四十条の七第一項、第二項第三号、第三項及び第四項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の十第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の八の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者が同項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人から受ける同項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の十一第一項に規定する居住者に係る同項に規定する特定外国法人又は外国関係法人につき同項各号に掲げる事実（当該特定外国法人又は外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。）が生じた場合については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第四十条の十一第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（新租税特別措置法第四十条の八第一項第一号に規定する特殊関係株主等である居住者の同号に規定する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される金額に限る。）又は旧租税特別措置法第四十条の十一第二項に規定する控除未済配当等の額のうち新租税特別措置法第四十条の八第一項第二号に規定する特殊関係株主等である居住者の同号に規定する前年以前三年内の各年分に対応する部分の金額は、当該居住者の同項各号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定は、居住者が新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等に係る家屋を平成二十一年一月一日以後に同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする同項に規定する適用年が平成二十一年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成二十年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第四十一条の三の二（第十二項に係る部分を除く。）の規定は、居住者が同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該住宅の増改築等に係

る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十一年一月一日以後に同条第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋を同日前に同条第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　居住者が、新租税特別措置法第四十一条の三の二第十二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年が平成二十一年以後の各年に係る同条第一項又は第四項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の三の二第十一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年が平成二十年以前の各年に係る同条第一項又は第四項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用し、居住者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が施行日以後に有する所得税法第百六十一条に規定する国内源泉所得又は同項の外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第三十七条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置）

第三十八条　新租税特別措置法第四十二条の三の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第四十二条の五第六項及び第七項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する保全事業等の計画につき同項に規定する認定を施行日前に受けた法人が当該認定の日から三年以内の期間内に取得等をする同項に規定する保全事業等資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

4　新租税特別措置法第四十四条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十四条の三第一項の規定は、法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する事業革新設備について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第四十四条の三第二項及び第三項の規定は、法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第四十四条の三第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等について適用する。

7　新租税特別措置法第四十四条の七の規定は、法人が附則第一条第三号に定める日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第四十四条の七第一項に規定する新用途米穀加工品等製造設備について適用する。

8　法人が、旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号二に掲げる地区（水源地域対策特別措置法第三条第一項の規定により、施行日前に水源地域として指定された地区に限る。）内において施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得等をする旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、同項（同号二に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

9　新租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第一号二に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する

工業用機械等について適用する。

10　新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第四十七条（第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第四号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

12　法人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第六十八条の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第五十六条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

13　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

15　新租税特別措置法第五十二条第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において施行日以後に国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の対象となる事業に係る同条第一項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第五十二条第一項に規定する植林費を支出した場合又は法人の施行日以後に開始する事業年度において施行日前に国若しくは地方公共団体から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る同項に規定する植林費を支出する場合については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第四十一条　旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで及び第十一項から第十八項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第六十八条の四十五第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十五第一項
第四項から第七項まで	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十一項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	第六十八条の四十五第十項前段	旧効力措置法第六十八条の四十五第十項前段
	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第十項
	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項
	第五十五条の六第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第二項
	「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項

第十二項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十三項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項
	第六十八条の四十五第十一項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十一項
第十四項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十五項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項
	第六十八条の四十五第十三項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十三項
第十六項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十七項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

2　旧租税特別措置法第五十七条第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第四項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額を有する場合には、当該開始の日以後五年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該電子計算機買戻損失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（次項において「五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　前項の場合において、五年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日までに同項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第五十七条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該五年均等取崩金額は、当該電子計算機買戻損失準備金の金額とする。

4　第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に旧租税特別措置法第五十七条第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した同条第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第十一項において「特定電子計算機」という。）の買戻しの全部を行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　旧租税特別措置法第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなった場合　その有しないこととなった日における電子計算機買戻損失準備金の金額

二　合併又は分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合　その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻損失準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における電子計算機買戻損失準備金の金額

四　第二項、前三号、次項及び第六項の場合以外の場合において電子計算機買戻損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第二項の規定の適用を受ける法人が、施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後四年を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における電子計算機買戻損失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額については、第二項、前項、第八項及び第十一項の規定は、適用しない。

6　第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項及び第十一項の規定は、適用しない。

7　第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に

満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8　第二項の規定の適用を受ける法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（附則第五十七条第六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の電子計算機買戻損失準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の電子計算機買戻損失準備金の金額）とみなす。

9　前項又は附則第五十七条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者又は旧租税特別措置法第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　第八項又は附則第五十七条第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十月から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11　第二項の規定の適用を受ける法人が分割法人となる適格分割型分割が行われた場合（附則第五十七条第九項前段に規定する場合を除く。）において、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定電子計算機の買戻しの全部を行うこととなったときは、その適格分割型分割直前における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する第二項の電子計算機買戻損失準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の電子計算機買戻損失準備金の金額）とみなす。

12　前項又は附則第五十七条第九項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割型分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者又は旧租税特別措置法第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13　第十一項又は附則第五十七条第九項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割型分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額は、第十一項又は同条第九項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割型分割の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十月から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格分割型分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（漁業協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置）

第四十二条　新租税特別措置法第六十一条の規定は、同条第一項に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十三条　法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等が、附則第一条第五号に定める日前に同項第三号に規定する裁定により買い取られた場合については、なお従前の例による。

2　附則第一条第五号に定める日以後に農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（以下この項において「旧農地法」という。）第七十五条の二第一項に規定する草地利用権に係る新租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等が旧農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の三第一項第三号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3　法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が、附則第一条第六号に定める日前に同項第十三号に規定する法人に同号（イに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買い取られた場合については、なお従前の例による。

4　附則第一条第六号に定める日以後に法人の有する新租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が中小小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業（同日前に当該認定を受けた高度化事業計画に基づくものであって、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

5　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号イの規定は、法人が附則第一条第六号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

6　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農業生産法人が、附則第一条第五号に定める日前にその有する同項に規定する土地等を同項第三号に規定する協議により同号に規定する特定農業法人に譲渡した場合については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、法人の附則第一条第五号に定める日以後に取得をする同表の第十四号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が同日前に取得をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十四号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第六十六条の二の規定は、法人が平成二十一年一月一日以後に取得をする同条第一項に規定する先行取得土地等について適用する。

10　新租税特別措置法第六十六条の二第一項に規定する法人が、当該法人の施行日前に終了する事業年度（当該事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出期限が平成二十一年四月三十日前に到来する事業年度に限る。）において同項に規定する先行取得土地等の取得をした場合における当該先行取得土地等に係る新租税特別措置法第六十六条の二の規定の適用については、同項中「当該取得の日を含む事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出期限までに」とあるのは、「平成二十一年四月三十日までに」とする。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第六十六条の六第一項から第四項までの規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十六条の八の規定は、内国法人が同条第二項に規定する特定外国子会社等から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同項各号に掲げる事実（当該特定外国子会社等又は外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。）が生じた場合については、なお従前の例による。

4　旧租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（内国法人の新租税特別措置法第六十六条の八第三項第一号に規定する事業年度（以下この項において「配当等事業年度」という。）の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。）又は旧租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額（同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）のうち内国法人の新租税特別措置法第六十六条の八第三項第二号に規定する前十年以内の各事業年度（以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該内国法人の課税対象留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当等事業年度又は前十年以内の各事業年度の同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

5　内国法人の施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人に係る旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等から受ける新租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特

定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、新法人税法第二十三条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該内国法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各事業年度又は各連結事業年度において当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額及び当該特定外国子会社等に係る旧法人税法第六十九条第十一項又は第八十一条の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人税法第二十八条並びに第六十九条第八項、第十一項、第十三項及び第十五項から第十八項まで又は第八十一条の五並びに第八十一条の十五第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十七項までの規定は、なおその効力を有する。

6　内国法人の施行日前に開始した事業年度において当該内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等（新法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。）から受けた旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、附則第六条の規定にかかわらず、新法人税法第二十三条の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第六十九条第八項又は第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社及び旧法人税法第六十九条第十一項又は第八十一条の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、附則第十二条第二項又は第十六条第二項の規定は、適用しない。

7　前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第六十七条第三項第二号中「除く。」とあるのは、「除く。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第四十四条第六項前段（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により適用される第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）（租税特別措置法第六十六条の八第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額」とする。

（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第二項第三号、第三項及び第四項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の六第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の七第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の九の三第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の七第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十六条の九の四の規定は、同条第二項に規定する特殊関係株主等である内国法人が同項に規定する特定外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の八第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人又は外国関係法人につき同項各号に掲げる事実（当該特定外国法人又は外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。）が生じた場合については、なお従前の例による。

4　旧租税特別措置法第六十六条の九の八第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（新租税特別措置法第六十六条の九の四第三項第一号に規定する特殊関係株主等である内国法人の同号に規定する事業年度（以下この項において「配当等事業年度」という。）の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。）又は旧租税特別措置法第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額（同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十六条の八第三項の規定により旧租税特別措置法第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）のうち新租税特別措置法第六十六条の九の四第三項第二号に規定する特殊関係株主等である内国法人の同号に規定する前十年以内の各事業年度（以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該内国法人の課税対象留保金額又は課税済留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当等事業年度又は前十年以内の各事業年度の同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

5　新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人に係る旧租税特別措置法第六十六条の九の六第一項に規定する特定外国法人から受ける新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人

の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、新法人税法第二十三条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該内国法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各事業年度又は各連結事業年度において当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額及び当該特定外国法人に係る旧法人税法第六十九条第十一項又は第八十一条の十五第十一項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人税法第二十八条並びに第六十九条第八項、第十一項、第十三項及び第十五項から第十八項まで又は第八十一条の五並びに第八十一条の十五第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十七項までの規定は、なおその効力を有する。

6　旧租税特別措置法第六十六条の九の六第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に開始した事業年度において当該内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人（新法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。）から受けた旧租税特別措置法第六十六条の九の六第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、附則第六条の規定にかかわらず、新法人税法第二十三条の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第六十九条第八項又は第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社及び旧法人税法第六十九条第十一項又は第八十一条の十五第十一項に規定する外国子会社の所得に対して課される旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、附則第十二条第二項又は第十六条第二項の規定は、適用しない。

7　前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第六十七条第三項第二号中「除く。」とあるのは、「除く。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第四十五条第六項前段（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により適用される第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額」とする。

（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第六十六条の十第一項の規定は、法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験研究用資産について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

2　前項の場合において、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（以下この項において「産業活力再生特別措置法等改正法」という。）附則第六条の規定により技術研究組合（産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正後の技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定する技術研究組合をいう。）とみなされた鉱工業技術研究組合（産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法第二条に規定する鉱工業技術研究組合をいう。）に係る新租税特別措置法第六十六条の十の規定の適用については、同条第一項中「費用を賦課し」とあるのは、「費用の賦課（我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定により技術研究組合法第九条第一項の規定による費用の賦課とみなされるものを含む。）をし」とする。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の平成二十一年二月一日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第六十七条の十四第一項の規定は、同項に規定する特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十四第三項（同項の表第六十六条の十三第一項第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、特定目的会社の平成二十一年二月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　新租税特別措置法第六十七条の十五第一項の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十五第四項（同項の表第四十二条の三の二第一項の表の第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、新租税特別措置法第六十七条の十五第二項に規定する投資法人（次項において「投資法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

3　新租税特別措置法第六十七条の十五第四項（同項の表第六十六条の十三第一項第一号の項

に係る部分に限る。）の規定は、投資法人の平成二十一年二月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第六十七条の十六の規定は、同条第一項の外国法人が施行日以後に有する法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得について適用する。

（振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第六十七条の十七第三項の規定は、外国法人の施行日以後に発行する同項に規定する割引債の同項に規定する償還差益について適用する。

2　新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、法人税法第百四十一条第二号から第四号までに掲げる外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する割引債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用する。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第六十八条の三の二第一項の規定は、同項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第六十八条の三の三第一項の規定は、同項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第五十四条　新租税特別措置法第六十八条の八の規定は、連結親法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条　新租税特別措置法第六十八条の十第六項及び第七項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する保全事業等の計画につき同項に規定する認定を施行日前に受けた連結親法人が当該認定の日から三年以内の期間内に取得等をする同項に規定する保全事業等資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

4　新租税特別措置法第六十八条の十九第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の二十一第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する事業革新設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十八条の二十一第二項及び第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八条の二十一第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等について適用する。

7　新租税特別措置法第六十八条の二十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第三号に定める日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する新用途米穀加工品等製造設備について適用する。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号二に掲げる地区（水源地域対策特別措置法第三条第一項の規定により、施行日前に水源地域として指定された地区に限る。）内において施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得等をする附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等に係る新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項の規定の適用については、同項中「掲げる地区」とあるのは「掲げる地区（所得税

法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第四十五条第一項の表の第一号二に掲げる地区（以下この項において「経過措置適用地区」という。）を含む。）と、「当該各号の第二欄に掲げる事業」とあるのは「当該各号の第二欄に掲げる事業（経過措置適用地区にあつては、製造の事業その他の政令で定める事業）」と、「当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表」とあるのは「当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（経過措置適用地区にあつては、機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるものとし、第四十五条第一項の表及び旧効力措置法第四十五条第一項の表」とする。

9　新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号二に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第六十八条の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用する。

11　新租税特別措置法第六十八条の三十四（第三項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第四十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項」と、同条第四項中「第四十七条第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第三項」とする。

13　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第六十八条の三十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度において施行日以後に国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の対象となる事業に係る同条第一項に規定する植林費を支出する場合について適用し、連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の三十八第一項に規定する植林費を支出した場合又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度において施行日前に国若しくは地方公共団体から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る同項に規定する植林費を支出する場合については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第五十七条　旧租税特別措置法第五十五条の六第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）に該当するものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十五（第三項から第五項まで及び第十項から第十七項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第五十五条の六第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項

第四項及び第五項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
	「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第十一項
	第六十八条の四十五第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第二項
	「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十五条の六第十一項
第十一項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十二項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項
	第五十五条の六第十二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項
第十三項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十四項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項
	第五十五条の六第十四項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項
第十五項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十六項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項

2　旧租税特別措置法第六十八条の五十第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第四項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額を有する場合には、当該開始の日以後五年以内の日を含む各連結事業年度において、当該電子計算機買戻損失準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（次項において「五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　前項の場合において、五年均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日までに同項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第四十一条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該五年均等取崩金額は、当該電子計算機買戻損失準備金の金額とする。

4　第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に旧租税特別措置法第六十八条の五十第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した同条第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第九項において「特定電子計算機」という。）の買戻しの全部を行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　旧租税特別措置法第六十八条の五十第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなった場合　その有しないこととなった日における電子計算機買戻損失準備金の金額

二　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあってはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあってはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合　その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻損失準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を

除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する電子計算機買戻損失準備金の金額

四　第二項及び前三号の場合以外の場合において電子計算機買戻損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合には、その適格合併直前における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の電子計算機買戻損失準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第四十一条第二項の電子計算機買戻損失準備金の金額）とみなす。

7　前項又は附則第四十一条第八項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が旧租税特別措置法第六十八条の五十第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日までの期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

8　第六項又は附則第四十一条第八項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額は、第六項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格合併の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十月から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

9　第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が分割法人となる適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）が行われた場合において、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　前項又は附則第四十一条第十一項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）が旧租税特別措置法第六十八条の五十第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　第九項又は附則第四十一条第十一項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額は、第九項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻損失準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十月から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格分割型分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等が、附則第一条第五号に定める日前に旧租税特別措置法第六十五条の三第一項第三号に規定する裁定により買い取られた場合については、なお従前の例による。

2　附則第一条第五号に定める日以後に農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（以下この項において

「旧農地法」という。）第七十五条の二第一項に規定する草地利用権に係る新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等が旧農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の三第一項第三号に掲げる場合に該当するものとみなして、新租税特別措置法第六十八条の七十四の規定を適用する。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が、附則第一条第六号に定める日前に旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に規定する法人に同号（イに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買い取られた場合については、なお従前の例による。

4　附則第一条第六号に定める日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が中小小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業（同日前に当該認定を受けた高度化事業計画に基づくものであって、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に掲げる場合に該当するものとみなして、新租税特別措置法第六十八条の七十五の規定を適用する。

5　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号イに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

6　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である旧租税特別措置法第六十八条の七十六第一項に規定する農業生産法人が、附則第一条第五号に定める日前にその有する同項に規定する土地等を旧租税特別措置法第六十五条の五第一項第三号に規定する協議により同号に規定する特定農業法人に譲渡した場合については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第五号に定める日以後に取得をする同表の第十四号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第六十八条の八十五の四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十一年一月一日以後に取得をする同条第一項に規定する先行取得土地等について適用する。

10　新租税特別措置法第六十八条の八十五の四第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、当該連結親法人又はその連結子法人の施行日前に終了する連結事業年度（当該連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出期限が平成二十一年四月三十日前に到来する連結事業年度に限る。）において同項に規定する先行取得土地等の取得をした場合における当該先行取得土地等に係る新租税特別措置法第六十八条の八十五の四の規定の適用については、同項中「当該取得の日を含む連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出期限までに」とあるのは、「平成二十一年四月三十日までに」とする。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第六十八条の九十第一項から第四項までの規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十一第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の九十二の規定は、連結法人が同条第二項に規定する特定外国子会社等から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する連結法人

に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同項各号に掲げる事実（当該特定外国子会社等又は外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。）が生じた場合については、なお従前の例による。

4　旧租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額（連結法人の新租税特別措置法第六十八条の九十二第三項第一号に規定する連結事業年度（以下この項において「配当等連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。）又は旧租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税済留保金額（同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）のうち連結法人の新租税特別措置法第六十八条の九十二第三項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度（以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該連結法人の個別課税対象留保金額又は個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度の期間に対応する配当等連結事業年度又は前十年以内の各連結事業年度の同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

5　連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において当該連結法人に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等から受ける新租税特別措置法第六十八条の九十第一項第一号イに規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該連結法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各連結事業年度又は各事業年度において当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額及び当該特定外国子会社等に係る旧法人税法第八十一条の十五第十一項又は第六十九条第十一項に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人税法第八十一条の五並びに第八十一条の十五第八項、第十一項、第十三項及び第十五項から第十七項まで又は第二十八条並びに第六十九条第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。

6　連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において当該連結法人に係る新租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等（新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）の新租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等（新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）から受ける新租税特別措置法第六十八条の九十第一項第一号イに規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、附則第六条の規定にかかわらず、新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第八十一条の十五第八項又は第六十九条第八項に規定する外国子会社及び旧法人税法第八十一条の十五第十一項又は第六十九条第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、附則第六十六条第二項又は第十二条第二項の規定は、適用しない。

7　前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第八十一条の十三第二項第二号中「第八十一条の四」とあるのは、「第八十一条の三第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第五十九条第六項前段（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により適用される第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）（租税特別措置法第六十八条の九十二第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個別益金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額及び第八十一条の四」とする。

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項、第二項第三号、第三項及び第四項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の七第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の九十三の四の規定は、同条第二項に規定する特殊関係株主等である連結法人が同項に規定する特定外国法人

から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人又は外国関係法人につき同項各号に掲げる事実（当該特定外国法人又は外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。）が生じた場合については、なお従前の例による。

4　旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額（新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項第一号に規定する特殊関係株主等である連結法人の同号に規定する連結事業年度（以下この項において「配当等連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。）又は旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額（同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九十二第三項の規定により旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）のうち新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項第二号に規定する特殊関係株主等である連結法人の同号に規定する前十年以内の各連結事業年度（以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該連結法人の個別課税対象留保金額又は個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度の期間に対応する配当等連結事業年度又は前十年以内の各連結事業年度の同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

5　新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において当該連結法人に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する特定外国法人から受ける新法人税法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（当該特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において「剰余金の配当等の額」という。）については、新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該連結法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各連結事業年度又は各事業年度において当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額及び当該特定外国法人に係る旧法人税法第八十一条の十五第十一項又は第六十九条第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人税法第八十一条の五並びに第八十一条の十五第八項、第十一項、第十三項及び第十五項から第十七項まで又は第二十八条並びに第六十九条第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。

6　旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において当該連結法人に係る新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人（新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。）から受けた旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、附則第六十条の規定にかかわらず、新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第八十一条の十五第八項又は第六十九条第八項に規定する外国子会社及び旧法人税法第八十一条の十五第十一項又は第六十九条第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、附則第十六条第二項又は第十二条第二項の規定は、適用しない。

7　前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第八十一条の十三第二項第二号中「第八十一条の四」とあるのは、「第八十一条の三第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）附則第六十条第六項前段（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により適用される第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）（租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個別益金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかった金額及び第八十一条の四」とする。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合の所得計算の特例に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第六十八条の九十四第一項の規定は、連結親法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験研究用資産について適用し、連結親法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

2　前項の場合において、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（以下この項において「産業活力再生特別措置法等改正法」という。）附則第六条の規定により技術研究組合（産業活

力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正後の技術研究組合法第二条第一項に規定する技術研究組合をいう。）とみなされた鉱工業技術研究組合（産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法第二条に規定する鉱工業技術研究組合をいう。）に係る新租税特別措置法第六十八条の九十四の規定の適用については、同条第一項中「費用を賦課し」とあるのは、「費用の賦課（我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定により技術研究組合法第九条第一項の規定による費用の賦課とみなされるものを含む。）をし」とする。

（連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第六十八条の九十八第一項の規定は、連結親法人の平成二十一年二月一日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結親法人の同日前に終了した旧租税特別措置法第六十八条の九十八第一項本文に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

（非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予に関する経過措置）

第六十三条　新租税特別措置法第七十条の七の規定は、施行日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）により取得をする新租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等（以下附則第六十五条までにおいて「非上場株式等」という。）に係る贈与税について適用する。

2　新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、平成二十年十月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）により取得をする非上場株式等に係る相続税について適用する。この場合において、当該相続又は遺贈により取得をする当該非上場株式等に係る会社の株式又は出資については、旧租税特別措置法第六十九条の五第一項の規定は、適用しない。

（非上場株式等についての相続税の課税価格の計算の特例等に関する経過措置）

第六十四条　旧租税特別措置法第六十九条の五第二項第十一号に規定する特定事業用資産相続人等（以下第五項までにおいて「特定事業用資産相続人等」という。）が施行日前に贈与により取得をした同条第二項第八号に規定する特定受贈同族会社株式等（以下第三項まで及び次条第二項において「特定受贈同族会社株式等」という。）につき旧租税特別措置法第六十九条の五第十項又はこの項の規定により相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十八条第一項の申告書（第六項において「贈与税の申告書」という。）及び旧租税特別措置法第六十九条の五第十項の書類を納税地の所轄税務署長に提出している場合には、当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　前項に規定する場合（当該特定受贈同族会社株式等の贈与をした者（以下この項及び第四項において「特定贈与者」という。）が平成二十年十月一日以後に死亡した場合に限る。）において、当該特定贈与者に係る特定事業用資産相続人等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定事業用資産相続人等は、当該特定受贈同族会社株式等（この項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択したものに限る。以下この項及び第四項において「選択特定受贈同族会社株式等」という。）を当該特定贈与者から相続（当該特定事業用資産相続人等が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得をした非上場株式等とみなして、新租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用を受けることができる。

一　当該特定事業用資産相続人等が、平成二十二年三月三十一日までに納税地の所轄税務署長に、この項の規定により新租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を提出していること。ただし、当該特定贈与者の死亡に係る相続税法第二十七条第一項に規定する相続税の申告書（次号、第七項及び次条において「相続税の申告書」という。）の提出期限が同日までに到来する場合には、既に当該書類を提出している場合を除き、当該書類を当該相続税の申告書に添付して提出することとする。

二　当該特定事業用資産相続人等が、当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告書の提出期限（次号及び第七項において「申告期限」という。）を経過する時までの間のうち政令で定める期間において、当該選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社（新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社をいう。第七項第二号において同じ。）の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

三　当該特定事業用資産相続人等が、当該特定贈与者からの贈与により取得をした選択特定受贈同族会社株式等のすべてを当該贈与の時から当該相続に係る申告期限（当該特定事業用資産相続人等が当該申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き保有していること。

3　第一項の規定は、前項の規定により特定事業用資産相続人等が当該特定受贈同族会社株式等について新租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

4　特定事業用資産相続人等が、当該特定事業用資産相続人等に係る特定贈与者から相続又は遺贈により取得をした株式又は出資（選択特定受贈同族会社株式等に係る法人のものに限る。）については、当該選択特定受贈同族会社株式等につき第二項の規定の適用を受ける場合を除き、新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、適用しない。

5　特定事業用資産相続人等が第二項の規定により新租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用を受ける場合の納税の猶予をする相続税の額の調整方法その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　旧租税特別措置法第七十条の三の三第三項第一号に規定する特定受贈者（以下この条におい

て「特定受贈者」という。）が平成二十年十二月三十一日以前に贈与により取得をした同項第二号に規定する特定同族株式等（以下この条及び次条第二項において「特定同族株式等」という。）につき旧租税特別措置法第七十条の三の三第一項又は第七十条の三の四第一項の規定により贈与税の申告書（これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出している場合には、当該特定同族株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7　前項に規定する場合（当該特定同族株式等の贈与をした者（以下次項までにおいて「特定同族株式等贈与者」という。）が平成二十年十月一日以後に死亡した場合に限る。）において、当該特定同族株式等贈与者に係る特定受贈者が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定受贈者は、当該特定同族株式等贈与者からの贈与（旧租税特別措置法第七十条の三の三第三項第一号ロに規定する選択年中における当該特定同族株式等の最初の贈与の日から同項第四号に規定する確認日（第四号において「確認日」という。）までの間に行われたものに限る。）により取得をした株式又は出資（当該特定同族株式等に係る会社のもののうち、この項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択したものに限る。以下次項までにおいて「選択特定同族株式等」という。）を当該特定同族株式等贈与者から相続（当該特定受贈者が当該特定同族株式等贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得をした非上場株式等とみなして、新租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用を受けることができる。

一　当該特定受贈者が、平成二十二年三月三十一日までに納税地の所轄税務署長に、この項の規定により新租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を提出していること。ただし、当該特定同族株式等贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限が同日までに到来する場合には、既に当該書類を提出している場合を除き、当該書類を当該相続税の申告書に添付して提出することとする。

二　当該特定受贈者が、当該特定同族株式等に係る贈与の時から当該特定同族株式等贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において、当該選択特定同族株式等に係る認定承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

三　当該特定受贈者が、当該特定同族株式等贈与者からの贈与により取得をした選択特定同族株式等のすべてを当該贈与の時から当該相続に係る申告期限（当該特定受贈者が当該申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き保有していること。

四　当該特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日までに、当該特定同族株式等に係る旧租税特別措置法第七十条の三の三第一項に規定する確認書を納税地の所轄税務署長に提出していること。

8　特定受贈者が、当該特定受贈者に係る特定同族株式等贈与者から相続又は遺贈により取得をした株式又は出資（選択特定同族株式等に係る会社のものに限る。）については、当該選択特定同族株式等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、適用しない。

9　特定受贈者が第六項の規定の適用を受けている場合の新租税特別措置法第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条の三又は第七十条の三の二の規定の適用に関する調整その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10　特定受贈者が第七項の規定により新租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用を受ける場合の納税の猶予をする相続税の額の調整方法その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11　新租税特別措置法第六十九条の四及び第六十九条の五の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、前条第二項の規定の適用がある場合を除き、なお従前の例による。

（相続税の申告期限等に係る特例）

第六十五条　平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間（以下この条において「特例期間」という。）に開始した相続に係る被相続人が当該相続の開始の直前に有していた財産の中に非上場株式等が含まれており、かつ、当該被相続人が当該非上場株式等に係る会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。次項において同じ。）を有していた場合には、当該被相続人からの相続又は遺贈（贈与により取得をした財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。次項及び第五項において同じ。）により財産の取得をした者が提出すべき相続税の申告書の提出期限については、同法第二十七条第一項中「十月以内」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日まで」とする。

2　特定受贈同族会社株式等（前条第一項又は第二項の規定の適用に係るものに限る。）の贈与をした者（当該特定受贈同族会社株式等に係る会社の代表権を有していた者に限る。）又は特定同族株式等（同条第六項の規定の適用に係るものに限る。）の贈与をした者（当該特定同族株式等に係る会社の代表権を有していた者に限る。）が特例期間内に死亡した場合には、これらの者からの相続又は遺贈により財産の取得をした者が提出すべき相続税の申告書の提出期限については、相続税法第二十七条第一項中「十月以内」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日まで」とする。

3　前二項に規定する場合において、特例期間内に相続税法第四条に規定する事由が生じたときにおける同法第二十九条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限については、同項中「十月以内」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日まで」とする。

4　第一項及び第二項に規定する場合において、特例期間内に相続税法第三十五条第二項第一号又は第五号に規定する事由に該当することとなったときにおける同項に規定する決定又は更

正については、同項第一号又は第五号中「十月」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日」とする。

5　特例期間内に相続又は遺贈により非上場株式等の取得をした新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等で同条第一項の規定の適用を受けたものに係る同項の規定による納税の猶予を受けた相続税に係る同条第十四項第七号の規定の適用については、同号中「国税徴収法」とあるのは、「国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が相続税である場合にあつては、当該相続税に係る被相続人の相続の開始の前）」と、同法」とする。

（農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第七十条の四の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税について適用する。

2　附則第一条第五号に定める日前に行われた旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第二十一項から第二十四項まで、第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十七項、新租税特別措置法第七十条の五第一項並びに第七十条の六第二十九項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

4　前項の規定により新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた前項各号に掲げる受贈者が同条第二十一項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「同条第二十一項から第二十四項まで、第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十七項」とあるのは、「同条」とする。

5　新租税特別措置法第七十条の六の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に相続又は遺贈により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用する。

6　附則第一条第五号に定める日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

7　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第二十七項、第二十八項、第三十三項、第四十項及び第四十二項の規定（第二号から第六号までに掲げる農業相続人にあっては、同条第三十九項の規定を含む。）を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十一項

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六　旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

8　前項の規定により新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなされた前項各号に掲げる農業相続人が同条第二十七項において準用する新租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「同条第二十七項、第二十八項、第三十三項、第四十項及び第四十二項の規定（第二号から第六号までに掲げる農業相続人にあっては、同条第三十九項の規定を含む。）」とあるのは、「同条（第五項及び第三十八項を除く。）」とする。

9　新租税特別措置法第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後の期間に対応する利子税について適用し、同日前の期間に対応する利子税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第七十六条第三項の規定は、同項に規定する特定農業法人が附則第一条第五号に定める日以後に同項に規定する農地の取得をする場合における当該農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十六条第二項に規定する特定農業法人が、同項に規定する特定遊休農地の取得をした場合における当該特定遊休農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、平成二十年九月三十日までに旧租税特別措置法第七十八条に規定する農林漁業者に対して行った貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第二号に定める日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第八十一条第一項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得する場合の同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合の旧租税特別措置法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　株式会社が、平成二十年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第三項の表の各号の上欄に掲げる権利を取得した場合における当該権利に係る登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第八十一条第二項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第四項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第八十一条第三項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第六項各号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　株式会社が平成二十一年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であって同日までになされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項第五号、第八十条第一項第五号又は第八十条の二第一項第四号若しくは第六号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9　旧租税特別措置法第八十二条の三第一項に規定する特定外貿埠頭管理運営者が、平成二十一年三月三十一日までに同項に規定する指定法人から同項に規定する外貿埠頭業務用不動産の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10　旧租税特別措置法第八十三条第四項に規定する整備事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、平成二十年三月三十一日までに同条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた同項に規定する認定民間都市再生事業計画に基づき取得をする同条第四項の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第八十四条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に電子情報処理組織を使用して同条各号に掲げる登記の申請を行う場合における当該登記に係る登録免許税について適用し、同日前に電子情報処理組織を使用して旧租税特別措置法第八十四条の五各号に掲げる登記の申請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（地方道路税の特例に関する経過措置）

第六十八条　施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に新租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、新租税特別措置法第八十九条の二第四項、第八十九条の三第五項（新租税特別措置法第八十九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第八十九条の四第二項において準用する揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十四条の二第七項、新租税特別措置法第九十条第五項（新租税特別措置法第九十条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項の規定を適用する。

（利子税等の割合の特例に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第九十三条第四項の規定（新租税特別措置法第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項に係る部分に限る。）は、附則第一条第五号に定める日以後の期間に対応する利子税について適用し、同日前の期間に対応する利子税については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第九十三条第四項の規定の適用については、同項中「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」とあるのは、「第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十五項」とする。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　居住者が、第六条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第十六条第三項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項に規定する特例適用年が平成二十一年である年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、第六条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第三項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項に規定する特例適用年が平成二十年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

2　新震災特例法第十六条第五項の規定は、平成二十一年分の所得税について適用し、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条　第七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十三条第五項の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第七十二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第二項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第三項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第四項中「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条　施行日前に地方道路税を課せられた揮発油が施行日以後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になった場合には、当該揮発油については、地方揮発油税を課せられたものとみなして、前条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。

（相続税法の一部改正）

第七十四条　相続税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第七十五条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条　前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、施行日以後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第七十七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条　前条の規定による改正後の国税通則法の規定は、施行日以後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

（航空機燃料税法の一部改正）

第七十九条　航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第八十条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の項を次のように改める。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）	第七条第一項	たばこ税	第十六条第一項若しくは第五項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（第四項において「特別措置法」という。）第十一条第一項（たばこ税法第十六条第一項又は第五項の規定に係る部分に限る。）	たばこ税、たばこ特別税
	第七条第二項			
	第七条第三項	地方揮発油税	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税	揮発油税及び地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税
		これらの税目		
	第七条第四項	地方揮発油税に係るときは、地方揮発油税法第十二条第一項及び第三項	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税に係るときは、地方揮発油税法第十二条第一項及び第三項又は特別措置法第十六条第一項及び第三項	

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第十条の見出しを「（揮発油税法及び地方揮発油税法の特例）」に改め、同条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第十一条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第二項中「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に、「地方道路税、」を「地方揮発油税、」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項又は同法第十一条第二項の規定を適用する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第七条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条　施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第二条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第五条第三項及び第四項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条　施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2　施行日前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二条第一項及び第五条第三項の規定を適用する。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八十七条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第三条第一項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第四条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条　施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第三条又は第四条の規定を適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第八十九条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第二条第一号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条　施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2　施行日前に地方道路税を納付して輸入された揮発油に対する地方道路税の還付については、なお従前の例による。

3　施行日前に前条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第三項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第三項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第十一条第五項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

（地方自治法の一部改正）

第九十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第七十条の六第三十六項」を「第七十条の六第三十五項」に、「第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十五項」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ニ」に、「第七十条の六第三十六項」を「第七十条の四第三十五項」に、「第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十項」に、「第七十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十一項」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第九十二条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第九十三条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第三号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第八十一条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第三項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条　施行日前に前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八

十条第一項の規定により地方道路税の軽減を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定により地方揮発油税の軽減を受けたものとみなして、同法第八十一条第一項の規定を適用する。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第九十五条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条及び第二百四十二条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条　前条の規定の施行の際に納期限の到来していない地方揮発油税とみなして、同条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十六条又は第二百四十二条の規定を適用する。

（会社更生法の一部改正）

第九十七条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第九十八条　前条の規定の施行の際に納期限の到来していない地方道路税は、納期限の到来していない地方揮発油税とみなして、同条の規定による改正後の会社更生法第百二十九条の規定を適用する。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第九十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号ロ中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律（次項において「新特会法」という。）の規定は、平成二十一年度分の予算から適用する。

2　新特会法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、第四条の規定による改正前の地方道路税法の規定による地方道路税の収入は、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とする。

（罰則に関する経過措置）

第百一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二条　この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第百三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条　政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2　前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3　第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一　個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二　法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三　消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四　自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五　資産課税については、格差の固定化の防

止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六　納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七　地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八　低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、課税の適正化を図る等のため所得税、法人税、登録免許税及び地方道路税の関係税目についての改正を行うとともに、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長・拡充、認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除制度の創設、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除並びに平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設、土地の売買等に係る登録免許税の特例の現行税率の据置き等の住宅・土地税制の改正、エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却措置等の創設等の法人関係税制の改正、中小企業者等の法人税率の特例の創設、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置から中小企業者等を除外する改正等の中小企業関係税制の改正、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設、農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し等の相続税制の改正、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の延長等の金融・証券税制の改正、外国子会社配当益金不算入制度の創設等の国際課税の改正並びに自動車重量税の免税の特例の創設等の自動車課税の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　住宅・土地税制について、住宅ローン減税の適用期限を延長するとともに、最大控除可能額を引き上げるほか、自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合の税額控除制度並びに平成二十一年及び平成二十二年に取得する土地の譲渡益の特別控除制度の創設等を行うこと。

2　法人関係税制について、エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却を可能とする措置の創設等を行うこと。

3　中小企業関係税制について、中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げを行うほか、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置から中小企業者等を除外する措置等を講ずること。

4　相続税制について、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設等を行うほか、農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し等を行うこと。

5　金融・証券税制について、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の特例措置を延長する措置等を講ずること。

6　国際課税について、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当を親会社の益金不算入とする制度の創設等を行うこと。

7　自動車課税について、一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を減免する措置等を講ずること。

8　住宅用家屋の売買等に係る登録免許税の特例の適用期限を延長する措置を講ずるほか、入国者が輸入するウイスキー等や紙巻たばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の措置を講ずること。

9　施行期日等

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

また、附則において、税制の抜本的な改革に係る措置について規定している。

なお、以上の改正により、初年度において約四千六百四十億円の減収、平年度において約六千五百八十億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じようとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年二月二十七日

財務金融委員長　田中　和徳

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　納税者数の増加、滞納状況の推移、高齢化の進展などによる納税環境の変化、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化による業務量の増大、納税者の納税意識の更なる向上の必要性にかんがみ、税務執行の重要性及び徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府方針を

踏まえ、適正かつ公平な賦課及び徴収実現のための国税職員については、国家公務員の定員削減計画にとらわれず、増員を含む定員の確保を行うとともに、そのための税務行政執行に係る予算措置を図り、更には、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一　高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。

一　租税特別措置については、税制上の特例であることを踏まえ、その利用状況の把握や検証のあり方について引き続き検討を深めるとともに、租税特別措置の政策目的の緊急性、政策効果の有無等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化の推進に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、三八〇円
（本体一、三二〇円）